

令和3年 第1回定例会

屋久島町議会会議録

令和3年3月5日 開会

令和3年3月23日 閉会

令和3年 第1回定例会

屋久島町議会会議録

屋久島町議会

令和3年第1回屋久島町議会定例会会期日程

自3月5日・至3月23日（19日間）

月 日	曜	会議別	日 程
3月5日	金	本会議	○開 会
6日	⊕	休 会	
7日	⊕	休 会	
8日	月	本会議	○一般質問
9日	火	本会議	○一般質問
10日	水	本会議	○一般質問
11日	木	委員会	○各常任委員会
12日	金	委員会	○各常任委員会
13日	⊕	休 会	
14日	⊕	休 会	
15日	月	委員会	○各常任委員会
16日	火	委員会	○産業厚生常任委員会
17日	水	委員会	○総務文教常任委員会
18日	木	休 会	
19日	金	休 会	
20日	⊕	休 会	

21日	㊸	休 会	
22日	月	休 会	
23日	火	本会議	○最終本会議

令和3年第1回屋久島町議会定例会

第 1 日

令和3年3月5日

令和3年第1回屋久島町議会定例会議事日程（第1号）

令和3年3月5日（金曜日）午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第5号 令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第14号）について
- 日程第6 議案第6号 令和2年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第7 議案第7号 令和2年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第8 議案第8号 令和2年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第9 議案第9号 令和2年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第10 議案第10号 令和2年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第11 議案第11号 令和2年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第12 議案第12号 令和2年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第13 議案第13号 令和2年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第14 議案第14号 令和2年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第15 議案第15号 損害賠償請求事件の損害賠償額を定め和解することについて
- 日程第16 議案第53号 船舶売買契約の締結について
- 日程第17 施政方針説明
- 日程第18 議案第16号 屋久島町道路線の変更について
- 日程第19 議案第17号 屋久島町道路線の認定について
- 日程第20 議案第18号 屋久島町道路線の認定について
- 日程第21 議案第19号 屋久島町道路線の認定について
- 日程第22 議案第20号 屋久島町道路線の認定について
- 日程第23 議案第21号 債権の放棄について

- 日程第24 議案第22号 債権の放棄について
- 日程第25 議案第23号 口永良部島辺地総合整備計画の変更について
- 日程第26 議案第24号 吉田コミュニティセンターふれあい館の指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第25号 屋久島町福祉センター及び屋久島町総合福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第28 議案第26号 屋久島町安房地区共同墓地の指定管理者の指定について
- 日程第29 議案第27号 屋久島町屋久杉ランド休憩施設の指定管理者の指定について
- 日程第30 議案第28号 屋久島町まごころ市ぼん・たん館の指定管理者の指定について
- 日程第31 議案第29号 屋久島町志戸子ガジュマル公園の指定管理者の指定について
- 日程第32 議案第30号 屋久島町安房荒茶加工施設の指定管理者の指定について
- 日程第33 議案第31号 屋久島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第34 議案第32号 屋久島町税条例の一部改正について
- 日程第35 議案第33号 屋久島町乳幼児等医療費助成条例の一部改正について
- 日程第36 議案第34号 屋久島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第37 議案第35号 屋久島町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第38 議案第36号 屋久島町介護保険条例の一部改正について
- 日程第39 議案第37号 屋久島町営住宅管理条例の一部改正について
- 日程第40 議案第38号 屋久島町営単独住宅管理条例の一部改正について
- 日程第41 議案第39号 屋久島町立学校設置条例の一部改正について
- 日程第42 議案第40号 屋久島町学校給食センター等設置条例の一部改正について
- 日程第43 議案第41号 屋久島町組織機構改革に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について
- 日程第44 議案第42号 屋久島町議会議員及び屋久島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第45 議案第54号 屋久島町旧支所周辺にぎわい創出事業基金条例について
- 日程第46 議案第43号 令和3年度屋久島町一般会計予算について
- 日程第47 議案第44号 令和3年度屋久島町上水道事業特別会計予算について
- 日程第48 議案第45号 令和3年度屋久島町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第49 議案第46号 令和3年度屋久島町国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程第50 議案第47号 令和3年度屋久島町介護保険事業特別会計予算について
- 日程第51 議案第48号 令和3年度屋久島町診療所事業特別会計予算について

- 日程第52 議案第49号 令和3年度屋久島町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第53 議案第50号 令和3年度屋久島町船舶事業特別会計予算について
- 日程第54 議案第51号 令和3年度屋久島町電気事業特別会計予算について
- 日程第55 議案第52号 令和3年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 日程第56 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（15名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	中馬慎一郎君	2番	眞邊真紀君
3番	相良健一郎君	5番	上村富士高君
6番	渡邊千護君	7番	石田尾茂樹君
8番	榎光徳君	9番	緒方健太君
10番	小脇清保君	11番	日高好作君
12番	下野次雄君	13番	岩川俊広君
14番	寺田猛君	15番	大角利成君
16番	高橋義友君		

1. 欠席議員（1名）

4番 岩山鶴美君

1. 出席事務局職員

議会事務局長	日高孝之君	議事調査係長	鬼塚晋也君
議事調査係	恵由葵乃君		

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町長	荒木耕治君	教育長	塩川文博君
副町長	日高豊君	会計課長 兼会計管理者	上釜裕一君
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長 観光まちづくり課参事 （観光推進担当）	鎌田勝嘉君	政策推進課長	三角謙二君
福祉支援課長 兼福祉事務所長	川東眞稔君	町民課長	日高邦義君
生活環境課長	寺田和寿君	健康長寿課長	塚田賢次君
建設課長	矢野和好君	産業振興課長（併任） 農業委員会事務局長	鶴田洋治君
地域住民課長	日高一成君	電気課長	内田康法君
教育振興課長	佐々木昭子君	監査委員事務局長	日高孝之君
	計屋正人君	健康長寿課参事 （感染症対策担当）	岩川茂隆君

△ 開 議 午前10時00分

○議長（高橋義友君）

おはようございます。

ただいまから、令和3年第1回屋久島町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程のとおりです。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋義友君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番、中馬慎一郎君、2番、眞邊真紀君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（高橋義友君）

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月23日までの19日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月23日までの19日間とすることに決定しました。

なお、会期日程につきましては、お配りしてあるとおりでございます。

△ 日程第3 諸般の報告

○議長（高橋義友君）

日程第3、諸般の報告を行います。

閉会中の事項につきましては、別紙で配付してありますので、口頭報告を省略いたします。

△ 日程第4 行政報告

○議長（高橋義友君）

日程第4、町長の行政報告を行います。

これを許可します。

○町長（荒木耕治君）

おはようございます。

第1回屋久島町議会定例会の開会に当たり、昨年、第4回定例会以後の町政を取り巻く状況について御報告いたします。

始めに、叙勲旭日単光章の授与につきまして御報告いたします。

元屋久町議会議員でありました岩川謙志氏が、満88歳を迎えられ、地方自治功労者に贈られる高齢者叙勲旭日単光章を授与されました。氏は、昭和50年5月から昭和62年4月までの通算3期12年の長きにわたり、屋久町議会議員として務め、その後、屋久町教育委員会教育委員長を務めるなど、行政推進に邁進し、住民福祉の向上と地方自治の進展に大きく貢献されたところです。

今回、受賞されました氏の御功績に対し、心からの敬意を表しますとともに、授与されましたことに対し、心からのお祝いを申し上げます。

次に、第68回鹿児島県下一周市郡対抗駅伝競走大会について御報告いたします。

2月13日から17日までの5日間にかけて開催され、本町からは消防分遣所職員などを含む社会人と高校生が熊毛代表としてすばらしい走りを見せてくれました。

総合順位は、昨年より一つ順位を上げ11位となり、躍進順位では6位という成績でした。選手の皆様には、これまでの努力に心から敬意を表しますとともに、地域を盛り上げるため、学業や仕事との両立を図りながら頑張っていたいただき、今後の御活躍を期待しているところであります。

最後に、新船「フェリー太陽Ⅱ」の就航について御報告いたします。

12月定例会において、命名式並びに進水式について御報告したところでありますが、新船「フェリー太陽Ⅱ」就航までのスケジュールについて御報告させていただきます。

3月10日に長崎の株式会社渡辺造船所において受け渡し後、宮之浦港火ノ上山埠頭に接岸、3月13日から25日まで各港での試験航行及び習熟訓練を行い、26日に就航の運びとなります。その間、19日に口永良部島での内覧会を開催し、20日には、火ノ上山埠頭において午前中に一般の方を対象とした内覧会、午後より関係機関を始め、招待者向けの披露式及び内覧会を予定しております。

議員の皆様におかれましては、年度末のお忙しい中ではありますが、ぜひ、御参加いただけますようお願い申し上げます。

以上で、簡単ではございますが、行政報告を終わります。

△ 日程第5 議案第5号 令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第14号）について

- △ 日程第6 議案第6号 令和2年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- △ 日程第7 議案第7号 令和2年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）について
- △ 日程第8 議案第8号 令和2年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- △ 日程第9 議案第9号 令和2年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- △ 日程第10 議案第10号 令和2年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第4号）について
- △ 日程第11 議案第11号 令和2年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- △ 日程第12 議案第12号 令和2年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第4号）について
- △ 日程第13 議案第13号 令和2年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第2号）について
- △ 日程第14 議案第14号 令和2年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（高橋義友君）

日程第5、議案第5号、令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第14号）についてから、日程第14、議案第14号、令和2年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）についてまでの10件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

令和3年第1回屋久島町議会定例会に提案しております案件につきまして、御説明申し上げます。

今回提案しております案件は、補正予算案10件、契約案1件、条例案13件、当初予算案10件、諮問1件、その他の案件16件の計51件であります。

それでは、議事日程に従いまして、議案第5号から議案第14号までを御説明いたします。

まず、議案第5号、令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第14号）につきましては、

歳出予算の主なものは、歳出見込額の精査に伴う減額のほか、総務費では、航路・航空路運賃低廉化事業負担金の減額、だいき寄附金の返礼品等の手数料及びだいき基金積立てに係る経費の増額、ネットワーク環境構築業務及び安房総合センター改修経費の減額、財政調整基金の積立て及び公共施設整備基金積立てに係る経費の増額などを、民生費では、更生医療給付事業、障害者支援に係る経費の増額、国民健康保険特別会計繰出金及び介護保険特別会計繰出金の減額など、衛生費では、診療所事業特別会計繰出金の増額、世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金の減額、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に係る経費の増額など、農林水産業費では、県営用排水施設整備事業、家畜疾病防疫対策事業、有害鳥獣被害防除対策及び島内産材需要拡大対策事業に係る経費の増額など、商工費では、商工業安定資金貸付金の減額、青少年旅行村コイン式洗濯機・乾燥機購入に係る経費の増額を、土木費では、会計年度任用職員報酬等の減額、社会資本整備総合交付金事業に係る経費の増額、県営港湾事業負担金の減額など、消防費では、消防出初式等の中止による出動旅費の減額など、教育費では、尾之間中央公民館婦人老人室の空調機器購入に係る経費の増額を、諸支出金では、船舶事業特別会計補助金の減額を計上いたしました。

財源としましては、国・県支出金、繰入金、町債などで調整し、歳入歳出それぞれ1億8,359万3,000円を減額し、予算の総額を147億7,709万6,000円にしようとするものであります。

次に、議案第6号、令和2年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、収益的収入及び支出において水道費の減額などを給水収益などで調整し、収入支出それぞれ2,000円を減額し、予算の総額を、収入は2億6,253万5,000円、支出を4億7,690万5,000円にしようとするものであります。

次に、議案第7号、令和2年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）につきましては、歳入予算において水道使用料の減額を一般会計繰入金の増額で調整しようとするものであります。

次に、議案第8号、令和2年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳出見込額の精査に伴う減額を県支出金などで調整し、歳入歳出それぞれ5,668万9,000円を減額し、予算の総額を17億6,269万4,000円にしようとするものであります。

次に、議案第9号、令和2年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳出見込額の精査に伴う保険給付費等の減額を国・県支出金、支払基金交付金などで調整し、歳入歳出それぞれ5,316万6,000円を減額し、予算の総額を14億8,218万3,000円にしようとするものであります。

次に、議案第10号、令和2年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第4号）につ

きましては、歳出見込額の精査に伴う減額及び診療所使用料の減額を一般会計繰入金などで調整し、歳入歳出それぞれ781万5,000円を減額し、予算の総額を1億6,574万9,000円にしようとするものであります。

次に、議案第11号、令和2年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、収益的収入及び支出において農業集落排水収益の減額を排水費などで調整し、収入、支出それぞれ12万6,000円を減額し、予算の総額を収入が1,725万円、支出を4,481万2,000円にしようとするものであります。

次に、議案第12号、令和2年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳出見込額の精査に伴う減額など、一般会計補助金などで調整し、収益的収入及び支出においては、収入、支出それぞれ747万2,000円を減額し、予算の総額を収入が2億8,282万1,000円、支出を2億8,957万1,000円に、資本的収入及び支出においては、収入、支出それぞれ1,262万8,000円を減額し、予算の総額を4億9,821万3,000円にしようとするものであります。

次に、議案第13号、令和2年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、収益的支出において特別損失の増額を予備費で調整しようとするものであります。

次に、議案第14号、令和2年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳出見込額の精査に伴う減額を保険料、一般会計繰入金などで調整し、歳入歳出それぞれ54万7,000円を減額し、予算の総額を1億7,948万2,000円にしようとするものであります。

以上で、説明を終わります。

御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋義友君）

これより、議案第5号から議案第14号までの10件に対し、総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

○7番（石田尾茂樹君）

議案第5号、令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第14号）について質問いたしたいと思いますが、33ページ、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の中の委託料1,119万2,000円、コールセンター業務委託ということが書いてありますが、業務委託の内容とどこに委託するのかということの詳細を教えてくださいたいと思います。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○健康長寿課参事（感染症対策担当）（岩川茂隆君）

コールセンター業務委託につきましては、当初で1席予約の受付、問合せ対応という

ことで予算を計上しておりました。

今回、国の補助金の上限額が示されたことによりまして、特に高齢者につきましては、LINEとかウェブでするよりも電話のほうは多いだろうということで、5席設けるような形で3月から9月までの間の7か月について5席で対応するという事でコールセンターの業務を委託をしております。

委託先といたしましては、LINEの予約システムを入れます、契約しております、東京のh a c h i d o r i株式会社というところと契約する予定でございます。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

○8番（榎 光徳君）

ただいまのコロナ関連なんですが、今回、836万3,000円補正が出ておりますけれども、2月の臨時議会の折にその取組が明示されたわけですけれども、国・県、今ワクチン投与が進んではいらるんですが、本町においては、全員は賄えないかもしれないと。1回の投与が2,070円でしたか、というのが示されたんですけども。

それで、もし希望者が殺到したらどうするのかというような御意見等もありましたけれども、現時点でそこら辺の進捗状況というか、どのようなことになっているのかということをお教えいただきたいと思っております。

それと、42ページですが、土木費の道路橋梁の中の14の工事請負費で1,900万円、城之川と荒川トンネルの出ているんですが、これの内訳をお教えいただきたいと思っております。

そして、これ多分、明繰か繰越しということになるかと思うんですが、そこら辺のことをお教えいただきたいと思っております。

それと、あと1点です。

議案第10号ですけれども、診療所事業の4ページです。歳出の4ページですが、口永良部のへき地出張診療所の、失礼しました、12の委託料で医師委託料が500万円減額されているんですが、この内容を教えていただきたいと思っております。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○健康長寿課参事（感染症対策担当）（岩川茂隆君）

今、御質問がありました、ワクチン接種の現在の状況ということで簡単に御説明をさせていただきます。

まず、医療従事者の優先接種につきまして、既に3月の中旬頃から始めますということで御案内をさせていただいておりますが、今週、種子島の医療センターにワクチンが1箱、975回分のワクチンが届く予定になっております。

熊毛の中の医療従事者、歯科医師、薬剤師も含めた医療従事者の接種対象者というのが1,000人を超えております。1,072名だったと思いますが、ワクチンがどうしても不足するというので、今日、熊毛医師会と1市3町担当者が集まってウェブ上での会議を行います。

どうしても優先順位をつけていかないといけないということで、この医療従事者につきましては優先順位を決めて、今月の早いところで種子島医師会としては14日、15日に医療センターで医療センターの職員の接種を行うということで、その後につきましては、今のところ種子島では、20、21の土日で接種をするというような動きがあるようです。

屋久島につきましては、どうしても種子島のほうからワクチンを移送する関係で、その時期に合わせるのかどうするのかということもまだ未定なんですけど、希望する方の接種を今月中には行いたいと思っております。

また、高齢者の優先接種につきましては、今、国が示しているワクチンの配分というのは、まだ明確に示されておられません。確実に今、言われておりますのが、4月の26日の週に全市町村に1箱は行き渡るということで、という情報しか持ち合わせておりませんので、まずは4月の26日の週に1箱入った場合に、どういう形で高齢者優先順位をつけていくかということ、今、協議をしているところでございます。

また、これに併せてワクチンの接種計画も作成しておりますので、なかなか先が見えないところでございますが、また随時皆さんにも町報等も通じながら情報はお知らせしていきたいと思っております。

本町に配置されるということで、2台ディープフリーザーが配置されるということでしたが、昨日、役場本庁に1台、徳洲会病院に1台、ディープフリーザーにつきましては配置が進んでおります。

以上です。

○建設課長（日高一成君）

社会資本整備総合交付金事業の工事請負費1,900万円の増についてお答えいたします。城之川橋梁補修、荒川トンネルの補修です。

まずは、荒川トンネルの補修関係で900万円ほど変更増がありまして、その工事費分です。あとの1,000万円は城之川の橋梁補修が当初予算より1,000万円ほど増額ということで、補正予算を国のほうに頼んで、この補正予算が通りましたので、この増額費を補正で計上しております。

以上です。

○健康長寿課長（塚田賢次君）

榎議員の診療所事業特別会計の補正予算について、口永良部島の医師業務委託料の500万円の減額について御説明いたします。

昨年7月から口永良部島の診療所の医師を募集をかけておりましたが、そのときにもし採用が決まったときには、業務委託として栗生診療所と同じような業務委託契約を結んで業務委託をするということで500万円計上しておりましたが、応募がなく、また、問合せもなかったことから500万円の減額をしたものです。

以上です。

○議長（高橋義友君）

ほかに。

○8番（榎 光徳君）

コロナ対策については分かりました。ただ、今なかなか見えてこない部分がたくさんあるかと思うんですけども、私がちょっと住民の方に二、三、聞いたのは、今、副作用等を考慮して受けたくないという声が聞かれるものですから、どれぐらい行き渡るか分からないぐらいみんな受けてくれればいいんですが、そういった人もやはりいるということで、今、町報等で周知をするということですが、やはりそこら辺の町民への周知を十分にやはり図っていただきたいと思います。

それから、口永良部の医師については、新年度当初にもまた500万円上げているようですけども、私も再三言っていますが、引き続きそういうホームページなり何なり色々な情報発信で努力していただければと思います。

それと、城之川につきましては、これもしょっちゅう話をしているところなんですけど、あそこ、楠川のお祭り広場の近くで、あそこを利用する人達も非常に多いと。それから、今、片側通行で、もう大型は通らなくなっておりますけれども、早期にそれが完成をしますと、また自由に通れると、安心して通れるということになりますので、そこら辺の早期の完成を目指していただきたいと思います。

以上です。

○15番（大角利成君）

議案第5号、令和2年度の一般会計補正予算について二、三、お尋ねいたします。

歳出歳入に関係するんですが、まず、6ページに、繰越明許費の補正が計上をされております。

尾之間温泉河川整備事業につきましては、河川敷の用地の件で区と一緒に隣接者と協議中であるというふうに、集落においても区長のほうから、あるいは、これまで担当者から話を聞いております。

まだ入札の実施をしていないと思いますが、繰越明許費に計上されていないということは、年度内に果たして完成できるのか不安でなりません。どのようになっているのか、まず1点をお伺いをいたします。

それから、17ページ、同じく歳入ですが、1節の市町村振興宝くじ交付金1,303万

7,000円であります。ちょっと私も勉強不足なんですけど、この財源はどの事業に充当をする予定なのかお伺いをいたします。

それから、40ページ、3目の観光施設整備の17節備品購入費であります。

先般、私も一般質問をしたところですが、今回、栗生の屋久島青少年旅行村の洗濯機・乾燥機の備品購入152万3,000円が計上されておりますが、これまでは館が別なところにあったわけですけれども、今回、備品購入のみであります。当然、指定管理者との協議は済んでいると思うんですが、設置場所はどこなのかをお尋ねをいたします。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○建設課長（日高一成君）

ただいまの繰越し関係の尾之間温泉整備工事についてお答えいたします。

実際、今、工事発注は行われておりません。繰越しの手続等をするべきでしたが、今、用地の交渉中です。図面関係、資料を送付いたしまして、今、相手方からの連絡を待っているところであります。

予算については、もう最終専決で予算を落とさざるを得ないかなとは思っています。また、交渉成立後、補正で対応する方向で財務係とは調整済みですので、御理解をお願いしたいと思います。

集落の方にはすごく御迷惑かけますが、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（高橋義友君）

ほかに、執行部。

○政策推進課長（三角謙二君）

大角議員の御質問のあります、市町村振興宝くじ交付金でありますけど、交付実績が通知が来まして、この部分については、今のところ充当先というか一般財源という形で予算化しているところです。

○観光まちづくり課参事（観光推進担当）（川東眞稔君）

旅行村のコインランドリーと洗濯機の件です。

指定管理者のほうとは協議を済ませております。管理棟のほうに空いている部屋がありましたので、そこのほうに設置をしております。

以上です。

○15番（大角利成君）

確認をさせてください。

まず、尾之間温泉の温泉側の河川改修整備ですが、いまだかつ入札もされていない状況で、先程最終的には専決で落とすということです。

それで、令和3年度の当初予算にも計上をされていないわけですが、それは、相手方とのいわゆる用地の交渉が完了した時点で補正で対応するということの確認をさせていただきます。

それから、宝くじの交付金ですが、交付金頂いて、私も勉強不足で甚だ恥ずかしいんですが、当該年度に充当しなくても、この事業というのはいいようになっているんですかということの確認です。

旅行村のほうにつきましては理解しましたが、これまでは別棟にあったために旅行村以外の集落民も利活用していたというふうに聞いておりました。それが、管理棟になると、閉村時はもう地域住民は使えないということの理解でよろしいんですか、お尋ねします。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○建設課長（日高一成君）

尾之間温泉整備工事については、用地交渉終了次第、補正予算で対応し、工事執行ということの手続きを行ってまいりたいと思っております。

以上です。

○観光まちづくり課参事（観光推進担当）（川東真稔君）

その地元の方が使っていたかということに関しては、はっきりとしたこと、そういったところに対してちょっと聞いていなかったということもあります、正直言います。

そういった要望が多ければ、対処できるかどうかはちょっと検討したいと思います。

以上です。

○政策推進課長（三角謙二君）

現時点での補正予算を計上する段階では、担当のほうから一般財源という形で報告を受けております。

今後、決算に向けて財源行使を行うかどうかについては、また御確認しまして御報告させていただきます。

○15番（大角利成君）

旅行村の乾燥機・洗濯機の件ですが、私は一般質問の折に、地域住民の利活用については、これまでも発言してきました。ですから、課長は御存じかと思えます。

その時の住民の方々の意見としては、自分たちも非常に助かっていたと、西部地域にそれが無いのと、尾之間まで行かないとないのということでありましたので、その辺はまた最後、区長並びにこの指定管理者の区のほうと十分協議をしていただいで、できるだけ幅広く利活用ができるような格好で対応してほしいと思います。

要望して終わります。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑ありませんか。

○2番（眞邊真紀君）

議案第5号の一般会計補正予算について質問します。

32ページ、山岳部保全対策費の一般財源から2,032万5,000円が組まれています。恐らく、当初見込んでいた協力金が収受できなかったもので、2,000万円ほど一般財源から出すようになってきていると思うんですけれども、この理由が結局は横領事件による信頼回復がされていないこと。そもそも、今年に関してはコロナウイルスによって観光客の方がかなり来られなかったということが影響していると思います。

これ、当初予算でも2,000万円ほど組んでありますので、一般財源から。やはり段々協力金で賄えなくなってくるということが起きてくると思うんです。今後も、まだコロナ感染症もいつ終息するか分かりませんので、それを踏まえて考えると、この協力金の在り方そのものをやはり考えないといけないんじゃないかなと思います。

総会でも恐らくそういう話出ていたかと思うんです、聞くところによると。今後、その協力金の収受について現行どおりにしていくという考えしか今のところないのか、それとも富士山の協力金のように検討を十分重ねて、法定外目的税であるとか入島税であるとか予定がある。今もしくは考えているか、今後の方向性について教えてください。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○副町長（日高 豊君）

山岳部の環境保全の協力金ですけども、現状のところ具体的に何か方策を変えるとか、そういう議論までは至っていないと思いますが、この後、施政方針の中でも触れさせていただき予定しておりますけども、環境文化村構想という30年近く前に策定されたものがあって、100年の計ということで策定をされ、また、それと同じくするような形で屋久島憲章も制定をされてきました。

そういった中で、そのときに語られたことが果たして形として、あるいは、屋久島の自然環境、あるいは生活環境も含めてになりますけども、そういう当時の環境文化と言われるところが果たしてどうだったのかという検証も含めて、もう一度、再定義なり見直しなり、あるいは時代に合った取組に変えていかないといけないんじゃないかなということを、現在も町長も含めて話をさせていただいておりますので、そういった中で、当時語られた環境キップ制とかそういうのもありました。

ただ、様々な課題を越えられずに、現状、協力金という形になっておりますので、そこら辺ももう一回、関係者も含めて将来の屋久島の山岳部だけではないと思いますけども、環境を保全していく、あるいは将来につなげていくためにどういう手だてが必要か

という大きな枠の中で、山岳部の現在行われております協力金の在り方も変わってくるかもしれませんし、また、新しい方法として考え方が出てくるのではないかなというふうに思っておりますので、今、この時点でこういう考え方でこういうふうに変えていきますとかという返事にはなりませんけども、少し時間をいただいて取組をしていきたいということで、今、話はしているところであります。

以上です。

○2番（真邊真紀君）

環境文化村構想、非常に内容すばらしくて、本当にそれが進められていけばいいなというふうに思いますけれども。それとちょっと切り分けて考えていけないといけなくて、実際に2,000万円ほど一般会計から支出しなければいけない。当初予算でもそのぐらい組まなきゃいけない。もしかすると、3,600万円ほど協力金見込んでおりますけれども、それも頂けないかもしれない。

そうすると、当初予算で2,000万円ほど組んでいるものから、さらに補正を組んで何千万円と支出しなければいけない状況になるかもしれません。

実際に、やはり一般会計からの支出をずっと続けるということが、町民の感情からすると一体どうなのかなというところもありますので、やはり具体的になるべく早急に収受体制を整えて不平等のないように、ガイドの方たちもやはり横領の問題で不信感まだ払しょくされていないと思うんです。

やはり体制の強化をして収受体制をきちんと整えて、不平等のないように収受する仕組みをつくるべきだなというふうに思っておりますが、いかがですか。

○町長（荒木耕治君）

今、議員がおっしゃるように、あの事件以来、私どもも、そういう方向で皆さんに理解がされるように、そして、安心安全に山岳部に入れるようなそういう1日も早く構築をしていきたいというふうに、今、議論をしているところであります。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題になっております議案第5号から議案第14号までの10件は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

議案第5号から議案第14号までの10件は、委員会の付託を省略することに御異議あり

ませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号から議案第14号までの10件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論と採決を1件ずつ行います。

まず、議案第5号、令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第14号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第5号、令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第14号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号、令和2年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第6号、令和2年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号、令和2年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第7号、令和2年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号、令和2年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第8号、令和2年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号、令和2年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）に

ついて討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第9号、令和2年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号、令和2年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第4号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第10号、令和2年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号、令和2年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第11号、令和2年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号、令和2年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第4号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第12号、令和2年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号、令和2年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第13号、令和2年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号、令和2年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第14号、令和2年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第15 議案第15号 損害賠償請求事件の損害賠償額を定め和解することについて

○議長（高橋義友君）

日程第15、議案第15号、損害賠償請求事件の損害賠償額を定め和解することについてを議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

次に、議案第15号について御説明いたします。

議案第15号、損害賠償請求事件の損害賠償額を定め和解することにつきましては、鹿児島地方裁判所、令和2年（わ）第334号事件に係る裁判所からの和解勧告を受諾し和解を成立させるため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき議決を求めるものであります。

以上で説明を終わります。

御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋義友君）

これより、議案第15号に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

○10番（小脇清保君）

質問ということではないんですが、ここで和解が成立すると思わんでね、町長。

本人長く苦勞されていたと思いますし、また、弁護士料も使って、この173万円が妥当なお金かどうか私は分かりませんが、これ、どうされるんですか。例えば和解勧告だけで終わるんですか、それとも、職員が出向きますか。

私がお願いしたいのは、町長も直々本人の家に行って謝罪をしてもらいたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

議員のおっしゃることはよく分かりますけれども、和解勧告をもう受けたということは、この金額に納得をしているということでございます。色々裁判もやってです。

ですから、通常の手続は、今、議員がおっしゃるように出向く、出向かないというのはあるかもしれませんが、そこら辺は、ちょっと私のほうに思慮させていただければというふうに思います。

○10番（小脇清保君）

大した距離でもありませんし、町長、やはり住民が苦勞されているのは事実ですし、屋久島町の住民ですから、ぜひ御自宅に出向いて町長のお言葉なり、長い間すみませんでしたぐらいの声はおかけください。

それは検討事項だということですから、これ以上は追及はしませんけれども、私のお願いとしてはそういうことですので、よろしくお願いします。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題になっております、議案第15号、損害賠償請求事件の損害賠償額を定め和解することについては、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託

を省略することについて採決します。

お諮りします。

議案第15号は、委員会の付託を省略することについて御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論と採決を行います。

日程第15、議案第15号、損害賠償請求事件の損害賠償額を定め和解することについて討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第15号、損害賠償請求事件の損害賠償額を定め和解することについて採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第16 議案第53号 船舶売買契約の締結について

○議長（高橋義友君）

日程第16、議案第53号、船舶売買契約の締結についてを議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

次に、議案第53号について御説明いたします。

議案第53号、船舶売買契約の締結につきましては、新造船「フェリー太陽Ⅱ」の完成に伴い、フェリー太陽の売払いについて船舶売買契約を締結しようとするものであります。

3者を指名し、2月22日に入札を執行した結果、1,980万円で勝浦船渠株式会社が落

札いたしましたので、代表取締役加藤康高と売買契約を締結しようとするものであります。

なお、本件につきましては、引渡しが予定されている3月25日までに契約保証金及び売買代金の納付が必要であることから、御審議の上、本日、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋義友君）

これより、議案第53号に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○8番（榎 光徳君）

入札金額にどうのこうのというのはないんですが、私ども素人ですから、ここら辺の相場というか、こういうのがまたどうなんだろうなと思っているんですが。

施政方針にもありましたけれども、フェリー太陽は口永良部島民の生活航路、島民の足として長く島民に親しまれてきたわけですけれども、この和歌山の勝浦船渠、どのような、もし分かっていたら、どのようなところでどのような使われ方をするのか、分かっていたら結構なんです。もし、分かっていたら教えていただきたいと思います。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○政策推進課長（三角謙二君）

勝浦船渠につきましては、昭和11年7月15日に会社が設立された、和歌山県に設立された会社であります。

事業内容としましては、船舶修理業、石油販売業、海外検査及び船舶用機器の修繕、陸上用発電機の保守管理等を行っているようであります。

当初、設立当時は、国内だけの事業という形で進んでおるんですが、昭和62年から海外向け、特にペルー、シンガポール島、ペナン島に技術を派遣して事業を幅広く行っているようであります。

その中で、今、御質問にありましたが、その船がどのように使われるかというような部分については、確認したんですが、まだ不明でありました。

以上です。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

○10番（小脇清保君）

これ、入札書を見ると、3者入札で300万円、300万2,000円とかという金額なんですが、予定価格の公表はあったんですか、これ。ほかの2者はあまりにも金額がかけ離れているものですから、おかしいなと思っているんですけど、予定価格発表したの。

○政策推進課長（三角謙二君）

予定価格は発表しておりません。

○10番（小脇清保君）

ということは、ほかの2者は、この船は300万円ほどしかないという認識で入札しているの、これ、出来レースのような気がするんだけど、もう一回。

○政策推進課長（三角謙二君）

入札につきましては、1月20日に一般競争入札の広告を行いまして、2月5日まで質問内容の提出期限で質問内容をしております。

この中で、特に通常定期検査を行う場合には、事前に予算を、見積りを徴しながら定期検査を行います。

フェリー太陽の定期検査が、令和2年11月に定期検査を行ったところであります。当初、定期検査の予算を見積もったところ、5,170万円の見積りが上がってきました。国より売船、廃船の場合には、エンジン等の検査の一部、オーバーホール等を延期できるので、令和2年度の検査費用を抑えるようにという指導がありました。

このことから、通常5,000万円から、平成30年では7,200万円ぐらい実際に中間検査がかかっているんですが、今回、定期検査を1,916万3,000円で終わっております。ですので、残りの3,000万円以上が買った買い主が費用負担をしないといけない部分がありましたので、その部分等についても入札者に内容を丁寧に説明しまして、あと評価をしていただきました日本海事検定協会のほうにもそういう中で説明をしまして、評価をしていただいて入札が行われたというところであります。

○10番（小脇清保君）

広報はどうしたの、全国ネットだったの、これ和歌山県ですよ、この会社。全国ネットで知らせたんですか、どういう方法で開示されたか、それだけ教えて。

○政策推進課長（三角謙二君）

ホームページでお願いしたんですけども、この船の業界につきましては、新造船が始まっているという情報を持っておりまして、うちがもう公告する前から何社もお問い合わせがありまして、年明けになりましたら公告しますということでお知らせをしていたところであります。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

○2番（真邊真紀君）

すみません、ちょっと小脇議員の続きみたいになりますけれども、入札予定価格とどんぴしゃで和歌山の会社の方が入札されていますけど、これ本当にたまたまこの予定価格ぴったりで札を入れたということによろしいですよ。

○政策推進課長（三角謙二君）

はい、そのとおりであります。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題になっております議案第53号、船舶売買契約の締結については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

議案第53号は、委員会の付託を省略することについて御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論と採決を行います。

日程第16、議案第53号、船舶売買契約の締結について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第53号、船舶売買契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

10分ほど休憩いたします。失礼、15分取ります。11時20分から再開します。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時20分

○議長（高橋義友君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 日程第17 施政方針説明

○議長（高橋義友君）

日程第17、施政方針説明を議題とします。

町長に説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

令和3年第1回定例会の開会に当たり、町政運営の所信の一端と各分野における政策の概要について述べさせていただき、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力をお願いをしたいと思います。

始めに、来週の3月11日は、あの東日本大震災から10年となります。近年、世界各地で大きな災害が発生しており、本町でも記憶に新しいのは、一昨年5月19日の豪雨災害であります。

土砂崩れにより山中に登山客が一昼夜取り残されましたが、関係機関の迅速な対応によりまして、一人の犠牲者も出さず無事に救出することができました。

先月、2月13日は、復興半ばの東北地方で東日本大震災の余震とも言われる震度6強の地震が発生しました。10年前の記憶を風化させない警鐘とも取れるものでした。

改めまして、東日本大震災の犠牲となられた多くの方々の御冥福をお祈りし、被災された全ての方々に心からお見舞いを申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症に罹患された方々と御家族の皆様には心よりのお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い御快復をお祈り申し上げます。

さらに、感染リスクと日々向き合いながら、最前線の現場で御尽力されている医療関係者や介護従事者の皆様を始め、私たちの暮らしを支えていただいている皆様に深く敬意と感謝を申し上げます。

これまで本町では、国の交付金の活用などによる財源確保を図りながら、町民生活や地域経済、医療機関への支援などに取り組んでまいりました。

新型コロナウイルスの感染拡大という未曾有の事態への対応に、前例やマニュアルはありません。そのような中でも、様々な影響を考慮しながら、一步、一步、着実に、かつ時機を逸することなく状況に応じた対応を図ってきたと自負しております。

幸いにして、現在のところ本町においては、感染者の数は10名にとどまり、クラスターの発生もありません。

地域産業の中でも観光業の占める割合が高い本町としては、多数の感染者の確認や大

規模なクラスターが発生していれば、想像を絶する状況になったのではないかと思います。

これもひとえに感染予防対策に真摯に取り組んでいただいた町民の皆様のおかげだと、感謝を申し上げる次第であります。しかしながら、ワクチンの先行接種は始まったものの、本町におけるワクチン接種の具体的なスケジュールはまだ見通せないのが現実であり、新型コロナウイルスの終息はまだ見えない状態であると言わざるを得ない状況でありますので、町民の皆様には引き続き、手洗い、うがい、マスクの着用、3密を避けるなどの対策強化をお願いいたします。

本町においては、ワクチン接種がいつ開始されてもいいように、国・県の動きと合わせて遺漏のないように取り組んでおります。

先般には、町内医療関係とも協議をさせていただいたところであり、適宜、適切に進めてまいりますので、御安心いただきたいと思います。

それでは、令和3年度の町政運営の基本的な考え方について申し上げます。

令和2年度は、まさに新型コロナ一色の1年でありました。様々な会議が中止される中、語弊はありますが、幸いにして様々なものに向き合う時間を持つことができました。

現実のこのコロナ禍にあって、今後、我が町はどのような未来を望むことができるのか、様々な価値観がひっくり返り、多くの識者はコロナ前と同じ状態には返らないと言っています。

いま一度、足元を見、将来を誤らない方向性の確認が必要な重要なときであるとの認識に立ち至りました。

先の国会での施政方針演説において、菅首相は、我が国の長年の課題に答えを出していくとし、地方で家族を育み、老いても安心して暮らせるよう、地方の所得を引き上げる施策を追求するとともに、グリーンとデジタルにより次の成長をつくり出していくとされました。

それでは、我が町のグリーンとデジタルの現状はどうでありましょうか。

グリーンとは、環境であり、まさに我が町の出番だと思いますが、では、具体的にどのような取組を目指すのか、問われています。

環境には、ありとあらゆる環境がありますが、屋久島においては、平成4年に自然と人との共生をテーマとした環境文化村構想が提唱をされました。あれから、はや28年が過ぎようとしています。

環境文化村懇談会の中での議論から、社会の要請も後押しし、日本初の世界自然遺産として屋久島が登録されたことは、御承知のとおりです。あの構想の議論がなければ、屋久島は世界自然遺産に登録をされていなかったのかもしれませんが。

先般、当時の環境文化村懇談会の報告書を改めて読ませていただきましたが、一つも

色あせていないとの感想を持ちました。かえって、やっと時代が追いついてきたなどの感想さえ持ったところでもあります。

しかしながら、あのとき語られ、屋久島に期待されたことは実現できてきたのでしょうか。理念としては示されたものの、具体的な計画や実践ができてこなかったのではないかと考えるとき、先人たちに対し甚だ申し訳ないと感じております。

100年の計として語られた構想ではありますが、あのときとは違った時代の要請、環境の変化もありますので、30年を迎えようというこのときに、その意義の再定義、再検証が必要であり、さらなるブラッシュアップが求められています。そのことが地域のブラッシュアップにつながります。

環境文化村構想は、鹿児島県の総合計画の一つのプロジェクトとして取り組まれたものでありますので、鹿児島県並びに環境文化財団を巻き込んで、本年からこの取組を進めてまいりたいと思います。

いかんせん、30年近く過ぎており、県においても当時を知る職員がほとんどいない状況でありますので、まずは塩田知事にこのことを十分御理解いただくことが必要であると考え、先般の意見交換の折にこの旨をお話しさせていただきました。

また、財団にあっては、当時の責任者でもある小野寺氏が理事長としておられますので、小野寺理事長にもその旨をお伝えしているところでございます。

次に、デジタルについてであります。

様々なもののデジタル化、デジタルを使った事業の効率化やサービスの提供など、多くの時代の要請があります。

本町も遅ればせながらも、令和3年度において口永良部島を含めた全町域において光ブロードバンドのサービスが提供されるに至りました。これでやっと離島という物理的ハンデを克服できるハードのツールを手に入れ、デジタル社会のスタートラインに立つことができたところでもあります。

これからスタートを切り、走り出すためには、できたハードをどのように使いこなすかというソフトの発想が必要になります。ソフトを構築するためには、今、何が不足し、何が求められているのかというリサーチが必要であり、その成果がデジタル化の果として示されていきます。

これまで無理とされたことがあらゆるところで可能となりますが、今、一番に何が必要であるのか、優先順位はどうあるべきかなど、十分な検討を行った上で実施をしてまいります。

今後、国のデジタル庁発足に伴う様々な取組も進められると思いますが、本町においても本年度採用をいたしました情報職2名を中心として他に遅れを取らないように取り組んでいくこととしておりますが、当面は、住民サービスの向上、役場業務の効率化、

教育環境の改善に取り組んでいくこととしています。

次に、今般のコロナ禍において大きな影響を受けました各種産業の在り方についてであります。

全国的にも新型コロナウイルス感染症の影響により、各種産業に大きな影響が出ており、とりわけ観光業を中心とした分野においてその影響は甚大となっております。

ある種観光業の脆弱性が明かになったようにも感じています。国のG o T oキャンペーンにより、昨年の一時期には来訪者の数が前年を上回る状況もあったようですが、これまでの観光客層とはかなり異なり、観光客の消費行動にも大きな変容があったと伺っています。

今こそ観光に頼るのではなく、観光を活用した地場産業の振興を通じた地域経済の活性化が求められているのではないのでしょうか。現実、地域経済に及ぼす観光業の影響は大きなものとなっておりますが、観光立町を標榜するにおいても、食であったり産品であったりといった地域の他の産業が輝いていなければ、地域の魅力は上がらないわけであります。

何事によらず、多くの方に訪れていただくには、知名度と信頼性が重要だと言われております。観光であっても例外ではありません。今、観光地としての知名度と信頼性をどう上げていくのかが問われております。

屋久島の知名度は説明をするまでもないところでありますが、信頼度においてどのような評価をいただいているのか、また、信頼度を上げるに当たってどのようなことが必要になるのか、また、迎える側としての姿勢はどうあるべきなのか。先程申し上げた環境文化村構想の再検証とともに、ポストコロナを見据え、目指すべき観光地像を再確認していく必要があると考えています。

極端に申せば、東京ディズニーランドを目指すのか、それとも、ロードハウ島を目指すのかの選択が必要になる時期ではないのでしょうか。そのどちらが地域の持続可能性を担保することができるのか。そのことを踏まえ、現在の観光基本計画の見直しに着手してまいります。

本町における観光の重要性には疑義を挟むものではありませんが、依存しない地域経済の必要性も、また、コロナ禍において明確になりました。このバランスをどう取るのかが、今後の地域振興の要になるものと思います。

2020年にブランド総合研究所が発表した市区町村魅力度ランキングでは、屋久島町は第18位という結果でありました。全国1,000の市区町村のランキングでありますので、喜ばしい限りではありますが、残念ながら数年前とすると順位を落としており、特に居住意欲度においては他の地域と比べて大変厳しい評価をいただいております。

離島というハンデも影響するところではありますが、どこに問題があるのか、しっか

りと検証し、その対策が求められるところです。

離島というハンデをどう克服していくのか、現在、物理的なハンデを解消するために、全町域の光ブロードバンドサービスの提供を図っていますが、今後は、リモートワーカーの誘致に向けた条件整備に取り組まなければならないと考えています。

現在、庁内において課題整理のためのプロジェクトを組み、課題解決に向かっているところであり、移住・定住人口の拡大、半定住人口及び関係人口の確保につなげてまいります。

交流人口、リモートワーカーの確保には、交通アクセスの改善が不可欠であります。特に首都圏からのアクセスの向上は、本町の振興に欠かせないものであり、これまでも屋久島空港の延伸については強力で進めているところであります。

現在、空港の延伸事業は、環境アセスメントの実施中でありますが、本年度、事業完成後、就航する航空会社の確保及び旅客数確保の取組計画の提示が求められています。

両問題とも今回のコロナ禍にあって、大変厳しい状況もございますが、これまで述べてきた屋久島の価値観の再構築と併せ、質の高い観光地としての位置づけを図るとともに、リモートワーカーを始めとする定住、半定住人口の拡大を図る施策を推進して、納得いただけるものをつくり上げ、関係各所、各人、また航空会社の理解を得ながら、一日でも早い供用開始につなげてまいります。

また、第1次産業にあっては、各業態ともに大変厳しい状況であることは事実ですが、手だてが全くないというふうには考えておりません。本町の持つ優位性もあると考えておりますので、課題をしっかりと分析し、これまでの発想や政策に拘泥されることなくチャレンジすることが必要であります。

1次産業の対策は、結果が出るまでに大変長い時間がかかることも事実でありますので、あせらず着実に進めていく必要があります。

1次産業は、本町の基盤の産業であり、島内産業構造基盤の再構築のためには必要不可欠でありますので、希望を持って取り組んでまいります。

特に農業については、南部地域の振興には欠かせないと考えていますことから、現副町長の就任に当たっては、その旨指示をしているところであります。

次に、福祉への取組であります。

令和2年度において、第2期障害者計画及び第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画の策定を行いました。その議論の中で、各種の相談を行うことができた方の満足度は高いものの、相談までのハードルの高さが指摘をされました。

また、障害者や障害者団体の活動が広く町民に理解されていないのではないかとの指摘もありました。

多くの課題の根本には、様々なことへの閉鎖性の課題があるのではないかと思慮した

ところであり、障害者、障害者団体、関係者、そして、町民が気軽に利用できるプラザの必要性が出てきています。

これまでも当該施設の必要性は言われており、度々、島の保健室構想として語られてきました。

本年度は、障害者支援はもとより、子育て支援から学習支援までカバーするような島の保健室として、その実現に向けて取り組みます。

また、令和2年度に庁内に立ち上げました、交通弱者を含めた地域内移動に係るプロジェクトにおきましては、具体的な課題の洗い出しを行い、上部行政庁の指導をいただいたところであり、本年度において指導事項のクリアができるよう取組を進めてまいります。

これまで私は、集落との協働は本町の維持発展には欠かせないとの思いで、集落事業への財政支援の拡充を実施してまいりました。しかしながら、各集落との情報の交換や災害時における対応の迅速性など、課題も残されています。

そこで、災害対応や集落への広報広聴活動の充実などに対処するため、集落担当職員制度の導入に向け、庁内での協議、各区長さんへのアンケートの実施を行ってまいりました。

本年度にあっては、これまでの協議等において明らかとなってきました課題について整理をし、早い段階での制度実施を目指してまいりたいと考えています。

次に、役場機構の再調整についてであります。

現在の役場機構は、令和元年の本庁舎の新築移転に合わせて行われたものであります。機構改革から2年が過ぎようとしており、町民の皆様にも何とか馴染んできているようにも思います。

昨年におきましては、全職員に対しまして新しい機構についてのアンケートも実施をいたしました。そういった中で、予想を超える業務の偏在やこれまでの業務の在り方では対応しきれない問題等が明らかとなってまいりました。それらの課題を整理し、解消するために再度の機構の見直しの必要性に迫られております。

具体的には、教育委員会を一課として業務を進めてまいりましたが、業務の融通性としては機能するものの、一人がマネジメントするには業務の幅が広すぎるとのことであり、本年度当初より二課に分割して業務を行うようにいたしました。

また、懸案でありました総合案内を執務室入り口に設置をいたします。そのほかにも企業会計導入に伴う業務の効率化の取り組みなど、必要とされる機構の見直しも迫られているところではありますが、様々な整理調整が必要なことから、本年度内で成果を見ることとし、令和4年度当初からの実施を目指すこととしています。

以上、施政方針の一端を述べさせていただきましたが、この実現のためには、私の決

意、決断はもちろんでありますが、実務を担う職員のチャレンジが必要であります。先進事例に学ぶことは決して無駄なことではありませんが、そこに止まっていたら、自らが先進して物事に臨むことができませんので、チャレンジを応援する気風を醸成していきたいと考えています。

議会議員を始めとして、町民の皆様の御理解と御協力と叱咤激励をお願いをするところでもあります。

続いて、令和3年度の予算編成方針及び分野ごとの施策の概要について説明いたします。

本町では、まちづくりの根幹であります第一次振興計画を振り返り、加速する人口減少、少子高齢化に備え、限られた財源で最大の効果を発揮し、住民・集落・行政が協働する人情豊かなまちづくりを新たな10年間の重点目標として設定をし、まちづくりミーティング等を開催して、第二次屋久島町振興計画を令和元年9月に策定しました。

また、これと同時に見直しを行い、改定した屋久島町人口ビジョン及び屋久島町まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進を基本に、令和3年度の財政運営及び予算編成については、老朽化や耐用年数超過に伴う大規模な施設の更新、除却等があることから、引き続き徹底した歳出削減と町税の徴収強化を始めとする自主財源の確保を課題として、予算編成に取り組んできたところでもあります。

これまで2か年にわたった光ファイバーケーブルの敷設事業を始め、香附子団地の機能性向上事業、図書システムの導入事業等は終了したものの、岳南中学校大規模改修事業や旧宮之浦支所関連施設解体事業、学校遊具更新事業等により、一般会計当初予算総額は101億2,300万円と対前年度比1.8%増となったところです。

それでは、行政分野ごとの施策の概要について説明いたします。

始めに、農林水産業についてであります。農業につきましても、高齢化、担い手不足、後継者不足や遊休農地化等が進んでおり、厳しい状況にあります。

このことから、屋久島町担い手育成総合支援協議会の下、関係機関・団体と連携の上、取組を充実させ、担い手育成を総合的に推進するとともに、後継者や遊休農地対策については、集落単位の農業の将来像に向けた話合いやプラン作成の取組、また、多面的機能支払交付金を活用した組織の共同活動により、農地等の保全管理を行い、遊休農地の解消に努めることとしております。

また、長年基幹作物として取り組んでいる果樹については、気象災害等の影響や老木化に伴い、生産量の低迷が続いていることから、老木等の更新や改植に向け、果樹経営支援対策事業のさらなる推進や果樹苗木購入に対する補助を実施することで樹園地の若返りを図り、栽培面積の維持・拡大に努め、昨年更新した営農支援センターの硬質プラスチックハウス利用によるポンカン・タンカンの大苗育苗やパッションフルーツの育苗

に向けた取組を行い、果樹試験園については、農業管理センターと連携し、管理体制を整備、新たな振興作物の検討のため、試験栽培に取り組むこととしております。

畜産につきましては、コロナ禍の影響もあって、競り価格にも影響が出ておりますが、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業の活用や、町営牧場においては、育成牛の導入を始め、適切な管理運営を行い、農家の省力化、労働力軽減のため、利用頻度を向上させ、低コスト生産体制を構築し、所得向上につなげてまいります。

林業につきましては、パリ協定の枠組みの下で、我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等による必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林経営管理法を踏まえ、新たに森林環境税が創設されました。

課税については、国民負担を考慮して令和6年度からとなりますが、森林環境譲与税は先行し、令和元年度から譲与され、令和3年度より各市町村への満額譲与されることとなっております。

本町においては、町有地の一部をモデル地区と設置し、皆伐を行ったところであるが、森林環境税を活用した下刈り作業や鳥獣被害の対応に加え、今後も引き続き実施される皆伐地の再造林のための苗木生産や森林整備促進を図るための機器購入に対する一部補助を創設し、林業振興を図ってまいります。

また、杉を中心とした人工林が利用期を迎えており、生産量は増加傾向にある一方、島内での利用は伸び悩んでいる状況のため、安定した新たな市場開拓が課題となっております。このような中、間伐材の島外出荷に取り組んでいるところでありますが、内地と比較して輸送にコストがかかり、森林所有者の収益が少ないのが現状です。

海上輸送のコストがかかる離島においては、価格にも有利な販売先の確保や、これらに対応した生産体制の構築など、関係者が一体となった取組が重要となっております。間伐材の安定的な供給体制を確立するため、屋久島地杉販売プロジェクトの推進や林業関係者による各種定例会の開催により、関係機関と連携した取組を推進します。

水産業につきましては、地球規模の温暖化による影響や漁業者の高齢化、後継者不足により、水揚げ高の大半を占めるトビウオ漁や瀬物、サバー本釣り漁の全体的な漁獲量は年々減少し、サメやイルカによる漁業被害も深刻化しております。

このような状況に加えて、昨年から続いているコロナウイルス感染症の影響による水産物の消費減少等を原因とした魚価の低迷から、漁家経営は厳しい状況が続くことが予想されます。

このことから、県の水産業振興基本計画に基づき、離島漁業再生支援事業等、効率的かつ効果的な補助事業の活用を図りながら、持続的、安定的な漁業資源を確保するため、計画的な漁場の整備、藻場の造成、有用魚介類の種苗放流を行い、適切な管理による資源回復を活用した、つくり育てる漁業等の推進を図ります。

また、若手漁業者や新規就業者の技術研修等に積極的に取り組み、後継者や就業者の育成・確保を図るとともに、海上輸送費の支援や流通体制の拡充による鮮魚価格の安定、水産加工品の新商品開発や販売対策に努めます。

商工業については、前年度から続く新型コロナウイルス感染症の影響により、町内の経済活動は大きな打撃を受け、現在でも復調の兆しは見えないところであります。

本年度についても、昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げが減少した事業者に対し、商工業安定資金貸付事業や利子補給事業等、従来の支援策に加えて、国の交付金等を活用し、新たな支援事業に取り組みたいと考えております。

また、様々な経営相談に対応するため、中小企業庁が各県に設置している鹿児島県よろず支援拠点による、よろず相談会を昨年10月から実施をしており、本年も月1回開催し、中小事業者の経営相談に対応し、この厳しい状況だからこそ、事業支援、雇用拡大の観点から特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を活用した創業支援、事業拡大、雇用拡大を行う民間事業者等に対する運営支援を行うこととしております。

観光につきましては、平成27年度に策定した屋久島町観光基本計画において、エコツーリズムによる世界自然遺産屋久島の価値創造と観光立町を基本理念に、令和2年度の入込客数35万人を目標に誘客施策の取組を進めてきたところでありますが、令和元年度の入込客数は、5月に発生した豪雨災害での風評被害や韓国外交の悪化、LCCの台頭による他観光地との交通費条件不利なども相まって、前年比90.2%の25万2,965人と大幅に減少しました。

さらに、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の影響により、国内でも緊急事態宣言が発出されるなど、各産業は深刻な影響を受ける中、本町独自の需要喚起策である観光消費型プレミアム付商品券事業や誘客プロモーション、国のGOTトラベルキャンペーン等が実施されたところですが、2回目の緊急事態宣言の影響により、交流人口は停滞し、飛行機、高速船も減便され、観光業はさらに厳しい状況となっています。

このような状況下であるものの、10か年計画で策定した屋久島町観光基本計画は、中間年度を経過したことから、これまでの施策を省みるとともに計画を見直し、今後、5か年の観光振興施策展開に当たっては、引き続き、屋久島観光協会を始めとする各団体機関との連携を密にし、推進体制の強化に取り組むこととしております。

地域活性化対策につきましては、自然資源の保護と地域振興が調和する屋久島らしい地域づくりを推進するため、住民、関係機関、地域団体と連携し、各施策に取り組むこととしており、各集落が自主的に取り組む地域課題の解決の支援策として、昨年度から新しい制度として実施している集落の活力アップ交付金、まち・ひと・しごと創生補助金等により26集落の独自性のある地域の活性化を後押しします。

また、現在、地域おこし協力隊は、屋久島に2名、口永良部島に1名の配置となっており、屋久島の協力隊1名が任期満了となることを踏まえ、今年度は新たに口永良部島に1名、屋久島に2名の採用を予定をしています。

移住・定住の促進対策としてこれまで実施してきた暮らし体験住宅に加え、移住PRの強化、補助制度の新設により、人口減少対策に取り組めます。

具体的には、島内に4棟設置している暮らし体験住宅による月額1万円で3か月から1年の間お試し期間を利用して屋久島への移住を図ります。

次に、福祉についてであります。

高齢者福祉につきましては、高齢社会の到来により、長寿社会となる中、高齢者が住み慣れた場所で自分らしい暮らしができるよう、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画による各種サービスが推進されているところです。

核家族化による老老介護、独居世帯の増加、認知症の増加など、取り巻く環境は依然厳しく、DVなど困難事例も増加していることから、老後の不安を訴えるケースが非常に多くなっています。

日常生活の支援や高齢者の悩み、不安など、多様化する課題を改善するため、地域包括支援センターを始め、関係機関及び医療福祉団体との連携を図ります。

また、本町独自制度の高齢者バス利用制度は、高齢者の移動手段の確保と交通事故防止の観点から、令和3年度も引き続き制度運用を行い、制度の周知と利用促進を進めてまいります。

障害者福祉につきましては、障害者及び障害児の福祉対策は、町自立支援協議会に設置されています、子ども部会、生活部会や基幹相談支援センターとともに障害者が健常者とともに住み慣れた場所で自分らしく暮らしていくことができる社会を目指し、そのため、相談支援体制の充実・強化、福祉人材の確保を図りながら町自立支援協議会の中で必要な障害サービスを検討し、個々に応じた課題解決、支援体制の充実に努めます。

また、障害者に対する正しい理解と認識を深めるための啓発活動に引き続き努めてまいります。

子ども・子育て支援につきましては、本町が策定しています子ども・子育て支援事業計画に基づき、社会的支援の必要性の高い子供やその家族を含めた全ての子供に向け、子供の最善の利益が実現される事業展開を目指します。また、児童手当、児童扶養手当等に加え、乳幼児等医療費については、令和3年度から高校生まで拡大し、新たに子ども医療費助成制度としてスタートをします。

ひとり親医療費助成の制度は、安心して子育てができる親子の医療環境の整備に努めます。また、育児支援、保育事業や休日保育、延長保育促進事業を活用し、さらに放課後児童クラブ等による子供を取り巻く環境整備を進め、子供の健全育成に関わる施策を

推進をしてまいります。

母子保健事業につきましては、妊婦に母子健康手帳を交付し、妊娠期から子育て期までを通し、親子を対象とした保健指導や新生児の訪問指導及び健康診査等を行います。また、児童福祉法、母子保健法改正により、児童虐待の予防や早期発見に資することが明記されたことから、子育て世代包括支援センターを拠点に産後ケア事業、乳幼児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等を実施しながら、併せて児童虐待予防対策に努めてまいります。

本年度は、乳幼児の親子を対象にした子育て支援センターの設置を目指し、母子の健康の保持、増進を図ります。

また、発達障害児等の早期発見や適切な支援が重要であることから、1歳6か月、3歳児健診や発達相談会などを通して、早期発見、早期対応に努め、児童発達支援、放課後等デイサービス等における療育強化を努めます。

生活保護につきましては、生活保護制度の基本原則に基づき、相談支援体制の構築及び適正な職務推進に努めます。

県から移譲・移行、相談、申請等も増加する中、疾病、傷害等の理由で失業し、身体的に自立困難となり、高齢者、障害者が同居する家族構成で就労できないなど、保護対象の家族形態は複雑多様化しております。

今後も保護対象者の生活歴や職歴、人生観を受容しながら、専門的知識、技術の習得に努め、公平公正で適正な事業運営に努めてまいります。また、生活困窮者自立支援法の施行に伴い、福祉事務所の設置自治体は生活保護が適用されない生活困窮者の自立支援策を強化するため、自立相談支援事業の実施や住居確保給付金の給付など、自立相談支援員の配置を検討し、体制の構築を努めます。

健康対策につきましては、健康増進法に基づく健康増進事業は、町民の壮年期からの健康づくりと脳卒中、心臓病等の生活習慣病の予防、早期発見、早期治療を図るとともに、住民の健康増進に資する健康手帳の交付や健康教育、相談、訪問指導、健康診査、保健指導等を実施していきます。

また、町民への健康づくり情報の提供として、令和元年度に策定した第3次屋久島町健康増進計画、健康やくしま21に基づき、今年度は特に喫煙対策に重点を置いて保健指導を行うこととし、町報や特定健診結果報告会、各種健診の場を利用して情報提供をすることとしております。

感染症対策につきましては、予防接種法に基づき、広域的疾病の発生防止及び個人の健康の保持増進を図るため、接種率の向上に努めるとともに、予防接種による健康被害等を未然に防止するため、関係機関との連携を密にする情報の共有を図ります。

なお、新型コロナウイルスワクチン接種体制につきましては、前年度予算の明許繰越

事業となりますが、本年2月に国内で初となる新型コロナウイルスワクチンが薬事承認されたことにより、医療従事者への先行接種、医療従事者等への優先接種が始まり、4月頃から高齢者等の優先接種を実施する計画となっています。

本町でも予約システムを活用し、供給されるワクチンを効率よく接種できるよう、町内医療機関の協力を得ながら進めていくことにしており、ワクチンの安全性などの情報提供に努め、ワクチンの供給量によりますが、早期に希望する町民全てにワクチン接種が完了するよう取組を進めます。

医療対策につきましては、地域住民の健康及び福祉の向上を図り、健やかな地域社会づくりを推進していくため、町立3診療所を運営し、関係機関の協力の下、眼科、皮膚科、耳鼻咽喉科、歯科の巡回診療を実施をしていきます。

また、地域医療の在り方について協議することを目的に地域医療懇話会を設置し、本町の保健医療に関わる医師及び関係機関で協議する場を設け、情報共有を図ることとしております。

なお、駐在医師が不在となっている口永良部島においては、疾病の早期発見、治療並びに負担の軽減を図るため、関係機関と連携し、特定診療科巡回診療を継続して実施することとし、緊急時の患者輸送については、町立診療所医師や屋久島徳洲会病院等と県ドクターヘリ、県消防・防災ヘリ、鹿屋海上自衛隊ヘリと連携し、搬送を行うこととしており、ヘリ搬送に至らない急病人に至っては、渡船による緊急搬送の費用を補助する体制を整えております。

保険対策について説明いたします。

後期高齢者医療事業につきましては、施行から13年を迎え、安定的な運営が図られることとなってきましたが、高齢化が進む中、安全安心な生活を営むことができるよう、高齢者医療制度を含む社会保障全般の安定、強化が求められており、令和2年度から新たな高齢者の保険事業と介護予防の一体的な実施に取り組む法的な整備がなされ、国保、介護、後期で一体的な保険事業を推進し、令和3年度では一体的な保健事業実施に向けた新たな訪問指導事業に取り組むこととなります。

令和3年1月1日現在、町内の被保険者数は2,098名で、前年より67名減、令和3年度においても、広域連合と連携を図りながら、被保険者が引き続き安定して必要な医療を受けることができるよう、適正な運営に努めてまいります。

介護保険事業につきましては、高齢者が介護を必要とする状態となっても、できる限り自宅で自立した生活が営めるよう、社会全体で支える仕組みであり、居宅事業、地域密着型事業及び施設事業と福祉用具、住宅改修事業等、本町の高齢社会に必要となる介護予防サポート体制を整え、取り組むこととしております。

本年度は、令和3年度から3か年計画の第8期介護保険計画の初年度に当たり、計画

の基本目標である、介護予防、健康づくりの推進、高齢者の社会参加と地域における支え合いの体制づくり、地域包括ケアの体制づくりの推進と深化、持続可能な介護保険事業の推進の4つの柱を掲げて、基本理念を地域で支え合い、自立と生きがいを目指したまちづくり実現のため、各施策の展開を図ることとしております。

国民健康保険事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、被保険者の所得向上は見込めない状況にあり、保険税収の低下が予想されることから、保険基盤は大変厳しいものであります。

これらを踏まえ、疾病の早期発見、早期治療等による医療費を抑制するため、特定健診受診勧奨の強化、生活習慣の改善や重複受診、重複服薬の減少に向けた保健指導、また、広報紙等による各種情報を発信する等、財政健全化のための効率的な取組を実施することとしております。

令和3年1月末現在、国民健康保険の加入世帯は2,552世帯で、前年比7世帯増、被保険者数は4,038人で前年比43人減となっています。

本町においても引き続き、資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課、徴収、保険事業などの地域における細やかな業務に取り組むこととしております。

自然環境対策につきましては、エコツーリズム推進の取組として、屋久島憲章の理念に基づいた屋久島の自然や文化の保全と、持続的な活用による地域振興及び観光推進に努めるため、屋久島エコツーリズム推進協議会事務局として全体構想策定に向け取り組み、観光に訪れる旅行者の皆様により質の高い体験と安心安全をお届けできるよう、公認ガイド制度の普及、浸透に努めてまいります。

また、ウミガメ保護利用専門部会では、昨年度実施を見送った永田ウミガメ観察会を通して、永田浜ウミガメ保護利用の在り方を試行的に取り組んでまいります。

山岳部の保全対策の取組につきましては、平成29年に統合・発足した屋久島山岳部保全利用協議会の事務局として世界自然遺産屋久島山岳部環境協力金事業を運営して、山岳部の保全と利用に係る施策を協議します。

なお、町事務局では、山岳部保全協力金の収受管理、し尿搬出業務の執行、バイオトイレ、淀川登山口トイレ、携帯トイレブースの管理など、施設維持管理を行い、現地事務局では、職員管理や荒川登山バス運行や町道荒川線の通行規制に係る業務を主に行うこととしています。

生活環境対策につきましては、水道、ごみ処理、し尿処理、生活排水処理、火葬など町民が安全に安心して衛生的な生活を送ることができるよう、関係する施設を適正に維持管理していきます。

水道事業については、昨年度より屋久島地区の上水道事業と口永良部島地区の簡易水道事業に事業経営を分割して事業経営を行っています。

水道は、常に島民及び来島者への安全な水を供給しなければならない重要なライフラインでありますことから、水質管理については、国の指針に基づき、日々徹底した管理を行い、万全の注意を払って安心安全な水道水の供給に努めてまいります。

また、老朽化の進む廃棄物処理施設については、新たなごみ処理施設建設に向け、屋久島町ごみ処理施設整備基本計画で示しましたスケジュール案に基づき、取組を進めていきます。

今年度は、新たなごみ処理施設建設に必要な調査として、生活環境影響調査及び地質調査を行い、屋久島町ごみ処理施設整備基本計画に基づき、処理施設の詳細な仕様を検討する発注支援業務を実施することとしています。

教育につきましては、教育振興計画の基本目標である「あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり」を目標に、第3期屋久島町教育振興基本計画に基づき、諸施策を展開をします。

これまで北部、南部地区のバス通学の在り方について懸案事項として議論を重ねてまいりましたが、本年度より統一化が図られることとなりました。

また、新型コロナウイルス感染症の感染防止策と学校教育を始めとする教育活動を両立しながら、今後、起こり得る新たな感染症への備えを講じてまいります。

学校教育につきましては、確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランスよく育成することを通して、発達段階に応じて選択や判断ができ、持続可能な社会のづくり手となる人づくりに努めます。

また、新学習指導要領の着実な実施に努め、個に応じた指導の充実を図るとともに、主体的、対話的で深い学びの視点から、授業改善を進め、子供たちに知識、技能、思考力、判断力、表現力等、学びに向かう力を育みます。

そして、世界自然遺産の島ならではの「屋久島型E S D」持続発展教育を継続しながらSDG s 目標等に発展させる取組を進め、子供たちが安心安全に学べるようにいじめ防止対策や不登校対策を強化してまいります。

社会教育につきましては、町民一人一人が生涯にわたって自己の目標や理想の実現に向かって学び続けることができ、また、つながりや支え合いなど豊かに生活するための地域社会づくりや絆づくりを目指し、学習機会の情報提供や指導者の育成・確保、社会教育施設の維持などの生涯学習基盤づくりに努めます。

公立・学校図書室の図書館システムの本格運用による町民の読書意欲の向上を図るとともに、生涯学習社会の拠点を構築し、体験を主とした青少年団体の活動、成人団体や文化団体の自主的活動、公民館活動の拡大や内容の充実を図り、健康づくりや生涯スポーツの観点から各種スポーツ、レクリエーション活動の推進に努めてまいります。

また、郷土に残る貴重な文化財の適切な管理や調査を行い、その活用を図ります。

最後に、口永良部の復興と振興、安全安心なまちづくりについてであります。

口永良部については、新岳噴火から6年目を迎えることとなります。これまで復興策として新たな避難施設の整備や避難道、ヘリポートの整備、金岳小学校の新設等、島民が安心して暮らせる地域インフラの整備を進めてまいりました。

宮之浦港と口永良部港を結ぶフェリー太陽は、平成9年6月の就航から23年が経過し、平成27年5月29日の口永良部島新岳の噴火の際に、全島民島外避難を成し遂げた船であります。

これまで、口永良部島の生活物資等全ての輸送を担っており、利用者の大部分は通院や生活物資の買い物に利用しており、島民の生活に欠くことのできない生活航路であります。

今回、3月25日をもって退役し、26日からは、新船フェリー太陽Ⅱが就航することとなりました。これまでよりも約13メートル長くなった優雅な船体と本町の町営船では初めてフィンスタビライザーを搭載し、現有船にはない快適な船旅が実現し、口永良部島の島民を始めとする乗客の皆様に新鮮な驚きと十分な快適さを堪能していただけるものと大いに期待をしております。

なお、懸案事項でありました口永良部島における光回線の敷設についても、令和3年度中に整備着手できる見通しとなりました。このことにより、防災の観点から火山情報など安定した情報の伝達がスピーディーに行われ、口永良部島における情報格差が解消されることが期待をされます。

以上で、予算編成方針、分野ごとの施策の概要の説明を終わります。

○議長（高橋義友君）

しばらく休憩いたします。13時30分から再開したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

それでは、13時30分から再開します。

休憩 午後 零時 27分

再開 午後 1時 30分

○議長（高橋義友君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

政策推進課長より発言を求められておりますので、これを許可します。

○政策推進課長（三角謙二君）

午前中の議案第53号、船舶売買契約の締結の提案理由の中で町長が、3者を指名し、

2月22日に入札を執行した結果というふうに説明をいたしました。一般競争入札により3者の入札があり、2月22日に入札を執行した結果という形で訂正させていただきます。訂正しておわび申し上げます。

○議長（高橋義友君）

これから町長の施政方針説明に対する質疑を行います。

なお、当初予算に関連する質疑は後ほど当初予算も含めた議案の提案理由説明がありますので、その総括質疑の中でお願いいたします。

また、一般質問に関わる質疑も御遠慮ください。

質疑はありませんか。

○10番（小脇清保君）

町長、日頃から屋久島空港の延伸については大変御苦労されていると思います。そこでお尋ねをいたします。この事業は大体、目安としてどれくらいに完成をするというふうに御自身は思っていますか。

それともう一つは、航空会社の確保及び旅客数の確保というふうに各航空会社の協力を得ながらというふうに書いてありますが、当初主張されていたように羽田発着が可能なんですか。今、航空会社どの程度の交渉まで行っているのでしょうか。それをお聞かせください。

もう1点。教育行政が大変、分割しなければ業務が多様にわたって行えないということですが、これ、改革に当たらないと思うんですが、また1人課長が増えるのでしょうか。そのことをお尋ねします。

○町長（荒木耕治君）

空港を当初私が話をしたときは空港は15年かかると言われました。それでそれを1年度も2年度も短くするという目標で私はやっておる。今もう言いだしてから6年、7年たちますから、先般、知事とお会いをしたときも知事の任期中に何とかできませんかという願いはしてあります。ですが、恐らく私は5年、6年、ここでやりたいというふうに個人的には思って、今、一生懸命、各関係機関にそういう願いはしているところです。

それとジェット機の問題ですけれども、まず筋的にはJALにお願いをしてあります。JAC子会社というのが飛んでいますので、JALにお願いをしてJALもある程度の興味は示してくれております。それでも数年前になりますけど、全日空にもお願いには行きました。大手会社は屋久島には非常に、実際それができればそういうニーズは多いということは分かっていて、今言われるように羽田は発着になりますと羽田枠というのがありますので、なかなか屋久島を一つ開けるにはどこかの路線を一つやめなければいけないということがあると思います。ですからそこら辺は非常にこれから大きなハー

ドルになりますけれども、精いっぱい羽田発着に向けて、一方では成田でもいいじゃないかという話がありますけれども、私は羽田にこだわりたいというふうに思っております。ジェット機はどうしてもJALとかANAではなくて、例えばLCCでもいいんじゃないかというのがあります。ピーチとか今そういうものですね。ですから、まずはやはりJALと交渉をしたいというふうに私は思っております。

それと3点目は、議員がおっしゃるとおり1名増えます。

○10番（小脇清保君）

15年かかっていたんじゃ私はもうこの世にいないと思いますので、ぜひ五、六年で実現していただくように努力をお願いしたいと思います。（「トータルで15年です」と発言する者あり）トータルで15年。あと、では9年かかりますね。あと9年かかりますね、今6年たっていたら。9年は私、生きていないと思いますよ。なるべく早く、ひとつ実現をするように努力をしていただきたいと思います。

組織の改編とか改善というのは、私は今どこの自治体でもスリム化をしていこうとす
中ですから、それに匹敵する人材がいれば文句を言うことはないんですが、やはりス
リム化という観点からいくと、また役付者が1人増えるというのは好ましいことではな
いと思いますので、そのあたりを工夫してひとつ実施をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

○15番（大角利成君）

2点、お尋ねをいたします。

まず1点目は、旧尾之間支所庁舎を解体する方針を町長は決定し、それに関連する解体設計費用が今回、上程をされております。また、これに関連する基金条例も提案をされているところです。尾之間区民はもちろんですが、旧屋久町の住民にとっては歴史的な出来事となりますけれども、施政方針並びに分野別施策の中で何ら触れられておりませんが、そのことについて考えをお聞かせください。何か触れなかった理由があるんでしょうか。私は当然、触れるべきことでなかったかなというふうに思っています。これは町長の考えですから、考えをお聞かせください。

それからもう1点です。資料、施政方針の8ページのところですけれども、中段のところに、農業については南部地域の振興には欠かせないと考えていますことから、現副町長の就任に当たってはその旨指示しているとあります。そのとおりだというふうに、これまで私たち議会を始め、町民へも同様に町長は発信をしてきたと思います。このようなことを受けて、農家は今後の農業振興策に大変期待をしていることと思います。先程、施策の概要をお聞きしましたが、従前より指摘をされておりました営農支援セン

ターの硬質プラスチックハウス利用の取組以外には、真新しい事業があまりないように私は感じました。現副町長の就任から10か月ほどが経過をしている。農業振興についてこれまで幾度となく多種にわたり協議調整をしてきたんだろうと思います。そこでお尋ねします。令和3年度の農業振興の目玉は何なのか、いま一度お尋ねをいたします。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

尾之間支所の解体については、全然触れていないということですが、今、私の施政方針の11ページの中で解体とか除却とかいうことでやっていきたいということは若干ですけども触れてはいます。議員がおっしゃるように、確かに大きな問題ですから、色々何とか生かす方法はないかということで努力はしてまいりましたけれどもなかなかそういうことができなかったというのは、議員にも御理解をいただきたいというふうに思っております。

それと、農業振興については、副町長にそういう指示もやり、特に南部の地域はそういう農業は基盤産業でございますから、ですから今、私が指示をして1年、今すぐどうということをとすることはなかなか難しいかもしれませんが、まだ今、今までの懸案でありましたぼん・たん館の裏のハウス、あるいは試験場、ああいうものを再開をしてそこで大苗の育苗とかそういうものをやって新しく屋久島町に合った産物等を作り出していこうということで今話はしておりますけれども、なかなか具体的にそういうことが出ていないというのは今事実で、早急にそういう方向も出したいというふうに思っています。

○15番（大角利成君）

最初の尾之間の支所庁舎の件ですけども、やはりはっきりとここに町長も方針を出して、予算も上程し、そして基金条例も提案をしているわけですから、はっきりと明記をしてほしかったなとこう思ったもんですから、そのことでやはり私たちも、地域に帰って、地域の人たちにも接するたびにお話ができるだろうと思ったもんですから、何か理由があるのかなと思いつつ質問をしたところです。ぜひ、はっきりとやっぱり方針を出したんですから、前に向かって発進をしていただきたいということを要望しておきます。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

○11番（日高好作君）

ポストコロナの件で、多分、夏頃までには終息するんじゃないかなと期待もありまして、今後、町の経済の再生といいますか、そういった点では東日本大震災の後にやっぱ

り、あれとは若干違うかも分かんないです。でもやっぱり日本全体、世界もですけど、非常に苦しんでいる状態というのは、あのときは東北のほうにおもんばかって皆さん控えたという事例ありますけど、2年後ぐらいから交通、外食産業、そういったもの、急激に回復したという事例もありますので、やはり観光を中心としてこの島の経済浮揚にはそこら辺を参考にして、やっぱり交通、外食、それから人材確保ですかね、人材派遣会社がもう目まぐるしく進歩したというか、非常に忙しかったというような事例もありますので、ぜひそこら辺は参考にしていただきたいなというふうに思います。

7ページの全国の市町村ランキング18位という、その中で順位を落とした特に居住意欲度においては他の地域と比べて大変厳しい評価ということで、どこに問題があるのかしっかりと検証し、その対策を求められるところでもありますというところはあるんですけど、やはり交通アクセスは、今、同僚議員も言われたように、空港の延伸化、滑走路の延伸化によって改善されるのを待つ部分もあります。ただ、島内の居住環境の中で一番の問題は私は電力の供給安定、それとやっぱりキャッシュレス化の進捗、これを急ぐべきではないかなというふうに思っております。御存じのように、特に南部、農協線、大変停電とそれから電圧が一定しないという、これが非常に大きな問題です。だから私は日頃、発電機を各戸そろえるのが先じゃないかなというふうに思っている、年にやっぱり相当な回数の停電で、ここら辺もやっぱり居住環境、せっかく光のブロードバンドを敷設されましたですけど、この電圧が安定しなくなかなかそういった、特に大企業とか、二の足を踏むんじゃないかなというふうに思います。

それとやっぱりキャッシュレス化も私なんかもう9割方はもう、9割以上ですかね、ほとんどキャッシュレスといいますか、カードで支払いをするような生活を送っていますけど、特に公共料金、こういったものも早急にキャッシュレス化を進めないともとても住みやすい環境とは言えないんじゃないかなと。私が思うにはそこら辺にあると思うんですけど、町長の考えを伺います。

○町長（荒木耕治君）

言われるように魅力度ランキングでは18位、定住ではなかなかということでございます。だから今までの定住政策を見ますと、まずは住むところの問題だろうというふうに私は思っている。住宅の確保というのは、今は御案内のとおり、民間でもアパート経営とか色々やってきて新しいものが出てきました。ですが、一般の家ではなかなか屋久島は借家というか、そういうものをしないと。空き家はあっても貸さない、そういうのがあります。ですから、今はまだ進んではいませんけれども、空き家バンクみたいなものを町が入ってきちんとそういうことをやる。やはり住宅は今、町営住宅がすごい数あるんですよ、郡の中でも。これがもう用途やら駄目になったり、色々あります。ですから、ここをもうスクラップ・アンド・ビルドじゃないですけども、壊すものは壊して、

新しい時代に合ったものを造っていく、そういうことも住環境の問題では、なかなか財政の問題がありますから、なかなかすぐにはできないこともありますけれども、そういうことが大事だろうというふうに思います。キャッシュレス化もそうです。当然、今、私らがこうペイペイとかというのをよくこう、私はカードはあまり使いませんからあれですけれども、今度デジタルの職員も採用しました。先程も少し言いましたけれども、役場の内部、あるいはそういうカードの問題、そういうものを積極的にできるようにやっていきたいというふうには思います。

屋久島は4つの配電でやっています、それぞれ違います。ですから、これを従前から電気が安定をするようにということで、協議もしましたけれどもなかなか一緒にというか、例えば会社が一緒にということもありましたけれども、それぞれ思惑がありましたなかなかそういうのはできないと。ですからあとはその4つの事業者がそれぞれ企業努力でやっていくということで、私どもが所管をしております配電区域内においては、今一番、台風時の停電、何が多いかといたら、要するに支障木、台風の枝がそれが一番多いんで、要するにその周りを全て切っていくということで、本庁の電気はこの間の台風10号でも停電をしませんでした。それはそういうことがあるだろうと。それともう一つが、小さなブロックにこう区切っていくということをやっているわけですが、例えば宮之浦にしても、宮之浦で全部消えるんじゃなくて、川から分かれて半分は消えるけど、半分はついているとか、そういうことをして、そしてなるべくそれをやらないようにできることは複線化をしてすぐできるようにとか、そういう努力はしていかなければいけないのかなというふうには思っています。一般質問を受けていますので、またその中で色々詳細については申し上げたいというふうに。

○11番（日高好作君）

今言われたように、やっぱり停電になれば栗生から永久保までというのが農協線のあれで、茶工場の製造中も毎年のように途中でずんと止まって、大変な思いをしている部分もあるわけです。言われたように、ここが駄目でもほかが使える。それとやはりそれぞれの供給組織に対してあまり出しゃばったことはできないかも分かりませんが、やはり町民の生活の向上には非常に不可欠であると思いますので、そこら辺はやっぱり特に農協のあれとは協議もしていただきたいという思いはあります。

それとまず、やっぱり町長、公共料金のキャッシュレス化からやっぱり早急に取り組んでいただきたいという思いがあります。

以上です。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

○1番（中馬慎一郎君）

この町長の指針方針の文書の中にグリーンとデジタルというのがあって、今、同僚議員からもありましたデジタルの面なんですけど、昨年からの光回線のブロードバンドの工事が始まって各世帯にも普及、大分したと思うんですが、今現在の屋久島町のもし分かればこういうインターネットを引いていない世帯がどれくらいあるのかということを知りたいのと、これはやっぱりデジタルが進めば進むほどデジタル社会にやっぱりなじめない方々も絶対出てきて、やっぱりそういう格差をつくってはいけないという、取り残さない政治にも結びつき、また教育面でもそういった教育を受けられない子供も出てくるのではないかと感じて危惧するところもあります。そういった問題でやっぱりデジタル化がどれくらい島内で進んでいるのかということを知りたいのと、あと国のほうでもデジタル庁ができて、マイナンバーカードが普及していると思うんですが、我が町でこのマイナンバーカード、どれくらい普及率があるのかなということも知りたいんですが、お聞かせください。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

昨年4月から一部運用開始された時点では、今は何千件、何千件というのはちょっと把握、聞いたこともあったんですけど、今現在のネット環境の整備の進捗というのは確認をしておりますので、後日、御報告したいと思います。

○町民課長（日高邦義君）

マイナンバーの交付状況でございますけれども、2月末現在で5,460件でございます。割合にしまして、44.27%の交付率になっております。

以上です。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

質疑なしと認めます。

これで町長の施政方針説明に対する質疑を終わります。

- △ 日程第18 議案第16号 屋久島町道路線の変更について
- △ 日程第19 議案第17号 屋久島町道路線の認定について
- △ 日程第20 議案第18号 屋久島町道路線の認定について
- △ 日程第21 議案第19号 屋久島町道路線の認定について
- △ 日程第22 議案第20号 屋久島町道路線の認定について
- △ 日程第23 議案第21号 債権の放棄について
- △ 日程第24 議案第22号 債権の放棄について

- △ 日程第25 議案第23号 口永良部島辺地総合整備計画の変更
について
- △ 日程第26 議案第24号 吉田コミュニティセンターふれあい
館の指定管理者の指定について
- △ 日程第27 議案第25号 屋久島町福祉センター及び屋久島町
総合福祉センターの指定管理者の指
定について
- △ 日程第28 議案第26号 屋久島町安房地区共同墓地の指定管
理者の指定について
- △ 日程第29 議案第27号 屋久島町屋久杉ランド休憩施設の指
定管理者の指定について
- △ 日程第30 議案第28号 屋久島町まごころ市ぽん・たん館の
指定管理者の指定について
- △ 日程第31 議案第29号 屋久島町志戸子ガジュマル公園の指
定管理者の指定について
- △ 日程第32 議案第30号 屋久島町安房荒茶加工施設の指定管
理者の指定について
- △ 日程第33 議案第31号 屋久島町特別職の職員で非常勤のも
のの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部改正について
- △ 日程第34 議案第32号 屋久島町税条例の一部改正について
- △ 日程第35 議案第33号 屋久島町乳幼児等医療費助成条例の
一部改正について
- △ 日程第36 議案第34号 屋久島町後期高齢者医療に関する条
例の一部改正について
- △ 日程第37 議案第35号 屋久島町国民健康保険条例の一部改
正について
- △ 日程第38 議案第36号 屋久島町介護保険条例の一部改正に
ついて
- △ 日程第39 議案第37号 屋久島町営住宅管理条例の一部改正
について
- △ 日程第40 議案第38号 屋久島町営単独住宅管理条例の一部
改正について
- △ 日程第41 議案第39号 屋久島町立学校設置条例の一部改正

について

- △ 日程第42 議案第40号 屋久島町学校給食センター等設置条例の一部改正について
- △ 日程第43 議案第41号 屋久島町組織機構改革に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について
- △ 日程第44 議案第42号 屋久島町議会議員及び屋久島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- △ 日程第45 議案第54号 屋久島町旧支所周辺にぎわい創出事業基金条例について
- △ 日程第46 議案第43号 令和3年度屋久島町一般会計予算について
- △ 日程第47 議案第44号 令和3年度屋久島町上水道事業特別会計予算について
- △ 日程第48 議案第45号 令和3年度屋久島町簡易水道事業特別会計予算について
- △ 日程第49 議案第46号 令和3年度屋久島町国民健康保険事業特別会計予算について
- △ 日程第50 議案第47号 令和3年度屋久島町介護保険事業特別会計予算について
- △ 日程第51 議案第48号 令和3年度屋久島町診療所事業特別会計予算について
- △ 日程第52 議案第49号 令和3年度屋久島町農業集落排水事業特別会計予算について
- △ 日程第53 議案第50号 令和3年度屋久島町船舶事業特別会計予算について
- △ 日程第54 議案第51号 令和3年度屋久島町電気事業特別会計予算について
- △ 日程第55 議案第52号 令和3年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計予算について

○議長（高橋義友君）

次に、日程第18、議案第16号、屋久島町道路線の変更についてから日程第55、議案第52号、令和3年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計予算についてまでの38件を一括

議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

次に、議案第16号から議案第42号、議案第54号、議案第43号から議案第52号について、御説明いたします。

まず、議案第16号、屋久島町道路線の変更につきましては、健康の森公園の認定に伴い、滝之川線の終点を変更しようとするものであります。

次に、議案第17号から議案第20号、屋久島町道路線の認定につきましては、沿線宅地への生活道路として適切な管理を行うため、認定しようとするものであります。

次に、議案第21号、債権の放棄につきましては、破産法第253条第1項その他の法令の規定により、債務者が当該債権につきその責任を免れたことから、履行される見込みのない屋久島町僻地学校教職員住宅の債権を放棄しようとするものであります。

次に、議案第22号、債権の放棄につきましては、履行される見込みのない電灯及び動力料金の債権を放棄しようとするものであります。

次に、議案第23号、口永良部島辺地総合整備計画の変更につきましては、口永良部島辺地総合整備計画について、令和2年度から令和6年度までの5か年を計画期間として各施設について整備計画を定めているところであるが、令和2年度の起債額について調整が必要となったため変更しようとするものであります。

次に、議案第24号、吉田コミュニティセンターふれあい館の指定管理者の指定につきましては、当該施設は地域住民の交流を促進し、スポーツ、レクリエーション等の地域活動の拠点及び災害発生時の町指定の避難施設として設置された施設であり、地域全体で管理活用することやその特殊性から引き続き吉田区を特命により指定しようとするものであります。

次に、議案第25号、屋久島町福祉センター及び屋久島町総合福祉センターの指定管理者の指定につきましては、当該施設は、町民の福祉の増進と福祉意識の高揚を図るため、設置された施設であり、利用者が安心して利用し、サービスの提供を受けられることや、これまで蓄積した管理運営技術や社会的役割等の観点から、屋久島町社会福祉協議会を特命により指定しようとするものであります。

次に、議案第26号、屋久島町安房地区共同墓地の指定管理者の指定につきましては、当該施設は公衆衛生の向上、その他町民生活の改善を図るため設置された施設であり、これまでの実績等を考慮し、施設の管理運営を効果的かつ効率的に行うため、引き続き安房地区共同墓地管理組合を特命により指定をするものであります。

次に、議案第27号、屋久島町屋久杉ランド休憩施設の指定管理者の指定につきましては、令和3年3月31日をもって現指定期間が満了することから、ヤクスギランドを訪れ

る町民及び旅行者等の休憩施設として屋久杉ランド休憩施設を効果的かつ効率的に管理運営するため、当該施設の指定管理者を指定しようとするものであります。

次に、議案第28号、屋久島町まごころ市ぽん・たん館の指定管理者の指定につきましては、指定管理者の指定期間が満了することから、施設の管理運営を効果的かつ効率的に行うため、引き続き特命で選定し、指定管理者として指定しようとするものであります。

次に、議案第29号、屋久島町志戸子ガジュマル公園の指定管理者の指定につきましては、当該施設は地域密着型の施設とし、また地域活性化の中核施設として、施設の運営及び維持管理を効果的かつ効率的に実施するため、志戸子区を指定管理者として指定しようとするものであります。

次に、議案第30号、屋久島町安房荒茶加工施設の指定管理者の指定につきましては、指定管理者の指定期間が満了することから、施設の管理運営を効果的かつ効率的に行うため、引き続き特命で選定し、指定管理者として指定しようとするものであります。

次に、議案第31号、屋久島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、統計調査員等に支払う報酬額は現行の額を上回る可能性があるため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第32号、屋久島町税条例の一部改正につきましては、認可地縁団体の法人住民税は地方税法上、収益事業を行わない場合であっても均等割について課税されることから、減免措置により全額免除とするため所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第33号、屋久島町乳幼児等医療費助成条例の一部改正につきましては、鹿児島県の現物給付の対象が改正されたことに伴い、助成対象を引き上げるため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第34号、屋久島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正につきましては、租税特別法、地方税法の改正により、特例基準割合が延滞金特例基準割合へと名称が改正され、計算の前提となる割合が新たに平均貸付割合と規定されたため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第35号、屋久島町国民健康保険条例の一部改正につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第36号、屋久島町介護保険条例の一部改正につきましては、第8期介護保険事業計画の開始及び租税特別法、地方税法の改正により、特例基準割合が延滞金特例基準割合へと名称が改正され、計算の前提となる割合が新たに平均貸付割合と規定されたため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第37号、屋久島町営住宅管理条例の一部改正につきましては、民法の一部

を改正する法律の施行に伴い、不正行為によって入居した者に対する請求額の算定に利用する利率が法定利率に変更されたこと及び用途廃止処理済みの町営住宅を削除し、耐用年数が経過している木造平屋住宅を単独住宅管理にすることで、入居基準が緩和され、所得制限がなく、単身者の入居が可能となることから、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第38号、屋久島町営単独住宅管理条例の一部改正につきましては、耐用年数が経過している木造平屋住宅を単独住宅管理にすることで、入居基準が緩和され、所得制限がなく、単身者の入居が可能となることから、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第39号、屋久島町立学校設置条例の一部改正については、町立学校の位置について誤表記が判明したことに伴い、正しい位置表記に変更するため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第40号、屋久島町学校給食センター等設置条例の一部改正につきましては、学校給食センター等の位置について、誤表記が判明したことに伴い、正しい位置表記に変更するため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第41号、屋久島町組織機構改革に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定につきましては、行政機構の一部見直しに伴う関係条例の整備、施設の老朽化により令和3年度に宮之浦中央公民館を解体することから、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第42号、屋久島町議会議員及び屋久島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定につきましては、公職選挙法の一部を改正する法律が令和2年6月12日に公布され、同年12月12日に施行されたことに伴い、町議会議員選挙及び町長選挙における選挙公営の拡大が可能となったことから、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成並びに選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関し、必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第54号、屋久島町旧支所周辺にぎわい創出事業基金条例の制定につきましては、旧尾之間支所及び旧宮之浦支所解体後の旧役場庁舎跡地の利活用は、旧町時代の中心的施設であったことから、これからのまちづくり、そして地域づくりの重要課題として捉えており、地域に必要な施設の在り方について議論を進めていくこととしております。その議論を具現化するために必要な財源の確保が必要と判断し、今回、新たな基金の条例を上程させていただいております。

施行時期を令和3年7月1日としている理由としましては、積立て時期を具体的にお示しするためであり、令和2年度の出納閉鎖期間の決算状況を見極めつつ、令和3年6月議会にて基金の予算を計上し、予算可決後に積立てを行うためであります。

また、基金条例の時限を令和12年度と明記した理由としては、解体事業と並行して解体後、速やかに具体的な活用を見据えて跡地の民間活用も視野に入れた活用策の募集を行うとともに、公設による新施設整備の方向性についても地域を交えて議論をし、地域が求める施設整備をスピード感を持って早期の達成を目指すためのものであります。旧支所庁舎の除却に伴い、これまでの支所周辺地域に新たなにぎわいを創出するための事業経費を積み立てることを目的に制定しようとするものであります。

次に、議案第43号、令和3年度屋久島町一般会計予算につきましては、老朽化や耐用年数超過に伴う大規模な施設の更新・除却等があることから、引き続き徹底した歳出削減と町税の徴収強化を始めとする自主財源の確保を課題として予算編成に取り組んだ結果、2か年にわたった光ファイバーケーブルの敷設事業を始め、香附子団地の機能性向上の事業、図書システムの導入事業等は終了したものの、岳南中学校大規模改修事業や旧宮之浦支所関連施設解体事業、学校遊具更新事業等により、一般会計当初予算総額は101億2,300万円となり、前年度当初予算と比較して1億7,800万円、1.8%の増額となったところであります。

歳出の主な増減としましては、性質別では物件費の増、普通建設事業費の減、補助費の増、扶助費の増による影響は大きく、目的別では、教育費の増、総務費の減、公債費の減、民生費の増が大きな要因であります。

一方、歳入につきましては、町債の増、繰入金の減、国庫支出金の増による影響は大きな増減要因であります。

また、自主財源比率は25%で、前年度より1.7%の減となっており、過疎対策事業債や合併推進事業債等の町債は増額となったことや繰入金の減が主な要因であります。

次に、議案第44号、令和3年度屋久島町上水道事業特別会計予算につきましては、上水道事業を運営するための電気料金、水質検査業務委託や固定資産減価償却費などの経費を計上し、予算の総額は、収益的収支につきましては、収入が2億5,537万3,000円、支出が4億3,448万6,000円であり、資本的収支につきましては、収入が2億2,682万1,000円、支出が2億6,864万1,000円であります。資本的収入額は資本的支出額に対し不足分につきましては、減価償却費で補填をするものであります。

次に、議案第45号、令和3年度屋久島町簡易水道事業特別会計予算につきましては、簡易水道施設の維持管理費、口永良部島地区の施設整備費などを計上し、予算の総額は466万4,000円であります。

次に、議案第46号、令和3年度屋久島町国民健康保険事業特別会計予算につきましては、一般管理費、賦課徴収費のほか、保険給付費、国民健康保険事業納付金、保健事業費などを計上し、予算の総額は18億2,606万4,000円であります。

次に、議案第47号、令和3年度屋久島町介護保険事業特別会計予算につきましては、

一般管理費、認定審査会の経費のほか、保険給付費、地域支援事業費などを計上し、予算の総額は14億6,384万1,000円であります。

次に、議案第48号、令和3年度屋久島町診療所事業特別会計予算につきましては、町立の3診療所の運営に係る経費などを計上し、予算の総額は1億7,356万8,000円であります。

次に、議案第49号、令和3年度屋久島町農業集落排水事業特別会計予算につきましては、農業集落排水事業を運営するための電気料金、浄化槽ポンプ施設維持管理業務委託や固定資産減価償却費などの経費を計上し、予算の総額は収益的収支につきましては、収入が1,351万1,000円、支出が4,107万3,000円であり、資本的収支につきましては、収入支出それぞれ2,522万円であります。

次に、議案第50号、令和3年度屋久島町船舶事業特別会計予算につきましては、フェリー太陽Ⅱの運航に要する人件費、修繕費、燃料費などの経費を計上し、予算の総額は、収益的収支につきましては、収入が3億6,845万7,000円、支出が4億787万5,000円であり、資本的収支につきましては、支出のみ7,478万円であります。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する分につきましては、国庫補助金などで補填をするものであります。

次に、議案第51号、令和3年度屋久島町電気事業特別会計予算につきましては、電気事業を運営するための電力購入費、高低圧線改修工事費や施設管理費などの経費を計上し、予算の総額は収益的収支につきましては、収入支出それぞれ6億6,576万9,000円であり、資本的収支につきましては、支出のみ7,230万円であります。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する分につきましては、建設改良積立金などで補填するものであります。

次に、議案第52号、令和3年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計予算につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金、保健事業費、一般管理費などを計上し、予算の総額は1億8,090万7,000円であります。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋義友君）

これより、議案第16号から議案第52号までの38件に対し総括質疑を行います。質疑はありませんか。

○8番（榎 光徳君）

議案第43号の一般会計について御質問をいたします。

27ページの貸付元利収入が屋久島森林組合の運営補助貸付収入が、昨年の500万円から今年は300万円に減額されているんですが、支出のほうでも300万円計上してあります

けれども、この要因としてはどういうことであったのかということが1点です。

それと53ページの民生費の社会福祉費の中で自殺対策推進協議会の委員報酬が組まれているんですが、これの委員の数とか何回ぐらい会をする予定なのかということと、それとあと1点、77ページの種子屋久農協口永良部支所の存続補助金が100万円組まれてありますが、お聞きしますと支所の存続が危ぶまれているというようなことも声が聞こえてくるんですが、ここら辺についての具体的な取組はされているのかどうか。3点についてお尋ねをします。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○産業振興課長（併任） 農業委員会事務局長（鶴田洋治君）

ただいまの御質問についてお答えいたします。

27ページの屋久島森林組合運営資金貸付収入につきましては、令和2年度500万円のところを令和3年度は300万円に減額をしております。この貸付金につきましては、これまでも色々議論をされてきて、必要があるのかという意見も頂きながら経過をしております。1,000万円あったものを700万円に、それから500万円にということで年次的に減額をしております。最終的にはこれはもうゼロにするべきということで色々協議をさせていただいておりますので、組合の運営もありますのでいきなりゼロということができないということで、組合のほうとも協議をしまして令和3年度は300万円ということで減額をさせていただいております。

それから77ページの口永良部の種子屋久農協口永良部支所の存続補助金100万円計上しておりますが、これはJAの支所がありますけれども、これが経営的に非常に厳しいということで、町としましてもこれまでずっと補助をしてきました。今月に入りましてJAのほうからも色々相談がありまして、現在、職員が1名体制ということでコンプライアンス上これはいけないということで色々な監査から指摘を受けているということで、それと赤字が続いているということでもう廃止をしたいという申出がありまして、今現在、区長さんたちを交えて関係機関と協議をしているところであります。一応この当初予算を計上、入れたのが12月でありましたので、これにつきましては、今後その方針が決まり次第、継続していくのか、減額するのか、廃止、もう落とすのかということは協議をしてみたいと思います。

以上です。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（寺田和寿君）

自殺対策推進協議会に関しまして回答申し上げます。

平成元年度に自殺対策計画が策定をされました。この計画の策定に際して委員を募り、年に1回、進捗、それから現在の状況等の確認をする予定としております。大体13、

4人ぐらいの規模の委員会でございます。

以上です。

○8番（榎 光徳君）

貸付金については、経営が安定をしてきたと、改善に向けていい方向であろうというふうに理解をしておりますので、それはそれで理解をしました。

それと、口永良部については、同僚議員が一般質問でもしているようで、ちょっと気づきませんで失礼しましたが、ぜひ島民のためには存続をできるような方策が見いだされればいいのかなと思いますので、行政サイドとしてのできるだけの支援、色々な情報を交換なり、情報提供なり、そういったことをしていきながら存続の方向に向けて努力をしていただければと思います。

それと自殺者対策ですが、実は今月の2日に思春期保健支援者向け研修会というのがございました。寺田課長も参加をしておられましたので、中身については承知されていると思うんですが、実はこの席上で屋久島町の昨今のこの現状ということで自殺者のここ5年間の人数というのが提示をされました。平成27年から令和元年までで16名の自殺者が出ております。これをひもとくと、1人につき4、5人がその遺族となると。そして5年間ですから約60人がその遺族になるというようなことなんですね。そして今度は自殺をしなくても自殺未遂者は自殺者の約10倍になると言われているというようなことなんです。我々もこういう話が出ましてびっくりしたところなんですけれども、本町においては、先程課長が申しあげましたように、平成30年の10月にこの自殺者対策協議会が発足したわけですけれども、私このときも意見を申しあげたと思うんですが、やっぱり町民に周知をさせないといけないというようなことで、そして特に昨今、このコロナ禍の中でもうこれは全国的にも色々な傾向にありますが、自殺者、生活困窮に陥って自殺者が増えてくるというようなこと等ありますので、そういった事例もありますので、ここら辺のやっぱりネットワークの強化というか、町内の保健所でありますとか、警察、役場もそうですけれども、あるいは民生委員協議会とか、色々な方々との連携をしてネットワークの中でやっぱりそういうのを未然に防止するというような対策が必要じゃないかなと思っております。人ごとではないとやっぱり本町でも絶対こういうことを出してはいけないというようなことから、そういった取組も必要なんじゃないかなという気がするんですが、そこら辺の町民への周知とか色々そういったことに関しての町長の考えというか、そこら辺はいかがですか。担当課長なりでもいいんですが。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（寺田和寿君）

ただいまの御質問ですが、本町におきましても5か年で16名とありましたが、実際、本年度も自殺未遂者も出ておりますし、それから警察とも連動しましてこういった対策のネットワーク化を進めております。ネットワーク化を保健所、警察、役場、それから

民生委員、公民館、各種団体、それぞれのネットワークを張って、この計画に基づいて進めていくことになるんですが、なかなか見えづらい部分もあります。したがって事前の活動として広報を行うということが適切だろうということで、鹿児島県におかれましては様々なリーフレット等も作っておりまして、私どももそのリーフレット等を利用し、さらにちっちゃな自殺者対策用のカードというのがあるんですが、これぐらいの折り畳みのカードなんですけど、こういったカードというのは町民がよく行き来するような場所、例えば役場もそうですが、支所とか、色々な窓口というところには設置をして、ちょっと見て気づいたらそれをもらっていくというふうなそういう悩んでいる方々に対しての対策というのもリーフレット以外にもちっちゃいカードを作っております。非常にこういった些細なことかもしれませんが、こういうようなことがその人の心に伝わるという、届くという意味で続けていきたいなと考えております。

○8番（榎 光徳君）

大変こうデリケートな問題でありますので、町民への啓発というのもなかなかしづらい部分もある面ではあるかと思っておりますけれども、今言ったようなそういうパンフレットとか色々な媒体、あるいは情報発信をして、やっぱりそれに陥る、未遂者、何かのやっぱりSOSなりシグナルを発信している、それをどこかで見過ごさないようにキャッチしてやるとそういうことが大事だろうと思っておりますので、関係機関、連携をしてそれを未然に防止できるような対策を講じていただきたいと思っております。

終わります。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

○2番（眞邊真紀君）

議案第43号、一般会計予算についてです。

68ページの山岳部保全対策費、これ積立金が3,700万円ありますけれども、これ3,600万円が寄附金の見込みで120万円が返還金だと思うんですが、3,600万円が入ってくる見込みとしたその算出根拠を教えてください。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○観光まちづくり課参事（観光推進担当）（川東眞稔君）

この3,600万円に関してなんですけど、正直この金額が入るかというのは分かりません。ただ、ある程度の金額を入れていかなきゃいけないだろうということでこういった金額になっております。正直言いまして。

○2番（眞邊真紀君）

現状ではそうだろうなというふうに思いました。一般会計から、先程も言いましたけ

れども2,000万円近く組んでおりますので、もっと増えるのかなというふうに予測されるかと思いますが、ごめんなさい、ちょっとそちらの予算の件はいいんですが、山岳部保全利用協議会の責任の所在について、さきの12月議会で渡邊議員が質問した際に、担当課長のほうから何かあったときの責任は町にあるというふうに御回答いただいているんですけども、その認識のままでよろしいのか。もうやっぱり協力金の収受も本格的に始まっておりますので、そこは確認しておきたいです。この横領の件に関しては、町が原告になったわけですが、逆にこの協力金の何か横領によってその協力金を納めた方から訴えが起きたりとかした場合には、当然、町の責任ということになると被告は町、屋久島町というのは恐らく被告にはなれないので、個人になるというふうな認識でいいかと思うんですが、それ、もし訴えが起きたりとかしたら被告になるというふうにはきちんと認識されているのかどうかというところをこの協力金、山岳部保全利用協議会の在り方について、いま一度質問しておきたいと思います。

ごめんなさい、一つ、一般会計の中でもう一つ質問したいことがあったんですが、72ページ、衛生費の中のごみ処理施設管理費で委託料が町有施設管理委託、1億3,000万円ほど組んでありますが、これ日本管財との契約の金額の全額でよろしいんですかね。委託料を町有施設管理委託1億3,741万3,000円、これは日本管財との委託契約の全額なのか。もしそうだとすると去年より多くなっているなというふうに思うんですけども、その値上げの原因というのは一体何なのかなというところをお伺いします。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○生活環境課長（矢野和好君）

今、最後の御質問に先にお答えをいたします。

ごみ処理施設管理費の中の委託料、町有施設管理委託の1億3,741万3,000円につきましては、クリーンサポートセンターの管理費ということで今のところ日本管財との契約のための委託料を積算しております。増えた分につきましては、やはり労務単価が上がっておりますので、その分考慮しているということでございます。

○議長（高橋義友君）

次、ほかは。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

先程の責任の所在、訴えられたときには被告になる覚悟があるのかということですが、ちょっと法的に理解しておりませんので、調べて報告をいたします。

○2番（眞邊真紀君）

ごみ処理施設の管理委託契約ですけれども、単価が上がっているというものの詳細、どういう訳でなのか。やっている仕事は恐らく変わりが無いと思うので、もし分かりまし

たら教えていただきたいのと、日本管財とずっと随意契約で契約を結ばれていて、ずっと契約金額が右肩上がりだと思うんですね。これ、指名競争入札にしてほかの会社の参入というのは考えられていないのかなというのを伺いたいです。ごみ処理施設、ストーカー式に変わる予定ですけど、まだちょっと年数ありますし、その辺をお聞かせください。

○生活環境課長（矢野和好君）

労務単価と申しますのは、それぞれで国が設定したものがございまして、それを基準にやっております。

今のところ、業者のその選定の理由でございまして、やはりこういう清掃工場と申しますのは、特別なやはり技術とか職員の技術力、また安全で安定的な処理を行うには、経験に裏づけられたそういった技術力が必要でありますので、そのノウハウを持った者と契約をするというのが基本だというふうに思っております。屋久島クリーンサポートセンターにつきましては、当初の管理使用者にも60日以上教育、訓練ということがなっております。当初のところでメーカーと委託をしておりました日本管財環境サービスと今も契約をしておりますが、設備機器のメーカーとともに作業を行ったりとか、設備機器の設備内部にも精通しておりますので、このことは維持管理にとって非常に重要なことだというふうに思っております。一朝一夕にはなし得ないということがありますので、今のところ随意契約ということで行っております。

○議長（高橋義友君）

ほかに。

○10番（小脇清保君）

この電気の債権の放棄というのは、委員会で審議するたび、いつ不納欠損するんだろうというふうにいつも思っていましたけど、今回やっていますけど、この原因の大半は職員の怠慢ですよ、これ。それとあと1%ぐらいは屋久島の人たちの人情があるのかなというふうに思っていますけれども、この機会にひとつ条例をつくって3か月以上延滞したら電気を止めますよというのを各利用者に配付するぐらいの厳しい措置を取って再発防止をひとつしないようにお願いしたいと思います。

担当課長、条例をつくって各利用者に配ったらどうですか。3か月したら止めますよと。あなたたちがその仕事をしていないからこういう多額の金額の不良債権になっているんですから。それだけを言って質問に入ります。

一般会計の総務費の中で34ページに法務事務専門職員報酬144万円というのが組まれています。法務事務職員を雇うほど法務に関する訴訟がめじろ押しにあるのかどうか、そのこと、ひとつ伺いたい。

それと次の35ページの9番目に町長の交際費が100万円組まれています。こー、

二年、10万円ぐらいずつ漸増しているような私は印象を受けています。認識を受けていますが、その原因とこれを情報を開示する予定はないのかということをお尋ねをいたします。

それと、これはこれから検討してもらいたいんですが、40ページに無電柱化を推進する市区町村というのがあります。3,000円、僅か3,000円の負担金ですけれども、これはどういう関係で3,000円を負担しているのか、これだけお聞かせください。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

法務事務専門員報酬特適というのは、河野通孝氏に月額12万円の報酬を支払っている部分でございます。特別にほかに雇用ということではございません。

それと町長交際費100万円につきましては、令和2年度の町長交際費も100万円の計上ということで昨年度の当初予算比は変わってございません。ただ、昨年、何か水害か何かがあったときに見舞金、あるいは水なんかを送付、お見舞いとして送った関係で補正予算で若干上げさせてもらった記憶がございます。

○10番（小脇清保君）

ちょっと調査をしてみました。法務相談員は分かりました。もう一つあったね。ごめん。

○政策推進課長（三角謙二君）

無電柱化を推進する市町村の会員の負担金なんですが、現在やっぱり景観に配慮したまちづくりというのが重要視されております。あと、電柱が地震等で倒壊し、公共交通機関等にも影響が出るという部分から、今、全国的に無電柱化を推進するという取組がなされております。その中の全国組織の中でも本町においても無電柱化ができないかという部分の情報共有を図るためにこの組織に入りながら実際に現実的に地域ごとに無電柱化ができるかというのを勉強するために、3,000円ですが、負担金として支出しているものであります。

○10番（小脇清保君）

法務相談員の件は、そうか、先生がいたね。分かりました。それは分かりました。

町長のこの交際費、屋久島町は情報開示がないんですよ。私、姉妹都市の菊陽町と日田市を調べてみました。日田市の場合は毎月、一月ごとに情報開示をしています。そして菊陽町の場合は上半期、下半期に分かれて情報開示をしているんですよ。これ官房機密費と違うわけですから、町長、こういう情報開示をびしゃっとやらないと、また痛くもない腹を探られるということになりますから、ぜひ実現をしてほしいんですが、お約束できませんか。

それと、この無電柱化、僅か3,000円ですけれども、合併前に旧町でキャンピングカー公園という組織があって5,000円を負担していたんですよ。町はそういうものが来るともう完璧に自分のお金じゃないから出すんですよ。屋久島町に何のキャンピングカーの公園があるのかと、これやめなさいよちゅうて私、やめてもらった経験があります。この無電柱化のこの組織からは何か1枚でもチラシとか何か来るんですか。

○政策推進課長（三角謙二君）

全国的な組織がありまして、総会があります。事業計画もありまして、その中で全国的に各町々での勉強会だったり、講習会だったりという情報とそういう内容も送ってきておりますので、そこで情報を共有しながらしているところであります。

屋久島町がなぜ無電柱化に加入したかという部分につきましては、屋久島町もその災害対応で県道の宮之浦から安房までの県道敷沿いの電柱の新設ができないというのが、ちょっと時期的にもう5年ほど前だったと思いますが、が発布されまして、そのことによって町としましても県道敷の無電柱化が促進できないかという形で鹿児島県と情報共有しながら勉強会もその都度やっているところであります。

○10番（小脇清保君）

実現不可能な無電柱化を公約にして立候補される方がいらっしゃいますけれども、現実に不可能なことですからね、これは。予算もないんでしょう。何年か前に町長が宮之浦港から宮之浦橋まで無電柱化にしたら3億円でしたかね、かかりますと。そんな金ありませんという議会で発言をしたこともあるんですよ。こういう実現不可能なものを、これ3,000円というけど全国1,700自治体では500万円、600万円になりますよ。この組織はね。だから何でこれを言うかという、ほかにも各課に言えることですが、負担金という名前でこんな現実にあるのというのがたくさんありますから、これをひとつ見直す契機にさせていただきたいと思って私はこのことを聞いた次第です。

それと先程申し上げた、町長、交際費の情報開示、お約束できませんか。総務課長、どうですかね。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

また後ほど協議をして御回答したいと思います。申し訳ありません。

○議長（高橋義友君）

他に質疑はありませんか。

○15番（大角利成君）

何点かお尋ねいたします。

議案第43号、令和3年度一般会計予算についてであります。

ページ、41ページ、総務費の総務管理費の中の、ごめんなさい、間違えました。6目の地域活性化対策費であります。18節の負担金補助及び交付金のところに移住者住宅取

得事業等補助金500万円、移住支援金500万円があります。この内容についてお尋ねいたします。

ページ、56ページ、民生費社会福祉費2目の高齢者福祉であります。18節の負担金補助及び交付金、老人クラブの補助金200万円がありますが、この200万円については高齢化が進む中でいわゆる高齢者の地域の中での存在感、あるいは活躍する場が増えてきておりますけれども、担当課としては増額する考えはなかったのか。それとも増額するという考えで提案をしたけど財政の関係で調整ができなかったのかどうか、お尋ねします。

それからページ77、農林水産業費の関係でお尋ねをいたします。

農業振興費のところに該当するのでしょうか、先程の町長の分野別施策のところで触れられました、いわゆる営農支援センターの硬質プラスチックハウス利用の事業費、令和3年度、どの程度の事業費を見込んで、業務はどなたがするか、お尋ねをいたします。

最後です。同じく農業振興費、81ページです。同じく18節の負担金補助及び交付金です。有害鳥獣被害防止対策事業費補助金60万円が計上しております。令和2年度についても予算不足で増額補正をしていると思いますが、農家の方も大変、有害鳥獣被害のために難儀苦勞しておりますが、現況、1農家当たり、限度額補助金はたったの僅か3万円であります。この限度額の見直しについて検討はしなかったのかどうか。

以上です。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○観光まちづくり課参事（観光推進担当）（川東眞稔君）

移住者住宅取得事業等補助金についてです。

令和3年度の事業計画書の18ページに載せております。令和3年度の新設事業です。新規移住者の住宅取得や空き家の改修、家財道具の撤去等に対する補助としております。以上です。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（寺田和寿君）

老人クラブの補助金につきまして、御説明申し上げます。

200万円のうち90万円が単老分の支援でございまして、110万円が連合分でございます。本年度はコロナ等で活動のできない状況が続いたという状況がありました。200万円につきましては、予算についても200万円を上げておりますし、そのまま予算を計上していただいたところでございます。

以上です。

○産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（鶴田洋治君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

支援センター及び試験園の整備につきましては、本年度からずっと継続をして行って

おりますが、現在、大苗が新しい台木で苗を作るということになりまして、県内の苗木組合が閉鎖になりまして、現在、福岡の苗木業者と取引をしております。この苗木につきましても、奄美大島地区がかなり面積が広がっておりまして、県内である意味奪い合いというような状況に陥っております。ですから、当初、苗木が入るだろうということで計画をしておりましたが、農家のほうの量も足りないということでそこは農家のほうを優先するというようにしております。

それから、運営につきましては、現在の職員の数ではどうしても人数的に足りませんので、外部の人を入れて作業に当たってもらいたいというふうに考えております。

それから、被害対策の上限が現在3万円です。これにつきましては、JA等も3分の1の補助をしていただけるということで本年度、令和2年度計画をしました。実際農協としては補助金を出すというよりもサンテ等の単価を下げるといことで農家に貢献したいといことで、そのままの3分の1、上限3万円ということで計画をしております。これをどこまで出すべきかというのは色々御意見もあると思いますけれども、今回、実施したところ、当初の組んだ予算もオーバーするぐらい申込みがありましたので、取りあえず対象者を増やすためには上限を3万円にして、広く農家の人に利用していただくというふうに考えております。

以上です。

○15番（大角利成君）

最後のほうから確認です。令和3年度は町が3分の1、上限9万円の令和2年度でいうと最高額、町は3万円、JAさんも3分の1出すということ。

○産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（鶴田洋治君）

JAは最初はそういう3分の1、3分の1で行きましょうという話だったんですが、JAのほうは実質的に3分の1を出すということではなく、商品の単価を下げた販売ということ聞いております。

○15番（大角利成君）

今のお話ですと農家負担は減るといことですから、理解をしました。

老人クラブの補助金、先程も申し上げましたが、それぞれの会員数も今後また増えていくと思います。高齢化社会ですね。やっぱり高齢者の皆さんがそれぞれの地域で活躍しているのをみんな見ているわけです。できれば増額して支援をしてやる方向で検討をしてもらいたいと思いますが、これについては町長の所見をお聞かせください。

それから例の移住者の関係の補助金、これは新規事業だから、私は分かっている聞いています。内容を教えてください。この500万円、500万円はどういうふうにして支払いをする予定ですかということをお尋ねしたということなんです。

以上です。

○議長（高橋義友君）

答弁を求めます。

○観光まちづくり課参事（観光推進担当）（川東眞稔君）

移住者住宅取得補助金についてです。これに関して、限度額を100万円にしております、5件分の予算を組んでおります。その中で取得のためのお金と改修、家財道具の撤去、こういったものになります。

それともう1件が、移住支援金です。これに関しては、鹿児島県のどんどんかごしま移住就業・起業支援事業というのがあります、その中で東京23区から、色々細かい要件があるんですけど、そこから来られた方が鹿児島県の設定した中小企業、ネット上で設定している企業がありますので、そちらのほうに就職されたりとか、あと起業される方、そういった方に対しての補助になっております。1世帯が100万円、単身の場合は60万円というふうになっております。

○町長（荒木耕治君）

老人はこれから増えていくのはもう必然だと思います。ですが今、町の老連に補助金を出しているということで、全体数の老人は増えていっても老人クラブに入っている実態とか数とか、必ずしもそうなったから入っているというわけでもないですから、ちょっと内部で調査をさせてまた回答したいと思います。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はございませんか。

○1番（中馬慎一郎君）

議案43号、一般会計予算についてお尋ねします。

ページ、40ページの総務費負担金の中で奄美・沖縄・屋久島を結ぶ航路支援事業補助金260万円というのがあります。国や県の後押しがないとなかなか難しいのかなと思うんですが、昨年までの実績を評価というのはなかなか難しいとは思いますが、今後の今年を含めた見通しなどをお聞かせいただければと思います。

それとあと89ページ、商工費の観光のところにある負担金のところに各種団体や協議会の負担金がかかっている中でサイクリング屋久島の負担金というのもあるんですが、昨年は中止になりましたオープンウォータースイミングというのが一湊海水浴場で毎年7月行われていて、屋久島町も共催として幾らか出ていたと思います。令和5年に一応、仮にはありますが、国体の候補地にもなっております、このオープンウォーターに対して、これはもう共催を降りたということですのでよろしいんですかね、お聞かせください。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○政策推進課長（三角謙二君）

中馬議員の御質問にあります奄美・沖縄・屋久島を結ぶ航路支援事業補助金であります。3年前から国と県と奄美群島の構成市町村を含めて約1,300万円で負担金という方式で4日に1回運行してまいりました。当初は10人以上という計画もあったんですが、会社の理解を得ながら2人以上の予約があれば運行するというものでしてきたんですが、昨年やはりコロナで急激に減少しました。国のこれも試行的な取組という形で3年で国庫補助が終了ということでありましたが、この奄美・屋久島航路の灯をここで消すわけにはいかないと考えております。やはり今後、奄美が世界遺産登録された暁には屋久島への来島者も増えるということも鑑みまして、今回は会社と協議しまして、週に金曜日1回でいいので、週末に屋久島に観光で来られる方を目指す形で取り組みたいということでお話をしまして、町が独自で去年までの負担金と同額でマルエーフェリーさんが就航していただけるということで内諾を得たところですので、今回こういう形で補助金という形で計上させていただきました。

以上です。

○議長（高橋義友君）

ほかに。

休憩します。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時02分

○議長（高橋義友君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○観光まちづくり課参事（観光推進担当）（川東真稔君）

これまでも負担金とかは払っておりません。共催ということで協力をしてきたということです。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題になっております議案第16号、屋久島町道路線の変更についてから議案第52号、令和3年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計予算についてまでの38件は、お手元に配付しております議案等の委員会付託表のとおり、各常任委員会に付託します。委員会審査の場所は、総務文教常任委員会は第1委員会室を、産業厚生常任委員会は

第2委員会室をそれぞれ充てます。

△ 日程第56 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（高橋義友君）

日程第56、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

それでは、諮問第1号につきまして説明をいたします。

諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、日高典孝氏が平成27年7月1日より人権擁護委員として法務大臣の委嘱を受け現在に至っておりますが、令和3年6月30日で任期満了となることから、引き続き候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

以上で説明を終わります。御審議の上、答申賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋義友君）

しばらく休憩いたします。

休憩 午後 3時04分

再開 午後 3時06分

○議長（高橋義友君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。本件は、お手元にお配りしました意見書のとおり答申したいと思えます。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、お手元にお配りしました意見書のとおり答申することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、3月8日午前10時から開きます。

日程は、町政に対する一般質問です。

本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

散 会 午後 3時07分

令和3年第1回屋久島町議会定例会

第 2 日

令和3年3月8日

令和3年第1回屋久島町議会定例会議事日程（第2号）

令和3年3月8日（月曜日）午前10時開議

○日程第1 町政に対する一般質問

質問者	質問事項及び要旨	質問の相手
9番 緒方健太	<p>1. 職員の人材育成について</p> <p>(1) 人材育成の課題は何か。</p> <p>(2) 女性の管理職比率についての考え方を示せ。</p> <p>(3) 町の人材育成基本方針を示すべきではないか。</p> <p>2. 指定管理者制度について</p> <p>(1) 事業者の公募、選定についての考え方を示せ。</p> <p>(2) 制度の課題は何か。</p>	<p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p>
7番 石田尾茂樹	<p>1. 観光政策について</p> <p>(1) G o T o トラベルで得た、今後の屋久島観光の課題とは何か。</p> <p>(2) 屋久島空港ジェット化の進捗状況は。</p> <p>(3) 島外資本のホテル等の参入に対する町の基本的な考え方は。</p> <p>2. 停電対策について</p> <p>(1) 大型店等の新規参入や屋久島空港ジェット化にともない、電気需要が増大している長峰地区の災害発生時の停電対策は。</p>	<p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p>
1番 中馬慎一郎	<p>1. 山岳部の施設管理維持計画について</p> <p>(1) 山岳部のし尿処理について第2次振興計画では「山のトイレを携帯トイレに一本化するよう検討します。」とあるが、登山者への負担軽減またはエコツーリズムを推奨しその先進地を目指す屋久島において大量のビニールゴミを排出することになる携帯トイレ一本化は見直すべきではないか。</p>	<p>町 長</p>

	<p>(2) 山岳遭難事故の遭難捜索や救助活動に赴く各機関の隊員たちの活動を軽減するためにもトロッコ軌道は不可欠なものとなっている。現在トロッコ軌道敷き維持管理は管理者不在という扱いだが、各関係機関と連携し早急に管理責任を確立し維持していくべきだと思いが町の考えを問う。</p>	町長
--	---	----

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	中馬慎一郎君	2番	眞邊真紀君
3番	相良健一郎君	4番	岩山鶴美君
5番	上村富士高君	6番	渡邊千護君
7番	石田尾茂樹君	8番	榎光徳君
9番	緒方健太君	10番	小脇清保君
11番	日高好作君	12番	下野次雄君
13番	岩川俊広君	14番	寺田猛君
15番	大角利成君	16番	高橋義友君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

議会事務局長	日高孝之君	議事調査係長	鬼塚晋也君
議事調査係	恵由葵乃君		

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町長	荒木耕治君	教育長	塩川文博君
副町長	日高豊君	会計課長兼会計管理者	上釜裕一君
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長 観光まちづくり課参事 （観光推進担当）	鎌田勝嘉君	政策推進課長	三角謙二君
福祉支援課長 兼福祉事務所長	川東眞稔君	町民課長	日高邦義君
生活環境課長	寺田和寿君	健康長寿課長	塚田賢次君
建設課長	矢野和好君	産業振興課長（併任） 農業委員会事務局長	鶴田洋治君
地域住民課長	日高一成君	電気課長	内田康法君
教育振興課長	佐々木昭子君	監査委員事務局長	日高孝之君
観光まちづくり課統括係長 （地域振興担当）	計屋正人君	総務課参事 （防災担当）	泊光秀君
	木原幸治君		

△ 開 議 午前10時00分

○議長（高橋義友君）

おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程のとおりです。

△ 日程第1 町政に対する一般質問

○議長（高橋義友君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

順番に発言を許します。

始めに、9番、緒方健太君に発言を許します。

○9番（緒方健太君）

皆さん、おはようございます。

今日は、通告に従い、職員の人材育成について、そして指定管理者制度についての2点を質問したいと思います。前回の反省を踏まえ、時短に努め、質疑したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず1点目の、人材育成については、今、屋久島町が抱える人材育成の課題は何かについて質問いたします。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

おはようございます。

緒方健太議員の質問にお答えをします。

平成28年第1回定例会において、議員より同様の質問をいただき、答弁をしたのを記憶にしております。

職員の現状把握と課題、若い職員の人材育成について議論を交わし、改めて人材育成の必要性を再認識したところであります。あれから5年が経過をしておりますが、町としましても、様々な職員研修を実施をすることで、自己啓発の必要性について職員一人一人が感じることができるよう人材育成に取り組んできたところであります。

1番目の人材育成の課題につきましては、1つ目に、総合的取組の推進があります。人材育成は、職員自身の主体的な取組と、任命権者、管理監督者による多様な学習機会の提供の支援により、大きな効果が上げられることから、環境整備を図ることが重要となってまいります。職員研修には、職員自身が自発的に取り組む自己啓発、上司や先輩等が仕事を通じて行う職場研修、日常の職場を離れたところで実施する職場外研修があ

りますが、それぞれの特性を踏まえて研修内容の充実を図り、積極的に職員を参加させていくことが必要となります。

3つ目に、人材育成推進体制の充実であります。人材育成を効果的に推進するためには、職場環境、人事管理等の改善や研修の充実を図るとともに、職員一人一人が意欲を持って自己啓発に取り組むことが重要であると考えます。

以上、これらを人材育成の課題と捉え、取り組んでいるところであります。

○9番（緒方健太君）

今、御答弁いただきましたとおり、自己啓発、そして職場研修、そして職場外研修、この3つは、かなり柱になってくるところじゃないかなというふうに思います。

私がかつ、ちょっとラジオで、「人生最大の投資は人材育成である」というふうになされてきて、ああ、そのとおりだなというふうに思っていて、今回、人材育成について質疑させていただいております。

屋久島町が今後抱える課題の中で、やっぱり人材育成で、2番目の質問ともちょっとかぶってくるところもあるんですけども、そこを全体的に言うと、若手職員をどういうふうな育てていくか。僕がいつも考えるのは、自分が屋久島町のために何ができるんだろうというのを問いかけてながら議員活動させていただいております。

その中で、職員で入庁してくるときに、屋久島町の福祉のために頑張っていきたいと思って入庁してきた人たちが何%ぐらいいるのかなというふうに思います。仮に僕はゼロでもいいと思っているんです。その中で、やはり入って意識を変革していくということが大事かなというふうに思いますし、そのために、人材育成の研修というのは大事かなというふうに思います。

町長、今答弁ありましたとおり、様々な人材育成の研修を行ってきたというふうになわれましたけれども、自己啓発、そして職場研修、職場外研修、この3つに対してどのような人材育成の研修会等を実施してきたのか、御答弁をお願いします。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

御質問に対して答弁いたします。

職員研修のうち職場外研修につきましては、新規採用職員を自治研修センターに派遣をして研修を受けさせております。また、令和2年度につきましては、新規採用職員以外にも、コーチングスキル、あるいは簿記の基本と財務諸表の読み方、あるいは人事評価についての特別講習にも参加をさせております。

次に、庁内における職員研修でございますが、令和2年度につきましては、環境文化研修センターにおける宿泊学習、あるいはPFI事業の進め方などの講演、それと、町長が直接、統括係長との意見交換を行う研修等を実施してきております。

自己啓発については、具体的には把握はできないところですので御容赦願います。

○9番（緒方健太君）

人材育成において、自己啓発というのは一番重要なところですね、職員等がこの「職場外」に対しても研修会等に参加したいというような積極的な機会を設けていただきたいなというふうに思います。

今、様々な研修会の説明がありましたけれども、この中で、人事評価に対しての、どのような評価をなさっているのか、答弁をお願いします。

分かりにくかったですね。

育成等、人材育成の研修会等に参加した職員の意識の変革というところで、役場が年に一度、勤務評定などをつけると思うんですが、そういったところをどういうふうに反映しているのか、というところをお伺いします。

○議長（高橋義友君）

答弁を求めます。

○副町長（日高 豊君）

今、庁内では人事評価のシステムを使って評価をしておりますが、各職員につきましては、直属の上司であります各課長が評価をすることになっております。各課長については、副町長の私が評価をするようになっております。

ただ、中身につきましては、その多くの職員、一般の職員の方々の評価については当然、先程申し上げたように、課長がするようになっておりますので、課長さんが日常の業務の中でその職員をどのように評価しているのかということもあろうかと思えますし、また一方では、評価をするに当たっては、やはり評価する側がどういう視点を持っているのかとかですね、その評価する側の技量もかなりあるのかなというふうに思うところもありますので、なかなか、今までの年功序列を含めた人事の在り方の中では、非常に、その各課長さん方が各職員に対して、評価というのは点数になると非常に難しい面もあるんじゃないのかなというふうに思いますし、あとは、生活を含めて、あるいは事務に取り組む姿勢とか、そういったところでの評価しか現状できてないのが事実じゃないかなというふうに、この7、8か月、見て、そういうふうに思っております。

○9番（緒方健太君）

今、答弁のとおり、目標管理制度というのをしっかり設けて、勤務姿勢の評価の制度というのも制度の中にしっかり盛り込んでいただきたいなというふうに思いますし、人事の観点で人材育成する中で大事なのが適材適所に人事していくということの中での人材育成、そしてビジョンの中での人材育成というのが大事なことじゃないかなというふうに思いますし、町が計画立てる中で、じゃあどういった職員を育てていかないといけないんだというところをですね、重きを置きながら、人材育成を積極的に進めていくというふうに思います。

やはり町民からの声とかも大事になってくるところなので、こういった職員を町が、町民が望んでいるのかということも含めて、各課、適材適所に人事を、派遣するための人材育成というのを将来的なビジョンを備えながら行っていただきたいなというふうに思います。

では、2点目の、女性管理職の比率についての考え方をお示してください。

○町長（荒木耕治君）

女性管理職比率につきましては、まず、現時点における課長、事務局長、参事を含めた管理職は25名となっております。そのうち女性の管理職につきましては課長1名、参事2名の3名でありますので、比率といたしましては12%ということになります。

女性活躍推進法の施行により、全国的には着実に増加をしているものの、2019年度末で17%と、政府の2020年までに指導的地位に占める割合が少なくとも30%程度という目標達成にはかなり厳しいようではありますが、本町におきましても、女性の管理職比率15%以上という数値目標を達成をしておりますので、今後におきましても、女性職員の活躍を推進するため、取り組んでまいりたいというふうに考えているところであります。

○9番（緒方健太君）

町の職員の女性の比率が25%と。管理職3名で12%。県の平均が10%ぐらいですから、県の平均よりは大きく上回っているというふうに思います。国の目標が30%ということで、今、現時点で17%ということですが、ただ単に女性の管理職が増えればいいという話じゃなくて、やっぱり人材を育成する中で、やはり女性のその意識の変革ということも大事なところかなというふうに思ひまして、この質問をさせていただいているんですが、私も先般、男女共同参画の研修会にこの場で参加させていただきながら、女性の発言の大切さとか、先程から言っている適材適所に人事をするときの女性の大切さというところも分かっていますし、今、SDGsでもよく言う「ジェンダー平等」という中で、全ての人たちが同じ個人として取り扱われるということの大事さも分かっているつもりです。

ただ、やはり、女性の職員の中で、今後、どんどん活躍したいなというような女性が増えるための研修会というのも必要になってくると思います。

その中で、屋久島町として、今、若手でちょっとプロジェクトチームをつくりながら町の色々な事業を行っている。計画を立てたり問題を提起したりしているチームがあるというふうにお伺いしていますが、その中で女性の比率というのは何%なんでしょうか。

○副町長（日高 豊君）

プロジェクトを組むに当たっては、こちらから誰々をという指名はしておりませんの

で、現在2つあるプロジェクトに参加している職員は全て男性でありますので、そういう意味では、女性の方々にも積極的に、そういう話題というか課題に入り込んでいただきたいなというのは一方ではあります。

ただ、なかなかそういう空気がひょっとしたらないのかもしれないので、そういったところは今後やはり、何ちゅうんですかね、まあ「男性」「女性」分けるつもりありませんけど、当然、性差がありますので、その中での感じ方とかあるいは物の見方とかというのは、それなりに差異があるのも確かでございますので、そういったところを少しでも拾えるような形になっていけば、より広範に課題が見えたり、あるいは課題の解決につながっていくんじゃないのかなというふうには思っておりますけども。

現状、そういうところでございます。

○9番（緒方健太君）

今答弁いただいたとおりです。ゼロだということですので、確かに、今、副町長が答弁していただいたとおり、女性が入りにくい環境だったりとか、別に男女を差別、区別しているわけじゃないという中で、やはり、女性職員の意識の持ち方というのをしっかり変革していかないといけないという中では、やはり、人材をどう育てていくんだという町のビジョンとして、将来的に18%まで女性の職員のパーセントを増やしたいという中では、ちょっと足りてないのかなというふうに思いますし、やっぱり積極的にですね、研修会等、人材を育てるという中では、まず屋久島町がビジョンを示すべきだというふうに思いますし、基本方針の中でしっかり示していくべきというふうに思います。

今この議場にも、佐々木課長が女性の管理職ということで1人いますけれども、紅一点ということで、大変いいことかなというふうに思いますけど。

佐々木課長。何か女性の職員が今後活躍するための、何かこういうふうにあってくれたらいいなというのがあれば、答弁いただければと思いますが。お願いします。

○地域住民課長（佐々木昭子君）

まあ、答弁ではないので、まあちょっと、定年前の最後の議会でこの発言をする機会をいただきまして、ありがとうございます。

課長としての私の思いを少し述べさせていただきます。

平成26年4月に、町長から、課長を拝命いたしました。拝命しました。町長は色々な思いで私に任命をしたんじゃないかと、大きな期待を持って任命したんじゃないかと思っております。

私としても、課長として7年間、色んなことがありましたけれども、一生懸命やってきましたつもりです。男だから、女だからと意識をせず、そういう思いで職務に当たってきました。課長として、優しさは甘やかすことではないと自分に言い聞かせてきました。

自分のことを評価はできませんけれども、日本内外、女性が活躍する中で、屋久島町

は、役場の女性職員も課長になり得る素質は十分にあると思っております。私の次にも女性課長が出てくることを期待しております。

これまで、あまり発言の機会は多くはなかったんですけども、最後に緒方議員にこの発言の機会を与えていただきまして、ありがとうございました。

終わります。

○9番（緒方健太君）

課長、むちゃぶりをいたしましたして、誠に申し訳ございませんでした。

今課長が言われるとおおり、やっぱり町長も女性の職員には大きく期待をしているというふうに思いますし、やはり、もう繰り返し繰り返しになりますけれども、やっぱりそのための人材育成というのをしっかりやっていかないといけないというふうに思います。今課長が言われるとおおりですね、屋久島町の女性の職員の中でも、将来、管理職をしっかりと、屋久島町を引っ張っていくような女性というのはたくさんいるんじゃないかなというふうに思いますし、もしないのであれば、意識を変革していただきたいと思えますし、環境の整備も、それに伴って必要なんじゃないかなというふうに思いますので、今後、「屋久島町は管理職はもう女性ばかりじゃ」と言われるぐらいですね、やっていただきたいなと思えますし、ほかの団体で理事をしても、女性の比率というのは大分多くなってきています。もう、商工会なんかで言えばもう、半分ぐらいは女性じゃないかなというぐらいの団体になってきていますし、国もそれを求めていますし、ただ、そのための人材を育てていくというのを、もうこれ何度も繰り返しになりますけど、これが一番必要なことかなというふうに思います。

そこで、やっぱり屋久島町は人材育成の方針をしっかりと今後示していくべきではないかなというふうに思いますので、3番目の、町の人材育成の方針、もしあれば示していただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

○町長（荒木耕治君）

町の人材育成基本方針につきましては、平成24年3月に策定し、職員の資質向上を図ってまいりましたが、これまでホームページ等による公表がされていないことから、早急に対応したいと考えているところでありますが、策定から長期間が経過をしているため、現状に即した改正、具体的には研修内容等について見直しをした上で、公表をしたいと考えているところであります。

○9番（緒方健太君）

平成24年に人材育成方針を示しているということです。

数人の職員に聞きました、人材育成方針があるのを知っているかと。知らないということでした。その職員が悪いのか、果たして管理職の、町がこういう方針を示しているよという、まあ、広報が足りないのか。どっちかだというふうに思いますが。

やはり町はビジョンを描くべきだと思いますし、まちづくりは人づくりだと思っていますので、やはり、人をどうやって育てていくか。先程言いました「人生最大の投資は人材育成である」という中で、やっぱり屋久島町は町としてどういう方向性を持ちながら、職員の研修に努めていく。その職員の人材育成がかなって、町の方針にのっとったときには、町民の職員に対する見方というのはすごく変わってくるんじゃないかなというふうに思いますし、私いつもPTAで言うんですけど、屋久島の未来を変えるためにどうすべきか。まずは、大人が変わりましょう。大人が変われば子供が変わり、子供が変われば未来が変わるんだと。これを毎年、最低1回以上はですね、何かの機会があるたびに言っています。

やはり屋久島町も町として方向性をしっかり示して、職員の評価が町民から上がる、そして町民が職員を見ながら町民としても育てていくという中で、まずは、職員の人材育成を進めていった後に、町の人材育成に取り組んでいくということが必要かなというふうに思いますので、人材育成方針、1つ目の課題、しっかり見えてきたと思います。2つ目の女性管理者の比率という目標もあります。こういった中で、これを総合的に人材育成の方針に示していただきながら、しっかり、屋久島町役場という、人材育成の方針を示していただきたいなというふうに思います。

1点目の質問は以上です。

では、2点目の指定管理者制度について。

事業者の公募、選定についての考え方をお示してください。

○町長（荒木耕治君）

指定管理者の指定の手续等につきましては、御存じのとおり、条例により規定をされており、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、指定を受けようとする法人、その他の団体を、原則公募することとなっております。応募しようとする団体等は、必要書類を添えて申請をし、指定管理者候補者選考委員会で選定することとなっております。

ただし、指定管理者候補の選定の特例がございまして、町長が定める指針に該当する場合など、公募によらず選定することができることとなっております。

特例により選定できる場合の判断については、一つ、地域密着型施設で、当該地域の住民により構成される団体が管理運営を行ったほうが、施設の効用を最大限発揮できるとともに、管理経費の縮減が図れる場合。一つ、現在管理している団体の設立経緯や社会的役割を考慮した場合に、現在の団体が引き続き管理運営することが望ましい場合。一つ、現在管理している団体が蓄積した管理運営技術や専門的技術などの経営資源を活用することによって、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成できる場合などとなっております。

現在、44の公の施設について、指定管理者が管理運営を行っておりますが、そのうち2施設のみ公募を行っており、それぞれ応募が1名のみとなったことから、特命による選定となっているところです。

○9番（緒方健太君）

今、公募、選定についての考え方をお示しいただきました。

これは条例によって定められているということで、指定管理者制度ができたのが、何年だったかな、2009年ぐらいだったかな、まあ2000年始めの頃なんですけれども、これ多分、管理委託制度からの移行だったと思うんですよ。その中で、指定管理者制度ができてきたと。これがやっぱり、小泉内閣のときですね、アウトソーシングのはしりなのかなというふうに思いますけれども、やっぱり民間でできることは民間でやっていくと。公の施設の経費の削減をするために、民間の力を使って、効果的に、効率的な運営をしていくということが基本的な考え方だというふうに思います。これはもう条例で色々定まっているところがありますので、今、基本的な考え方を聞きました。

ただ、公募はですね、公募の仕方はどのようにしているのか、そして公募の期間というのはいくらあるのかというのを伺います。

○議長（高橋義友君）

答弁を求めます。

○観光まちづくり課参事（観光推進担当）（川東真稔君）

公募に関しては、ホームページと、例えば森泉なんですけど、公募と告示をしております。

期間に関しては、ちょっと、期間はつきりちょっと覚えてないんですけど、10日から2週間程度というふうに思っております。

○9番（緒方健太君）

10日から2週間程度だと。ホームページだと告示だということでした。

これ自治体によってはですね、半年ぐらい前から公募しているところもあります。自治体によっては新聞に掲載しているところもあります。やっぱり広く、民間の力を活用するのであればというところでそういった公募をしているというふうに理解していますし、屋久島町の今の、まあ10日程度だと。1週間から10日程度だということですけども、それでは不十分ではないかなというふうに思いますし、なかなか、公募の掲示とホームページに載せるという手法だけではなかなかのかなというふうに思います。

今この公募を2か所しているというふうにおっしゃっていましたが、この2か所というのはどこですか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

一つは、麦生にございますぽん・たん館でございます。（発言する者あり）

栗生の加工センターでございました。すみません、申し訳ありません。（「屋久杉ランドの施設と」と発言する者あり）

○9番（緒方健太君）

ありがとうございます。

やっぱり、そういった施設でも、運営管理をしていく中では、まあ、屋久島町もまあまあどこの地域もそうなんでしょうけど、地域を主体としてやっていくというところで指定管理者の中でやっています、やっているのです、でも、それしながら、公募を広く投げかけていくと多分色んな民間活力が手を挙げてくれるところがあるんじゃないかなというふうに思いますし、やはりここも、特命でのというよりはですね、やはり広く公募した中でどういった民間の活力がそこに指定管理者としての制度を十二分に発揮できるのかという選定をしっかりとさせていただきたいなというふうに思いますので、今後はそういったことも含めて、公募に関してはどうやっていくんだというふうな考え方もしっかり示しながら、広く町民の人たちに行き渡るような公募をしていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

最後に、制度の課題は何かということをお伺いします。

○町長（荒木耕治君）

指定管理者制度は、2003年、平成15年の地方自治法改正により導入をされ、それまで公共団体や第三セクターに限られていた管理委託の相手方を、民間にできることは民間に委ねる、民間部門の活動の場と収益の機会を拡大するという基調の下、民間事業者やその他の団体に公の施設の管理を行わせることができるとしたものです。

指定管理の前提は、公の施設の設置の目的を効果的に達成する必要があると認めるときであります。これを言い換えますと、多様化する住民や利用者のニーズに対し、効果的かつ効率的に対応するために、民間事業者や団体が有する経営ノウハウや高いサービス力を広く活用することであり、制度の活用により、住民を始めとする利用者へのサービスの向上、地域の振興と活性化、行政コストの縮減を目指すものであります。

本町におきましては、多くの公共施設で指定管理者制度を活用した管理運営を実施をしており、代表的なものと各集落の公民館がございますが、これは、民間の経営ノウハウの観点というよりは、地域密着型施設として各集落が管理運営することにより最も効率的・効果的に地域住民の利活用に資すると認められることから、各集落を指定管理者に指定をしているところであります。

このほか、口永良部島の温泉施設のように、物理的に明らかに収益が見込めないものの、地域活性化の中核施設としての役割から集落を指定管理者にしているものもございます。一方、公募への応募申請有無にもよりますが、経営の仕方によっては高い収益が見込めるものの、慣習的に集落や公共的団体を指定管理者に指定をしているケースもご

ございます。

本来的には、公募による民間の競争によって、よりよい管理運営の下、行政コストの縮減等が図られなければなりません。離島という地域的要因もあって、競争原理が働いておらず、結果として行政への依存性が高く、行政負担の縮減が図られないまま指定管理者がなされていることが課題であると考えております。

また、施設が設置された時代背景と、現在の行政運営の在り方やニーズを鑑みたときに、行政としての目的・役割が達成をされている施設もあるのではないかと考えております。

現在、将来における公共施設の維持管理や更新に係る財政負担を軽減あるいは平準化することを目的として、公共施設個別計画の策定に向けた作業を進めておりますので、施設ありきではなく、根本的に必要であるか否か、指定管理の在り方は適切か等、迫りくる超高齢化社会と人口減少の波を受け止め、乗り越えるため、多角的に検討をしてみたいというふうに思っております。

○9番（緒方健太君）

今、答弁の中で、多くのまだ利益を生み出せる施設もあると。そして、町の役割が終わっていった、考え直すべきときの施設もあるということですが、具体的にその施設とはどういった施設なのか、お示してください。

○議長（高橋義友君）

答弁を求めます。

[発言する者あり]

○議長（高橋義友君）

休憩します。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時39分

○議長（高橋義友君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○副町長（日高 豊君）

収益を生むであろう施設というのは大方、観光に関わるところが、民間が参入することで収益が見込めるのではないかなというふうにも思うところもあるんですが、実際には、先程もありましたようにヤクスギランドの休憩施設「森泉」についても、公募はしましたけども、応募がない中で特命で指定管理をするということになりました。そういった意味では、その民間の、何ちゅうんですかね、そういう事業意欲とかということも、そこまでまだ、何ていうんですかね、醸成されていない状況じゃないのかなという

ふうにも思います。

あと、考えられるのが、ぼん・たん館の施設。ただ、ぼん・たん館の場合はどうしても、加工施設と併設しておりますので、今行っている物販のほうだけであればまた違うんでしょうけども、併せての指定管理になっておりますので、なかなか民間に出して、じゃあ公共的、ある意味、向こうを使っている方々は零細な人たち、あるいはグループであったりとかそういうところが使っておりますので、そういったところではどういう形がいいのかという課題もあります。

それと、もう一つは、栗生の旅行村があります。旅行村は、とりあえず今のところ収益を上げている状況ではありますけれども、現状、町の施設として運営をされておりますけど、実際には屋久島の観光の宿泊施設等々を考えたときに、公共として持って、このままずっと持つておくべき施設なのかというところは今後検討をしないといけないところではないのかなというふうに思いますので、そういった様々な課題。

あと、これまでの経緯からしても、民間が手を挙げる中でも、やはり、実際にコンペが行われた施設も過去ありますので、そういった中でのその議論、あるいは町の姿勢等を踏まえて、なかなか合理性だけではクリアできないところも、公共の施設としての使命も含めてですね、ありますので、一概に、繰り返しになりますけど、合理だけでは判断できないところもあるかなと思いますけれども、ある種、各施設が更新であったり、あるいは大規模に費用がかかる時点では、そういったところも整理をして、将来の計画を定めていかないといけないのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○9番（緒方健太君）

今、課題についてお伺いすると、ぼやっとした中で「どこだろう」というような、この今の、答弁というか。やっぱり、そういったところを常に把握しながら、どこにどういう課題があるのかというところをですね、明確にしながら、運用していただきたいなというのが、この「課題とは何か」というところの私の着眼点なんですけれども。

今言われた3施設、特に栗生の旅行村なんかはですね、とてもいい施設で、あの周りをもっともっと活用すれば、もっともっと収益の上げられる施設になっていくのではないかなというふうに思いますし、その中でやっぱり大事なのは、運用の見直しをしていくということも大事なかなというふうに思いますので、やはり、旅行村は今、栗生区が指定管理者としてなっているというふうに思いますが、やっぱり集落と色んな協議をしながらですね、今後の方向性というのを示していただきたいと。指定管理者としては、やっぱり監督責任がある中では色んな意見の交換をしながら今後の方向性というのをしっかり示していく必要があるのかなというふうに思いますので、やっぱり、まあ今までどおりやればいいやじゃなくてですね、本当に民間の活力をここに投入

するのであれば、それなりのやはり効果を生んでいただきたいというふうに思います。

ヤクスギランドの施設なんかもですね、まあ、利用者数を考えると結構いい施設なんじゃないかなというふうに思いますし、なかなか公募がないということですけども、それは1週間や10日で公募をかけたところでなかなか集まるわけではないということでは、やっぱり長期間的に公募をかけながら、町としての考え方をそこにしっかり示しながら、やっていっていただきたいなというふうに思います。

最後に、1つ課題。指定管理者ではないんですけども、自然公園の。もう僕、指定管理者制度で管理すべきじゃないかなというふうに思っていますけれども、町の考え方はどうでしょうか。

○観光まちづくり課総括係長（地域振興担当）（木原幸治君）

屋久島総合自然公園の所管をしております、観光まちづくり課になります。

総合自然公園の設置管理条例の中にも、指定管理ができるような規定をしております。あわせて、「ゆのこの湯」の施設についても、指定管理ができるようにしております。

ですが、さすがに手続を、指定管理の公募をしていないというのが現実になっております。現在、御存じのとおり収支状況が大変厳しいということと、あと固有植物の育苗の技術というものを、行政のほうでしっかりノウハウを蓄積をして雇用をしているということもございまして、今現在のところ、指定管理の公募は行っていないというのが現状になっております。

以上です。

○9番（緒方健太君）

まあ、今のところしてないということですけども、やっぱり、ここ民間のノウハウをしっかりと投入しながら運営していただきたいという中では、指定管理料を払ってでもですね、試しにやっていく必要はあるんじゃないかなというふうに思います。

指定管理料、屋久島町で町が払いながら指定管理しているのは本村温泉だけだと僕は思っていますけど、そういったところの中では、やっぱり指定管理料を払ってでも、やっぱり、公がやると料金かかるけれども、ここをしっかりと削減しながらやっていけるという中では指定管理者の考え方も示していくべきかなというふうに思いますので、屋久島町全体ですね、指定管理者制度に対する運用の見直しというのを、これを機にやっていっていただきたいなというふうに思います。

これで私の質疑を終わります。

以上です。ありがとうございました。

○議長（高橋義友君）

11時から再開します。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時46分

再開 午前11時00分

○議長（高橋義友君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、7番、石田尾茂樹君に発言を許します。

○7番（石田尾茂樹君）

おはようございます。石田尾茂樹でございます。久々の2番バッターです。以前も2番バッターになったときに言いましたが、野球では要ですけど、走れない、守れない、そんな体になっております。

3月11日は、東日本大震災から、はや10年。災害関連死も含めて死者数1万9,638人、行方不明者が2,527人、いまだ4万2,000人の方々が避難生活を送っています。改めまして、犠牲となられた方々の御冥福をお祈り申し上げるとともに、被災された皆様に、心から、お見舞い申し上げます。

東日本大震災は、災害に対しての、命を守る避難、備えがいかに大切かを教えてくれました。我が町においても、予想されている南海トラフ地震・津波に備えて、町民の命を守る、防災意識を高める取組として、避難訓練等を実施することが求められているのではないのでしょうか。

今朝、ここに来る間に、ラジオを聞いていました。その中で、共同通信社が全国の自治体にアンケート調査をしています。内容としましては、防災の専門官を置いているのかということだったです。その中で、20%以上がまだ専門官を置いていない。特に、小さな自治体に、その傾向が見られるということでもあります。恐らく、屋久島町も、その中の1つではないかと思っています。屋久島は、御承知のとおり、雨が多く、台風も襲来する。そして、火山、口永良部も抱えております。この防災担当職員をつくるということが、今後の課題ではないのでしょうか。

それでは、私の今回の質問は、観光政策について、停電対策についての2点であります。

まず1点目の、観光政策についてであります。

G o T o トラベルで得た、今後の屋久島観光の課題とは何かをお答え願いたいと思います。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

石田尾茂樹議員の質問にお答えをいたします。

G o T o トラベル事業は、昨年4月から5月にかけて日本全国に発出をされた、緊急事態宣言後、深刻な経済的ダメージを受けた日本経済回復に資することを目的に、7月22日から開始をされ、本町にも、この制度を利用して全国からお越しいただきました。

本町においては、G o T o トラベル事業と併せて、やくしま満喫商品券事業など独自の取組を実施をしたところですが、それでも入り込み者数は例年の5割前後にとどまっております。

御承知のとおり、本事業は、当初今年度限りの予定でしたが、来年夏までに延長する方針がある一方、制度改善の必要性の議論や、現在感染拡大第3波の抑え込みのため事業が中断されていることから、経済振興と感染防止の両立について、賛否の余地があると思われまます。

いずれにせよ、本事業は国策であり、直接的な事務を担っておりませんが、この事業から見えてきたものとして、大きく3点ございます。

まず1点目は、観光地として本町はいまだに高い魅力を有していること。旅行会社などが実施するアンケートにおいて、「いつか行きたい島」というのがここ最近の本町の位置づけでしたが、G o T o トラベル及びやくしま満喫商品券事業を利用して憧れの屋久島に来ることができたとの声をいただくことができました。そして、SNS上では、様々な視点やリアルな情報発信をいただきました。まだまだ本町の魅力はニーズに応えられていると考えています。

2点目は、旅行先を決める上で、どの程度費用がかかるかというのは大変重要な要素になっていることが再認識されました。インターネットで様々な情報を得られる現在、様々な手段で比較検討し、いかに安く行けるか、得をするかが旅行先の決め手となっています。本町への旅行費用には割高感があり、本町への旅行の躊躇、あるいは断念につながる要因であることが明らかになったと捉えております。

3点目については、全国の観光地が同様であろうと考えますが、首都圏、特に東京からの誘客が観光施策に大きく影響するというところであります。7月のG o T o トラベルが開始以降、9月までの入り込み者数は例年の5割前後と大変厳しい状況は続きましたが、10月から東京が対象に加えられたことで一気ににぎわいが増し、特に11月、12月は前年並みに回復をしたところですが、このことから、本町での誘客を図るためには、首都圏を重点化することで費用効果が高くなることははっきりしましたので、今後の施策に反映をさせたいと思います。

また、先日の施政方針で申し上げたとおり、昨年の観光事業の低迷が地域に大きく影響し、また観光業の脆弱性が明らかになったことを踏まえ、観光を活用した地場産業の振興に再度取り組むべきだと考えております。観光客の数を即効性を求め巨額を投じる

誘客事業は、一時的な経済効果のみで、その効果は持続せず、価格競争はその地域の魅力を消費し、価値を損ないかねない結果となる可能性があります。例えば、白谷雲水峡散策や縄文杉登山に頼った消費型の観光から、長期に滞在いただく観光にシフトするだけでも経済効果は上がり、市場原理に左右されない観光につながると考えられます。

環境文化を生かした地域づくりは、30年近く模索しておりますが、生かされていない結果となりました。新型コロナからのニューノーマルへの対応として、いま一度、原点回帰し、目指すべき観光地像を形づくりたいというふうに考えております。

○7番（石田尾茂樹君）

先日の施政方針の中に、私が聞きたいことは全て網羅されていたのかなというような気がします。改めて町長から色々な回答がありましたが、一つだけ。先程町長が言ったことだろうとは思っているんですが、この施政方針の中に、私、頭が悪いものですか一つお尋ねしたいことがあります。

人を多く集めることではないということと言いたかったんだろう、先程の町長のお話にもありましたが、6ページです、下から9行目から、目指すべき観光地像を再認していく必要があると考えています。極端に申せば、まあディズニーランドを目指すのか、それともロード・ハウ島を目指すのかの選択が必要だということです。あえて、もう一度、この意味を教えてください。

○町長（荒木耕治君）

世界自然遺産になってからですね、縄文杉一極集中というようなことで、縄文杉に集中をしました。そして、利用調整をやろうとした経緯もあります。

ですから、屋久島は、持続可能な自然を守っていくというのが基本的である。ですから、ディズニーランドみたいな、何百万と入れる、例えば100万入れる島にするのか。だけでも、ロード・ハウ島というのはオーストラリアのところにありまして、これは年間400名限定でしか入れない。ですから、まあこれはあまり極端な例えだったんですけども、やはりそういう質、自然を守りながら共生をしていくという、そういう島を私は目指すべきではないかというふうに、新たに、そういうふうに思ったというところがございます。

○7番（石田尾茂樹君）

すみません、来る前にロード・ハウ島でしたか、昨日ネットで調べるつもりが寝てしましまして、検索せずに来たものですから。よく分かりました。

まあ、町長がおっしゃるとおりなんです。結局、屋久島は、G o T o トラベルで得たものは、やはり今まで来たくとも来れなかった、そこが何がネックになっているかというと、渡航費用が高い。それで、G o T o が明けて、それで、まあ色々なものはもらい、そしたら屋久島に行けるよねというようなことで、屋久島に来たということです。結局、

先程町長もお話がありましたとおり、10月1日に、このG o T oが、東京を含む首都圏が解禁になったと。そういうことで、明らかに数値に出ています。

私、あるホテルの方からデータをもらってきました。7月に予約があったのが、6月頃に987名だったそうです。実際来たのが1,116名だったそうです。8月が1,111で、来たのが1,646名。9月も365人が、G o T oが明けていますから1,729名宿泊したと。これ10月に劇的に変わっているんです。6月の予約が747名だったのが、4,229名、ひと月間に宿泊をしたと。そして、11月については、750名の、6月ですよ、6月に750名の予約があったものが、ひと月で5,035人が宿泊したということでありませう。

やはり、この首都圏から集客するというのが課題でもあるし、世界遺産の島としてなら、先程町長もおっしゃいましたが、観光、観光とってウエルカムで、ピーク40万人来たんですが、全ての方が、まあ増やして50万人来る、50万人、仮に来たとします。その方々が山に行く、そういうことであると、非常に屋久島の自然に対しては負荷がかかっていくということでありませう。

そこら辺を、やはり世界遺産の冠をもらったときに喜びました。ところが、予想もしないトイレの問題、色々な水場の問題ですね、そういうのが後から追いかけていったという教訓があります。

このことについては、国や、また先程町長が言いましたとおり、延ばすけれども見直すんだというふうなことを言っていますが、屋久島の観光、観光立町も掲げながら、観光関連が6割以上という島ですから、やはり島民の生活を守るためには、この観光なくしてはないわけではないうけです。しかしながら、それに連動した1次産業もろもろも含めて、しっかり今後の屋久島の観光あるべき姿を見据えて政策を取るべきではないかと思っておりますが、いずれにしましても、私が今回質問したのは、この①、②、③、全て連動しております。

屋久島憲章の条文の中に、条文の3です、非常にいいこと言っています。あえて読みますけど、「わたくしたちは、歴史と伝統を大切にし、自然資源と環境の恵みを活かし、その価値を損なうことのない、永続できる島づくりを進めていきます」ということではなう。まあ、このことを私がとやかく言わなくても皆さん理解できると思っておりますが、やはり我々が今の、私たちがこの屋久島の自然を守ることが、きっちり、これからの屋久島の存在価値を高めていきますし、未来永劫、この自然を守る責任を負っているということではなう。

それと、文化村構想の中の「屋久島からのメッセージ」の中に、「生命の島として高く評価され、生命溢れる自然資源を観光立町の永久の資産として次世代に遺すため、その運用や観光のあり方を屋久島ルールとして確立します」というふうになうたっています。

まさに、このとおりだろうと思っております。G o T oキャンペーンで蓋が開いて、や

はり、観光関連の方が全て潤うということは確かに大切なことでありますが、これからの屋久島の観光を考えますときに、このことで得た教訓というのを生かして、持続的に、この屋久島の遺産を、世界遺産を世界の大切な自然遺産として守っていくかというのが逆に我々の責務だと思っていますが、町長、どうでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

おっしゃるとおりだと思います。

ですから、私も所信で述べましたけれども、30年が過ぎようと、来ようとしております。ですから、今その30年を振り返り、これからの30年をどうつくっていくかという、その当時に議論をされたことをですね、検証をし、そして今の時代に合っているのか、いないのか。そういうことを新たにまた同じテーブルについて、この将来を見定めようという気持ちで今おります。

○7番（石田尾茂樹君）

今、町長のお考えを述べていただきましたが、この議員も含めて、全て、やはり同じような考えだと思っています。私たちは、私は生まれも育ちも屋久島ですから、ほかの、島外を出て就職したこともありませんが、やはり屋久島というのは、行きたい島だと町長もおっしゃいましたが、魅力ある島です。この魅力を壊さない、未来永劫残していくことが私たちの使命だろうと思っています。

ですので、G o T oキャンペーンで得た色々なものがありますけれども、しっかり検証した中では、観光の施策を中心とした1次産業も含めてしっかり対策を取ってもらいたいと思いますが、やはり、先程も申しましたけれども、関東、首都圏ですね、首都圏が開くと、相当お客様が来ています。観光の係長から資料ももらいましたけれども、登山バスについても過去5年間で一番の数字が出ています。

私、びっくりしたんです。そんなにあっただなということを、見ています。11月はですね、6,568名来ています、利用しているということです。過去今まで大体4,000人台、平成29年に5,000人台でしたけれども、11月については6,000人以上の方が利用して縄文杉に行かれたということになっています。やはり、これからの観光を考えたときに、しっかりこのことを検証して、次の施策に生かしていきたい、いっていただければと思っています。

このことについては以上で終わりたいと思います。まあ、2番と連動しているということもありますので。

次に、屋久島空港の延伸・ジェット化の進捗状況をお尋ねしたいと思います。

○町長（荒木耕治君）

屋久島空港の整備につきましては、これまで御説明、御報告をしていますとおり、令和元年度にP I活動を行い、その結果を受けて令和2年5月に屋久島空港滑走路延伸基

本計画が確定し、昨年7月から環境影響評価手続が開始をされたところであります。現在、空港周辺の海域も含めた季節ごとの環境調査と現地測量が行われています。

鹿児島県の令和3年度当初予算の要点では、「暮らしが潤い世界につながる県土の創造」の6番目の項目として屋久島空港滑走路延伸調査事業を掲げ、ジェット機就航に必要な滑走路2,000メートルの延伸の事業化に向けた環境影響評価の手続や基本設計等の予算として1億3,000万円が計上をされております。

現在、空港の延伸事業は環境アセスメントの実施中ではありますが、本年度、町としましては、県から国の新規事業採択に必要な条件として、事業完成後、就航する航空会社の確保及び旅客数確保の取組計画の提示が求められています。両問題とも、今回コロナ禍にあって大変厳しい状況ではありますが、屋久島の価値観の再構築を併せ、質の高い観光地として位置づけを図るとともに、リモートワーカーを始めとする定住・半定住人口の拡大を図る施策を推進し、関係機関また航空会社の理解も得ながら、一日でも早い供用開始につなげてまいります。

このことから、令和3年度は、これまで行ってきた要望活動のほか、町内の各種団体等を交えて国、県、航空会社へ陳情・要望活動を実施をして、早期事業化の機運醸成を図ってまいりたいというふうに考えております。

○7番（石田尾茂樹君）

施政方針の7ページに書いています。施政方針に対する質疑のときに、同僚議員から、あと何年かかるんだということ、まあ、これぐらいかかるんだろうということをおっしゃいました。

その屋久島空港の延伸・ジェット化がもたらす、この屋久島に対する影響というのは、非常に大きいものがあると思っています。まさしく、さっきのG o T oも含めて入り込み客数が急激に、ジェット化になって、ジェット機が就航すればですよ、急激に観光入り込み客数がまた元に戻るんじゃないかなというふうに思っています。ピーク40万人来たものが20万になり、コロナ禍の中で激減していると。今10万ぐらいでしたかね、そういう状況になっています。

その環境アセス、まあ以前、町長もお話がありましたけれども、一度、屋久島空港は環境アセスをしています。そのことからいきますと、やはり一日も早く終わらせて、実際、空港が飛行機が着陸できる、そういうものに本当に5、6年でできるんだろうか、聞きますと、まあ馬毛島は今色々、賛成、反対、言われていますが、5年でできるんじゃないかというようなことがうわさでささやかれています。そこら辺、町長、どうなんでしょうか。

○政策推進課長（三角謙二君）

ただいまの御質問ですが、屋久島空港については今年、令和3年度で県のほうで1億

3,000万円、これまでよりかなり多くの予算を計上させていただいております。

この中で、やはり、この環境影響調査というのが重要であるということから、今年の9月、10月ぐらいまでですね、きっちりと海域を含めて調査が行われていくということですので、そこを踏まえながら並行して設計をしていきます。この設計は、国への補助金の採択要件になる事業費の確定を含めて行う予定の設計と聞いておりますので、そこを含めまして事業が進んでいくという形になっています。

事業のその工事着工については明言できませんが、今、馬毛島の予想される5年といううわさがあるという話なんですけど、そこにつきましても、やはり屋久島空港と同じように、行政手続法上、必ずしなければならない手続というのが時系列に示されております。それからいくと、実際5年でできるのかどうかというのは、ちょっと、それだったら屋久島空港も早くできるんじゃないという御意見もありますが、やはり行政手続上、踏んでいかないといけない手順がありますので、それに基づいてしていくということしか今の中では言えないところであります。

○7番（石田尾茂樹君）

しっかり環境アセスをして、設計をつくって、1億幾らの予算がついていますから、今年度で結局、総体事業費がどれぐらいになるものかというのが決まるということで、よろしいんですか。

○政策推進課長（三角謙二君）

そうですね、補助事業採択に向けての実施設計を進めていくという形で聞いております。

○7番（石田尾茂樹君）

そういうことだということで了解しました。

やはり、まあ何度も同じこと言いますが、今後の屋久島の、先程のG o T oの課題も含めて、これから未来に向けての観光、屋久島の示すこれからの、何ていうんですかね、これだけ日本を含めて世界から入り込みの方々が来れるのかというふうなことの最大の重要課題だと思っていますので、一日も早く実施に向けて取り組んでもらいたいと思いますが、町長、どうですか。

○町長（荒木耕治君）

一日も早い供用開始をしたいというふうには思っております。

今年、県も1億3,000万円予算をつけてくれました。県に今年の始めに行ったときにはですね、港湾空港課長は、私が空港の話をしてから4人目です、替わっている。4人の課長にずっと同じようなことを説明してきた。知事は3人目です。だから、今度の知事に、今度の知事の中に空港してくださいよと言ったら、これも冗談みたいに「前の人の方が短かったからね」って、知事はそんなふうにおっしゃいましたけれども。港湾空港課

長が言ったら、知事が、あるときに「屋久島の町長はもう空港でうるさい」とか言って、何か冗談みたいに言ったらしいです。まあ、私はそれだけしつこく、この7、8年、県や国に対してこのことは、民間の団体も含め、議会の皆さんも一緒にですね、あるときには要望・陳情もさせていただきました。

ですから、これが実現をして私は計り知れないと。私どもが考えている以上のことが起こるかもしれません。ですから、それに今度はどう対応していくかというのも一つ問題もあると思います。

屋久島の観光を減った、どうだという数字を、私はですね、屋久島というのは日帰りはないんですよ、ほとんど。必ず宿泊が伴う。ほかの観光地というのは、何十万、何百万といっても、これ日帰りもみんな含めて多分、通過型の観光客というんですか。ですから、必ず泊まらなければいけないというのは、これ経済的な効果というのはすごいというふうに思っております。

だから、例に取りますと、佐渡島がですね、交通が便利になって、高速船が走り出して、宿泊していたものが日帰りになってしまって、観光客が、便利になり過ぎて、そういうことがあるというのも一方ではありますから、そうなったときに、屋久島空港を供用開始をして、守るべきところといいますか、それによって縄文杉一極集中だったもの、例えば里地と山岳部というのは、またこれ、守るべき姿勢が違って当然なのかなという、私は思っております。やはり、神々が住む島と言われるように、私たちが子供の頃からそうやって。要するに、何ちゅうんですかね、まあそんなに、しょっちゅう立ち入るようなところじゃあない。だから、そういう神格化した、あるいは屋久島の山岳部というのも、そういう一つの、また今よりさらに違った形のそういうものもつくり上げていく必要があるのかなというふうに思っております。

いずれにしても、離島はですね、外海離島ですから、空港と港だけは私は生命線だというふうに思っております。ここには、私に与えられた期間、全力で投球をして、一日も早く供用開始をしたいというふうに思っています。

○7番（石田尾茂樹君）

屋久島空港に対する町長の熱い思いを語っていただきましたが、まさにそのとおりだろうと思っています。やはり、私が一湊の漁村センターの話と矢筈の話とを一般質問いたしました。まさしく、里の観光もしっかり連動して、滞在型にする、そして自然環境に負荷をかけない、そういう取組が今後必要だろうと思っています。

やはり、それであっても、ジェット化になると台湾あたりから視察も来ましたから飛んできたりとか、色々FDAも含めて、フジドリームも含めて、今格安の航空会社もということになるのかなと思っていますが、まずは、施政方針の中にもありましたとおり、首都圏から乗り入れると。どうしても、町長がおっしゃいましたが、羽田枠を取ってい

ただ、ジェット化になったけども便数が少ないということではなくて、まあ片一方では守らなくちゃいけない、片一方はしてもらわなくちゃ困るというようなことですが、しっかりそこはルールづくりをすればいいのかなというふうに思っていますので、関連をしていますので次の質問に移りたいと思います。

島外資本のホテル等の参入に対する町の基本的な考え方をお尋ねしたいと思います。

○町長（荒木耕治君）

島外資本ホテル等の参入につきましては、観光客の受入先として、議員も御承知のとおり、これまでも幾つかのホテルが参入をしてきており、町としましては、旧国民宿舎跡地も利活用策として島外資本のホテルを企業誘致をした経緯もあります。最近でも、ホテル等の宿泊施設建設の相談はありますが、町としましては、土地利用等を含めた関係する法令等の説明を行い、法令に沿った手続が行われれば、参入を拒むことはできないものと考えております。

また、現在取組を進めております屋久島空港のジェット化の議論の中でも、宿泊施設を含めた施設のハード、ソフト両面で受入れ体制の充実が求められているところであります。

観光が基幹産業である本町において、観光関連産業の盛衰が町内経済に直接の影響を与えることは言うまでもなく、観光誘客と、それに伴う活発な経済活動に資するため、様々な観光施策に取り組んでおります。本町の観光のみならず、町内経済を支え、ひいては町全体の活性化を図る上では、島外とのつながりも重要であると私は考えております。これは、初めから島外資本に頼っていくということではなく、町内の事業主や企業、住民活動では補えない部分について、島外の企業などに頼らざるを得ないという趣旨であります。

企業の進出が町内経済に与えるメリット、デメリットがあり、既存の宿泊施設への影響は心配されるところではありますが、本町の自然環境が破壊されるなど、よほどのデメリットがない限り、企業の経済活動に対して町は賛否や是非を述べる立場になく、お互いが企業努力をされることで、よりよい相乗効果が生まれ、さらなる受入れ態勢の充実を期待をするところであります。

○7番（石田尾茂樹君）

この質問につきましては、そうですね、以前29年の6月議会でも類似した質問をしております。町長のお答えの中、ほとんど変わっていません。まあ法律的にクリアできればいいんだろうということではなされていますけども、まあ、そういうことを言われますと、何ですかね、町長、2008年の北京五輪の平泳ぎ決勝で1位となった北島康介さんが言った名言がありますが、覚えていますか。

○町長（荒木耕治君）

覚えておりません。

○7番（石田尾茂樹君）

1位となってですね、感極まって、優勝したものですから。「何も言えねえ」と言っています。

まあ法律的にクリアしたらということと言われると、私はこれ逆に、落ち込んでですね、残念で何も言えねえというような気持ちになっているところでもあります。

私になぜあえてこういう質問をするかということ、観光基本計画に今度見直すということ、施政方針の中にうたっています。令和、平成32年でしたかね、35万人を目指すんだということで、ピーク40万を超すというような状況がありました。ということは、今の既存のホテル、民宿で、それは賄えたんだろうというふうに思っています。何か、この先程の空港の問題、G o T oの問題というとなんか矛盾したように感じるんですが、町長もおっしゃいましたとおり、これからきっちり施策を考えながら、この自然に負荷をかけない、里の観光地をどうするのかというようなものを考えながらやっていかなければならないということでもありますけれども。

観光の形態は違いますが、京都がですね、「お断り宣言」をしています。たしか3万室で、誘致をしたら4万6,000室になったということで、そしたらごみの問題、地域住民とのトラブル、そういうことがあって、今度は「お断り宣言」をするということです。それで、まちづくり条例というのがあったんですかね。それで色々な事前協議ではないですけども、地域住民の理解がないと参入は認めませんよというようなことを言っています。実際条例がどうなっているかというのは、私も検索したんですけど、出なかったものですから。今年の1月6日の市長の所信表明にも、新年の冒頭の挨拶にも、そのことに触れています。

我が町も、先程、屋久島憲章そして「屋久島からのメッセージ」にもありましたとおり、何かやっぱり、ルールづくりをしないと、ウエルカム、人が、税収が増えます。これ前も言っています。税収も増えます、雇用も生まれます。そのことはよしとしても、しかし、やっぱりオーバーユースになるんじゃないかということです。だから、そこにはしっかり、景観条例も含めて、ルールづくりをすることが、この町に課せられた課題ではないかと思っていますが、どうでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

議員おっしゃるとおりだというふうに思っています。この30年間、色んなルールをつくるのが遅かった、あるいはつくるべきときにつくらなかったということが大きな反省にあると思いますので、ですから、ここで今、次の30年に向けて、制度の方針でも申し上げましたけれども、空港の整備、あるいは今、宿泊の問題、山岳部の問題、色々そういうものをですね、きちっと、整理をして、30年前に語られたものをどうやってつくっ

ていくか。

今までのものにとらわれずにですね、ここは新たに、議員がおっしゃるように、じゃあ例えば、うちが10万人しか受け入れない。じゃあ、10万人の受入れをどうつくっていくか、あるいは50万の受入れをどうつくっていくか。そういうことは、大変な作業にはなると思いますが、それが屋久島の今後、30年、50年、100年先を、屋久島が屋久島であり続けるためには、今、そういうことをやるべきだというふうに私は思っている。

○7番（石田尾茂樹君）

まさしく、町長の回答だろうと思っています。やはり、この地元の宿泊関係者、観光協会も含めて、非常に危機感を持っています。色々うわさされています。隈研吾さんでしたかが設計したホテルができるんじゃないとか、色々言われています。

屋久島観光協会と宿泊組合の田代さんから、こんな要望を、我々こんなことを思っているんだということをペーパーにしてもらいました。世界自然遺産の環境破壊につながりかねず、町としての独自の基本ルールを考えてほしいということと、40万人の観光客を受け入れた経験があるので、さらに施設を増加することは、屋久島自然環境保全、地域経済にとっても、よいと思えないということでもあります。離島でジェット空港が開港され、県外資本が参入し、地元企業の大手が倒産に追い込まれ、地元経済が壊滅的な状況に陥った例が実際あるので、ということを行っています。

石垣島がジェット空港になって、格安が飛んできて、オーバーユースになって、ごみが増えて、地元のトラブルがあって、地元の人たちは食事にも行けないというふうなことを一度テレビで見たことがあります。そういうことも含めて、やはり、この新規参入のホテル、外資系が来る、そのことを法律的にどうかという部分が私はちょっと今分かりませんが、やっぱり町としてのルール、それは世界遺産の島である、自然を守るんだと。負荷はかけない。先程言った屋久島憲章、メッセージもある、我々がそこに責務を担っているんだということで、しっかり、京都も参考にしながら、ルールづくりをしていただきたいと思っています。

町長、どうでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

過去にですね、国民宿舎を、旧上屋久町も旧屋久町も民間に売却をしました。上屋久町ではあまり宿泊数とか部屋数とかそういう問題はなかったように思いますが、聞くところ、今、尾之間の国民宿舎とJRホテルというのは、そのときに町が色々、地元の宿泊業者を圧迫しないとか部屋数とかいうことをかなり、まあ制約をしたといいますかね、そういうのもあったようには聞いてはおります。

ですから、今議員が言われるように、40万来た頃にですね、宿泊数と、大分、民宿とかそういう、素泊まりとか、そういうものは少なくなってきて、その当時からすると宿

泊の部屋数は大分少なくなつてはきていると思います。それが、じゃあ増えるときに、今のままでじゃあいいのかという問題も一方ではあります。

ですから、そこら辺のバランスというのは、町が無視して関わらないとか、必ずそういう局面で、この景観がいいとか悪いとか。例えば今ちょっと話はあれですけど大型商業施設ができていますけれども、あんまり屋久島には合わないような色、色はちょっと色合いを抑えてくださいとか、そういうことも相談もするようにはしております。ですから、景観に含めてでもですね、何も法的なものだけをクリアしていればそれでいいかということではないだろうというふうに私は思っております。

○7番（石田尾茂樹君）

ぜひ、屋久島なりのルールづくりをしていただきたいと思います。

やはり、ホテルの関係は、かなり、努力しています。民宿が努力してないということではありませんが、まあ08年でしたかね、民泊法も改正されたと。2018年ですね。そういうことでいきますと、間口が広がっています。サービス向上のために、研修会等も開いて、よりよい観光地というか、お客様を迎える、そういった体制をつくるのも必要だと思っておりますので、町長にはこれからそういった全ての観光に含めてのルールづくりをしていただきたいと思いますということをお願いして、最後です、停電対策について。時間もありませんので。

大型店舗参入や屋久島空港ジェット化に伴い、電気需要が増大している長峰地区の災害発生時の停電対策はどうなっているか、お尋ねしたいと思います。

○町長（荒木耕治君）

町が供給する配電区域の末端側に位置をしている長峰地区には、役場本庁舎を始め13件の大口需要家が点在をしております。近年は、大型店舗や一般需要家が増加傾向にあり、今後、屋久島空港ジェット化に伴い、さらなる需要増加が見込まれることから、安定供給への対策の重要性を再認識しているところであります。

日常生活における電気の必要性は言うまでもありません。町の配電設備が起因する停電をなくすことを最重要課題と掲げ、通常点検、線路の巡視、そして経年劣化が見受けられる設備を計画的に更新することで、災害に強い設備の構築を図っております。

しかし、強い勢力を維持したまま接近してくる台風や、梅雨時期に発生する落雷等の自然災害は、どうしても回避できないのが現状であります。九州電力株式会社を含む一般電気事業者であっても、自然災害による停電は回避できず、昨年は、九州電力株式会社が供給する永田地区方面において、台風10号の影響により停電が発生をし、復旧にかなりの時間を費やしたところであります。

御指摘の長峰地区の災害発生時の停電対策であります。当該地区に限らず、どこで発生するのか分からない災害による停電への対策については、有効な手段がないのが現

状であります。そのため、消防法及び建築基準法により設置が義務づけられている大口需要家、義務はないが必要性がある需要家は、自らが非常用発電設備を設置をして、停電に対応をしているところでもあります。

町としましては、避けることができない災害による停電に対しては、発電者である屋久島電工株式会社並びに保守業務委託業者と連携をしながら、早急な復旧作業を実施をすることで、停電時間の短縮に努めたいというふうに考えております。

○7番（石田尾茂樹君）

電気課長が専門なのでお尋ねしたいと思いますが、楠川の森山組から下がって、あそこで2線が単線になっているということらしいです。それから単線でずっと長峰まで行っているということです。そういう状況の中で、やはり複線、複線というのは考えられないのでしょうか。

○電気課長（内田康法君）

ただいまの、複線化は考えられないかという御質問であります。複線化となれば、県道と並行する町道、農道への配電が考えられます。

しかし、停電の発生原因となるもので一番多いのは、やはり台風時の支障木等が関わることが多くて、その複線化としたい道路には支障木等が多々見受けられます。やはり、そのような場所に幹線を配線すること、また需要家が全くない、全くと言っていいほどない道でありますので、そこに高圧幹線を配電することは、現時点では考えておりません。

○7番（石田尾茂樹君）

結局、下りてきて、城之川から向こうは単線でいっているということなんですけども、結局、農道とか林道を通る、そこに、例えば人が家を造っていく。そういうことも、需要があれば考えられるけども、今の状況では考えられないというふうに理解していいんですか。

○電気課長（内田康法君）

電気供給条例の中に、50メートル以上は需要者の負担となっておりますので、なかなか、そこに家を建ててもなかなか引けないというのが現状でありますので、その道路が、道路にこれから需要が増えていくということがあれば、次から次に引いていければ、複線化にはなると思います。

○7番（石田尾茂樹君）

よく理解できました。素人目には、複線があつて、停電対策が取れるんだらうと、ずっと。町長が施政方針の中で、こうやって屋久島宮之浦、ある一部は停電したけども、なかなか停電はしなかったんだと。台風時に。そういうことを素人目には考えるんです。ただ、やはり今度も、大きな店舗がオープンします。ジェット化もあります。そうい

った中では、需要が物すごく増えています。これからいきますと、民間住宅や色々なものが増えていくんだろうと思っていますが、そのことについて、私は専門的には分からないんですが、線が60スケとか何かのが今引いてあるんですかね。今の時点では需要が足りているのかどうかということを御質問したいと思います。

○電気課長（内田康法君）

電線の供用電流に対しては、10年ほど前に電流値を測定して、今の電線で十分足りているという結果でありました。しかしながら、この10年間に長峰地区には多くの需要家が増えております。

そこで、本年度、いや、この議会にですね、当初予算として電流値の測定をする予算を計上しております。予算が可決されましたら、夏場の需要の多いときに電流値を測定して、今の幹線に対応できるのかどうかというのを検討していきたいと思っています。

○7番（石田尾茂樹君）

10年ぐらい前に電流値を測定したら、そのときはよかったと。今現在、色々なものが増えてるので、まあ見たら予算が予算化されていましてけども、それで測定をして、もしこれで見込めないということであれば60を100に、100という、次は100なんですかね、100スケというんですかね、それに変えていくというような工事に取りかかっていくというふうに理解していいんですか。

○電気課長（内田康法君）

はい、そのとおりであります。100の次は150スケとなりますので、その電流値に応じたサイズに変えていきたいと思っています。

○7番（石田尾茂樹君）

まあ専門的なこと私ははっきり言って分かりませんが、やはり、大型店舗があって、昨年、落雷でドラッグストアモリがしばらく自家発電も使えなかったというようなことで、町の電気だけで賄っていただけだったので、そういうことを考えますと、停電することが大変、事業者にとっても、一番恐怖というか、損失につながるということでもありますから、この楠川から長峰までの停電対策についてはしっかり取っていただきたいと思います。

やはり、ずっと考えますと、長峰地区はですね、唯一北部で人口が増えている地区でありますので、しっかり、そのことを踏まえて対応策を取ってほしいと思います。

最後に、町長。お願いします。

○町長（荒木耕治君）

私の就任時よりかはもう、かなり、町の電気の停電の率というのは少なくなってきたというふうに、屋久島町が配電している場はですね。それだけ複線化できるところは複線化をしたり、色々、支障木を切ったり、そういうことでずっと、電気課にもそういう指示をしてまいりました。

ですから、ここで長峰地区にそういうことで予算計上もしておりますので、そこできちっとして、それで今後の対応を考えたいというふうに思っております。

○7番（石田尾茂樹君）

最後に、電気課長に1つだけ。

その今60で取っている、結局、需要がある。容量は、電気の流れている容量というのは足りているということで理解していいんですか。

○電気課長（内田康法君）

10年前の段階では十分、40%ぐらいの使用率でありますので、十分足りているところであります。

○7番（石田尾茂樹君）

分かりました。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（高橋義友君）

しばらく休憩します。

13時30分から再開します。

休憩 午前 11時56分

再開 午後 1時30分

○議長（高橋義友君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、1番、中馬慎一郎君に発言を許します。

○1番（中馬慎一郎君）

お疲れさまです。昼の、お昼御飯食べた後の眠たい時間ですけど、お付き合いください。

通告に従いまして、一般質問のほうをさせていただきます。

本日は、山岳部の施設管理維持計画について、町長及び町政に問いかけたいと思います。

本年、令和3年は世界遺産の管理計画の見直しの年でもあります。それにつきまして、各関係機関でこれから協議会、これまでも色々行われてはきていますが、さらに、この数年後の屋久島をどう管理していくかという大事な検討会がこれから開かれようとしています。

その中で実際、山岳部のし尿処理のことについて、町のほうで第2次振興計画では、山のトイレを携帯トイレに一本化するという文言が出ております。こういった文言があることで、やっぱり国の政策や県の方針もそういった流れになっていくのではないかと

思うんですが、やはり、登山者への負担軽減や、エコツーリズムというのをこの町が抱えて先進地として目指すということにおいて、この大量のビニール袋ごみになる携帯トイレというものに対して、もう少し見直してほしいという意見であります。

答弁のほうをお願いします。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

中馬慎一郎議員の質問にお答えをいたします。

まず議員から御指摘の携帯トイレの利用推進については、確かに持ち帰りを含め登山客に負担をお願いすることとなり、また処理しなければならないごみが増加することとなります。

しかし、平成21年度第5回屋久島山岳部利用対策協議会において、平成22年以降のトイレ整備及び携帯トイレ導入方針を御決定いただいております、方針に記載されているとおり、縦走ルートでの携帯トイレの積極的な利用、縄文ルートでの併用利用は、地域の合意を得ていると認識をしております。

その上で、屋久島町第2次振興計画の61ページに記載されている「山のトイレを携帯トイレに一本化するよう検討します」の記述については、「山のトイレを携帯トイレに一本化する」という意味ではなく、将来的に山岳トイレは携帯トイレへの一本化ができるかどうか、本計画期間中にまずは検討することを掲げております。

したがって、携帯トイレへの移行、一本化の可能性について、関係の皆様にはぜひ御意見をいただきたいと思っております。

なお、この検討事項の設定については、くみ取り式トイレのし尿搬出は重労働で不衛生な作業で、トイレ周辺にし尿を入れたバケツがため置かれていることが常態化し、景観や周辺環境に悪影響を与え、永続的なシステムとは言い難いためです。

このことから、屋久島の山岳部に適したトイレの開発動向を注視していきますが、現時点では、携帯トイレの利用の比重を徐々に増やすことで、さらなるエコツーリズムの推進につなげていきたいと考えています。

改めて申し上げますが、し尿搬出の負担を減らすため、携帯トイレの推進の課題対応を含め、現在のトイレ環境の改善に向けて実効性のある方策を検討をし、その方針を決定することは重要だというふう考えております。

○1番（中馬慎一郎君）

第2次振興計画は令和元年から令和10年にかけての計画案ということで、その中では、とりあえず携帯トイレにするかどうかを検討するための振興計画と認識してよいですか。

○町長（荒木耕治君）

そうです。

○1番（中馬慎一郎君）

私も100%、その携帯トイレというものを否定しているわけではないです。

今日ここに持ってきたんですけど、確かに、各メーカー、色んな商品を出して、このメーカーが出しているこの商品も屋久島では多く売られているものですが、これが、中にこういうビニール袋が入って2つ、それぞれ2個セットで720円で、観光協会などで売られています。こういうビニールの素材にしても、非常に環境に優しい素材を使って、燃やしても、そういう温室効果ガスの効果を防ぐ品物を出しているんですが。

とはいっても、やっぱりビニールはビニールで、やっぱり、ごみとして、やっぱり、こういうごみを生み出してしまうという。山に入ったお客様がこういうビニールのごみを出してしまい、町の焼却施設に負担をかけるというシステムが本当にいいのかというのを考えたときに、これを全部、山のトイレを一本化、携帯トイレに一本化したときに、例えば去年は、まあコロナの影響でお客様が少なかったんですが、それでも、各避難小屋から出たし尿搬出量というのが、合わせて7,5800 でした。

この袋にその量を入れるとすると、大体まあ1人500ミリ使ったときに、約1万5,000個の袋が出ます。これにプラス、荒川登山口を利用した、縄文杉日帰りしたお客様が、2万7,000人でした。まあ1人、2回から3回、この携帯トイレを使ったとしたら、約5万から7万ぐらいの携帯トイレのこの袋がごみとして産出されます。合わせた感じで言うと、やっぱり8万個から9万個ぐらいの携帯トイレが去年1年間で出たことになります。

これを、まあ去年はやっぱり少なかった年ということで、屋久島町が定める観光基本計画でいうと35万人のこれから観光客を見込んだ場合に、大体、山間部に入るお客様は観光客数の3分の1と言われているので、10万人の方がこの携帯トイレを使ったとしたら、まあ、縄文杉1日行くだけでも、やっぱり2回から3回のトイレをします。ほかにも、ほかのところでも1日、2日と使ったら、それだけ倍かかるわけで、やっぱり相当な量の携帯トイレのこのビニールごみが排出されることになります。

今度新しくできるごみ処理場は、この分も、処理能力としては高い処理能力を持っているので十分処理できると思うんですが、やはり、先程町長も言われたとおり、今ある既存トイレの併用と、この携帯トイレという考えで、しばらくはやっていき、やっぱり将来的にトイレの新しいシステムの開発というのも行われるだろうし、あと今あるバイオトイレですね、新しいトイレの形、バイオトイレや循環型のトイレというのもうまく利用しながらやっていくべきだと思うんですが、この携帯トイレに関しての町長の、この「ごみになるだろう」という見解は、もう一度お願いしていいですか。

○町長（荒木耕治君）

議員がおっしゃるとおりですね、ビニールを、まあどんどん改良はされているとはいえ、そういうものを燃やすということは、私は本意ではないというふうに思っております。ですが、今現在、やっぱり併用をして使っていないと、今すぐどうするのかというのとはなかなか見いだせないというふうに思っております。

ですから、先程も申しましたけれども、携帯トイレに全てするというのではなくて併用をしながら、そしてまた、今色々な技術革新も行われていますから、今くみ取り、くみ取っている部分がそういうことで何か新しいシステム、まあ今までも色々なシステムを試しましたけれども、屋久島の山岳部というのはなかなかうまくいかない、機能しないというのがもう現実でございます。ですから、今のようなことに、携帯トイレを併用して、要するに持ち帰ってもらうというふうなことを今やっているわけですし、決してそれが、ビニールを燃やすことが屋久島の自然環境といいですか、そういう中ではですね、決していいものではないというふうに私も認識をしております。

○1番（中馬慎一郎君）

ありがとうございます。

その中で、今既存トイレで、先程バイオトイレの話もしたんですが、大株歩道の小杉谷山荘跡にあるバイオトイレ。今、阪急交通社と小林製薬さんと、2社の協力によってできています。非常に、開設当時は色々、臭いとか色々な問題も心配されましたが、今現在、大体200人から300人ぐらい使っていく間では、特に臭いもせず。まあゴールデンウィークとかに、一極集中でやっぱり1日に500人、800人と使うときになると、ちょっと臭いもまあするんでしょうけど、ただ、今、屋久島にある山岳部のトイレでは、一番持続可能な、いいトイレではないかなと思っております。

ただ、一番問題なのが、やっぱり一極集中にしない、人の流れを誘導するという事になると思うんですね。その観点からも、やはり今、全体構想でまた利用者のコントロール、人数規制の話も少し話題に上がっているんですが、利用調整等を含めたトイレの維持管理について、町長、何か考えがあればお願いします。

○町長（荒木耕治君）

今、避難小屋は、屋久島6か所ですよ。その中で、本当、1万人行ったか行かないかという頃の施設、トイレも含めて、そのままの現状で、そこに例えば今議員が言われる10万人行くとすれば、当然それなりのことは手当てをしなければいけないというふうには思っております。ですから、今言われるように、この30年間の中で色々ルールあるいはそういうことを、思い切って打ち出してこなかったという部分もあります。

ですから、トイレの問題も含めてですね、これからの山岳部、特に奥山の部分に関しては、より議論を深めていかなければいけないんじゃないかというふうに思っております。

○1番（中馬慎一郎君）

やはり、世界遺産管理計画の見直しという大事な年でもあり、各関係機関で屋久島の山をどう、世界遺産エリアをどう管理していくかというのを協議していく中で、やはりこの地元機関である屋久島町や観光協会などが一枚岩となって、このトイレの方針を本当に検討して、見直して、取り組んでほしいと思います。

あと、もし携帯トイレをこれからやっぱり推進していくために、一つ、もう多分御存じかもしれませんが、この携帯トイレですね、今でも携帯トイレを使った使用者が山のトイレに捨ててくるとか、山にそのまま放置してくるといった問題もあります。幾らこちら側が、管理者側がマナーを守ってくれと呼びかけても、やっぱりごみを、ごみというか、こういう携帯トイレを持ち歩くという文化がやっぱり日本にはまだまだありませんし、こういったものに抵抗を持つ方がなかなかいます。いなくならないです。だから、そういった観点からやっぱり、やっぱり携帯トイレを回収する方法というのも本当に真剣に考えてもらって、できるだけお客様が持ち歩かないでいい、回収のシステムですね、そういったものも考えていただければと思います。

携帯トイレについては以上で終わります。

次の質問がまたトイレにも関連するんですが、2つ目に、山岳遭難事故が起こった場合に、今、消防のほうでもトロッコ電車を使うことがあります。

現在、トロッコの軌道敷、枕木とかレール、ああいったものの管理者というのがちょっと不在という話がありまして、管理者不在ということは、ここに対しての管理責任を負う立場の方々がないということになっています。将来的にこれがなくなると、当然トイレの管理もできないし、ましてや、救助に赴く方のやっぱり体力的な軽減にもつながっているこのトロッコになっていますので、そういった観点から、やはり関係機関と協議して、もう屋久島町だけでできるものではないんですが、ぜひトロッコの保存について働きかけてほしいんですが、町長の考えをお聞きします。

○町長（荒木耕治君）

安房森林軌道は、通常、不特定多数の登山者が歩道として利用をしていますが、軌道敷としての利用は、大株歩道入り口トイレの汚泥抜き取りを含む維持管理が主で、その他は、屋久島電工がダム取水口管理に、森林管理署が森林管理のために利用をしております。

議員御指摘の軌道敷の管理は、主たる利用がトイレ維持管理であること、小杉谷橋から大株歩道入り口の間は軌道として用途廃止されていることもあり、トイレの管理者が最低限の安全に配慮し、業務に支障がないよう維持管理が行われているのが、現状であります。

軌道敷の維持管理は、補修部品の調達が難しくなりつつあること、トロッコ本体の更

新、橋梁の延命化も伴うことから、継続すればするほど莫大な費用がかさむことが予想をされ、このことで、大株歩道トイレの存続にまで議論が影響をしています。

このような中、議員の御提案については、まず、年数回の救急活動を目的に、町が主体的に軌道敷を管理することは難しいと考えられます。さらに、関係者と連携した管理については、軌道及びトロッコの延命化のためにトロッコ利用の頻度を下げる必要があります。大株歩道入り口トイレの処理方法の変更を前提にする必要があります。ほかに、林業遺産、2016年に指定されておりますが、等への配慮も必要となります。

現在、観光まちづくり課が参加する、登山道等に関する行政意見交換会で、本件に関することについても課題の整理と解決に向けた方針の検討を行っていますので、救急活動の利用についても、その方針に沿って検討してまいりたいというふうに思います。

あわせて、施政方針でも述べましたが、環境文化村構想が提唱されてから30年を迎えようとしている今、その意義の再定義、再検証を行う過程において、山岳部の活用を含めて、自然と人との共生をどう実践していくか、十分な議論が必要だというふうに思っております。

○1番（中馬慎一郎君）

縄文杉に行く途中で見ると、トロッコ電車。月に1回か2回動くあの光景をお客様が見たら、やはり皆さん非常に喜ばれます。日本で最後の、作業用の現役のトロッコ電車が走る、この屋久島。この林業、先程町長も言われたように、林業遺産としても登録されており、非常にその価値も高いのではないのかなと思っております。また、屋久島がやっぱり自然と人々の暮らしの共存した姿を見せる、まさに共存した、何ていうんでしょうね、具現化したシンボルが、トロッコなのかなというの、私は思っています。

そういった魅力のあるトロッコ電車またトロッコ道の維持管理に、鹿児島県や国だけでは本当に、なかなか難しい面もあるし、屋久島町だけで当然できるものではないのですが、屋久島全体をやはり考えて、屋久島の山の管理を考えたときに、まあ救助だけではないんですが、トロッコの動くか動かないかというのは、非常にやっぱり、トイレの管理、小屋の管理にも大きく影響してくると思います。やはり、それがあかないかで大きく方向を転換しないといけないのかなと思っておりますので、やはり、そこは、まあ今日ここで答えを求めるものではないんですが、何とかトロッコの維持管理、そして先程言ったトイレのやっぱり維持管理にも有効に使って、何とか残せる方向でいければなと思っております。

その中で、昨年、令和2年の消防の遭難救助の回数が大体15件ありました。その中に、消防分遣所だけで動いたのが13回中、トロッコを動かしたのが5回。あと、それ以外にも手押しトロッコというのがありますので、手押しトロッコも3回動かしています。13回中8回、トロッコを使っています。手押しトロッコと稼働敷のトロッコとですね。令

和元年も、出動13回中、トロッコの稼働が5回、手押しトロッコ2回と。半分以上は、まあ半分近く、半分以上はトロッコを使っている現状です。これトロッコがなかったら、隊員たちは歩いて下山しなきゃいけない、要救助者を運ばなきゃいけないということで、物すごいやっぱり負担になります。

本州の広い山の中だと、ヘリコプターとかいう方法も取れるんですが、やはり雨の多い、気象条件の厳しい屋久島で、少しでも隊員、人間の体力を保存したまま救助に向かわせて、そして安全に下ろす方法というのを考えたときに、どうしてもやっぱりトロッコに頼らざるを得ないという現状があります。どうしてもそれはやっぱり屋久島にヘリがない、そういった救助体制がなかなか十分ではないということが上げられるんですが、その辺り、救助体制について何か町長から提言があれば、お願いします。

○町長（荒木耕治君）

今議員が言われる、トロッコを使った救助というのが、今、最も多く行われております。それによって、土日でも、森林管理署の職員がいなくてもできるように、免許も取ったりですね、することもやっております。ですが、今議員も言われるように、屋久島町だけでどうにもなりませんので、関係機関と、これを何とかということは考えていかなければいけない。

それと、今言われたトイレの問題等もありますが、今まあこれ不確かですけども、ドローンがかなり急速で色んな開発をされております。私が聞くと、ドローンが100キロぐらいつれるドローンが開発されると。そうすると、し尿に関してはですね、そういうものを利用をできる日が近い将来には来るんじゃないかということも、まあこれちょっと、ちゃんと調べなければいけないですけど、今そういうことでは、そういう話もございますので。

まあ、それはまだ実用化をしていないことかもしれませんが、いかんせん、今のトロッコ、小杉谷から大株歩道に関しては、もう用途廃止をしている、そこを今し尿搬出のために、そこが、部品等を交換をしたり色々やっているという現状でございますので、やはりそういうのをいつまでも続けるわけにはいきませんので、色んなところと協議をしてまいりたいというふうに思います。

○1番（中馬慎一郎君）

ドローンのこれからの開発にももちろん期待はするんですけど、1つ質問なんですけど、以前、高塚山から17支線林道にかけて、モノレールみたいな、クランプというんですかね、ああいうのを引いてし尿を下ろすという、たしか計画案が出たと思うんですけど、その話はもうなくなっているんですかね。

○町長（荒木耕治君）

17支線にモノレールをかけて、そこから下ろそうという計画は、3、4、5年前かな。

5年ぐらい前に、県と一緒に、調査もしました。

ただ、最終的にですね、今、普段は水なし川なんですけど、沢なんですけど、その沢を2か所渡らなければルートがつかれないという、モノレールなんです、それで、そこで水が出るからそれは危険だということで、その話は終わっているわけです。別ルートで、その2か所を避けて別ルートでやろうとしたら、それは世界自然遺産に係るとかという話でですね、今その話は立ち消えにはなっているところです。

○1番（中馬慎一郎君）

まあ、トロッコがもしやっぱり使えなくなったときのことを考えれば、そういう、17支線に下ろす方法とか、何か新しいハード設備ができればなと思ったこともあるんですが、そういう状況というのは分かりました。

いかんせん、やっぱりトロッコの今の在り方というか、そういったものがちょっと宙ぶらりん、あやふやな方向性だと、やっぱりトイレの維持方針にもつながりますので、今色んなところで協議会行われていますが、そういったところを今一度、観光だけじゃなくて、本当に救助から、救助面においても、また林業遺産という観点からにおいても、トロッコの維持管理を含めたトイレの維持管理というのを総合的に考えて、早急にやっぱり方向性を決めて、令和10年に向けた形をつくっていくべきだなと思っております。

やはり、各検討会となると色んな、外からの意見がいっぱい出て、学者の先生たちとか色んな方々から提言をいただくんですが、やはり、やっぱり屋久島町として「こういうスタンスでいきます」というのをしっかり打ち出すことが一番大事だなと思ってますので、町長、よろしくお願いします。

質問は以上なんですが、最後にですね、ちょっとお願いというか、今の防災の観点について関連づけて言うと、やっぱり職員とか救助に行く方々が自己犠牲や体力をすり減らして行く現場において、やっぱり少しでも町政としてハード設備、インフラ設備を整えて、軽減していただきたいというのが、お願いであります。

やっぱりどうしても、雨風強い現場に行くときに、隊員たちが、特に消防の職員の方々は、その日、休日の方々が、山に赴いて救助に出かけます。休日というのも、やっぱり体を休める、しっかり体を休め整える大事な日、一日ですので、そういった彼らのやっぱり疲れを少しでもこういうトロッコ電車が取ってくれていると思っていただければと思いますので、これから山岳部の管理計画を立てる際には、そういったことも少し踏まえてしてください。

○町長（荒木耕治君）

議員は山岳遭難で常に最前線で現場に出向いて活動をしてもらっているというふうに思っておりますから、現場に出る人の体験、体感というのは一番大事だと思います。

昨年の年末年始にも、雪山で1人が亡くなるという遭難もございました。ですから、

そういう最悪の事態を防げる、そこに救助に行くにはそれなりの装備というのが必ず必要ですから、やはり2次災害を起こさないためにもですね、そういう隊員のことはしっかりとやっていきたいというふうに思います。

○1番（中馬慎一郎君）

先程、携帯トイレ、これ1袋2つ入って720円と言いました。ちょっと話が飛び飛びですみませんが、今、山岳保全の協力金、1人1,000円頂いています。そうすると、やっぱりトイレの維持方針が変わると協力金の考え方も少し変わってきて、収受の取り方も変わってくるのかなと思うんですが、その辺りも、町長考えいいですかね。

○町長（荒木耕治君）

今、協力金はトイレだけではなくて、例えば今言われるように登山をされる方の安全性とか、そういう救助のこととかですね、ちょっとした道の補修とかそういうこと、あるいは救助に行く際のその安全、安心な登山をさす、そういうことも含めて協力金というのはお願いをしているんですが、今はいかんせん、それが全てトイレに使われている、それでも足りないというのが現状ですから、そこら辺も含めて、大きく見直しをしなければいけないのかなというふうには思っております。

○1番（中馬慎一郎君）

その辺りも含めて協力金というのもやっぱりお客様からの善意でもらっているお金ですから、そういう善意でお金を頂いておるお客様に、またこの携帯トイレを買っていただいて、それをしかも使っていただいてということに、やっぱり抵抗がますます感じることもあると思いますので、その辺も踏まえて、協力金の検討会もまたよろしくお願ひします。

今日は、質問を以上で終わりたいと思います。

○議長（高橋義友君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は3月9日、午前10時から開きます。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

散 会 午後 2時04分

令和3年第1回屋久島町議会定例会

第 3 日

令和3年3月9日

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	中馬慎一郎君	2番	眞邊真紀君
3番	相良健一郎君	4番	岩山鶴美君
5番	上村富士高君	6番	渡邊千護君
7番	石田尾茂樹君	8番	榎光徳君
9番	緒方健太君	10番	小脇清保君
11番	日高好作君	12番	下野次雄君
13番	岩川俊広君	14番	寺田猛君
15番	大角利成君	16番	高橋義友君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

議会事務局長	日高孝之君	議事調査係長	鬼塚晋也君
議事調査係	恵由葵乃君		

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町長	荒木耕治君	教育長	塩川文博君
副町長	日高豊君	会計課長兼会計管理者	上釜裕一君
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長 観光まちづくり課参事 （観光推進担当）	鎌田勝嘉君	政策推進課長	三角謙二君
福祉支援課長 兼福祉事務所長	川東眞稔君	町民課長	日高邦義君
生活環境課長	寺田和寿君	健康長寿課長	塚田賢次君
建設課長	矢野和好君	産業振興課長（併任） 農業委員会事務局長	鶴田洋治君
地域住民課長	日高一成君	電気課長	内田康法君
教育振興課長	佐々木昭子君	監査委員事務局長	日高孝之君
	計屋正人君	健康長寿課参事 （感染症対策担当）	岩川茂隆君

△ 開 議 午前10時00分

○議長（高橋義友君）

おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程のとおりです。

△ 日程第1 町政に対する一般質問

○議長（高橋義友君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

順番に発言を許します。

始めに、15番、大角利成君に発言を許します。

○15番（大角利成君）

皆さん、おはようございます。大角利成でございます。

屋久島で言う、木の芽流しには随分と早いと思うんですが、雨の日が多いようであります。また、本日の朝、東北地方でまたしても震度4の地震があった報道がありました。月日が経つのは早いもので、東日本大震災から明後日3月11日で10年を迎えます。震災関連でお亡くなりになられた方々の御霊に、哀悼の誠をささげるとともに、多くの方々が今なお避難を強いられていることから、一日も早い被災地の完全復興を祈念申し上げます。

また、コロナウイルス感染による、世界的社会変動から早一年が経過をしますが、これまた終息がなかなか見えてこない状況下にあります。感染死されました方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、今なお後遺症等でお悩みの方々に心から御見舞いを申し上げ、そして一日も早く元の生活に戻れるように願うところです。

それでは、許可をいただきましたので、通告していましたが2件について質問をいたします。

1点目の旧尾之間支所庁舎及び尾之間中央公民館の件についてお尋ねをいたしますが、耐震診断結果等報告はいつ受理をされたのか、まずはお尋ねをいたします。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

おはようございます。大角利成議員の質問にお答えをします。

町は、屋久島町支所庁舎活用等検討委員会の答申を受け、令和元年6月に庁内職員で構成した旧支所の利活用に関する検討会を立ち上げ、各支所について6回の議論を重ね、旧尾之間支所については、使うにしても貸すにしても、建物の安全性の確認が重要との

意見から耐震診断を行って、その診断結果に基づいて具体的活用案とそれに伴う改修費用を積算する必要があるとの結論となり、令和元年12月議会に予算を計上し、耐震診断の実施と並行して令和2年2月に施設全体の老朽化診断も行いました。

議員の御質問にあります耐震診断結果報告書につきましては、令和2年2月3日に契約をし、業務完了届を令和2年5月29日に受理、令和2年6月1日に検査検収を行いました。その結果を基に、利活用を前提に耐震改修を行う場合の耐震補強の工法等についての検討と、施設の老朽化への対応について、改修内容と規模を含め、技術的検討を開始をいたしました。

以上です。

○15番（大角利成君）

令和2年の5月末に受理、6月に検査検収したということで理解しています。

政策推進課長にお尋ねいたします。

報告書がA4版で何枚程度の報告書になっているのでしょうか。

○政策推進課長（三角謙二君）

ページとしては、はっきりお答えできませんけども、このようなファイルできております。

○15番（大角利成君）

これまで、私ども議員に政策推進課でまとめた報告書いただきました。それを見させていただいたところですが、今、お聞きしますというと、ファイルでかなりのページ数ということでございますから、理解をするところですが、私としては、もしそれが複写できる程度の枚数であれば、関連予算、関連条例が今回提案されておりますので、総務文教常任委員会審議の前に、もう少し詳しい資料をいただきたいなと思っておりましたが、今、お聞きしますというと、非常に分厚い報告書ということでございますので、それはそれで理解をいたします。

できましたならば、個人的にも私自身、少し今後見させていただいて、自分なりの情報収集したいなと思ったところです。

さて、町長、耐震検査等の検収を6月にしたということですが、それを受けて、尾之間の旧支所庁舎を解体する方針を町長が出されたのは、いつ頃ですか。お尋ねします。

○町長（荒木耕治君）

これまでは、改修して活用のみで議論を進めてまいりました。使うにしても、貸すにしても、建物の安全性の確認が重要との意見から耐震診断を行って、その診断結果に基づいて、具体的活用案とそれに伴う改修費用を積算をする必要があるとの結論となり、令和元年12月議会に予算を計上し、耐震診断の実施と並行して、令和2年2月に施設全体の老朽化診断も行いました。

当初、活用策の検討を始める段階では、耐震強度もある前提で協議をしていたところではありますが、2階部分が耐震不足と、4階の独立壁の強度不足が指摘をされ、また、4階ラウンジのガラス壁の破損や施設全体の老朽化が進行していることから、耐震補強を含めた改修利用を試算をしたところでもあります。その結果としまして、2月1日に御説明させていただきましてとおり、改修に数億円の費用が見込まれ、現時点でも危険な施設であること等を踏まえ、施設の長寿命化を図る改修費用と合併推進債の活用も視野に入れて除却費用を算出した結果を基に、昨年11月に関係者で協議をして総合的に判断をしたところでもあります。

○15番（大角利成君）

昨年の11月に方向性を決めたという、今の答弁でありました。これまで私も、いろいろと質問をしましりました、この尾之間支所あるいは宮之浦の支所等の利活用について、町長の答弁で、部内で職員による検討委員会を立ち上げると。そしてそれは、粛々とされてきたと思いますが、途中お伺いしたときに、令和元年の6月に第1回目をやっているようですが、その後の質疑で、できたら年明けにはその検討会のまとめをしたことを議会のほうにも報告できると思う、というような発言があったかに記憶をしております。それも、私の記憶では、なされていないような気がするんですが。

先ほどの答弁にありましたように、令和元年の6月に第1回目の検討会を開催し、令和2年の7月31日に第6回、これが最終になっているようであります。

第5回の検討会、これが先ほど町長が申し上げましたけども、宮之浦支所等の関係。第5回の職員の検討会で、これが元年の11月の29日というふうに、私、資料でお見受けしたんですが、宮之浦支所については、本館については解体の方向で取りまとめがされたということでもありますけれども、尾之間のほうについては、やはりもう一度耐震等の精査もして議論すべきという職員のまとめがあったと、それで耐震をするようになったと思うんですけれども。

職員による検討会では、そういう多額の改修費も見込まれるので、建て替えも含めたところで検討すべしと。しかし、職員に任されたその検討会では、その方向性は示せられないというようなまとめになっているかに、資料の中にはうたってあります。

そこでなんですが、この耐震結果等出た後に、町長としてはもう一度検討会で方向性を示すべきじゃないというその職員のまとめをしているんですが、もう一度町長はその検討会の元の委員の人たちにボールを投げて考えを問うたのか、あるいは問う気持ちはなかったのかどうか、その経過を教えてもらえたらと。

○町長（荒木耕治君）

尾之間支所については、当初から私は民間に貸し出すか、改修をしてやるかという方向でしたから、何とかその方向でできないかということは伝えてあります。

○15番（大角利成君）

私としては、せっかく庁舎内で6回も議論をしてきた職員の検討会ですから、最終方針を出す前に十分な意見を聞いてやってほしかったなあ、そうしたんでしょうけども、そのように思ったもんですから、先ほどお聞きをしたところです。

町長が、合併推進債のこと、活用のこと、あるいは時間的なことと申し上げました。私もいろいろと自分なりには知ってたつもりですが、心の整理をするために、今回改めて県庁の市町村課に電話で問い合わせをしました。合併に伴う旧庁舎の改修については、全部が合併推進債の適用になるわけではない。保育所、子育て支援の事業のみ、合併推進債の対象になるというような指導を受けました。

このようなことから、現状を見据えたときに、今となってはその判断以上に、我が町にとっては厳しいのかなという思いがあるもんですから、解体に使える合併推進債、これを活用してやるのも致し方ないのかなというような気持ちにもなったところもあります。

そこでなんですが、町長は方針を出す今年の11月頃に、これまでは改修利活用で議論をしてきた、考えてきた、そしてそのような方向で町民のアンケートも取ってきた経緯もありますから、その時点で解体する方針を出す前に、もう一度住民の代表者である区長さんたちとか、あるいは地元の住民の方の意思を確認するようなことは考えなかったのかどうか、そこをちょっとお尋ねします。

○町長（荒木耕治君）

それは、今、反省をしておりますが、気配りが足りなかったというふうに思っております。

○15番（大角利成君）

そのような気配りについては、少し反省をしているというような答弁がありました。

そのようなことがあってからでしょうか、今回取壊しの予算計上に当たり、尾之間区、それから南部の区長さんたちから、陳情が上がってきたと思いますけれども、この陳情が上がってきて、どのような思いだったのか、率直にあまり難しく考えないでいいです。自分の気持ちを少し教えてもらえればと思います。

○町長（荒木耕治君）

私は壊すという決定をしたときに、その後の利活用、あるいは区民の皆さん、あるいは南部の方々と、旧尾之間支所の後をどういうふうにつくっていくか、いくということは、必ずそうしなければいけないという思いで解体をする。それはそういうことをつくるといふ、それはもうセットで自分の中では考えております。

○15番（大角利成君）

まさに、そのとおりだと私は思うんです。私の見解では、私は結果論は取り壊す、取

り壊さないの結果論はあまり問題視してない。これまでの町長のその姿勢というか、それは少しどうだったのかなど。もう少し早く、地元の尾之間区をはじめ、南部の区長さんたちに提案があれば、また捉え方も幾分違ったであろうと思うし、あまりにも唐突だったので、陳情という格好で上がってきたと思います。

そこで、陳情の中に、もし取壊しをするのであれば、改修費に見合うような、いわゆる基金を積み立ててほしいという尾之間区民の願いが記されておりました。

改修するに当たっては、児童福祉関係であれば約5億強、社会福祉施設であれば7億強というような説明が町当局からありましたから、尾之間区としては陳情書には金額は入れてなかったですけれども、せめてその改修費に見合うようなということで、低いほうの5億程度のそういう目的基金をきっちりと積んで担保してほしいと、そういう思いから陳情を上げましたが、町長もそのことをよく理解していただいた。そして、取壊しの方針を出しましたから、町民代表である南部の15集落の区長さん、あるいは、尾之間区の意をくんでいただいて、条例制定を今回提案をしております。

このことは、非常に私は評価をするところではありますが、さてそこで、区民としては5億程度は積んでほしいなという気持ちがあったんですが、これからの施設整備あるいはスケジュール等により、基金の額というのが変わってくると思うんですが、今現在、町長の頭の中ではどの程度は積みたいな、積む必要があるんじゃないかなという目標額はありますか。

○町長（荒木耕治君）

尾之間の区民あるいは検討委員会の中で、今現在、あれを建て替え、壊して造るにすれば、何がいいのかということの2、3の項目は聞いております。それに見合うだけの金額はきっちり積みたいと、今ここで、5億とか10億とかっていう話ではなくてですね。財政状況もありますから、それはそこら辺と見合わせながら、スピード感を持ってといったらあれですけれども、なるべく早い時期にそういう基金は積んでいきたいというふうに思っております。

○15番（大角利成君）

集落の思いはそうであっても町長おっしゃるように、執行部の考えはいろいろあると思います。ただ、これまで、荒木町長をはじめ、前町長、そして職員の皆さん方が努力をして、合併当時の10倍ほどの財政調整基金も、これまで積んでこられたかと思えます。財政調整基金を取り崩してでも担保を取るべきだというのは、尾之間の役員会でもありましたが、それは町長の今の思いで、私も行政にもいたし、立場上理解をするところはありますけれども、そのような気持ちは、ぜひくんでいただいて、今後対応してほしいなど、このように思います。

さて、今回解体の設計費用と解体後の周辺整備の条例提案を出しているわけですが、

それから先、解体、それから跡地の利活用について、どのような計画で進める考えなのかをお尋ねをいたします。

○町長（荒木耕治君）

旧尾之間庁舎については、今回上程をしております当初予算に解体設計に係る費用を計上し、また、関連する防災無線等の移設に係る設計経費を、内部調整が整った段階で補正予算に計上できたらと考えております。その上で、令和4年度に解体工事を終える予定としております。

新庁舎の整備を好機と捉え、旧尾之間庁舎周辺、宮之浦庁舎周辺に新たに整備すべき施設を地域の方々と協同して整理し、再配置した上で、優先順位をつけて本町の最上位計画である屋久島町第二次振興計画や関連計画に反映させていくことにしております。

○15番（大角利成君）

令和4年度に解体完了したいというお話のようですが、町長、これは政策推進課長にお尋ねしたほうがいいのでしょうか。これまで、合併推進債適用期間が10年、それを緩和されて15年になっておりますね。そうすると、我が町では令和4年が最終年度ということで、私たちも理解してきました。

先ほど私が申し上げましたように、県庁の市町村課の担当係に電話でお尋ねをしました。そこでなんです、ありがたい情報を聞きました。電話でのやり取りですから、もしかしたら、私の聞き取り間違いなのかもしれませんが、国のほうからこの合併推進債の適用緩和の通知が来ていると。

当初、今ありますように、15年度までに事業完了ということでありましたが、例えば我が町で言うと、令和4年が最終年度ですから、最終年度に設計が完了し、翌年度あるいは翌々年度に確実に事業実施されるものについては、国のほうはその適用とするというふうな通知が来るといふふうに聞いておりますが、まだ、文書的には来てませんか。

○政策推進課長（三角謙二君）

今の御質問の部分につきましては、正式に文書では来ておりません。ただ、起債の担当に県のほうに確認した時点では、繰越事業が完全に終了が見込まれるのであれば可能かもしれないということで、話は聞いてますけれども、まだ正式なそういう内容の通知は来ておりません。

○15番（大角利成君）

繰越のことも、私お話したんですが、なんせ、電話先のやり取りでしたから、そのような話をされました。

私が、一般質問の通告をしてからの、私の電話のやり取りであります。もしかしたら、先ほど申し上げましたように、ちょっと私の聞き違いもあるのかもしれませんが、そのようなお話しでした。

ですから、今、町長が令和4年に解体完了ということでしたが、場合によっては4年設計で5年完了でも、私はいいのかなと。いい方向に何か緩和されたのかなというふうには、私は理解したのですが、そこら辺は、また課長のほうで確認していただいて、もう方針を出したから早く解体することでもいいのかもしれませんが、まあ、そういうこともあるということで、確認をしていただければと思います。

また、これは今から申し上げます中央公民館との関係もありますので、ぜひ確認をしてほしいと思います。

関連がありますから、では、1点目の最後のほうの、尾之間の中央公民館の関係について、少しお尋ねをいたします。

今回、その耐震検査の結果を私どものほうに説明がありましたが、中央公民館についての今後の考え方っていうのが、何ら示されていない状況にあるというふうに、私は認識をしておりますが、この中央公民館については、今後どう考えているのか、まずは町長にお尋ねをいたします。

○町長（荒木耕治君）

中央公民館の答弁する前に、合併推進債の件は、本来10年だったものが5年延長になったというのは、これは紛れもなく東北大震災です。合併をしたところが推進債を使えなかったということで、国が延伸を5年間猶予をもったということでございます。

ですから、今、全国で合併をしたところが、なかなかそういうものでいかないと、だから国はそれでそういう手当をまたするんじゃないかという情報は確かにございます。ですが、今、そういうふうにしたということではございませんけれども、令和4年にこういうことをやって、またそういう通達があれば、その時点でまだほかにも推進債を使えば、いろいろなことがまたできると思いますので、そういうことも含めてやっていきたいというふうに思っております。

中央公民館は、南部包括支援センター、尾之間図書室があり、また、婦人・老人室や大会議室は各種団体から利用をされています。旧尾之間支所に併せて実施した耐震診断の結果、大規模地震時には、1階の柱が4本破壊される可能性が指摘をされました。

耐震指標の数値としては、目標I s値0.6に対して0.49であり、差し迫った危険性ではないにしろ、耐震補強の必要性が求められているところです。

今後、庁舎跡地をどのように活用するのか、周辺公共施設も含めた議論を進めて事業化する上では、一定程度の時間が必要となります。それまでの間、まずは耐震補強を実施をし、将来的にその議論において中央公民館の機能も含めて再整備すべきと結論づけられれば、取壊しも必要と考えられます。したがって、耐震補強とトイレ、空調機器、老朽化の著しい箇所の部分改修について、早急に事業化を図るべく、関係課と協議を進めていくこととしております。

○15番（大角利成君）

わかりました。そこで、教育委員会にお尋ねいたします。

教育委員会の立場で、これまでの尾之間の中央公民館の利活用、そして図書室もあるわけですが、今後教育委員会としてはどのような考えをお持ちなのか、お尋ねいたします。

○教育振興課長（計屋正人君）

教育委員会といたしましては、今、町長から答弁があったとおり、当分の間、継続して図書室を中心に、そして2階のホール部分も併せて、引き続き活用をしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○15番（大角利成君）

教育委員会は当分の間は、町長も考えが一緒のようですが、公民館として活用を続けるということのようですが、改修は考えてないんですか、お尋ねします。

○教育振興課長（計屋正人君）

これまで、尾之間中央公民館のひょっとしたら撤去も考えられるという中で、なかなか改修に手が付けられなかったといったところがございます。

ただ、本日町長からも答弁いただいたように、当分の間使用するというような方向性が出ましたので、これから、特に2階部分の空調、そしてトイレ、そういったところを中心に改修が必要だというふうに考えてございます。

○15番（大角利成君）

そこでなのですが、私が県のほうにお尋ねしたところ、旧両町の中央公民館については、一極に集中するのであれば、改修については合併推進債が適用されるというふうに聞きました。それぞれもう公民館の機能をなくすと、そのために解体するというのであれば、合併推進債はノーというふうに、私はこう聞いております。

ということは、今のお話しですと尾之間中央公民館については、宮之浦を今のところどうなるか分かりませんが、今の執行部の考えでは宮之浦を取り壊して、尾之間を使うということであれば、私は合併推進債が適用されるんじゃないかと思うんです。それを使って、町長、公民館としての活用するのであれば、合併推進債を適用して改修する考えはないですか。

○町長（荒木耕治君）

議員のおっしゃること、少し内部で勉強させてください。それで、そういうことが可能であれば、またそういう方向でやっていくこともできるのかなというふうに思います。

○15番（大角利成君）

いずれにせよ、やはり中央公民館について、いまだ方針が出されていない状況ですから、

副町長が庁舎等の活用検討委員会の報告書のまとめにあるように、公共施設のあり方について広く議論をされるように望みますということで、報告書をまとめております。ぜひ、取り急ぎ庁舎内でプロジェクトチームをつくるなり、そして地域住民、南部の区長さんたちの意向を、広く町民の意向も聞きながら、早めに取り組んでほしい。で、もし、改修するというのであれば、そんなに時間もありません。合併推進債を使うとすれば、ありませんので、検討してほしいと思います。

個人的な見解を申し上げますと、これまでの尾之間役場支所庁舎跡の活用、町長の答弁を聞いていますということ、今日だけじゃないです。今までの答弁を聞いていますということ、随分とやっぱり民間活力にも期待しているのかなというふうに、私はこう察しております。そうなったときに、果たして、あの尾之間中央公民館があそこに建ってて、庁舎跡地の利活用ができるんだろうかと。町が公共施設として造るのであれば問題はないけれども、民活を考えたときにどうだろうかと。先々を考えたときに、全て撤去をして、支所、庁舎、中央公民館、そして中央公民館南側の駐車場跡地、あそこを含めたところの利活用も検討すべきかなという迷いもあります。ぜひ、そこら辺も含めて、地域の皆さんの意向を、考えを把握しながら検討してほしいなということを要望して、1点目の質問を終わりたいと思います。

あの、重ねて申し上げますが、私が県のほうから電話で指導を受けたことについては、もしかしたら聞き違いもあるかもしれませんので、担当課のほうでよく確認をしていただいて、対応をしていただければと思います。

2点目の、長峰区方面への送電線施設についての質問でございますが、昨日、同僚議員が質問をいたしました。私もよく確認をすればよかったんですが、通告をした後にその作業を怠っておりましたので、大変申し訳なく思っているところです。昨日の答弁で、大体私が通告していた内容等については理解をするところがあるんですが、現況の高圧の幹線で特段支障はない。ただ、あるとすれば、支障木等の撤去がまだ完全にされていないというような答弁もあったかに記憶をしております。

そして、最近のデータはないですけれども、10年ぐらい前のデータですと、送電可能電力の4割程度が何か送電されてる状況にあるというように、私は受け取ったところがあります。例えば、今開発が進んでいます小瀬田・長峰地区、これからもされるであります。昨日も同僚議員がおっしゃってましたが、空港の施設整備の改修、併せて現段階で考え方でいいんですが、これは電気課長にお尋ねしますけれども、例えば空港が整備されて大型ホテル等が1企業あるいは2企業長峰地区に進出しても、現状の施設で送電は可能なのかどうなのかというのを、考え方で結構です。思いで結構ですので、教えてもらえたと。

○電気課長（内田康法君）

先日も答弁しましたが、実際の使用電流が、現在の使用電流がいくらかというのを令和3年度で測定して、その測定した電流値によって、今後どのぐらいの負荷が増えるのかというのは、ちょっとそこまでは算定できませんので、余裕を持った幹線に、もし今の幹線が対応できなくなれば、幹線を大きくすることで対応していきたいと思っております。

○15番（大角利成君）

町長、すみません。答弁は準備していたんでしょうけど、昨日同僚議員がやっていますから、もう省略をして簡略化しますけども、やっぱり我々素人が心配するのは、あの単線で、あの電線の大きさが大丈夫なんだろうか。単線だから、昨日も同僚議員が申し上げましたが、停電対策大丈夫だろうか、これだけなんです。大丈夫なんでしょう、昨日の答弁からして、今のお話しからして、そう受け止めます。

ただ、南部地域において、過去に苦い経験をしてございます。某企業が施設立地、進出してきたときに、電気の容量が足らずに送電できなかったというようなことがあって、その企業は数年間、屋久島に合わない自前の火力発電で対応したと。そしてその後、施設整備がなされてクリーンな水力発電を使ってる、このように聞いたことがございます。

特に北部地域は、町が電気の供給団体である。電気の容量が足りないということは、企業進出に当たって言えない立場にあると思いますが、将来を良く見極めて、施設整備については、先手先手でやっていただきたい。そのことを申し上げたくて、今回質問をしたところです。どうか、町長、今、私うまくまとめられませんでしたけれども、そのような気持ちで長峰・小瀬田地区は今から発展する地域だと思っておりますので、電気を送電する団体として、町として、そのような恰好で今後当たっていただきたいと思いますが、最後に町長の考えをお聞かせください。

○町長（荒木耕治君）

今、現在10年前のやつで、かなりのまだ余裕があるというふうに聞いております。

一方で、今の電気の量もそうなんですけど、家庭の電化品というのはかなり進んできて、電気なんかLEDになって、冷蔵庫、洗濯機、そういうものもかなり省電力でいって、実際電気の使用料は落ちてるという現実も一方では、それは一般のあれですから、そういうのもあって、ですから、今度予算出していますので、そこできちっと近々の数値を出して、議員が言われるようなことがないようにやっていきたいというふうに思っております。

○15番（大角利成君）

御承知のように、電気事業は赤字ではありません。ですから、町民の皆さんが不便を来さないように、できることであれば、複線化して、できるだけ停電少なくする、このことに努めていただきたいと、このことを要望して、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（高橋義友君）

しばらく休憩します。

11時から再開します。

休憩 午前10時46分

再開 午前11時00分

○議長（高橋義友君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番、寺田猛君に発言を許します。

○14番（寺田 猛君）

おはようございます。許可を頂きまして、一般質問をいたします。

広がりというか、ボリュームというか、恐らく屋久島では一番ではないでしょうか。志戸子から津森にかけての山桜が咲き始めました。例年よりも少し早いような気がしますが、見頃はあと一週間前後でしょうか。おかげさまで今年も桜をめぐることができそうですが、さてどうでしょうか。

「明日ありと思う心の仇桜、夜半に嵐の吹かぬものかは」、鎌倉仏教の浄土真宗の教えを説いた宗祖親鸞、私は真宗門徒でありますので、親鸞聖人と呼ばせていただきますが、よわい9歳で仏門に入ったときに詠んだ歌だと伝わっている和歌であります。「我や先、人や先、今日とも知れず、明日とも知れず」、老生不定、諸行無常、明日のことは誰しも分からないから、今を一生懸命生きなさいという教えですが、日常の生活の中ではなかなか難しい教えであります。

10年目の3・11が近づき、マスコミ各社が流す様々な震災にまつわる特別番組を見ておきますと、地震、津波、原発事故でかけがえのない日常を奪われ、命のはかなさや世の無常、私も多少なりとも感じますが、凡人ゆえにまだどこかで人ごとのように見たり、感じたりしている自分があります。我が事として考え、備える。これもまた、なかなか難しいことであります。

それでは、通告に従いまして、質問をいたします。

今回の質問は、口永良部島の振興策で2点、文化財保護体制のありようについての質問であります。町長及び教育長の明快かつ前向きな答弁を期待し、質問をいたします。

まず、1点目、口永良部の振興策についてお尋ねをいたします。

種子屋久農協の口永良部事業所の廃止が決定し、金融関連や食料品、日用品の調達等で地域住民の生活環境の利便性は著しく低下することは間違いのないと思います。

種子屋久農協の口永良部事業所の存続に関しては、町は旧町時代から様々な支援を行ってきておりますが、今後想定される事態をどのように考えているのか、支援策はどう

あるべきか、現状と今後の展望についての見解をまずはお示しいただきたいと思います。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

寺田猛議員の質問にお答えします。

種子屋久農協口永良部事業所につきましては、令和4年3月31日をもって閉鎖をする
と報告を受けております。その大きな理由は、職員が1名で業務を行っており、コンプ
ライアンス上の問題があること、経済事業が大幅な累積赤字を出していること、組合員
以外の利用率が20%を超えていること、この3点が閉鎖の大きな理由であるようです。

令和3年1月22日に、JA、口永良部島の両区長、町の3者で合同会議を行い、今後
のスケジュールも含め意見交換を行いました。JAとしては、口永良部島の住民で店舗
運営を行っていくのであれば建物、設備等については無償で提供する、金融については
ネットバンキングや郵便局を利用させていただく、保険業務については窓口担当が対応す
ると提案を行いました。集落としては今後それらの提案を受け、どのような対応が可能
か検討し、7月までに回答をする、その結果をもってJAは9月末までに方針を決定す
るとのことでありました。町としましても集落の意向を確認し、どのような支援が可能
か検討をしてみたいというふうに考えております。

○14番（寺田 猛君）

この話を聞いたときに、ああ、いよいよ、いよいよかという思いをしました。

合併前、旧町時代だったと思うんですが、町長もたしか現場におられたような気がし
ますけど、農協の理事か何かされていておられたんじゃないかなと思いますけど、当初
JAが口永良部事業所を撤退する、撤退するというか縮小、撤退、そういう話があった
ときに、20年近く前の話になるかも分かりませんが、よく覚えていないんですが、口
永良部の人たちはそういう説明に来られる農協関係方を出迎えるときに、むしろ旗を立て
て、港で反対の意思表示をしたんです。あれ、すごくこう、私もそこにいたんですが、
段ボールの大きいのにいっぱい書いて、歓迎なのか帰れと言っているのか分かんないよ
うな感じで、港で船を出迎えて話合いに臨んだんですけど、そのときはおかげさまで、
口永良部にしては、口永良部の島民にしては、町が何がしかの支援をするということと
か、もろもろ整理しながら、出資もしなさいよとか、物も買いなさいみたいな話で来て、
ずっと現在まで来ていると思うんですけど、そういう意味では、あの頃はまだまだ人も
たくさんいましたし、元気もあつたんだなというふうに思いますけども、たしか、事業
所の支援金の、維持のための支援金みたいな、あれは200万円からスタートしたんじ
ゃなかったかなと思いますけど、具体的に、例えば金融は簡易郵便局がありますから何と
かなるやも分かりませんが、日配、その他食料品等を集落店舗みたいな形で維持する

か、家賃、運賃等がありますから個人ではなかなか支援しにくいでしょうから、一般社団法人をつくったりNPOをつくったりして制度を利用するかなという話も伝え聞いておりますけども、そのようになった場合に、JAみたいな形で100万円とか200万円とかそういう形で支援が可能なのかどうか。あるいは太陽丸、町営船の、要するに鹿児島から来たやつをまた口永良部まで運びますから、その間の運賃がどうしても高くなるんです、つくんです。JAのAコープの品物もまたあそこで、また値段を上から打つようなことを一生懸命やっていたけど、そういう意味では、そういう形での支援が可能なのかどうか、どのようにお考えですか。もう、恐らく撤退することは間違いないでしょうから、そういう形を取らざるを得ないと思うんですけど、いかがですか。

○町長（荒木耕治君）

支援は可能だと思っております。

議員が言うように、私はその当時は議会議長、議員か議長だったか、むしろ旗を見た一人であります。財政的な支援を、その当時の町長はなかなか渋りましたけれども、夜ごとの交渉の末、一時金を出してやった。ATMを引き揚げるというときもありましたけれども、そういうことは私も経験をして、体感をしておりますから、今議員が心配されるようなこと、何とか町の財政的な支援は継続的にやっていければというふうに思っております。

○14番（寺田 猛君）

沖縄のやんばる、北部のほう交通の便の悪かったりすることか、奄美にも二、三あるんじゃないですか、集落の共同店舗、集落の人たちが出資をして、自分たちもお金を出しているからそこを利用せんなやというようなことで、そういう形がまた新しい形ができていけば、それはそれで一つの売りになったり、魅力になったりすると思いますので、ぜひそういう意味での支援を続けていただきたいな、まあ、新船も就航しますし、そういう中で何がしかの活力というか、活性化が失われないような形をぜひ口永良部の側の島民の立場に立って考えていただきたいなというふうに思います。

これはまた機会があるでしょうから、7月以降、そういう形がきっちりなったときに議論をさせていただきたいなというふうに思います。

2点目に移ります。

同じく口永良部関連で、これも度々同じような質問をしているんですが、早い話が住宅が慢性的に不足している、するだろうという話なんですが、例えば町の職員が今、昔の健康広場のところにある看護婦さんの住宅ですかね、その前は教員の住宅としても使っていたと思うんですけど、あそこはもともとゲートボールをするところの休憩所みたいなやつをば手を入れて、人が住めるようにしたところなんです。そこに職員が一人入っています。

町関係でいいますと、地域おこし協力隊が、民間の、ちょっと古いんですけどそこに入っている。看護婦さんは医師住宅に入っている。ですから、お医者さんが来たら当然出なきゃいけないんでしょうけど、医師は募集しているというか、いつ何どき来るやも分からない。教員も何か今年は一人どうしても民間借りないといけないというような状態らしいです。まあ、建屋も随分古いです。もう、それこそ後にも言いますが、歴史的な建造物になりそうな住宅があります。家族留学、ひょうたん島留学で学校の存続を維持する、集落のコミュニティーを維持するために一生懸命外から来ていただくというための住宅が、今年は、来年度ですか、おかげさまで満杯になりそうだ。そういう意味でいくと、どうしても住宅が足りない状況が続くんですが、現状をどのように捉えられているかというのをまずお聞かせいただきたいと思います。

○町長（荒木耕治君）

まずは、教育振興課の現状は、令和2年度の教職員住宅数は教職員入居戸数9戸、空き戸数が1戸、入居困難が1の、合計11戸を完了しています。年度当初は、ほかに小学校の臨時的任用教員が口永良部には定住促進住宅2号棟に入居し、金岳小中合わせて合計10名の教職員の入居が確保されていたところです。また、ひょうたん島留学生10名を受け入れていますが、留学を含む児童数に応じた令和元年度の教員数と比較すると増減なしであって、臨時的任用教員1名の配置が継続をされていたところです。

令和3年度についてはひょうたん島留学で小学生10名、中学生3名を受け入れますが、初めて7名の小学生を含む3家族の家族留学を受入れ、この時点で住宅3戸が必要となり、また里親留学でも中学生3名の受入れにより、最大で金岳中教職員2名の増員と、従来の金岳小臨時的任用教員1名分、合計3戸が必要となる見込みであります。これを踏まえると、入居困難教職員住宅1戸を含めても全体で4戸不足し、これを民間住宅または定住促進住宅で確保せねばならない状況です。

現在区長さんと協議をし、入居困難の教職員住宅の修繕を行うこととしており、教職員住宅11戸の確保は今後も維持せねばならないものと考えております。

次に、口永良部島定住促進住宅は現在1号棟に2室、2号棟に1室、3号棟3室あります。この定住促進住宅は条例により入居資格が定められており、その要件を満たすことができる者が入居するわけですが、現状では移住者以外の対応に苦慮しております。それは赴任される教職員や留学生への対応であります。教職員や留学生が増えることは口永良部島の活性化につながり、地域振興に大きく貢献するものでありますから、定住促進住宅への入居をやむを得ず許可しておりますが、移住希望があったときには対応できないため、定住促進住宅としての役割を果たすことができないということになります。

総務課の関係では、現在口永良部島出張所長の住宅を確保するため、診療所の看護師住宅を借り上げている状況であります。今後医師が赴任する状況になりますと、住宅の

確保が困難になることとなります。

移住定住の促進、家族留学及び教職員の増、また医師の常駐がかなうことがあれば、近い将来住宅が不足することは想定される状況となります。今後の小中学生数の推移、それに伴う教職員の推計などから、必要な住宅数を検討していかなければならないというふうに考えております。

○14番（寺田 猛君）

最初の、要するに定住促進住宅みたいな形を増設するしかないんじゃないかなというふうに思うんですが、最初の2棟は、あれ平成の9年、10年頃だったんじゃないかなと思うんですけど、中学校の横並びに2棟建てて、その後郵便局の裏手のほうに学校に行く道のところに1棟、あれは合併してからだったと思いますけど、その後噴火の後に健康広場のところに3軒長屋を建てて、おかげさまでそれが満室になっている。まあ、それも空いているときもあったりして、いつまで空いているんだというみたいな批判もあったりしますが、やはりいつも言いますが、口永良部のコミュニティーを維持するためには学校に一定数の児童生徒がいて、それに関わる教職員がいて、それに関わる町民がいる。そこが一つの核になってコミュニティーを維持し、経済が回っていき、島の存続につながっていくんだと、どうもそれが一番早いような気がずっとしております。まあ、もちろんそういう方向でこれまでも来ていますし、これからもそうしていくんだらうとは思いますが、そういう意味では、これは一つの提案なんですけど、例えば古い教職員住宅があるじゃないですか、あれをもう壊して、健康広場にあるような定住促進住宅、要するに長屋の、1棟、2棟というふうに建てていけば、教員住宅としても使えるし、定住促進の、ワンルームであれば十分だというような青年とか女性が入ったりしやすいんじゃないかな。

屋久島であれば、例えば私は一湊ですけど、永田もそうですけど、よく宮之浦のほうから通う先生方いっぱいいますよ。今はもう校区内に住んでくださいなんつったってなかなかそうはいかないし、古い、ぼっとんの、言葉は悪いですけど、教員住宅にするよりか、宮之浦とか安房のちょっとしゃれたワンルームのマンションというかアパートとか、そういうところから通う先生方いっぱいいるじゃないですか。

しかし残念ながら、口永良部の場合はそういうわけにはいきませんから、ワンルームの長屋方式の教員住宅を建てていただいて、それが定住促進住宅という位置づけでもいいんでしょうけども、制度的に、もうそこしか場所もないし、それしかやりようはないんじゃないかなというふうに思います。特定離島で建てるのかなりの補助率がありますから、一般の住宅を建てるよりはうんとやりやすいんじゃないかなと。まあ、可能であれば教員住宅もそういう長屋スタイルのワンルーム、あるいはもうなかなか所帯持ちの人は来てくれませんから、口永良部の場合は特に単身で来られていきますから、コンパ

クトなほうがかえって今の人たちにはいいふうに思いますけど、そこら辺はいかがですかね。

今回質問通告出したら、町長随分長々と丁寧な答弁を頂きましたけど、電話も何もかかってこなかったが、一体一体どこが管轄しているのかな、よく分かんなかったんですが、現状という、もうそういう形だと思いますけど、いかがですか。特定離島を使って定住促進あるいは教員にも使えるようなものをする方向を具体的に県と相談したほうが早いんじゃないかなという気がしますが、いかがですか。

○町長（荒木耕治君）

住宅は今議員が言われるように、口永良部、特にそうだと思います。

今先程言われた定住促進の3号棟の3室というのは、噴火の後に、その当時の知事に独断で造ってもらったものです。このときに10室造ろうという今思えば10室造るときゃよかったなという思いがしております。そのときは口永良部の人たちも、いや、そんなに造ってもしようがないから、取りあえず3つぐらいでいいですということで3戸造ったんですけれども、やっぱり時代というのはどう移っていくのか分からないなという、まあ、今そういう思いで住宅事情というのを思っております。

ですから議員が言われるように、やはり留学だけではなくて、これから定住とか色々なことで、口永良部に新しい船も就航をします、光も整備をされます、そうなったときに、移住定住の方々というのは、これからそういうことであるだろうというふうに予想はされます。また、そうになっていかなければいけないというふうに思っています。

ですから、そのための受入れをどうするか。例えば、今ちゃんとしたものを工業単価で造るとすごく高くつく、つきますよ。だから、昔口永良部の人たちに原料代だけやって、暇なときに造ってくださいよみたいな話もしたこともありますよ、それは議員も一緒だったと思いますけれど。ですけど、もう今そういうパワーもないということでございますから、今議員、そういうことを、例えば今そのきちんとした公営住宅造るとそうですけど、今プレハブもすごくいいのがありますよ。それだと1棟造るのに恐らく2つ、3つできるんじゃないのかなという、今これは個人的な感想ですよ、だからそういうものでも口永良部ってのはいい、まあ、口永良部の人たちもそういう話合いしていますから、そういうものでもいいのかなというふうには思っている。

ですからそこら辺も含めて、住宅の事情というのは、もう今改修にも金がかかります。今言うように、もう何十年も前のやつですから、やっぱり壊すものは壊して、新しくそういう環境の整備はやっていかなければいけないというふうに思っております。

○14番（寺田 猛君）

健康広場のあそこだったら、もう1棟、あの種のやつは建つんじゃないかなと思い、町長が今おっしゃるように、例えば避難住宅みたいなものを、どこもお下がりがたくさ

んあるでしょうから、そういうのをば格安で譲っていただいて、場所さえ整理してぼんと据えればちょうどいいんじゃないかなという気がします。

恐らく、私これは個人的にすごく感じているんですけど、100人を切った一つの外海離島がこれから先どうやってコミュニティーを維持しながら存続をしていくかというのモデルケースみたいなものを、例えば三島、十島、まあたくさんありますし、町長は立場上たくさんの小さな島も御存じだと思いますけど、そういう形で、こうしていく中で、何代にもわたってその島で生まれて育った人たちというよりか、何がしかの事情あるいは何がしかの志を持って、そういう事情を持ってそういうところに住まれる方の比率がこう変わって行って、で、新しい感覚を持った人たちのコミュニティーが恐らくそういう形でできていく、今口永良部はそういう過渡期にあるんじゃないかなというふうに思ったりもします。

新船を造って、新しい船、まあ向こう20年間は当然乗らなきゃいけないんですけども、乗ることになるとは思うんですけど、こう今の新しい船が耐用年数みたいなものを迎えたときには口永良部はどうなっているのかなというのは、そこにやっぱり一つの夢を描いてするためには、まず何はともあれ住む所があれば、100人規模のコミュニティーで学校があればそれなりの職はありますよ、こう、ぐるぐる回していったりできる。だと思います。そういうことにあまり苦にならない人がたくさん来られるんだろうなと思いますので、ぜひ今おっしゃった、町長がおっしゃった仮設住宅みたいなものを含めて、コンテナハウスでも結構ですからぜひそういうことを、いらっしゃい、いらっしゃいというのに家がなければ話になりませんので、そういう形をぜひ研究していただきたいなと。

これは、どこになっている、今は特定離島はどここの管轄になるんですか。

○政策推進課長（三角謙二君）

特定離島の取りまとめとしては、離島振興の担当はうちで、政策推進課が取りまとめの担当課となっております。

○14番（寺田 猛君）

特定離島、鹿児島県のやつもそうですけど、国の有人国境離島法なんかも使って、ぜひ町長また新しい情報を仕入れていただいて、モデルケースで試験的にそういうこともぜひやっていただきたいな。幾らでもあるんじゃないですかね、その仮設住宅みたいなのは色んなお下がり。そういうふうに思いますので、ぜひ念頭に置いてやっていただきたいなと。

空いているのは当たり前だと思いますよ。1戸、2戸は空いている、いつでもどうぞと。それでないとやっぱり人は呼べませんから、そういうふうにぜひ考えていただきたい。現実的に、もう来年町の職員がチェンジしたり、どこかのお医者さんが私が行きま

すなんつったら大慌てになりますよ。そう思いますので、ぜひそういう形でやっていただきたいなというふうに思います。

大きな2つ目に移ります。

文化財保護体制の有り様について見解を伺いたいと思いますが、文化財たくさんありますし、私も全部が全部もちろん知っているわけでもありませんし、資料を見て、ああそうなんだと思うこともたくさんありますけども、案内板の内容あるいはスタイル、この前、先般の議会のときは栗生のほうにも行かせていただきまして、現場も見させていただいたりしましたが、どのような感じで文化財行政を進めているのか、まずは御見解をお示しを頂きたいと思います。

○教育長（塩川文博君）

寺田議員お尋ねの文化財保護体制の有り様について御説明いたします。

まず、町内の文化財についてでございます。

現在、町内には国指定の文化財が8件、県指定の文化財が4件、町指定文化財42件、合計で54件の指定文化財がございます。これらの指定文化財を分類しますと、動植物、地質鉱物などの天然記念物が28件、中世城跡や墓所などの史跡が9件、無形、有形の民族文化財が5件、古文書、工芸品などの有形文化財12件となっており、本町が他に例を見ない優れた自然を有する町と形容されておりますように、特別天然記念物の屋久島杉原始林を始め、エラブオオコウモリやヤクシマカワゴロモ生息地などの天然記念物が圧倒的に多いことが特徴と言えます。また、埋蔵文化財は口永良部島を含め92か所が周知の遺跡としてカウントされております。

次に、そういう文化財の管理、保護の在り方についてでございます。

国指定文化財や埋蔵文化財は文化財保護法により、また県指定や町指定の文化財はそれぞれ県の文化財保護条例、町の文化財保護条例で管理や保護の在り方が規定されており、たとえその文化財の調査、研究目的による採取行為や自分の土地の開発行為であっても、届出や許可などの行政行為が必要となる場合がございます。令和元年度の法令に基づく国への現状変更申請や天然記念物滅失届の件数は、申請が12件、許可が10件、終了報告13件、滅失届2件、合計37件となっており、本町は県内でも手続件数が多い市町村の一つとなっております。

指定文化財の管理や保護の考え方は、国指定は国が、県指定は県が、町指定は町が管理するのではなく、基本的にその所有者が指定への同意を行った上で法令に基づいて指定後も引き続き文化財を管理し、国、県、市町村は管理上の助言や必要に応じて支援や補助金を交付することができるとされております。

また、国指定及び県指定文化財の現状の確認につきましては県教育委員会が担当し、県文化財指導員を配置し、定期的な巡回を行っており、町教育委員会は町指定文化財を

担当しております。しかし、県指導員による巡回も年2回程度となっておりますため、実質、本町教育委員会が町内の指定文化財の状況を把握することとなっております。

一方、指定文化財の活用につきましては、活用することにより受益を受けるのが地元であることから、活用に要する整備は所有者あるいは地元の負担となっております、事業条件が整えば県指定であれば県から、国指定であれば文化庁から所有者もしくは市町村が補助を受け、活用整備事業を実施することができます。その活用の基本的な取組の一つに説明板や案内板等の設置が挙げられております。

前置きが長くなりましたが、案内板について御説明いたします。

現在、教育委員会では町指定文化財の看板の更新事業に取り組んでおります。屋久島環境文化財団が主体となっております屋久島里めぐり推進協議会が設置しております案内板デザインの使用許可を得まして、未設置箇所への設置と過去に設置した複数箇所の木製案内板の更新を進めておるところでございます。

令和元年度、令和2年度は2基ずつの新規設置を行い、令和3年度は2基の更新、令和4年度以降は複数基の更新を進める計画としており、また新たな指定文化財等の整備事業につきましても検討しているところでございます。

以上です。

○14番（寺田 猛君）

お手元に配付したのは文化財の看板なのですが、一湊の松山遺跡の案内板が去年の台風だったんですかね、その前まではあったように、この前、あれ壊れているなどと思って、ないんですよ。さもあらんと思ひまして、宮之浦あるいは楠川、永田は前ちょこっと見たときは、まあちゃんと立っていたような気がするんですが、永田だけ。で、ない。牛床あるいは宮之浦のお寺さん、益救神社等に行くと、お寺の久遠寺のやつは新しくこうしたからいいんですが、上屋久町教育委員会、大体想像つくんでもう南部のほうは行かなかったんですが、恐らく屋久町教育委員会というのがここにある、どっさりあるんだろうと思います。

今教育長がおっしゃった文化村のやつに少しずつ替えていますと言うけど、見たことはない。違う、里めぐりの案内板は幾らでも見ますけど、屋久島町教育委員会というのはどこに据えたのか分かりませんが、見たことはないです。

結局楠川の本蓮寺のこの鱈口というんですか、看板が吹っ飛んでいるからどこに何があって、何がどう価値があるのかというのもさっぱり分からん。公民館の前にあるモリヘゴというのは、ヘゴは生きていますけども、看板は吹っ飛んで、ない。一事が万事で、恐らくこういうのも、南部のほうにも行ってもたくさんあるんだろうなと思いますけど。

昨日も出ていましたけど、環境文化村がつくっているあの看板というのは結構もちますよね、丈夫なのは。一湊なんかあの番屋峰の上に、あんなとこまでよう立てたなと思

うようなところにありますけども。そういう意味では、目に見える形できっちりやってもらわないと、今教育長一生懸命答弁されましたけど、本当にそうなの、何かあの、小姑が嫁いびりしているみたいな話になっても具合悪いんですけど、どうも言っていることとやっていることが全然合わないんじゃないかなと思いますけど、もうちょっとスピードアップして、まず、この壊れているやつから、どうかしたらどうですか。いかがですか。

○教育振興課長（計屋正人君）

ただいま寺田議員から御指摘のあった楠川の本蓮寺鰐口、モリヘゴ並びに一湊松山の看板です。昨年の超大型台風が来るという中で、多少ここの看板が傷んでいたというのもあって、事務局のほうでわざと、もう外しました。飛んで周りに迷惑かけちゃいかんということもあって。ただこの3か所が傷んでいたのは事実でございます。ただその後、きちんとした看板の設置というのは直ちに実施できていないというのが現状でございます。

あと南部につきましては、南部の看板がほとんどが石板、石に銘文を彫ったような形で設置してございますので、南部のほうは特に、まだ未設置のものもございまして、以前設置して見苦しい状態になっているといったものは少ない、いや、私の知る限りないと思っております。

あと、以前寺田議員からヤクシマカワゴロモの看板にコケが大分伸びているよということで御指摘を頂いて、見に行った経緯がございます。実は3か所設置してございまして、コケをすぐ、まあ取ってはいないのですけれども、多少確かに緑になっているねというような状況で、今まだその状態で3基とも、3基のうち2基はちょっとコケがついたような状態で設置が継続しているような状況です。

木製の、この北部中心のこの木製の立て看板は、確かにもう随分傷んでございますので、こちらを中心に更新の作業をしたいというふうに考えています。ただ、まだ未設置のところもございまして、その設置作業昨年と今年度はした上で、来年から更新というような形を考えているところです。

もう一つ、屋久島町教育委員会になっていないといったところは、全てが、合併後つくったものはもちろん屋久島町になっていますが、以前設置したものは依然上屋久町、屋久町の表記となっています。南部の石板について、恐らく、こう上手に埋め込んで、上から加工すればできるのかなとは思っていますが、そちらのほうのまだどのぐらい経費がかかるのかといったところまでは調査を済ましてはいないような状況でございます。

いずれにしても、来年度以降から、すぐに全部というわけにはなりません、特に北部の木造の看板を中心に更新をかけていきたい、そういうふうに考えてございます。

○14番（寺田 猛君）

ぜひそういう形で更新をしていただきたいなというふうに思います。

牛床の看板なんか、なかなか味があって、あれはあれでいいなと思ったりもしますが、楠川城もそうですけど、上屋久町教育委員会というのをいつまでするのかなど。それはそれで、それが歴史的な建造物にならないうちに早く替えたほうがいいと思います。

それともう1点お尋ねをしますが、最近よくテレビとか旅番組なんかに出てくるんですけど、この早崎の海岸の鉱脈群、これどうやって行くんだらうかな。何かたまたま知り合いに聞いたらスマホに入っていて、こうやって、こうやって、こうやって行くんですよ。まあ、道順もなく、何か県指定ですから、かなり価値的にはあるんでしょうけども、テレビとかよく出てきますけど、行ったこともないし、行かれたことありますか。あります。すごいですね。(笑声) ありますか、皆さん、あります。何かガイドさんが連れて行くのはいいんですけど、そこで鉱石をどうのこうのって話も聞いたりしまして、あまり感心しないなと思ったりするんですけど。

それと、宮之浦の海岸にある化石、これもどこにどうあるのかなど。何かホテルとの関係があってどうのこうのって話も伝え聞いたりしていますけど、これも何か看板もないよみたいな話も聞きますけど。

里巡りをするときの一番のネタはこういうことじゃないですか。文化財も含めて、カワゴロモもそうです、ヘゴもそうです。そういうこととリンク全然できていない。学術的な兼ね合い、価値みたいなものは好きな人は好きでしょうけども、そういう里巡りかなんかしたいなというのに手を挙げる人は、そういうのにもかなり興味ありますよ。民俗学的な視点でいきますとね。そういう意味ではそこら辺をきっちりリンクさせてやらないと、里の観光、環境文化村のほうがよっぽど進んでいますし、そういう意味ではそんなに、何というんですかね、許可をもらうのに金がかかかないんだったら、どんどんどんどんそういうのにすべきだと思いますけど、どうですか、この早崎のこれは。どうやって行くんですか。

○教育振興課長（計屋正人君）

屋久島早崎海岸の鉱脈群といたしまして、令和2年4月28日に、県の天然記念物鉱物として指定をされたものです。先程教育長の答弁の中で、県指定の文化財につきましては市町村が県に事業補助申請をいたしまして、得ることができるというふうになっています。

今事務局の中では、令和3年度中の文化財保護審議会の中で、早崎の鉱脈群の割とエリアが広がるございますので、今寺田議員が言われた道順も含めて、どこにどのような案内板を設置すればいいのかというのを検討して、令和4年の県の補助事業で活用して、整備ができればいいなというふうに思っています。

実は、今年の1月13日、その早崎の鉱脈群いわゆるクリスタル岬と称されるところで

すけれども、そこで恐らくガイドさんだとは思いますが、ここから先には行かないでね、ちょっと危険ですというような形、恐らく善意の意味の、スプレーで印がなされた、それが観光まちづくり課を経て、教育委員会のほうに通報といたしますか、ありがとうございました。私どものほうで確認をして、県教委のほうに上げて、ただこれは、恐らく善意の、ここから先は行けば危険だよという意味合いのもの、そして通路としての矢印を書かれたものとして判断をいたしまして、私どもの職員が消しに行ったら、もう既に、恐らく書かれた方が消していたというふうな報告を受けました。

これを受けて、特に早崎海岸については、やはり早急に道順であったり看板が必要だろうというふうに課内のほうで協議をして、令和4年に向けて調整をしていこうというような結論に至っているところでございます。庁内の事業調整はこれからになりますので、まだこれからの話になりますが、そういうような課内では計画をいたしているところでございます。

以上です。

○14番（寺田 猛君）

もうついでですから、もう一つ、安房のモダマ、こう何というんですか、エダマメの大きいようなやつで、僕は30年、40年ぐらい前ですかね、まだ若い頃に見たことあるんですが、この前安房で船の迎えの時間がちょっと早くて、いけんかったかなと思って、見に行ったんですけど、何かこの白い看板で矢印ありましたが、それから先はもう分からなかったです、どこかなど。

私が探すのが下手なのかも分かりませんが、そういう意味では、もう繰り返になりますけど、環境文化村がつくっているその看板自体は天然記念物でないやつのもがいっぱいあるじゃないですか。案内する人が見たりするのにすごくいいんでしょうけども、こういうのはまたワンランク上で、学術的な価値をきちり語るものは町の、何というんですかね、知的財産というんですかね、こう品性みたいなものを問われるところがありますから、文化財を大切にしましょうって柱だけあって、中がなきや、腐って飛んどきや、文化財大切にしているようには見えませんよ。まあ、随分皮肉っぽいことも言いましたけど、ぜひ頑張ってそういう形をつくっていただきたいなというふうに思います。教育長いかがですか、最後に。

○教育長（塩川文博君）

今寺田議員おっしゃるとおりだと思います。

モダマにつきましては、以前も同僚議員から、その保存について御指摘を頂いたことでもありますので、それぞれの所在地なり何なり、もう少し分かりやすくするような看板の設置も工夫してまいりたいと思います。

ありがとうございます。

○14番（寺田 猛君）

今こういう時代ですから、この何というんですか、道案内するやつがあるじゃないですか、あんなのをちょっと勉強して、そのITの何とか専門職も頼んで、屋久島町文化財マップということで、こうやって、ぱっとしたら、矢印がつく、そのほうが早いと思います。ぜひそういうことも考えてみてください。

終わります。

○議長（高橋義友君）

しばらく休憩します。13時30分から再開します。

休憩 午前 11時51分

再開 午後 1時30分

○議長（高橋義友君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、8番、榎光徳君に発言を許します。

○8番（榎 光徳君）

皆さん、こんにちは。お疲れさまです。議席番号8番、榎光徳でございます。貴重なお時間を与えていただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

同僚議員も何人か触れていましたが、私も少しだけ話をさせていただきたいと思えます。ここ数日、マスコミでは、連日のように10年前のあの悪夢のような光景がテレビ等で放映をされ、いまだ行方の分からない家族の姿を追い求める人々や、一日も早い復興を目指し、我が身も惜しまず奮闘をしている多くの方々がいることに心を打たれ、胸が熱くなる思いです。

一方、我が町に身を転ずると、本日から2日間、島内唯一の最高学府である屋久島高校の学力検査が始まりました。町の戦略プロジェクトである屋久島高校魅力化事業の中で、通学バスの補助制度やみらい留学制度などの支援を頂き、行政と地域、学校が一体となり取組を展開しておりますが、残念なことに定員割れを余儀なくされ、普通科1クラス減は、確実の状況となってまいりました。屋久島高校OBとして責任の一端を感じておりますが、引き続き安定した学校運営ができるよう、地域の方々と知恵を絞りながら努力をしていかなければならないと思うことであります。

さて、私の今回の質問は、名誉町民の位置づけについてと、宮之浦中央公民館と岩川与助氏胸像の保存活用についての2点であります。

まず、1点目の名誉町民の位置づけについてであります。郷土屋久島のために様々な形で尽力され、その人の業績や功績が評価され、名誉町民としての称号が贈られることは、釈迦に説法で、町長を始め皆さんも御承知のことです。

合併以来、やがて15年が来ようとしています。旧町時代は、それぞれの庁舎に賞状や顔写真入りの額等が飾られていたと思いますが、現在の新庁舎に移転してからは、それらに類似するものは一つも見当たりません。決してお粗末にしているわけではないんですが、為政者として町政における位置づけについて、町長はどのようにお考えかお示してください。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

榎光徳議員の質問にお答えをします。

名誉町民は、本町における町政の振興、社会福祉の向上、産業の振興、学術・文化またはスポーツの振興に貢献して、その事績が卓越し、功労が特に顕著なものに対し、その榮譽をたたえ功績を表彰するもので、条例により規定をされております。

これまで称号を贈られた方々は、町民または本町に縁故の深い方で、町政発展または広く社会のために貢献し、かつ町民の師表としてふさわしい篤行があり、世間一般が認める方々で議会の同意を得て決定をされたものであります。したがいまして、町は、永くその功績を顕彰していく義務があると考えており、非常に重要なものと受け止めております。

これまで、名誉町民の称号記とその肖像は、旧庁舎の応接室に掲示してありましたが、新庁舎に移転に伴って、現在では掲示されていない状況となっております。先人の御功績に対し、大変失礼な状況であると深く反省をしているところであります。

○8番（榎 光徳君）

町長が今、まさに話があったとおりで思っております。表彰の仕方には様々な表彰があるんですけども、一番、国の叙位叙勲から始まって、色々な功労賞ですとか、長年の榮譽賞とかスポーツ賞とか、それこそたくさんあります。しかしながら、我が町においては、行政に直接反映される関わりのある賞というのは、やっぱりこの名誉町民の称号を与えることも非常に大きな位置を示していると思っております。

先程町長が言われたのは、旧町時代は、ちょっと私調べてみましたら、旧町、上屋久町時代、昭和39年にこの名誉町民の条例を制定しております。その後10年後に旧屋久町で昭和49年3月に制定をされております。今、町長が縷縷話をされたのは、新町になってから合併と同時に、10月1日に名誉町民条例が制定されているんですが、ここに目的とか、それから称号を贈る条件書いてありますが、まさにそのとおりで、相当崇高なとか、理念じゃないんですけども、そういうことをうたっております。

ですけれども、今、確かにあったように、旧町時代は、それぞれ応接室ですとかそういったところに行けば、よく額を見るもんでしたけれども、新町になってからそういっ

たのは見受けられないと。ですから、やっぱりそこら辺の位置づけというか、そういうのが非常に大事じゃないかと。やっぱり条例そのものも形骸化はされていく。ですから、自然と町民に対してもそういう認知というか、そういうのがなくなっていくんじゃないかということを思っているんですが。

町民の受け取り方、我々議員もそうですが、町の職員もそうですが、やっぱりそれぞれの受け取り方も確かにあると思うんです。受け取り方で名誉町民をどれだけ自分の心の中に思っていくかという、そういうのがあるかと思うんですが、そういった点で、やっぱりここでいま一度、名誉町民についてのそういう町政における位置づけをしっかりとやっぱりしていかなければいけないんじゃないかと、そんな気がするんですが。

2番目の質問とも重なってきますけれども、そういった意味では、いろいろなものを通じて町民に知ってもらい、理解をしてもらい、そういうのを今後は、そういうことが必要になっていくんじゃないかと思うんですが、そこら辺の考えは、町長、どうでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

先程も申し上げましたが、一方では、小学生の社会科副読本「わたしたちの屋久島町」におきまして、黒葛原兼成翁の功績が紹介をされておりますし、毎年行われるジュニア検定においても、ガゼツやボンカンなど、産業振興に関する問題が出題をされているようです。

議員が言われる今後の取組としましては、自治体のホームページを見てみますと、多くの市町村が名誉町民の紹介を行っておりますので、まずは、本町においてもホームページに掲載をして、町民等への周知を図っていききたいというふうに思います。

また、フォーラム棟など庁舎への展示につきましては、展示スペースが確保できるかや効率的な展示の仕方など、今後検討をしてまいりたいというふうに思っております。

○8番（榎 光徳君）

今町長が何人かのお名前を挙げて言われましたが、現在名誉町民、皆さん何人いるというか御存じですか。町長も十分知っていると思うんですが、現在、旧上屋久町で称号与えられたのが6名、旧屋久町で7名、そして、さっき19年10月1日の条例がということをお話したんですが、新町になってから徳田虎雄氏が入りまして、全部で14名なんですが、そのうち岩崎與八郎さんは、旧両町で指定をしていますんで、人数的にいくと13名になります。

ちょっとどうせ、せつかくですから、知らない方もいらっしゃると思うんですが、ちょっと名前挙げてみますと、旧上屋久町から言うと、第1号が岩川与助氏から始まりまして、2号が安藤豊祿氏、3号が柴昌範氏、4号が山口一彦氏、5号が馬場好作氏、そして6号が岩崎與八郎氏です。南部の旧屋久町では、1号が日高純夫氏、2号が佐々木

一雄氏、3号が岩川眞琴氏、4号が黒葛原兼成氏、5号が市橋敬二氏、6号が川東榮藏氏、7号が岩崎與八郎氏、そして、合併してから第1号となった徳田虎雄氏ということで、合計で13名であります。

やっぱり、これらの方々いらっしゃるわけですが、その認知度というか、周知をする、それを深めるためには、やっぱり様々な方策を考えるべきだと思っております。先程、町長が申しましたように、いろいろな展示、それから小学校でのそういう社会科の中にも入っているとか、ジュニア検定でもあるというようなことも言いましたけれども、私はまだまだ方法としては色々あると思うんです。その展示にしても、あの額が1メートル四方ぐらいですかね、大きいので。十何メートルというところに飾るのか、フォーラム棟でいいのか、本庁舎の事務棟でいいのか。もう私は、極端に言うと、議会棟のどこか、周りにずっとこうしてもいいのかなというような気もするんですが、そういった展示の仕方ですね。それと、確かにホームページにもありません。ですからぜひ、ホームページでの掲載、そういったのも整備をしていただくというようなことも当然やられるんじゃないかと思っております。

それと、私は、お亡くなりになられた方もいらっしゃるわけですが、やっぱりその方々の子孫とか関係者、そういった方々を捉えての例えば講演会ですとか、偲ぶ会ではありませんが、昔を語るようなトークショーですとか、そういったことで周知を図る、理解度を深めていくということもあるんじゃないかなと思うんですが、そこら辺の考え、町長どうでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

縁故者等による講演や、あるいは町民フェスタといいますかそういう開催についても、あるいは関連するような適切なイベントなどで周知や顕彰ができないか、少し検討を内部でさせていただきたいというふうに思います。

○8番（榎 光徳君）

先程も言いましたように、亡くなられた方もいるんですが、その末裔というか御親族、子、孫、それとその会社の関係とか、色々な方がいらっしゃいます。ですから、そういった方々を捉えて、できる範囲で、ぜひそういうことを計画をしていただければありがたいなと思っております。これは、そんな金がかかることでもないし、労力がかかることでもないのかなという気がしますんで、ぜひこれはそういうことをやれるようにしていただきたいと思っております。

それと、次に入りますけれども、宮之浦中央公民館と岩川与助氏胸像の保存活用についてということでもあります。午前中の同僚議員の質問の中でも、旧庁舎、支所の取り壊しの関係についての議論が交わされておりましたけれども、宮之浦中央公民館においても今議会において、関係の予算が計上されております。既に活用検討委員会の答申も出

されているわけですがけれども、その中では、宮之浦支所の本館に併せて解体やむなしの方向で進んでいるというようなことで、それは理解をしておりますけれども、この岩川与助氏の胸像、銅像を含めた保存あるいは今後の利活用、そういったことについての町長の考えを示していただきたいと思えます。

○町長（荒木耕治君）

宮之浦中央公民館は、岩川与助氏が私財により、岩川記念館として建築をした鉄板葺き鉄骨コンクリート造り一部2階建ての建物で、スレート葺き木造平屋建ての日本間、その間にあるトイレ、倉庫とともに、昭和38年2月頃に竣工しているようです。完成翌月の昭和38年3月には、昭和38年第1回上屋久町議会定例会の会場として使用され、岩川与助氏から上屋久町へ岩川記念館の寄附の申出を受けて、同議会においてこれを採納する議決を行い、岩川記念館は、上屋久町中央公民館として使用することになったものと上屋久町議会議決簿から読み取れます。

以来、昭和41年4月の上屋久町役場庁舎の使用開始まで、上屋久町議会の議場として、また、町内の様々な事業や行事に使用されてきました。しかし、昭和50年6月の屋久島離島開発総合センターの完成、昭和50年代の各地区公民館等の整備完成後は、行政行事や各会合、町民や宮之浦区民の社会教育活動の利用も、総合センターや各地区公民館の利用に移るようになります。

平成に入り、前期から中期の社会教育活動においては、一時的にスポーツ少年団活動における柔道や剣道の練習、町青年団活動、小規模な生涯学習講座や文化団体の練習、町文化祭等での出場団体控室としての活用が主となり、県体熊毛地区大会や、地区高校総体での弓道会場や武道種目の練習の場、熊毛地区広域文化祭の作品展示等で使用をされました。その他、公職選挙における投票場や社会福祉協議会事務局が使用した経緯もあります。

近年では、平成27年の口永良部島全島避難時の支援物資保管提供場としての緊急使用や、レク森事務局、サイクリング屋久島事業の準備スペースが主となり、屋久島混声合唱団の練習や町文化祭の控室、廃棄図書リサイクル会などで使用した例もありましたが、教育機関としての機能はほとんどない状況と言えます。

建設から57年が経過し、玄関底部や外壁コンクリート部の爆裂やクラック、屋根、窓やステージなど建物自体に著しい経年劣化が見られることから、宮之浦区との協議により、令和3年度に旧宮之浦支所とともに解体することとしていますので、活用することは考えておりません。

本議会議案第41号において、屋久島町組織機構改革に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定案にて、本施設を宮之浦中央公民館としての役割を解く条例改正案を上程しておりますので、御理解くださるようお願い申し上げます。

また、宮之浦中央公民館玄関前の岩川与助先生寿像については、宮之浦区との協議により、岩川記念館の建物画像とともに、この地に残す計画としております。今後も岩川与助氏の功績と人徳を顕彰する碑文並びに胸像がこの地に残り、里巡りなどで活用をされ、地域の優れた人物として町民に知られ伝えられていることを願っております。

○8番（榎 光徳君）

昭和38年ということ、私のあれでは昭和36年に建立をされたということになっているみたいですが、とにかく今町長が列記されたみたいに、相当のことをあそこではやってきました。私は生まれも育ちもそれこそ屋久島で育っていますから、青年から今日まで、青年時代から今日までもその中央公民館の利用というか、ありとあらゆるような、今町長が相当の例を挙げましたけれども、そういったようなことで非常に様々な行事に使われました。私なんか成人式もあそこでやった記憶もありますし、結婚式なんかも公民館結婚式やったこともあります。それから、今町長のあれでなかったですけども、それこそこの名誉町民の町葬も2人ぐらいですかね、やったこともあります。あの公民館がそれだけ重宝されていたと。使われていたというようなことで、それが解体となると、本当に今までそこを慣れ親しんで使ってきた人たちは、相当の思いがあると思うんです。

先程の検討委員会、午前中も色々議論がありましたけれども、耐震あるいはそういう劣化、そういうことを考えると解体やむなしということもあるんでしょうけれども、そこら辺のプロセスが、やっぱり検討委員会で、どれだけのことが町民に伝わっていったのかと。特に宮之浦の人たちには、そういったことが伝わっていなかったんじゃないかというようなことで、ですから今回、要望書も上がってきたと思うんですが、ついでにそれも回答書も出されておりますけれども、そこら辺のやっぱり地元民の思いというか、そういうのは確かにあると思うんです。ですから、午前中のそれもありましたけれども、やっぱりそこら辺の気配りというか、そういったのもまだ足りなかったのかなという思いがあります。

今後は、今日は基金の話も出ましたけれども、そういったようなことで跡地をいかに今うまく利用していくかということもあるんですが、その解体等については、もう100%無理ということで理解していいんですか、それは。どうでしょう。

○町長（荒木耕治君）

予算も出しておりますので、私はそういうことでございます。

○8番（榎 光徳君）

検討委員会の報告書の中で、副町長、委員長でしたでしょうけれども、建物がもう使われなければしょうがないというのものもあるんですが、スクラップ・アンド・ビルドということもありました。ですけども、その後を、じゃあ、どういうふうにして使われていくのかということの議論が、私にはもうちょっと不足だったのかなということもありま

す。

要望書の中で、例えば歴民館と併合して何かその分室的な使われ方とか、色々なそういうことはできないのかという意見もあったと思うんですが、そういった意見等に対する返答というのは、副町長、もし分かればそこら辺の経緯や何か分かりますか。

○副町長（日高 豊君）

検討委員会の中では、報告書に書いてあること以上でも以下でもなかったというふうには思っているんですが、ただ、今日午前中の質問でも、私も関わりを持たせていただいた事項でありますので、興味深く拝聴させていただいたんですが、やはりもう少し地域は地域として、庁舎がなくなるわけですので、じゃその後、自分たちはその地域をどうしていきたいのかというようなことが、やっぱり地域から出てくるのが一番いいんじゃないのかなというふうに、検討委員会の委員長だったという席で言えば、そういうふうにと考えるとところもあります。

やはり行政が地域に対して、もうこういうものを与えますよというような時代じゃないんじゃないのかなというふうに思いますし、本当にその地域で、どういうものが必要なのかというようなことを、その地域の方々が色々議論をした上で、そういうものとまた行政は行政なりの立場もありますので、お互いにまた意見調整する、あるいは議論を交わして次のために進んでいくというのがこれから必要じゃないのかなというふうにも思いますので、それぞれにその地域に住んでいる方々は、その地域への思いもありますでしょうし、また将来についての夢もあると思うんですよ。それはそこに住んでいる人だけじゃなくて、ひょっとしたらそこに、何というんですかね、通う人であるとか、そういう人も含めてになるんじゃないのかなというふうには思いますけども、だからそういう夢のある話というのが出てくれば、あのときに検討委員会で話をした、御報告させていただいた内容というのは、より花が咲いていくんじゃないのかなというふうには思っております。

○8番（榎 光徳君）

もう答申が出された後、どうのこうのまた言うあれはないんですけども、地元民の中にはやっぱりそういう声があるということは理解をしていただきたいと思います。

その跡地利用についても、今議会でこの基金、にぎわい創出基金ですか、これが提案されておりますので、ぜひそこら辺の使われ方、やっぱり今検討委員会で色々な意見が出されている、今副町長申されましたけれども、そういった声を反映できるようなことをぜひしていただきたい。

基金にしても、午前中の同僚議員で、町長は、具体的にどれぐらいということとはできないということでしたけれども、やはりこれも十分にやっぱり議論をしていただいて、それに見合うような潤沢な基金を積み上げていただいて、やっぱり地域住民の要望に応

えられるような対策をぜひ講じていただきたいと思います。

それと、与助氏の胸像ですが、これも中央公民館も含めて、例えば御子息の方がもう取り壊していいよと、銅像も取り壊していいですよということがあったということも聞いております。しかしながら、やっぱり地元の人たちとしては、それこそ以前、南部のほうの庁舎が、尾之間の庁舎がなくなれば、尾之間から火が消えたようなもんだというような声もあったりして、陳情書は取り下げになりましたけれども、そういった思いと一緒に思うんです。ですから、今、せめてこの銅像は残すということになっておりますので、ぜひいい形でその銅像が残せるような方策を取っていただきたいと思います。

先程、町長が、今の現在のところでそのまま残すということで私は理解したんですが、そういったことでの理解でなるんですかね。もう一度。

○政策推進課長（三角謙二君）

銅像の位置は、現在公民館の正面玄関のところに、立派な台座の上に建立されておまして、宮之浦区長さんともお話ししながら場所を選定しました。ただ、今あそこが一体的に除却されまして整地されると一等地じゃないかということもありましたので、今のままのところに、区長さんからの要望もありました案内板を設置して、あそこで当分そのままの形で活用できればと思っています。

ただ、今後の活用の中で、あの場所が不具合があるとなれば、場所の移転等も検討したいと思っています。

○8番（榎 光徳君）

場所の件は、そういうことであれば、十分議論をしていただいて、ただ、あそこが旧庁舎の本館も含めて更地になった場合に、一部なんか道路のような捉え方にもなるのかなという気もするものですから、例えばそこに、私、写真添えてありましたけれども、離島開発総合センターの周辺にも色々、旧上屋久町の閉町記念碑も建っております。それと、あの周りには、あれは皇族の高松宮でしたかね、来島されたときに記念樹とか色々そういうのもありますけれども、開発総合センターの周辺、その周りで適地があれば、そういったところでもいいんじゃないかなというような私は気がしているんですが。

要するに、それが今の形でしっかり保存できるような、そして、今写真にもありますけれども、何か宮之浦のまち歩きですか、そのコースにもなっているようです。そこに看板も設置してありますけれども、もし移転をするのであれば、これ移転をしなくても、例えば中央公民館の岩川記念館としての位置づけもあったわけですから、そういったことを含めた何か写真入りのパネルとか、そういったのも併せてできないもんなという気もするんですが、そこら辺はどうでしょうか。

○政策推進課長（三角謙二君）

案内板の大きさ等については今後なんです、写真等はもう活用できるものについては、現在、整備に向けて準備をしております、看板の設置費につきましても当初予算に計上して準備を進めているところであります。

○8番（榎 光徳君）

何回も申し上げますけれども、やっぱり、私はこれなぜ、この岩川与助氏の胸像のことも話をしているかという、先程の名誉町民ともかぶってくるんですが、やっぱり私は名誉町民、先程13名ということを行いましたけれども、皆さんそれぞれすごい業績を残して、やっぱり屋久島、郷土屋久島のために、それこそ相当の尽力をされて、私どものやっぱり偉人としての位置づけ、立場というかそういうのがあるんじゃないかというような気がしております。

決してこの名誉町民に序列するとか、順位をつけるものでもないんですけれども、この岩川与助氏を例えば挙げてみますと、ここに熊毛地区での初の衆議院議員であったりとか、現在の離島振興法の制定に尽力をされたとか、屋久島電工の設立、あるいは宮之浦川の旧橋の設置、当時のコンクリート橋としてはもうすごいことやったんだなということで、だからこそあそこにああいう銅像も建ったのかなという思いがしております。

名誉町民ですね、例えば南部の黒葛原さんですか、この人なんかも屋久島にポンカンを導入して、今、年に1回かぼんかん祭なんかをするときに、そういったことも取り込んで、あるいは御子息の方に準備に出させていただいてやっているんですが、話はちょっと元に戻るかもしれませんが、色々な町のイベントとか行事とかそういったときに、やっぱり名誉町民の末裔とかそういったような方々を最大限尊重していただいて、ぜひそういう位置づけをしていただきたいなということがあります。

色々申し上げてきましたけれども、いずれにしましても、今後できる範囲でのそういったことをぜひ実現に向けて、努力をしていただきたいと思うんですが。

最後に、ちょっと話はそれるかもしれませんが、一昨日ですか、安房の総合センターで、屋久島高校の演劇部と吹奏楽部のコラボで合同公演がありました。町長も御存じのように、一昨年、全国の最優秀で、国立劇場で公演をしましたが、あそこまでいかないにしても、最後の演目というか、最後には何か戦争当時の原爆の広島・長崎の様子をタイムスリップして、今の若い人たちが何かレポートをつくるのにタイムスリップして、当時のおばあさんと会って回想をする場面でしたけれども、本当に感激をしました。

それはそれでよかったんですが、ただ残念なことに、安房の総合センターでコロナ対策をして、席も空けてやっているわけです。ですから、観客は通常の半分しか入れない。立ち見席もずっとありました。ですから、せつかくのことにこれがまた広いところでやればいいのかという思いがしました。

今、この跡地利用のことにも置き換えると、離島開発総合センターもそうなのですが、今クローズされてホール等は使えないようです。ですから、別に安房が悪いというわけじゃなくて、安房も両方使い分けをしながら、そういう施設の利用というのが今後検討していかなければいけないんじゃないかと思うんですが、離島開発総合センターにしても、耐震面はどうなのか。今使えるのは使えるんだけど、補修をしていかなければ使えないというようなことも聞いておりますので、先程の基金の積立てばかりじゃないんですが、そこら辺の中でぜひ手だてをしていって、やっぱり文化的なそういった施設というのも非常に、これはもう大事ですので、ぜひそこら辺のことも頭に置いて、今後検討していただければありがたいなと思っております。

以上で終わります。

○議長（高橋義友君）

しばらく休憩します。

14時25分から再開します。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時25分

○議長（高橋義友君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、5番、上村富士高君に発言を許します。

○5番（上村富士高君）

大変御苦労さまです。新型コロナも緊急事態宣言によって、全国で減少しているようです。まだまだ都心では多く、1都3県の緊急事態宣言が解除されれば、また増えることも考えられます。また、新型コロナワクチンの接種も始まり、効果が期待される所でもあります。コロナによって、精神的にも経済的にも追い込まれた人たちがたくさんおります。屋久島も例外ではないと思います。

飲食店や観光関連の事業も多く打撃を受けている。持続化給付金等もあったが、客の戻りが少なく、前よりは落ち込んでいると聞いている。今政治に必要なことは何か。もちろんコロナの終息であり、経済の復興です。現場の声にもっと耳を傾け、町民の苦境の声を聞くべきだと思います。

では、通告に従って質問します。

新型コロナ対策についてですが、飲食店のダメージが多く聞こえるが、持続できるような対策を取るべきではないか。今後の町の対策をお伺いします。

○議長（高橋義友君）

感染症対策担当参事につきましては、1番目の質問が終わり次第退室いたしますので、

御了承ください。

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

上村富士高議員の質問にお答えをします。

新型コロナウイルスの感染から1年を経過しました。観光客の減少に伴い、観光関連業者を始め、様々な業種に影響を与えております。町としましては、国の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を財源として、離島カードを活用した飲食店応援事業交付金や新型コロナウイルス対策事業支援給付金事業を実施をしております。

国においては、持続化給付金事業、雇用調整助成金、県では、事業継続緊急支援金などの支援が実施をされております。

今後もコロナ感染拡大状況を見ながら、国、県の支援策や財源を含め、どのような支援ができるのか検討をしております。特に、離島カードを活用した飲食店応援事業につきましては、事業者からも好評で、再度実施を望む要望も頂いておりますので、3月末の実績を確認をし、検討をしております。

○5番（上村富士高君）

今、宮之浦で、この2年余りの間に飲食店の関係で店を閉めなければならなかった件数は約10件近くにありますが、またそのうちコロナの影響を受けて客が減少してやめなければならなかった件数は約3件、これは私が数えた数ですので約をつけさせていただきますけども、まだいるかもしれません。ほかは、また後継者不足とか、色んな亡くなられた方とかありまして減少しているんですけど、今現在やっている飲食店も何らかのコロナの影響を受けている状況です。

私もある飲食店に行って、食事に行ったんですけど、いきなり「議員は何しとるか」というてがられました。それだけやっぱり苦境の声ですよ、飲食店の。そういう声をなかなか町長も忙しくて、行ってそういう声を聞く時間がないと思いますけども、我々議員がやっぱりそういう声を聞いて、町政にこういう場で意見を述べさせていただくので、何とかそういうのに対応していただきたいと思います。

またこの宮之浦の状況を、だんだん地域の活性化が宮之浦なくなっているんですけども、町長はこのことについて、地元ですけどもどうお考えですか。

○町長（荒木耕治君）

私は夜飲食には出ません、今。それはもう自分なりの考えがあって出ないわけですけども、今、夜、車で通ったりしますと、ついていた明かりが、今までついていたのが消えていたりとか、そういうのは非常に寂しい思いをしております。

ですから、今やっこの1年をして、今ワクチンが始まり色んなことで、今まで耐えてきたものをもう少し耐えるにはどうするかということ、これ私どもの責任で何かやら

なければいけないというふうに思います。議員が今気づいたことを議会で、今この一般質問で言うことではなくて、通常でも結構だと思います。そういう身近なそういう声があれば、ぜひお聞かせを頂きたい。そうすると、そういう部分でできることは色々な手を打ってやっていければ。一個人とか、そういうものではなかなか難しいかもしれませんが、総体的に全町的にそういうものがあれば、そういう打つ手はやっていくと思います。

○5番（上村富士高君）

宮之浦も色んな屋久島では一番大きいまちなんですけども、この中で観光客が来たときに、やはり御飯を食べに行く、ほとんど民宿とかが素泊まりとかが多くて、御飯を食べに出るんですよ。急激に増えた場合に、その飲食店が次から次になくなっていく、後継者不足が一番原因なんだろうけども、やはり何といてもそういうのに対応する施策がないとなかなか活性化しない。

あるテレビだったですかね、聞いたことがあるんですけども、そういう飲食店の後継者を全国に募集して、それは本人がやらなくてはいけないのかもしれませんが、その募集して、そこに後継者としてやってもらう、飲食店をやってもらうという、そういう動きも全国的にあるみたいです。だからそういう施策を打ち出して、やはり空き家になった飲食店等を改装して、そういう貸出し、全国にそういうのを打ち出す、そういうようなやっぱり施策も必要じゃないかなと思います。

昨日、今所得の申告なんで、ちょっとある飲食店から聞いたんですけども、伝票を整理していたらこれだけ落ち込んだのかというぐらい落ち込んでいるところもあります。だからすぐ鹿児島に助成金の申請をした、今鹿児島県で助成金の申請のあれやっています、したと聞いています。だからそういうところもやっぱり耳を傾けて、我々町でも何かそういうあれはできないかと思っているところですけども、やっぱり率先してそういう耳を傾けて、どれだけそういうダメージを受けた人がいるのかというのをやっぱり深刻に受け止めて、町の施策に生かしてほしいなと思います。この件は終わります。

次の質問に移ります。

新型コロナワクチンの接種の受入れ体制は盤石か。また、接種後の副反応の対応はできているかお伺いします。

○町長（荒木耕治君）

まず、新型コロナワクチンの接種体制につきましては、3月中旬に医療従事者の優先接種を開始することで予定をしており、その後、高齢者優先接種と国の定めた優先順位に従い実施できるよう、町内医療機関と連携を図りながら体制整備を図ってまいりました。

世界的にワクチンが不足する中、国内においても医療従事者の先行接種が始まってお

りますが、3月中旬頃から開始予定の医療従事者優先接種対象者は、鹿児島県内で約7万5,000人となっておりますが、県に配分されたワクチンは約2万人相当分であり、現時点で接種に必要なワクチンを確保できていない状況となっているようであります。

熊毛地区内の医療従事者優先接種に関しましては、種子島医療センターに1台、ディープフリーザーが配置をされ、先週975回分のワクチンが配分をされております。

熊毛地区での医療従事者等の接種対象は1,072人であり、ワクチンが不足することから、1回目の接種については優先順位等の調整を行い、3月下旬に接種を行う予定で調整をしております。

また、現在承認をされているワクチンは、3週間後に2回目の接種を行う必要があることから、3月22日の週に配分されるワクチンは、1回目の接種を受けた方々を優先して接種しなければなりません。このような状況を踏まえ、十分な量のワクチンが配分されるまでは、限りあるワクチンをより効果的に接種するため、高齢者の優先接種につきましても施設入所者を優先するなど、対象者をより細かく絞り込みながら、段階的に行うことも検討をしなければならないと考えております。

本町に配置が予定されておりましたディープフリーザーにつきましては、3月4日に役場庁舎内に1台、徳洲会病院に1台の計2台が納品をされました。今後、本町へのワクチン配分が決定次第、接種が始められるよう準備をしております。

○5番（上村富士高君）

各自治体が問題となっているのは、ワクチン供給に遅れが、接種体制の整備に影響は出るのか。または、医師や看護婦等の確保に予算的な問題は大丈夫なのかとか、ワクチンの数量の減少で接種順位に問題はないか、ワクチン接種記録システムの導入に医療機関に負担や財政処置は大丈夫かなどの問題が全国から上がってきていると聞いています。その問題について、屋久島町は大丈夫でしょうか。

○健康長寿課参事（感染症対策担当）（岩川茂隆君）

ワクチンの供給の遅れによる障害といいますか現状を申し上げますと、本町では医療機関で予約を取らずに、町が主導してインターネットやLINE、あと電話等での予約を受け付けるようにシステムを考えております。ワクチンの数が確定しない中で枠を設定することができない状況にありますので、なるべく予約を必要としない、先程町長の答弁にもございましたけども、高齢者施設の入所者とか、限られたワクチンを限られたところに接種をしながら、十分流通がされるようになると、その予約システム等を活用して接種をしていきたいと思っております。

また、医療体制につきましては、基本的には各病院個々で接種を、個別接種を行うようになりますので、特段遅れたからどうだという問題は今のところ聞いておりません。以上です。

○5番（上村富士高君）

屋久島町は優秀なので色々問題はないようですけども、私が聞きたいのは、また障害者の方、そういう色々リスクを抱えている方の接種の対応とか、訪問接種とかがあると思うんですけども、国でもそういうのをうたっています。その中で、色んな、さっき今言おうとしましたけど、副反応の現象が、今、昨日のテレビで見えていましたら、4万9,000人受けて3人ぐらい出ていましたよね。アメリカではそんなに出ていないんですよ、50件の例ぐらいで10万人に1人というような形ですけども、日本では結構3人も出ているということで、こういうのに対しての例えば問い合わせとか、そういうものを訴える場所というのが、屋久島町のコールセンター、今、昨日鹿児島市もコールセンターを開設して5件ぐらい、県で5か所ぐらいのコールセンター開設があったんですけども、屋久島町、そういう色んな苦情を聞くコールセンターの開設は必要ないんでしょうか。

○健康長寿課参事（感染症対策担当）（岩川茂隆君）

町が設置をしますコールセンターにつきましては、ワクチン接種に関する問い合わせ、あと予約を受け付けるということで、今月中には5席のコールセンターを開設する予定です。

副反応等につきましては、専門的な知識、回答が必要になることもありますので、鹿児島県のほうが、副反応に関するコールセンターを設置するということが計画されているようです。

以上です。

○5番（上村富士高君）

コールセンターは非常に大事だと思うので、色んな問い合わせが来ると思うんですよ。そしてまた3月の異動があるでしょ。異動で1回目はほかのところで受けてきて、2回目はここで受けなければならないというような場合も生じてくると思うんですよ。そういう場合の問い合わせとか、クーポン券にシールが貼ってあって、1回目のシールが取られていて、2回目のシールを持っていけばどこでも受けられるような状態とは聞いていますけども、だからそういうものの問い合わせ場所とかそこは明確になってみんなに周知していないと、何もその、例えば接種を受けて家に帰った、具合が悪くなったというときに、どこに連絡すればいいかということになるんですよ。そういう医療機関の対応もあると思うんですけども、そのことも一つはあるんですけども、この今、厚生労働省が出している、新型コロナワクチンについて皆様に知ってほしいことというのが出ていますよね。この中で8個ぐらいあるんですけども、今回新たに承認された新型コロナワクチンは、2回の接種によって95%の有効率があると。インフルエンザは40%か60%しかないけども、これは90。こういうのを、そしてまたその下にもあるんですが、新型コロナウイルスはまだまだ未知のことであり、このウイルスの感染により令

和3年1月末までに6,000人が亡くなり、3万人以上の人が入院されています。今は特効薬の開発の段階で、そういうのは今ないのでこのワクチンを接種するしかないんですけども。それでその下にどんなワクチンでも副反応は起こる可能性があるということで、一般的にワクチンの接種後にワクチンの副反応が起きた場合のこととか、ひどい人は死に至ることもあるようなこと書いています。

こういうのを前もって周知しないと、これホームページを開いてみなさいと言われてもなかなか見られませんよ、一般の人は。だからこれを、例えばクーポン券の中に入れて、こういうことを知っておいてくださいということのそういう配慮というのはあるんですか。

○健康長寿課参事（感染症対策担当）（岩川茂隆君）

今、議員のおっしゃいましたそのチラシ、パンフレットにつきましては、国から、厚生労働省のほうから示されております。本町におきましては、接種券発送時に接種券とチラシということで、そういうもろもろの予約の方法も含めた形で、約10ページほどの冊子にして同封して送る予定でございます。

先程副反応の関係ちょっとございましたので、補足をさせていただきます。

昨日現在、医療従事者で全国で7万人ちょっと、7万796人の方が接種が終わっています。その中で、副反応を示された方が8名、8件ということでホームページのほうに示されております。この中で、ほぼ、ほとんどの方が基礎疾患、アレルギー症、ぜんそくとかのアレルギーのある方が多いんですが、このうち7名の方は、投薬後すぐに回復したということで、1人の方は安静をしながら回復したということになっています。投薬ということで、それにアレルギー症状が起きたときの薬の品目とか、そういうものは国から接種会場で準備をするものだとということで示されておりますので、そういうものにつきましては、医療機関と情報を共有しながら、そういう症状が起こった場合には即座に対応できるような体制は取っているところでございます。

以上です。

○5番（上村富士高君）

接種を受ける前の問診がありますよね。この問診も、例えば林業従事者の人たちはスズメバチとかに毎年刺されて、アナフィラキシーショックの可能性の検査というのがあるとは、毎年、1年に1回。これ屋久島でできないので鹿児島まで行ってするんですけども。そのショック死の中で、あとスズメバチ1匹食らわれたら駄目やろ、駄目ですよとか、そういう数値が出るんですよ、数値が。そういう人たちに、この問診とかをどのようにして書かせるのか。結局、いきなりもうあと蜜蜂しか駄目ですよという人にもしそういう注射を打った場合に、関連性があるかどうか知りませんよ、専門家じゃないから。打った場合に、すぐショック死みたいな成果が出る場合もあるので、例えば

そういうものの問診を、その前に診断を受けるか、その問診をどのように書くか。そういう人の何かあれというのがないんですか。

○健康長寿課参事（感染症対策担当）（岩川茂隆君）

今議員のおっしゃる問診票、予診票なんですけども、予診の際は必ず医師が行うことというふうにされております。接種につきましては、医師の管理下の下、看護師が行うことができるんですが、問診については必ず医師が確認をして、接種可能かどうかの判断をするというふうに今なっております。

その蜂のアレルギー的なものにつきましては、先生との話の中でそういうことが聞かれるんだと思いますが、基本的に接種券の中に予診票、予診券というのもあります。予診を受けて、あなたは接種は今日はできないよということであれば、予診だけで終わる場合もあるということで体制は整えておりますので、予診の内容によっては、その日に接種できずに、また改めて接種日を変えるとか、あるいは接種不可能ということで、次の違うワクチンが出るのを待つか、そういう選択もあろうかと思えます。

以上です。

○5番（上村富士高君）

あくまでも医師の診断で受ける受けんはもうそのとき、そのとき決めるんですかね。あれは何か、接種してから30分かなんか待機しとかなければいけないような話も聞くんですけども、そうした場合に、集団の接種場所とかそういうのにあれないんですかね、大丈夫なんですかね、その接種場所、待機場所とか。

○健康長寿課参事（感染症対策担当）（岩川茂隆君）

接種後の待機、通常の人で15分程度、アレルギー疾患のある方で30分程度の待機、経過観察の時間が必要ですよということのパンフレットにつきましても、接種券等に同封する案内に記載しております。

その会場の大小もありますが、当初の予定では各病院1時間当たり5名から10名程度の予約枠で進めるようにしています。もう時間を確実に切っていますので、その中で待合室で待機をしていただいて、終わった方から帰っていただくような。

一番多いところで徳洲会病院で、当初の予定で1時間30人程度の接種を見込んでいました。そこにつきましても受入れ病院としては、待機については十分であるというふうに認識しております。

以上です。

○5番（上村富士高君）

分かりました。もう一つ、あと2つほど聞かせてください。

予防接種にアナフィラキシーショック等で入院治療が必要になった場合とか、そういう治療費ですよ、そこの負担というのはどうなるのか。また、2回接種が推奨されて

いますけども、本人が希望すれば1回でも大丈夫なのか、そのところお願いします。

○健康長寿課参事（感染症対策担当）（岩川茂隆君）

接種後の補償制度につきましては、予防接種法に基づく健康被害のインフルエンザ等の予防接種と同様に制度はございます。町のほうで相談を受け付けながら、国のほうに進達するような形で、ワクチンの接種による健康被害であれば、補償対象となるということでございます。

もう一つの、もう一つ何でしたか、（発言する者あり）2回、基本的にはもう2回打たないと、90何%の有効率はないというふうに言われていますので、できるだけ2回打っていただきたいんですが、あくまでもこの接種は強制ではなくて、本人の同意によるものです。本人が受けたくないということであれば、それは仕方のないことかなと思いますけども、1回目接種をして効果がどれぐらいあるのかというところがあまり詳しくは示されておられません、御本人がもうそれで十分ということであれば、強制的に受けなさいという接種勧奨はすることはできないと思っています。

以上です。

○5番（上村富士高君）

よく分かりました。安全にみんなが、高齢者を含め、医療従事者を含め、受けられるような体制をしっかりとやっていただきたいなと思います。これでこの質問は終わります。

じゃ、次の質問に行きます。

交通事故対策についてですが、コミュニティバスの必要性を多く聞くが、町として取り組むべきではないか。

これは、議員になりたての頃、相談があったんですよ。今回、サムズの前で接触事故を見られた方が、年齢を取られた方が事故だったので、やっぱりコミュニティバスの必要性が強く感じたとの意見もありまして、またバス停までの距離が遠いという家の高齢者の人が多い。今後増えてくることも推定されるので伺います。

○町長（荒木耕治君）

近年の高齢者が関係します自動車運転による交通事故が増加をし、自主的免許返納者や高齢者の移動対策として、本町においては、高齢者バス利用制度を平成30年度から導入をして、高齢者の移動手段の確保と経済的負担の軽減を図ってきております。

少子高齢化や観光形態の変化など、様々な社会状況の変化に伴い、域内の公共交通体制の在り方が大きな岐路に立たされており、バス本数の確保など課題も多いことは承知をしております。

そこで、理想とする公共交通体制の確立を目的とする、みんなの交通を考えるプロジェクトを関係職員で立ち上げ、議論を重ねてまいりました。

議論の中ではコミュニティバス、デマンドバス、乗り合いタクシー、自家用有償旅客

運送、道路運送法における登録または許可を必要としない運送の態様など、あらゆる方法のメリット、デメリットを出し合い、結果として有償ボランティアによるドア・ツー・ドア方式による交通形態がよいのではないかとという一定の方向性が示されました。

では、実際に運用していこうとしたとき、法律上の問題はないのか。また、手続はどのようにすればよいのかを専門的な立場から意見を聞くために、関係職員を鹿児島運輸支局に出向かせ打合せを行っております。打合せの結果としては、交通機関の路線等の配置、再編成や複数の交通機関相互の乗り継ぎ環境の整備等については、地域特性、まちづくり等の地域戦略との一体性等に留意しながら推進していくことが重要であることから、行政や運輸業者などの関係機関、地域住民との密着の連携の下に検討を行う必要があります。方法としては、地域公共交通会議を立ち上げ、その中で議論し、交通機関や地域住民の同意が必要であること、また、地域交通活性化再生法において、バス、タクシー、旅客船といった個別の輸送形態ごとの輸送サービスの活用性の観点にとどまらず、複数の輸送形態間の連携、横断的な観点から、市町村において地域に合った地域公共交通計画の策定が努力義務化されていることから、この機会に策定してほしいとのアドバイスを受けたところであります。

今後は、町民の交通に対する期待、要望等を把握し、地域公共交通計画の策定を検討していく中で、交通機関等との連携をしながら、よりよい交通体制が確立できればというふうに思っております。

○5番（上村富士高君）

前向きの何か返答の御答弁も、多分これは断られる返答だろうなと思って書いたんですけども、コミュニティバスは免許証返還にもやはりつながるし、高齢者がやはりアクセル踏み間違っって飛び込むという事故も結構起きますので、それから見るとやっぱり必要かなと。屋久島は1時間に1回のバスの運行と、またバス停までが非常に遠いというあれがあってなかなか免許証返納したいんだけど返納できない、移動手段がない、もうそういう人いっぱいおります。それで、交通機関もこの前尾之間等でバスの停留所をAコープの前にはしてくれないかと平内の人たちが聞いたことがあるんですよ。それで、すぐ会いに、バスの会社に行って申込みしたんですけども、もう1年半ぐらいになりますけど、返事も来ないんですけども検討しますということ。

だから、そこで何でそうなったかという、Aコープから瓶の品物持って上まで上がっていたら途中で落として割ってしまったと。また帰ってここに行って買って帰らないかんような状況を見た方が、やっぱりそういうコミュニティバスは必要かなという意見ももらいました。そういう意味で、これは前向きに検討していくべき問題ではないかなと思います。

これは事例なんですけど、上勝町という徳島県にあるんですけど、有償ボランティア

運送事業というて、人口は2,000人ぐらいいないんですけど、ここに結構移住者がどんどん入ってきているんです。それで、ここは唯一のタクシーが廃業されたがゆえに、みんなでボランティアで学校に送ったり、病院に送ったりすることをやり始めて、それで有償ボランティア運送事業というのを始めたんですけど、これが結構事業者が多くて、ここは過疎率が48.何%ということで、お年寄りが50%ぐらいいるところなんですけども、48.54ですね、そういうところは、こういうのがすぐ特別区域ということで許可が下りやすいんですよ。屋久島は普通、通常どおりバスも運行していますし、バスに乗っていない人も多いんですけども、なかなか地域性で永田とか、栗生の辺で遠いところにおる人は、なかなか歩いてまでバス停まで来るのが大変だという話はよく聞いていますので、できるだけこのこういう事業もありますので、もう専門の人がこういうのを全部引っ張って分かっていると思うんですけども、色んなやり方が、バス停まで連れてくるやり方とか、いっぱいあると思うんですよ。そういうのを検討していただいて、ぜひこれ町長、やっていただきたいと思いますが、決意を。

○町長（荒木耕治君）

今議員が言うように、これはもう前向きで、私たちもそう遠くはありませんから、そういうことを、免許返納というのは現実で、だけど買い物弱者色々集落が26、いや、24、屋久島点在していますから、そういうことも含めて、これは一日も早くそういう体制をつくっていかないということで、今内部で一生懸命そういうことをやっておりますので、細部については、担当課長からちょっと説明をさせます。

○政策推進課長（三角謙二君）

御要望の内容につきましては、十分認識をしております、町としても導入ができる方向でずっと協議をしてきたところです。

議員がおっしゃった上勝町等については、そういう地域公共交通機関がないので、すぐ導入ができると。屋久島町においては、地域間にバスが2社、あとタクシーもあるということで、ここの合意形成と、今町のほうで地域公共確保事業の補助事業を行っているそういう部分を、ほかの事業があるものですから、その部分について、今の段階では非常に難しいということがありまして、バス、タクシーの合意形成が得られて、その事業者が運行していただけるようなことがまず第1点。そこができないとなれば、その同意を得ながら町がしていくという部分で、非常にハードルが高いものですから、その部分を今後どのようにしていくかという部分を、また協議を進めていければと思っています。

○5番（上村富士高君）

公共的なバスとタクシーとかあるんですけど、タクシー業者が連携をすれば、乗り合いタクシー、さっき言われた、とかを業務をタクシー会社に移転して町が、ほかのどこ

ろでやっているのは1キロ100円とか、そういうあれでやっているところもありますよ。その残りを町が補助したりして活動する。例えば、バス停まででもいいんですよ。バス停まで行けば安くなりますから、券を買っていけば。だからそういう人たちを限定する、会員ですかね、運送される会員とか、そういうのを限定してするという方法もあると思うんですよ。みんながみんなそれに乗り合わせるわけじゃないので、もう動けない方とか、そういう人たちのそういうのを限定しながら、ぜひ前向きに進めていってほしいと思います。

じゃ、これで質問を終わりますが、次の質問に行きます。

自然公園の前に架かっている宮之浦林道湯川橋は、通行可能な荷重が2トンになっているが、大型車両の通行ができない状況である。補強もしくは架け直すべきではないかと思えます。

これは、宮之浦林道は、過去にもですけど今もたくさんの材を運搬しています。それで、あそこが2トンになってしまったものですから、旧宮之浦庁舎のところに出てくる道に曲がって大型車はそこから行かなくてはいけない。また曲がって20トンぐらいの材を積んでそこに来なければいけない。そこは皆さんの散歩道になっていて、ジョギングしたりして、この前、大型車の運転手に聞いたんですけども、下りてきていたら急に真ん中をジョギングしてきている人がおって、危なかったというそういう話も聞いています。話を聞くと、1回山を入札で取るとそこから約大型200台分ぐらいの材を出すそうです。だから200回行ったり来たりして、1回に。それで毎年何回か入札があって、あそこ結構林業やっていますんで、その思いからすればもし事故でも起きたら大変だなと思ひ今回質問したわけですけども、お伺いします。

○町長（荒木耕治君）

湯川橋は、宮之浦川上流に位置し、宮之浦支所から総合自然公園・国有林道に通じる町道に架かっている橋で、町道は、ウォーキングコース及び令和2年度より、分収育林国有事業の木材搬出路として利用をされております。

湯川橋は、1963年度完成で、橋長37.8メートル、幅員5.2メートルの鋼製桁橋で、橋梁点検時に経年劣化による桁の腐食が判明し、昨年10月より、応急措置として2トン車までの荷重制限で通行規制を行っています。

補修については、令和3年度から4年度の道路メンテナンス事業により行う予定で、通行対策については、ただいま看板等設置をし、注意喚起を行っているところです。

○5番（上村富士高君）

今ちょっと聞こえにくかったんですけど、何か補強の準備とかそういうのはあるんですか。

○町長（荒木耕治君）

今年度から。

○5番（上村富士高君）

今年度から。分かりました。ちょっと聞きそびれたんですけど、今年度からやるということなんで。

あそこ補強だけで20トン以上の大型車両が通れるようになるんですか。

○建設課長（日高一成君）

現況14度荷重なんですね。ですので、10トン車は通れると思うんですが、その荷重によっては限度があるかもしれませんので、そののところはまたちょっと詳細に調べてみます。

今のところ取り壊しはいたしません。補強をするということで、今、下のほう、川から橋のほうを見ますと、鉄骨という鋼製のやつにコンクリートを巻いて、床版というか橋になっているんですが、そこがところどころ腐食しておりまして、そのさびを落として、そこにまた新たな鋼製を接着というか、というふうな補強を考えておりますので、それで十分補修対応、補修可能だという結論に達しております。

令和3年度から4年度にかけて完成できればなと思っております。2か年あれば十分完成できると思っております。予算も確保しております。

○5番（上村富士高君）

補強で20トン以上が通らないと、材が大体12トンぐらい積みますから、あれが8トンぐらい車の重みがあるんで、20トンが通らないと全く意味がないんですよ、林業関係は。それでまた機械類を積んでいくと20トン以上になりますので、だから何とか20トンが通れるような補強をよろしくお願ひしたいと思います。（発言する者あり）それじゃないと、またこっちの（発言する者あり）はい、あそこもう非常に1車線で危ないんですよ、本当に。カーブもありますし、大型車両が通ると幅が広いので、そのところを何とかもうちょっと町長、検討していただきたいと思います。

じゃ、次に行きます。

行政情報サービスについてですが、より多くの人に情報を分かりやすくしていただくために、LINEによる配信をしたらどうかということです。

なぜLINEなのかというと、全国で約8,400万人というSNSの中で、断トツの利用者が多いと。世代を超えて活用しているからであると。自治体向けのLINE活用支援サービスを使えば、情報発信また災害時の防災情報を配信だけではなく、情報提供を受けることもできると。町民が気軽に情報を知ることができる。キャッシュレス納税もできる。多岐にわたっての活用ができるので、活用する自治体が増えている。屋久島町でも先駆けてやったらどうかと思います。お願いします。

○町長（荒木耕治君）

御提案のありましたLINEは、国内での普及率が約8割を超えていると言われており、町民にとっても使いやすいデジタルツールの一つとなっていると認識をしております。

本町では、昨年から、LINE公式アカウントの導入に関する調査を行っており、本年2月には、屋久島町公式LINEアカウントを取得済みであります。

LINEは、外部のシステムと連携させることにより、子育て支援やイベント情報の配信、ごみの分別情報、災害時の情報配信など、多様な行政サービスを提供することができ、町民の利便性の向上はもちろんですが、行政事務の効率化にも期待ができるものと認識をしております。

現在、LINEを導入している自治体の状況などの情報収集を行い、本町の活用方法に合わせた公式LINEアカウントの構築に向けて検討しているところであり、今後、新たな費用が発生することも想定されますので、令和3年度の運用開始を目指しております。

また、公式LINEアカウントとは別になりますが、4月から始まる新型コロナウイルスワクチン接種の予約方法の一つとしても、LINEを活用した予約を導入し、運用することとしております。

本町ではこれまで、町報やホームページを始め、フェイスブック、インスタグラムなどを活用し、情報発信の強化を努めてきたところですので、これらとも互換性を高めつつ、利用しやすく正確な情報発信に努めてまいりたいというふうに考えております。

○5番（上村富士高君）

屋久島町もやっていくという計画のようです。

今回、このLINEの活用が何でいいかという、3つの観点で述べられているのですよね。アプリのダウンロードの手間が省けると。配信準備が通常のメルマガよりも簡単であると。タイムラインを活用した情報の継続配信が可能であると。色んなメリットもあって、またデメリットもあるんですけども、ぜひこれやると色んな意味で皆さんが、なかなかこれできないという人もいますよね、こういうのに疎い人とか。それは今から、今、時代の流れというのは、デジタル庁も9月にはできますし、そういうもうこれから先はデジタル時代で色んなものに我々が対応していかなければならない。昔はまだ公衆電話から普通の電話に変わって、携帯に変わってというて、人間はそれに応じて対応してきていますよね。またスマホに変わってというそういう流れ。だから、我々がそれに対応していくだけのそういう勉強とか、そういうのをしなければならぬ時代になってきたのかなと。

まだ、中央ではAIとか自動運転というようなものが、次から次へ我々が対応できないぐらいのスピードで進んでいますけども、だから、そういうのに対応できるように、

もうちょっとこういうのを勉強しながら前進していきたいなと思います。

これで終わります。どうかよろしくお願いします。

○議長（高橋義友君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、3月の10日午前10時から開きます。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散 会 午後 3時14分

令和3年第1回屋久島町議会定例会

第 4 日

令和3年3月10日

令和3年第1回屋久島町議会定例会議事日程（第4号）

令和3年3月10日（水曜日）午前10時開議

○日程第1 町政に対する一般質問

質問者	質問事項及び要旨	質問の相手
10番 小脇清保	<p>1. ごみ処理施設整備基本計画について</p> <p>(1) 炭化溶融施設の建屋をそのまま利用する選択肢はないのか。</p> <p>(2) 建設予定地に示されている新設の建屋を建設することは、決定しているのか。</p> <p>(3) プロポーザル評価委員の構成メンバーの予定は。お考えをお示してください。</p>	<p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p>
2番 眞邊真紀	<p>1. 旅費精算不正調査について</p> <p>(1) 12月議会の一般質問の答弁では、町から調査依頼された内容のみを調査したということであったが、監査委員は独立した組織であることから、町から依頼があった調査に限局して調査することは適切であったと考えているのか。</p> <p>(2) 12月議会で、町は第三者による調査を検討するとのことであったが、現在ほどのような検討をしているか。</p> <p>2. 屋久島町に埋設されているダイオキシン入り除草剤について</p> <p>(1) 林野庁使用の猛毒のダイオキシンを含む除草剤約26トンが、15道県42市町村の山中に埋設されたままになっている。屋久島町の埋設量は、岩手県雫石町に次いで全国で2番目に多い。岩手県や福岡市などは、除草剤の流出などを懸念して撤去を求めているが、屋久島町はいかがか。</p> <p>(2) 埋設箇所は宮之浦「いこいの森」だけか。</p>	<p>監査委員 町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p>

	<p>3. 馬毛島へのアメリカ軍の訓練移転について</p> <p>(1) これまで移設に反対の意を表明していたが、2月15日の知事との意見交換の場では賛否を表明する考えはないとの発言があった。これまでの反対表明が変わったのか。</p>	<p>町 長</p>
<p>6番 渡邊千護</p>	<p>1. 水道料金の徴収について</p> <p>(1) 水道メーターの検針業務は委託業務であるが、適切に検針され料金が徴収されているか。</p> <p>(2) 料金が不適切である等、徴収の仕方について問い合わせやクレームがないか。</p>	<p>町 長</p> <p>町 長</p>

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	中馬慎一郎君	2番	眞邊真紀君
3番	相良健一郎君	4番	岩山鶴美君
5番	上村富士高君	6番	渡邊千護君
7番	石田尾茂樹君	8番	榎光徳君
9番	緒方健太君	10番	小脇清保君
11番	日高好作君	12番	下野次雄君
13番	岩川俊広君	14番	寺田猛君
15番	大角利成君	16番	高橋義友君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

議会事務局長	日高孝之君	議事調査係長	鬼塚晋也君
議事調査係	恵由葵乃君		

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町長	荒木耕治君	教育長	塩川文博君
副町長	日高豊君	会計課長兼会計管理者	上釜裕一君
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長 観光まちづくり課参事 （観光推進担当）	鎌田勝嘉君	政策推進課長	三角謙二君
福祉支援課長 兼福祉事務所長	川東眞稔君	町民課長	日高邦義君
生活環境課長	寺田和寿君	健康長寿課長	塚田賢次君
建設課長	矢野和好君	産業振興課長（併任） 農業委員会事務局長	鶴田洋治君
地域住民課長	日高一成君	電気課長	内田康法君
教育振興課長	佐々木昭子君	監査委員事務局長 生活環境課参事 （上下水道担当）	日高孝之君
代表監査委員	計屋正人君		寺田初男君
	朝倉富美雄君		

た一昨年(2021年)の2月の17日に、この一連の問題について特別調査委員会を設置を私が提案したときに、ある議員はこういっているんです。「司法の手に委ねると言っているんだから、その結果が出てからでいいじゃないか」という発言されています。これは議場の発言を認めていることではありませんか。それがなぜ、その結果を追求することが、議員としてなぜだめなのか。これは、民主主義の議会は二元代表制です。二元代表制の議会が町長に付度をして、議員の発言を禁止するというのは、これはもうあってはならないことだというふうに私は思っております。

このことから、この問題を一応私司法の場に委ねて戦おうというつもりでございましたけれども、やめました。お金が要ります。お金が要る前に、もうやがて皆さんの選挙が9月にきます。町民はこのことを必ず審判するはずで。私はそう確信して、司法の手に委ねることは中止いたしました。

そこで、最後に町長、大変議会議員の掌握が素晴らしい手腕を発揮しているというふうに私は思っていますが、私の浅学な知識で申しわけございませんが、大変僭越ですけれども、孟子の教えがあります。言うまでもなく、孟子は紀元前370年ぐらいの人ですが、その人の教えに、人間に本来備わっている4つの心があるんだそうです。1つは、同情心、1つは尊敬心、もう1つは羞恥心、4番目は是非の分別、これを備わっていれば、人間は善を重ねて悪の道に進むということはないんだそうです。2400年前の話ですけども、現在の我々に通じる話じゃないでしょうか。町長、大変僭越ですけども、3番目の羞恥心と4番目の是非の判断が、少しあなたからは欠落しているというふうに私は思っておりますので、まだお若いので、ぜひ精進されて、そのことを体得していただきたいというふうに思います。

ここで質問に入らせていただきます。

ごみ処理施設整備計画については、先程住民説明会や、それから2月の町報には、こういうチラシを入れて、周知徹底するような施策を実施いたしましたが、私の今日の質問は、旧ごみ処理施設の炭化熔融施設の建屋を使った選択肢はなかったのか、これは解体工事の令和8年、令和9年度の解体工事の計画書も入っていましたが、なるべく経費を削減して、炭化熔融施設を壊さないで使う方法はなかったのか、まずこの質問からお願いいたします。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

おはようございます。小脇清保議員の質問にお答えをします。

新しいごみ処理施設の建設候補地につきましては、令和2年3月に、屋久島町廃棄物処理施設整備検討委員会から報告された内容に基づき、屋久島町ごみ処理施設整備基本

計画において、複数の候補地を抽出し、それぞれ評価を行い、より適切な候補地を選考したところであります。

御質問の炭化溶融施設の建屋をそのまま利用できないかということですが、この箇所を建設候補地として検討をしましたが、煙突棟を設置する予定の位置が、急谷地形に位置をしており、地下水の流れの変化による取水への影響や、地盤沈下等が懸念をされたこと、また施工可能な業者が限られるため、建設費、維持補修費に競争性が働きにくいことが懸念をされたことにより、他の場所を候補地として選定をしたところであります。

さらに、炭化溶融施設の建屋を稼働終了後に、ごみ貯留場所として活用できないか検討をしておりますが、国の循環型社会形成推進交付金が新しい施設設置後であれば、旧施設解体についても交付対象となること、また今後の敷地利用の検討をする際に、様々な活用方法が考えられることから、解体し、更地にすることを計画をしております。

○10番（小脇清保君）

確か町長、平成24年に西之表の処理施設は、平成24年に稼働しているというふうに思っていました。その平成24年の秋頃だったと思います。離島町村議会議長の研修旅行がありました。そのときに、昼は西之表の施設を全員で見学して、夜はたしかNASAの真夜中にロケットが発射したので、その2つの研修がありまして、私この西之表の施設を見ているんですよ。あのスペースに行けば、十分にいわゆる西之表方式を導入すれば、溶融施設の中に収まるような範囲だから、私この質問をしているんですが、じゃあお伺いします。

水が出て、全員協議会でも担当課は水が出るもんですからだめですと言われましたけれども、いつそれが分かったのか、それを教えていただけますか。

○生活環境課長（矢野和好君）

ただいまの御質問にお答えをいたします。

今年度、ごみ処理施設整備基本計画を作成いたしました。その際に、コンサルティングに色々調査をしていただきまして、今現在の施設が建っている、建てるところに建設するときに、やはりボーリング調査をしております。そのときに、この部分が谷地地形だということで、水路が通っているということで、現施設もその部分は避けて谷地部分を避けて建物が建っているということでございまして、今町長が答弁しましたとおり、今度はストーカ炉を予定しておりますので、煙突が立つということで、その今の施設を使えば、横にやはり煙突というのが出てくるだろうということで、その部分を建設する予定地がそこになるということで、その部分は外したほうがいいんじゃないかということで、本年度その部分が分かったということでございます。

○10番（小脇清保君）

経過とか、細かいことを私が質問してもお答えにくいでしょうから、直接担当課長に

これは聞いていいですか。よろしいですか。

課長、この建屋の建設、解体工事予算とかというのは、概算で分かっているんですか。

○生活環境課長（矢野和好君）

令和3年度に、いわゆる仕様書を作成する業務を委託をしようということにしておりまして、その仕様書がしっかり出てこない、本体の概算の建物の建設費用でありますとか解体費用でありますとかというのは、まだ積算はできないところであります。ただ、解体をするに当たりましては、稼働が終了後ということになりますので、その時点でダイオキシンの調査とかそういうのを勘案をいたしまして、解体費が決定してくるということでございます。

○10番（小脇清保君）

じゃあ続けて課長聞きますけど、私も全くといっていいぐらい素人ですけども、この2月に配付した町民への資料ね、それから全員協議会での担当課の説明でいくと、これももうストーカ方式の横型ですよということを言っているのと一緒なんですよ、私に言わせれば。私別に縦型のストーカ会社から請託を受けているわけでも何でもないですけども、住民がストーカ方式ということを知っている住民が何人いるかですよ、問題は。課長、前回住民説明会をしました、何人来ましたか。

○生活環境課長（矢野和好君）

2日間予定をしまして、3か所で説明会を実施いたしました、全体で19人参加でありました。

○10番（小脇清保君）

この説明の目的は何だったんですか、住民説明の目的は。私は邪推すると、あなた方はこの横型のストーカをつくる設計図まで、きちんと寸法を図ってできているんです。これを住民に知識として認知させるための説明会じゃなかったかというふうに思いますけど、目的は何だったんですか。

○生活環境課長（矢野和好君）

ストーカ炉ということで、その方針でいこうということではありますが、縦型、横型、今種類がありますが、どちらでも適応ができるということで、この建設予定地を設定したところでありまして、今のところ、我々も縦でやっても横でやってもストーカ炉に変わらないということで、その部分についてはまだこれからの話ということになりますので、それぞれのメーカーが提案をしていただいたところで、検討していくということにしております。

○10番（小脇清保君）

やっぱり、いやいや住民説明会の目的というのは、今説明もらいましたかね、私。

○生活環境課長（矢野和好君）

今回の目的につきましては、この基本計画を策定をいたしましたので、その案を住民の方に御説明申し上げて御意見をいただくということで、意見募集の期間を設けるということで、そのための内容の説明をしたところでございます。

○10番（小脇清保君）

先程も申し上げましたけれども、住民、ストーカ方式なんていうのも、全然知識ないですよ。であれば、住民に認知させるために、もう1枚必要じゃなかったですか、縦型だったらこんな方式ですよと、私思いますけれども、担当課の課長として、横型、縦型のメリット、デメリットというのは、今までの期間に精査していると思いますけれども、町長に上申はされたんでしょうか。

○生活環境課長（矢野和好君）

これまでも検討委員会で検討してきた内容もあります。また、視察にもその検討委員会でっておりますので、その分についての報告を町長にしております。

○10番（小脇清保君）

これは、私の猜疑心が強いのか、邪推しているのか知りませんが、この横型の設計図のここにこの位置に縦型でも入れられるから、その施設であるというのであれば、もう1枚紙を添えてこういう寸法ですよと、こういう施設ですよというのを住民に説明してこそ、初めて説明会じゃないですか。それが欠落しているということは、横型のストーカ方式を認知させるための、私はこれ素人説明会だったと思うんです。課長もう一度。

○生活環境課長（矢野和好君）

ごみ処理施設につきましては、議員も御承知と思いますが、色んな条件が、それぞれ違いますので、同じシステムといいますか規模のものはないというふうに思っております。今回本町に適する能力のものをつくるということで、この部分を今のところは予定地として予定をしているということで、この部分を全て使うということでもありませんし、今後、それぞれのメーカーが提案をしていただいた時点で、色々評価をし、検討していきたいというふうに思っております。

○10番（小脇清保君）

このページの2ページ、4番の処理方式というところが、これ課長が作られたんですからよく分かっていると思うんですけれども、国内で9割以上の採用実績があるというのは、どの形ですか。

○生活環境課長（矢野和好君）

ここに書いてありますとおり、ストーカ式が9割ということでございます。

○10番（小脇清保君）

縦型、横型含めてストーカ方式は、そうじゃないでしょ。ストーカ方式が9割という、

これごみ処理施設とは書いていませんよ。これ、課長の認識では、これ9割以上の横型ストーカという意味合いで、書いた文章じゃないですか、違います。

○生活環境課長（矢野和好君）

ここに書いてある文章につきましては、本町の基本整備方針に従って、それに該当する規模の施設が国内で9割ということでもありますので、そのストーカ式であります。そういう意図はございません。

○10番（小脇清保君）

西之表のごみ処理施設は、中種子との広域連合の施設です。西之表にも問い合わせ色々調べてみました。これから、ストーカ方式にしても、このごみ処理減量委員会で、ストーカ方式という答申がもらえて、ストーカ方式に取り組むということですから、それには、縦型、横型があるというのは周知の事実ですが、その中で、種子島で広域連合で決定した、いわゆる総合評価方式で決定したときの委員構成はどうだったのかということをお伺いしました。それによると、一般廃棄物処理施設整備に伴う資格審査委員会技術評価委員の構成ということで、メンバーを聞きました。それによると西之表が副市長、関係課長として廃棄物、屋久島町にも廃棄物ほどの課に属するのかわかりませんが、それと建設課長、水道課長というふうに課長が3名です。そして係長が、建築とし尿処理の係長というふうに、総勢6名です。中種子町は、副町長、関係課長は建設課長だけです。関係係長が、廃棄物係長、建築係長、水道係長、ここも6人で、オブザーバーとして、学識経験者として、大学教授、大学客員教授、それと技術師ということで、総勢15名で総合評価委員会を開いて、いわゆる西之表に座っている縦型ストーカ方式で決定しているんです。

これから屋久島町もされるんでしょうけれども、この評価委員というものを、これから立ち上げる予定ですか。

○生活環境課長（矢野和好君）

機種を選定につきましては、当然、我々も素人でありますので、学識経験者を交えて、いわゆる大学の先生ですね、そういう人たちも含めて、検討を行う会を設置したいというふうに思っています。

○10番（小脇清保君）

やはり、このチラシからして、私自身が疑っているというか、やはり行政というのは、ガラス張りで透明でなければならないというのが私の持論なんですけど、屋久島町はこれから立ち上げるのであれば、失礼ですけどね、前回あったような太陽丸のプロポーザルなんていうのは、もうあれはよくない。町長、副町長、議員が2名、学識経験者が2人、これはもう渡辺造船ありきが最初から決まったような、大変失礼な言い方ですけど、失礼を承知で言っていますけど。そうじゃなくて、評価委員というのは、やっぱり公明正

大につくらなきゃいけないと思っているんです。

それで、私が言うまでもありませんが、もう何十年も前から、審議委員とかそういうものに先進地の、かといって屋久島が先進地じゃないというわけではありませんよ、自治体では、審議委員の中に、町長、議員はいません。法的に民生委員とかという、法律で議員が決定しなければいけないというのは何項目かありますけれども、ほとんど審議委員会というのは、議員は入っていません。それはそうですよ。結果を審議する議員が、その審議委員会に入ること自体がおかしい。ですから、屋久島町が立ち上げるときには、課長、よく聞いておいてくださいよ、議会から審議委員を選ばないことです。ぜひ民間から公平な人を選んでいただいて、そしてやっぱり大変重要な町の将来を左右する、これ1年か2年で更新するような施設だったらいいですよ、20年30年使うとすれば、そこにどの機種を選ぶかによって、ランニングコストだとかメンテナンスなんていうのは、大幅な違いが出てくると思うんです。単純に私が知っている範囲で言うと、横型のストーカというのは、じゃばらでごみを移動させながら燃やすあれですよ、これじゃばらで移動するシステムというのは電気を使うんです。一日中、電気を流しとかないといけない。電気の消費量だけでも、私は縦型のストーカに比べると、若干違うんじゃないかなというふうには思っています。そういう意味も含めて、本当に公平、公正なメンバーを選んでいただいて、そして、そこで協議した重要事項ですから、協議したものは議事録を開示するぐらいの配慮がほしいと思います。これが、ガラス張りの公明正大な行政の執行だろうというふうに思うんです。

僭越ですけど、中国の故事に、「李下に冠を正さず、瓜田に履を納れず」という、御存知かと思いますがけれども、昔の中国は、かぶりものはきちんとかぶるのが習慣だったそうです。そういう時代にあって、桃の木の下でかぶりものを直すようなことをするなと、桃をちぎって帽子の中に入れて、またかぶりものをかぶったように思われますよと、「瓜田に履を納れず」というのは、ウリ畑にくつをはいて入りなさんなど、くつの中にウリを1つ入れて帰るようなふうに疑われますと。要するに疑われるようなことをするなという教えなんですけれども、私今の状況でいけば、この資料やら住民説明からいくと、ああもう屋久島町、横型って決まっているなというのが、私の独りよがりかもしれませんが、思いであります。

ぜひ、その総合評価委員というのは、純粹に立ち上げていただいて、その結果を私は関心を持って見させていただきますので、ぜひ、屋久島町に合った正しいストーカ方式を選んでいただくようお願いをしたいと思います。

所管事務調査、産業厚生常任委員会は所管事務調査をまだ済んでおりませんが、4月の26日、27日、28日、このあたりで実施しようやという委員長の提案がありまして、その頃に行くと思いますが、このときには、私たちはストーカの縦型、横型を見学して来

るつもりです。その結果はまた、議会の席で発表したいと思えますけれども、ぜひ、町長、大変くどいようですけれども、正しい行政を、あのもう1つ言いそびれましたけど、町長が起訴猶予になったときに、「粉骨砕身努力します」というふうに謝罪をして、町民に口頭でも言いましたし、町報でも同じ文言が出ていました。そのことだけで、町民はあなたを許しているとは私は思いません。これから先なんです。あなたが町民に将来負担をかけない、明るい未来の屋久島町をつくるのが、あなたが粉骨砕身何も、ツルハシかついで、鍬を振るって働いてくださいという意味じゃなくて、これからの先のあなたの行政を見て、その結果、許しますよということにつながると思えます。ぜひ、ちょっと私は年上なもんですから、言いたい放題なことを言っていますけれども、正しい行政、ガラス張りの行政を反省してやっていただきたいというふうに思います。所感がございましたらお伺いしますが、よろしいですか。いいんですね、分かりました。質問終わります。

○議長（高橋義友君）

しばらく休憩します。10時45分から再開します。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時45分

○議長（高橋義友君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、2番、眞邊真紀君に発言を許します。

○2番（眞邊真紀君）

こんにちは、お疲れさまです。2番、眞邊真紀です。質問に入る前に一言述べさせていただきます。

今、コロナ禍で、議場の傍聴席も10人までというふうに削減されております。非常にこれが気になっていまして、以前から。呼びかけたら傍聴に来ていただける方がいるんですよね、支持者の方で。来てもフォーラム棟でしか見れない、非常に臨場感がないものしか見せられないので、来てくださって、なかなか言えません。

ただやっぱり議会の様子というのを見てほしい、できればリアルタイムに見ていただきたい。ですが、無理ならやっぱり動画で見ていただきたいというのがありまして、平成30年の12月議会に、住民から出された陳情の議会の動画配信について、採択した経緯があります。これなぞすぐ実施されなかったかということ、新しい議場になったら、カメラもきちんとしたものが、音声もきちんとしたものがシステムとしてつけられるので、それから配信しようではないかということで決定した経緯もあります。

しかし今5,000万円もかけて、この議場システム入れたわけですけれども、いまだに

実施されていない状況です。やっぱりいつまでこういう状況が続くか分かりませんので、動画配信について、町側も議会側もしっかり考えて、皆さんに議会の様子を見せるべきであるという議論を深めていけたらなって、実施に早くこぎつけていけたらなと思っております。これについては以上です。

通告に従いまして、質問に入らせていただきます。

まず第1番目に、旅費精算不正調査について。大きく2番目が、屋久島町に埋設されているダイオキシン入り除草剤について。3番目が、馬毛島へのアメリカ軍の訓練移転について。

1問目の1つ目、12月議会の一般質問の答弁では、町から調査依頼をされた内容のみを調査したということであったが、監査委員は独立した組織であることから、町から依頼があった調査に限局して調査をすることは、適切だったと考えているのか。こちら監査委員の方に質問いたします。答弁よろしく申し上げます。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○代表監査委員（朝倉富美雄君）

眞邊真紀議員の質問にお答えします。監査委員の朝倉です。

地方自治法199条第6項では、監査委員の職務について、次のようにうたっております。監査委員は、当該普通地方公共団体の長から、当該普通地方公共団体の事務の執行に関し、監査の要求があったときは、その要求に係る事項について監査をしなければならないと定めております。したがって、依頼された調査事項以外まで範囲を広げて調査する必要はなく、調査は適切であったと考えております。

○2番（眞邊真紀君）

調査の依頼が町長からあれば、その内容に関して限局して185件の出張旅費精算書を調査するというのはありだと思います。ただ、監査委員というのは、町に属している機関でも議会に属している機関でもなくて、独立した組織ですよ。独任制であるからこそ、監査委員会ではなく監査委員として位置づけられております。

それが事務局がないと動けないので監査委員事務局があり、そこに委員として属されていると、そういう御認識はありますか。町長から依頼のあったものしか調査ができないわけではなくて、独任制の中で、委員それぞれが調査する権限を持っています。その点の認識はいかがですか。

○代表監査委員（朝倉富美雄君）

当然そういう考え方は持っております。ただ、通常毎月1回地方自治法においての中で、例月出納検査というのがあります。この検査の中においては、常に監査委員は、何ていいますか、しっかりとした形で、特に、何ていったらよろしいんですか、例月の監

査の中で、完璧ではないかもしれませんが、確実に誠意をもって、精いっぱいの方でもって監査をしております。そういうことで足りているというふうに認識しておりますので、その監査の中でしっかりとした答えを出して報告もしております。監査結果を、調査結果を。

だから、そのことについては、しっかりした監査をしていると思っておりますので、なお、そのことについて、再度町から依頼があったこと以外の部分について調査をする考え方というのは持っておりません。

○2番（眞邊真紀君）

それでは、監査委員の役目は果たせていないんです。誠意とかそういうものではなくて、事実きちんと予算が執行されて、会計が処理されているかどうかという調査する必要がある、監査する必要があるんです。

現実、この旅費不正問題が去年の12月、一昨年になりますね、12月に露呈しました。実際に町に返還された金額幾らか御存知ですか。不正精査によって返還された金額の総額御存知ですか。

○代表監査委員（朝倉富美雄君）

今ちょっと手元にありませんけれども記憶にありませんけれども、人数と件数は確認をしております、金額がトータルでいくらかちょっと調べてみないとわかりませんが、二十何万だった気もしますけれど、確実な数字は資料見ないと分かりません。

○2番（眞邊真紀君）

監査委員の方が調査をされて職員が返還したのは二十数万円です。全体的に、町長の分から含めると、総額が230万円になります。これは、きちんと今まで旅費について監査や調査がされていたら、ここまでの金額になっていないと思うんです。これ平成26年からの分だけなので、それ以前さかのぼるとまだまだ金額増えると思うんです。ただそれ以前のことは問いませんが、記録もありませんし。ただこれだけの返還の実績が既にあります。きちんとじゃあ、会計の監査がされていたら、これありましたか。これ誠意をもってするとかそういう問題じゃなくて、きちんと会計が処理されているかどうか。

例えば、旅費精算書に領収書が添付されていない事例も結構ありました。それはきちんと調査されていたら、どうしてこれ領収書が添付されていないのか、5万円越えているのに収入印紙貼っていないのか、日付がないのか、通し番号がないのか、それ指摘しましたか。いかがですか。

○代表監査委員（朝倉富美雄君）

監査の時点で、調査の時点で、毎月の、その時点でももちろんチェックを入れていきます。ただ、限られた時間と人数と、それからそういったものの中で、全て完璧に漏れな

くチェックするという事は、理想としては必要かもしれませんが、やはり監査委員としても人間ですので、チェック漏れがあったり、気づかなかつたり、そういうことはあり得ます。それを完璧に求めるということは、どうかなというふうには考えます。

○2番（眞邊真紀君）

その時点で分からなかったのは仕方ないとしましょう。先程も言いましたが、令和元年の12月に旅費の不正問題が露呈して、次々管理職の方、一般職員、議会議員、不正の事実が明らかになっています。一部は告発されて、起訴猶予になっています。起訴猶予というのは、その犯罪の事実はあるけれども裁判にはかけませんよと、そういう事例です。

実際にそういう事件になったことがありながら、その先を調査しない、全容を調査しないというのが、監査委員としていかがですか。その前段で気がつかなかつたのは仕方ないとしましょう。そうなんです、実際に不正の事実が一部で分かって、全部を調査しないと分からないというときにきていますけれども、監査委員として全体を調査する必要があるとは思いませんか。

○代表監査委員（朝倉富美雄君）

その時点では、そういうことは考えませんでした。ただ、今は必要だと考えております。そして、新たに今回、前回の調査と同じような形で町のほうから、もう一度監査の依頼がきております。もう一度調べ直していただけないかということで来ていますので、2月26日付で来ていますから、それは現職の職員と、それから退職された職員も含めて、もう一度調査をお願いしてもらえないかという依頼が来ていますので、今それに取り組もうとしているところでございます。

○2番（眞邊真紀君）

平成26年からの分ですか、それ件数にすると何件になるのか。それと旅費といっても、航空運賃、航空機を使った出張もありますし、船を使った出張も多いです。どの範囲の分を、現職と退職者も含めて調査をするような依頼をされているのか、内容をお聞かせください。

○議長（高橋義友君）

しばらく休憩します。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時01分

○議長（高橋義友君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○代表監査委員（朝倉富美雄君）

じゃあお答えします。今手元に資料が届きましたので。日付は先程言いました2月26日付で来ております。要求事項が、平成26年度から元年までの間、町の職員、退職者も含めて、航空機を利用して旅行した際の旅費の精算ということでございます。件数は、今整理中でございます。何件になるか、ちょっとまだ今ずっとリストを出して、全部やっていますので、そういうことでございます。

○2番（眞邊真紀君）

では、その調査の依頼をした町長にお伺いします。平成26年から令和元年と区切った根拠はなんですか。今、令和3年に入りました。令和2年度の分は、調査されないということですよね、それは一体なぜですか。

○町長（荒木耕治君）

平成26年度から5年間ということでございます。

○2番（眞邊真紀君）

令和2年の分を、5年という、正確にいうと6年だと思いますが、令和2年の丸一年分をすくとんと抜かすのは一体何でなんですかという質問なんですけれども。26年から記録があるのは、以前私が議会でこれだけの不正があったわけですから5年とって前の記録を捨てずに、26年から取っておいてくださいというふうに言ったから26年の分から取り置きしていると思うんです。本来破棄されている書類です。26年の分から本来なら令和2年度までじゃないですか、いかがですか。

○町長（荒木耕治君）

私の不正旅費の問題で、その年、昨年非常にそういうことがありましたので、その中で、職員にも注意喚起をしましたし、しっかりしています。ですから、その間においては、そういうことはないだろうというふうに思っております。

○2番（眞邊真紀君）

注意喚起の後、性善説が成り立つのであれば、恐らく不正はないでしょう。ただ、恐らく旅費を返還された皆さんに関して、故意にやったかどうかというのは、種別が色々あると思うんです。故意にやらなくても不正をしてしまっている可能性がある。これは注意をしても間違えて二重請求している可能性もあるわけです。だから別にわざとやっているというような位置づけで言っているわけではなくて、間違いは起きるから、その間違いがどういうものによるものなのか、そういう調査が必要だといっているのです、ぜひ令和2年まで伸ばして依頼かけてほしいなというふうに思っています。

航空機に限局して依頼をかけた理由は何ですか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

令和2年6月の定例会の折にも御説明申し上げました、令和2年4月1日からではございませんでしたけれども、依命通達ということで、町長からの指示を出しております。

その中で、職員に対しても概算払い、精算払いの意義から始めて、精算のやり方まで具体的に通知をしてございます。そういう中で、例えば申し上げましたけれども、航空機であればEチケットということで、誰がいつどこに行った、幾らで乗ったという書類を添付させております。そういうのを含めると、通達に基づいて、所管の職員、課長、あるいは会計管理者、さらには監査委員を含めて、通達にのっとりたチェック体制ができていたと思います。そういう意味で、令和2年というのは、そういう故意ではなくても間違いは防いでいるというふうに考えています。

○2番（眞邊真紀君）

私の質問は、航空機に限ったのはどうしてなんですかということなんですが、それをお答えください。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

例えばトッピーの場合でも領収書の添付を義務づけております。あるいは領収書を紛失したり、もらい損ねた場合については、搭乗手続きにかえることもしております。そういう意味では、それ以上のチェック体制というんですか、トッピーの往復券買いました、途中でキャンセルしてフェリーで行きましたということも考えられなくはございませんけど、それ以上の調査というのは、實際上不可能だというふうに思っています。領収書の添付でチェックをするということで十分じゃないかというふうに考えております。

○2番（眞邊真紀君）

であれば、かなり不備があります。以前も議会で取り上げましたけれども、実際に船で行った出張先で旅費を受け取るという事例があります。それで返還されている方は、議会でもいらっしゃいます。住民団体が1万6,000枚、16万円かけて情報開示請求をした平成26年の分からの出張旅費精算書一緒に調査しました。その中で、船を使って種子島に行って、種子島で恐らく消防組合から旅費を受け取っているんじゃないかなという事例が出ています。まだこれ調査の対象になっていませんので、御本人も返還されていないかと思えますけれども、何件かあると思います。だから、その旅費を行った先で受け取る、そういう事例と、ここで仮払いをしていて、そのまま戻し入れしていないという事例も照らし合わせないと、全部の不正に受け取った分を返還するということができないんです。要求ができないんです。

だから、私たちが調査したのは、平成26年から令和元年の航空機に限った出張ですが、時間的なこともずい分、3か月かかりました、それでも。でも本来なら見てとれるような不正がまだある、その船を使った出張に対してでも。それはやっぱり全部を対象にするべきではないかというふうに思いますがいかがですか。実際にあります、どうですか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

例えば出張依頼が外部から来ます。そのときに、ほぼ旅費については当組合で負担を

しますと、印鑑御持参くださいぐらいの出張依頼になっているのは現状でございます。ただそういうのがない場合もございます。通達の中でも一部記載しておりますが、外部からの依頼については、十分そこら当たりも確認をなさいたいというふうに出しておりますので、今後そういうことはあり得ないというふうに理解しています。

○2番（眞邊真紀君）

今後はそうなると思いますが、平成26年の分からのことを言っていますので、実際に見受けられる、二重でいただいているんじゃないかな、受け取っているんじゃないかなというのを見受けられますが、これからのことは抜きにして、過去の返還の要求はしなくていいですか。

○議長（高橋義友君）

しばらく休憩します。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時11分

○議長（高橋義友君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁を求めます。

○副町長（日高 豊君）

ただいま外部に行った先での旅費の支給の検討のことでございますけども、相手先もあることですので、今後しっかり検討した上で、必要であれば再度調査をしていきたいというふうに考えております。

○2番（眞邊真紀君）

実際に、精算書上二重で受け取っているんじゃないかという事例が住民団体の調査によって分かっております。これ調査するべきであろうという答弁が、即座になきゃおかしいんです、公金ですよ。

昨日、一般質問で寺田猛議員の質問中に文化財の看板、それが2基ずつ更新をしますというふうな答弁がありました。やっぱりそういうふうなものを一気に更新できない財政状況にあるわけじゃないですか。返ってきたら、多分何万円じゃないと思うんです。積み重なったら何十万円、もっとあるかもしれません。そういうものが取り替えられない恥ずかしい町である一方で、その調査をしない、明らかにしない、返還要求しない、それいかがですか。

ごめんなさい、一般職の在職者、退職者に限ったのはなぜですか。特別職、町議会議員も不正精算しています。特別職と議会は、今回の監査の要求の対象にはなっていないですよ。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

先程監査委員も申し上げましたとおり、元職員も含む、退職者も含む全ての職員の航空機を利用したものであるということで限定しております。

○2番（眞邊真紀君）

特別職と議員を除いたのは一体どうしてなんですか。特別職と議員の中で、1件も不正精算が今まで見受けられないんだったら、百歩譲ってよしとしましょう。ただ散見されるどころか、集中して、その職務についている方たちのほうが多いです。それこそ調査の対象の主にするべきじゃないかというふうに思いますがいかがですか。

○町長（荒木耕治君）

現職とOBに限りましてけれども、今議員が言われるように、特別職も含めて、あるいは議会も含めてやれるように、内部で検討していつかそういうふうに指示をしたいというふうに思います。

○2番（眞邊真紀君）

検討するというのは、いつまでに検討されますか。

○町長（荒木耕治君）

今月内には決めます。

○2番（眞邊真紀君）

監査委員の方にお伺いします。町長から、また再度平成26年からの分、出張旅費精算書を航空機に限って今のところは航空機に限ってですが調査依頼がありました。その調査の方法が去年の8月に報告があった以前の監査報告書からすると、185件のうち、全部旅行代理店に発券記録等を取り寄せたという調査でなかったと思うんです。限局して照会をかけて、答えを求めたというので8件見つかったという事例だと思うんですが。調査をするときに、全部やはり照会をかけないと何が起きているか分からないんです。調査の方法というのをどういうふうに考えておられるか、お伺いします。

○代表監査委員（朝倉富美雄君）

監査委員の立場として、まずおっしゃることは分かります。全てのところに調査を入れてということが理想でしょうけれども、監査委員の立場として、ある程度自信を持って、責任を持って調査をします。当然書類を見まして、これはおかしいと思わないもの、通常を考えてこれはもう正当じゃないか、当たり前の精算じゃないかというものは、調査をする必要はないというふうに考えております。監査委員の立場として見て、間違いもないというものを照会をかける必要は当然ないと思いますし外します。そして、お互いに見て、今監査委員2人ですけど議選の方と私と、お互いに全て見ます、出てきた書類を全部。そして、お互いに自分が気づき付箋をつけていきます。そして、お互いにその付箋のついた分を照らし合わせて、これはじゃあおかしいなとか、これはちょっと絶

対もう間違いないだろうという照会をしていって、そしてそのお互いが、2人が、これはもう調べたほうがいいんだ、絶対に照会しないというものだけを、一応照会をかけるというスタンスです。

○2番（真邊真紀君）

それでは調査したことにはならないんです。といいますのは、結局考えて分かることじゃないんです。見て分からないことがたくさんあるんです。報道等で何回も出てきていますけれども、不正領収書が今回、この屋久島町の旅費不正問題の中心にあるんです。だから、不正領収書に関して、不正な領収書が添付してある、そのとおりに精算書がつくられていて、なぜ不正だと分かりますか。分からないんです。

1件、これは町も議会も第三者を入れた調査をやらない、百条委員会否決されてできない、監査委員は町長からの依頼の調査しかまだしていない、そこで何があったか分からないので、住民団体が16万円もかけて、平成26年の分から情報開示請求をかけました。

その中で、私が12月議会で通告をした旅費精算書2枚、それは、退職者だったので調査をしていないという御答弁でした、冒頭で。町長からの依頼がなかったので調査をされていないという答弁だったので、それはそれでいいんですが、結局その精算書がこちらです。元会計課職員でどなたかは分かりません、これ黒ぬりになっているので。これに関して調査をされていないんですけれども、実際に道の駅観光さんの領収書が貼ってありました。だから、これは一体正しいのか正しくないのかというので、前回の議会で聞いたかったんです。でももう分からない。町も調査しない、議会もやらない、監査委員も町長から言われていないのでやらないと、これも全くもって分からないので、自分たちは何度もこの会社をお願いをして、このあなたの会社が発行している領収書、あなたのところで発券したの分かっているの、この旅程で間違いなかったか、この金額どおり発券しているのか教えてくださいと何度もお願いして照会かけました。その結果、実際この精算書には、自宅の宮之浦から鹿児島市、鹿児島市から鹿児島空港、伊丹空港、伊丹空港から鹿児島空港に帰ってきて、鹿児島市から宮之浦の港ですからトッピーで帰ってこられたのか、そういう旅程になっています。

実際に出てきたのは驚いたことに、行きは予定どおりに行かれています。ただし、本当にびっくりしたんですが、復路が鹿児島から大阪に行って大阪から長崎に寄られて帰ってきています。長崎から鹿児島に帰って来られて、そういう事例が出てきました。これ退職者だと思います。あのときに退職者ですというふうに答弁があった旅費精算書なので。

だから、今回、退職者を含めて調査をされるということなので、それいいと思うんですけれども、これ返還あったのかどうか、よく分かりませんが、自分たちの計算でいくと、5万4,800円の精算のうち、領収書に記載された金額のうち、公費で認められるの

は大阪に行った1万7,500円までです。長崎、帰り恐らく私的でしょ、これ、旅費精算書に載っていないわけですから、3万7,300円を余分に請求したと見られる事例です。

こういうのは出てきます。これ精算書眺めていても考えても分からないんです。付箋貼っても、恐らく付箋貼る対象にならないでしょう。こういう事例が出てくるので、やっぱり全てを旅行代理店に照会かける必要があると思いますがいかがですか。

○代表監査委員（朝倉富美雄君）

おっしゃるとおりだと思います。前回は実際に動いて生きている旅行会社が2軒と、それからやめられたのが1軒、そして、ちょっと止まっているところ、今言われた道の駅さんですか、クローズしていますので、そこを照会をかけました、それがさっき言ったおかしいと思う部分だけをかけました。そして、答えてくれたところもあるし、答えてくれなかったところもあります。ただ、今おっしゃるように、原則やはりそれは、そういう問題が出てくるのであれば、今後やりたいというふうに、やらなければいけないというふうに考えます。

○2番（真邊真紀君）

ぜひ、やっぱり見て分かるものでないものは、分かるところに照会をかける、発券記録をもとに照合して明らかにするという事は必要なので。

以前、旅行代理店に確認をしたときに、記録は一体何年前まで残されているものなんですかという質問をしました。そしたらやっぱり事件になっている旅行とかもあるものですから、20年近くはとっておくように言われていますよというふうに言っておりました。だから、平成26年からの記録だと、全て残されていると思います。御協力いただけないところには、やはりこの調査の趣旨をきちんと説明して、必要な、戻ってくるかもしれない交付金を町のやっぱり財産のほうに戻す必要があるので、ぜひ御協力くださいというふうに要請する必要があるなと思っております。

この後、住民団体から住民監査請求の請求書を渡しますねというふうに言われていると思うんです、事務局にいてくださいねと言われてますよね。本来は、住民監査請求をされるまでもなく、町が議会が監査委員が、それぞれの権限を持って調査するべきだなと思うんですが、やっぱり住民から監査請求をされるということ、一体どういうふうに思われますか。

○代表監査委員（朝倉富美雄君）

先程も申しましたけれども、監査委員としては、その都度その都度、監査の時点ではベストを尽くしてやっているんです、ベストを尽くして。そして、漏れたり気がつかなかったりする部分は出てくると思うんです、どうしても。それを今後、1回、1回、この領収書は不正なんじゃないかとか、おかしいんじゃないかとかいう形で、1回、1回照会をすることは、とても無理ですので、時間的なものとあれと、だから、そのときは

そのときで、ちゃんとした規定にのっとった領収書がついていて、精算が何ていうのかな、監査委員としてはそういうものがついていれば、そこに金額の大小はあるかもしれないけれども、それはそれでよしと見るしかないですよ、そのときは、その監査のときには、ちゃんとした領収書が添付がしとけば、そういうことですよね、当然。

ただ、毎月毎月、監査をしている中で調査をして遺漏ありませんでしたということで報告をするんですが、今先程言われました、住民から要するに住民監査請求という形で上ってきたときに、何らかのきっかけで、やはり住民というの、そういうものに気がつくわけですよね、当然、住民監査請求しないといけないという形で。ただそれが、住民監査を請求をされたからといって、監査委員として、それがどう感じるのかと言われても、ちょっと答えようがないんですけれども。当然もし、我々が気がつかないところ、どこで何かあったわけですから、それを住民が調べて、お願いに来るわけですから、監査委員に対して要請してくるわけですから、それはそれとして粛々とやはり受けて、調査、監査をするしかないというふうに考えます。それがどう考えるかということについて、答えはちょっとないんですけれども。

○2番（眞邊真紀君）

この旅費不正の問題について、私ももう繰り返し、繰り返し、結構、議会でも話題に出して、年月たってきております、1年以上たっていますよね。

不正があったことが分かっている、町も議会も調査をしないとすると、これ監査委員の出番だと思うんですが、やっぱり出番の監査委員が独自で監査をしない、調査をしないから、住民監査請求を出させざるを得ない、住民側は。今、不正精算が起きたばかりならいいと思うんです。ただ、余りにも時間がたち過ぎているので、これ、全容を明らかにしないと返還要求できないよねっていうふうに思いませんか。

○代表監査委員（朝倉富美雄君）

それは、今おっしゃることは、今現在のことでいいですよね、当然。おっしゃりたいことは、要するに、町からの要請とか、議会からの要請とか、色んなところからの要請に対して、それをそのままストレートに受けるのではなくて、もう少し考えて、監査をしてくださいという意味ですか。

○2番（眞邊真紀君）

二元代表の2つとも、旅費の不正精算に関わっている人たちが入っている組織なので、やっぱり監査委員として、独任制で、やっぱり独自の判断でやる必要があったと思うんです。もう今さら言っても仕方ありませんけれども、その意識は十分持たれて監査委員として仕事されるべきだなと思いますが、いかがですか。

○代表監査委員（朝倉富美雄君）

おっしゃることはよく分かります。ただそこまでやるかどうかということですよ。

それは要するに監査委員の判断ということだと思います。

○2番（眞邊真紀君）

今、質問の始まりから、ちょっと話してきたことで、まだまだ調査が足りていないというのと、夏にした調査の内容では、非常に不足があるという御認識はありますよね。なので、旅行代理店に照会をかけて、調査をされるということで、その御認識があるということで思っていてよろしいですか。

○代表監査委員（朝倉富美雄君）

だから先程申しましたように、旅行代理店に調査をかけて、やるということを行いましたよね。

○2番（眞邊真紀君）

では、監査委員に調査を依頼した町のほうに、やはり令和2年までにさせていただくこと、あとぜひ特別職、あと議員含めること、そうじゃないと全体を調査することになりませんので、今月中にそのような内容で具体的に御検討なさるよう、いただくようお願いいたします。

次の質問に入ります。ちょっと時間がなくなってしまいましたけれども。屋久島町に埋設されているダイオキシン入り除草剤について。

林野庁使用の猛毒を含む除草剤約26トンが、15道県、42市町村の山中に埋設されたままになっている。屋久島町の埋設量は、岩手県雫石に次いで全国に2番目に多い。岩手県や福岡市などは、除草剤の流出などを懸念して、撤去を求めているが、屋久島町はいかがか。御答弁よろしくお願ひします。

○町長（荒木耕治君）

除草剤は、245T系除草剤といわれ、粒剤3,825キログラムが、憩いの森の一角に埋設をされています。埋設箇所は、ロープで囲み、立入り禁止としています。埋設は、昭和47年3月に、上屋久営林署により行われましたが、当時の林野庁通達で、指示された処分方法と異なる方法により埋設処分されていたことから、昭和59年に出された林野庁通達にのっとり、上屋久営林署が昭和60年にコンクリートによる地表面の被覆工事を行っております。

埋設からこれまで、昭和59年、平成元年並びに平成25年に、それぞれ水質や土壌のダイオキシン類調査を行い、いずれも基準値以下と報告をされています。

また、現在も林野庁とともに、年2回の目視による監視のほか、大雨や台風通過時等に随時確認をしており、異状は確認をされておりません。森林管理署に確認したところ、これまでに国有林内に埋設されているコンクリート塊にした除草剤を、安全、確実に撤去することや無害化处理する技術的知見が確認をされていないようであります。

町としては、森林管理署とともに、引き続き監視に努めるとともに、近年の気象状況

の変化に留意し、必要に応じ、森林管理署へ除草剤の影響が発生しないよう、適正な対応を要請をしております。

○2番（眞邊真紀君）

今年1月25日の朝日新聞の記事で、このダイオキシン除草剤が26トン、日本各地に埋まったままであるというのが取り上げられておりました。その中で、先程言いましたように、岩手県雫石が屋久島町より若干多い4トン弱です、3,900キロ。屋久島町はもうそのすぐ下の3,825キロなわけですけど、この雫石と福岡市は、除草剤の撤去を求めるように林野庁に申し入れをしています。屋久島町も、やはりこれに並んで撤去の要請をするべきだと思うんです、私としては。その過去の1998年のこのダイオキシン、屋久島町に埋設された除草剤に関連する新聞記事から知ったことなんです、この3,800キロを埋めるときに、憩いの森公園に13か所の穴を開けて埋設したと。その3,800キロが、13か所穴はあるんですが、ほとんど同じ箇所に埋設したのと同様ですよと埋めた方が言っております。1か所に埋めていい量というのが300キロなんです。となると10倍近くの量があの敷地に埋められていることになっています。

もっと驚愕だったのが、埋められているところじゃないところに立て看板があるのはなぜなのかと、埋めた方が言っているという記載があるんです。だから、今憩いの森公園の駐車場のすぐ隣にトイレがありますよね。斜め前にトラロープが張ってあって、雑木林みたいになっているところに立て看板がしてあります。あそこが、本当に埋設地なのかどうかという調査はされたことあるんですか。

○生活環境課長（矢野和好君）

当時の資料をまたひも解いてみました。13か所に確実に埋められているということで、確認をしております。

○2番（眞邊真紀君）

13か所は13か所なんです、あの場所なのかどうかというところが、埋設した方が、違うところに立て看板が立っていると、1998年に証言しております。この方は残念ながら亡くなられているようですけれども、そのあたり、その御家族の方とかに証言を取ったりとか、そういうことを町がするつもりないですか。

○生活環境課長（矢野和好君）

その情報につきましては、私ども持っておりません。また、それを行うのは、また森林管理署ではないかなというふうに思っております。

○2番（眞邊真紀君）

全国の中でも町や市が持っている場所に埋設されているというのは非常に少ないんです。町はもともと杉の苗を育てていた苗畑を町有地として買って、その買ったときにはまさかその除草剤が埋められているとは知らなかったと、当時の町長は言っております。

そういうところを買ってしまったわけですから、やっぱり林野庁に調査をするように要請するというのがやっぱり大事かなと思います、どこに埋まっているか分からないのに、今、ロープが張ってあって立て看板が張ってあるところを埋設地だと信じて調査をしていたら、とんでもない離れたところに埋設されている可能性もあります。だから、その証言をもとに、林野庁に本当にどこに埋まっているんだという調査を依頼するべきだと思います。

記事によると、3メートルの深さ掘って、2メートル四方ですね、2メートルの幅で3メートル掘って、2メートル四方のコンクリート塊を入れて、だから1メートルだと思うんですよ、埋めてあるのが、実際表土が。だから調査できると思うんです。今埋めてあるところが、本当だったら簡単に調査できると思いますから、それは早急に林野庁に埋めてある場所が正確なのかどうか調査をするように要請していただけますか。

○町長（荒木耕治君）

先程、課長が13か所に埋めたというふうに答弁をしていますけれども、再度、林野庁に、その場所がそうなのか、13か所に埋めているのか、そういうことを、今議員が言われた証言者のこと等を含めて、再度要請をしたいというふうに思います。

○2番（真邊真紀君）

ぜひよろしくをお願いします。埋まっている場所が分かりもしないのに、トラロープ張って、立て看板しても何の意味もありませんし、調査本来する場所が違うところかもしれない、すごく恐ろしいことだと思います。民家が近くにありますので、何軒も、やはり早急に対応されるべきだなと思っています。

埋まっている場所が本当にあそこかどうか分からないのに、ロープしてあるわけですが、ほかの地域は、きちんと入らないように柵が設けてあるんです、ああいうロープではなくて。だからやっぱり、今場所が分からないのに、柵しても意味がないかもしれませんから、それは早急には言いませんが、やはり埋設地をきちんと明確にする。明確になった上で、やっぱり撤去の要請というのは、当然必要だと思うんですけれども、その辺どう思いますか。

○町長（荒木耕治君）

先般、再度私も現場に行ってみてまいりましたけれども、何回も行きますが、大分木も茂ってきております。議員が言われるように、トラロープを張って、立て看板が2か所、道路沿いに立っております。あれ3、40メートル奥にあって、そういう場所ですね。

私が町長になった多分当初、8年か9年前に、この問題で非常に議論をしたことがございます。そのときも、再調査等を林野にお願いをした。それでここまできましたけれども、今新たに再度、現場見て、あれでは子供が知らずに入る、そういうこともあり得

るかもしれませんが、本当にあの場所なのか、その場所であれば、そういう立入りができないような柵等も含めてやってもらうように、森林管理署と話をしたいというふうに思います。

○2番（眞邊真紀君）

ぜひよろしくをお願いします。先程無害化するすべがないというふうにおっしゃっていましたが、どうも国会でのやり取りとか聞いていると1,300以上で焼却または熔融すると、無害化されるということが分かっているそうです。そういう炉が実際に全国探せばあると思うんです。その炉がおかしくなるというんだったら、やっぱり林野庁が責任を持って、全国の54か所に埋めてある26トン焼却するような炉を設置して、処理するように、やっぱり屋久島町も福岡市とか岩手県と連盟して、要請していくというのが必要になってくると思います。やっぱり世界自然遺産の島で、それだけ全国で群を抜いて3,800キロも埋まっているわけですから、これ本当に早急に対応していただきたいなと思っています。

最後の質問で、馬毛島へのアメリカ軍の訓練移転について。

ちょっと通告の内容がざっくり過ぎて、ちょっと分かりにくかったので、担当課から問い合わせがありましたけれども、これまで移設に反対の意を表明していたが、これ町長ですね、2月15日の知事との意見交換の場で、賛否を表明する考えはないとの発言があった、ここ私がちょっと報道で勘違いしていて、賛否を表明する考えはないという発言があったというのは、恐らく南日本新聞への取材への答えだったと思います。私翌日の新聞見ておりますので。

それを読んで、これまでの町長が反対と言っておられた、その表明してこられた意思が変わったのかなとあって、ちょっと心配になったんですが、お聞かせください。

○町長（荒木耕治君）

在日米軍の再編協議において、日米両政府が合意をした米軍空母艦載機基地の移転に伴い、陸上空母離着陸訓練施設の適地候補として、平成19年に馬毛島が検討されていることは、マスコミによって報道され、これを受けて、1市3町は陸上空母離着陸訓練施設の馬毛島への移設反対決議を行うとともに、米軍基地等馬毛島移設問題対策協議会を設置をし、種子島、屋久島地域の自治体の総意として、首長をはじめ、議会も全会一致で移転反対を決議をし、平成19年4月に熊毛の構成市町で米軍基地等馬毛島移設問題対策協議会が設置をされました。

当時の協議会は、騒音や日常生活の安全、基地経済への依存など、米軍基地等の恒久的移設により、熊毛地域への悪影響が懸念をされることを理由に反対の立場を示し、反対署名活動や各種団体への説明会、防衛省への抗議活動を行ってまいりました。

その後、これまでの反対色の強い活動が原因で、平成25年2月に中種子町議会が平成

27年7月に南種子町議会が協議会を離脱をしました。協議会の取組をはじめ10年を経過するにつれ、本問題に係る民意も、各市町で異なることが明らかとなり、平成29年12月に中種子町、南種子町も離脱をいたしました。このことから、本問題の主地域である種子島の関係自治体のほとんどが離脱をした状態での存続は困難であり、解散が妥当との結論により、平成30年2月に対策協議会は解散に至っております。

私は、町長就任依頼、屋久島の主産業は観光関連で成り立っており、馬毛島施設整備によって世界自然遺産の島としてのイメージ低下が心配されることから、世界自然遺産の屋久島にはそぐわないと発言をしております。

2月の知事との意見交換の場でも、防衛省から昨年11月に示された飛行経路では、距離的には離れているけれども、騒音等による自然環境や生態系への影響が危惧されることや、FCLP訓練候補地など、施設整備が具体化してきたことで、ジェット化に向けた整備計画が進められている屋久島空港の民間航空機の航空路の影響を懸念していることを含め、世界自然遺産の島にはそぐわないことを、改めて知事に申し上げたところであります。

また、種子島1市2町では、住民説明会を防衛省が開催をしておりますが、本町での住民説明会が開催をされていないことから、住民の議論の深まる説明会の開催についても、知事へ意向を伝えたところです。ですから、先程言われたように、16日に防衛省から説明を受けるということでございます。

本件は、熊毛地域の重要案件であることは明らかであり、防衛省への説明を求め、関係市町間において、情報を共有を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（高橋義友君）

眞邊議員、発言時間を越えております、簡潔にお願いいたします。

○2番（眞邊真紀君）

じゃあ、反対の決議も以前して、町長もその立場、議会もその立場、それは何ら変わらない、賛否でいうと、否定のほうで表明し続けていく、屋久島町はその立場にあるということですよ。

○町長（荒木耕治君）

そぐわないということ否定というふうには受け取られて、新聞社の方もそう言われたんですけど、私はそぐわないという立場をずっと持っています。先般議会でも意見書の提出がありました。私個人でもそうです。私はそういうそぐわないという思いをずっと持ち続けて、今現在もそれはそうであります。ですが、議会もあるいは住民も、屋久島の皆さんと一緒に、この問題は取り組んでいかなければいけないというふうに思っております。

ですから、今のところ、その新聞社の方がしつこく、私は知事から賛否を問われたわ

けではありません。ですから、そういうふうに私がそぐわないと言ったことは、そういうことなんです。ねみたいな話で、やっぱりマスコミというのは、色んな捉え方をされますんで、今現在は、そういう気持ちで私はおります。

○議長（高橋義友君）

しばらく休憩します。

13時30分から始めます。

休憩 午前 11時51分

再開 午後 1時30分

○議長（高橋義友君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、6番、渡邊千護君に発言を許します。

○6番（渡邊千護君）

こんにちは、お疲れさまです。

今回の大とりでございます。一番眠たい時間ですが、しばしの時間お許しいただいて、眠くなった際には、親指と人差し指を目の上でぱちっとやれば開きますので、試してください、眠くなったときは。

それでは、通告に従いまして、1番、水道料金の徴収について。

水道メーターの検針業務は委託業務であるが、適切に検針され、料金がされているか、以上です、お願いします。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

渡邊千護議員の質問にお答えをいたします。

水道の検針業務につきましては、職員が検針をしている地区がありますが、そのほとんどを、業務委託をしております。水道使用料は、前月の検針日から当月の検針日までの間に使用された水量をもとに算出をし、使用者に請求をされるものであります。検針はスマート検針システムを利用し、13台の検針機器で町内全域を検針をしております。検針時における対応として、漏水の有無の確認、検針水量の異常の確認、量水器の異常の確認をするよう検針員に指示をしております。検針時に異常を確認したときは、その家に声をかけ、状況確認を行います。不在の場合は、上下水道係に報告をするようにしています。また、漏水を確認した場合にも対応は同じですが、不在の場合は、水道使用量のお知らせに合わせ、漏水についてという文書を投函をするようにしております。

適切に検針されているかということですが、検針員の検針機を返還した後に水道係に

よる確認を再度行うわけですが、この時点で誤針を確認できず、翌月の検針において誤針を確認することが確かにあります。この場合は、使用者に誤針があった旨を連絡し、その翌月の水道使用料を更正をしております。

また、漏水があった場合は、その状況を調査、確認した上で、漏水減免を行っております。ただし、漏水減免の条件は、使用者に過失がない漏水のみとしております。

いずれにいたしましても、誤針等が確認された時点で、水道係において、直ちにその経緯等を説明をして、使用者に納得していただけるよう、丁寧な対応を心がけるよう徹底してまいります。

○6番（渡邊千護君）

今、説明があったと思うんですが、今、13台で回しているということでした。これ何点か、台数についてと、あとその配置について、集落で何日間タブレットを持って、次の人に渡す期間とかも聞きたいんですけども、各集落に1台はないんですよね、今。その集落でタブレット、何集落でまず回しているのかということと、あと1集落で何日間それを世帯数で何日間ですよって分けてあるのか、あともしくは、期間の間に台風が起きた場合とか災害時等とかあるときに、周れないと思うんです。そのときに予備日という形で、その期間の日には設けてあるのかということの、ちょっと確認したいと思います。

○生活環境課長（矢野和好君）

ただいまのメーター検針機につきまして、御回答申し上げます。

町長の答弁にありましたように、端末は13台、そのうちの1台は口永良部島専用にしておりますので、屋久島のほうは12台で活用しているということであります。

端末1台につきまして、例えば1台目の端末につきましては永田と吉田とか、端末2につきましては一湊と志戸子とか、大体2地区程度を1台の端末機で検針をしているという状況でございます。

検針につきましては、1月の流れを申し上げますと、毎月5日に検針機を係のほうで設定をいたしまして、検針員に配付をいたします。毎月5日から15日までが検針期間でありまして、検針機が町のほうに返ってまいりますので、19日までに係のほうで確認及びまた再検針があれば再検針をいたします。毎月20日は、納付書の発行日また発送日にしております。

検針機につきましては、やはり設置からもう6年以上たっておりまして、やはりバッテリーが少し弱くなっているということで、1つの検針機につきまして2つのバッテリーで対応しているというのが現状であります。ですので、1日にバッテリーが午前中ぐらいしかもたないということもありますので、大体3日間程度で1つの地区を1人の人が検針しているというのが現状であります。

災害時であります、その状況に応じまして検針を行っているというのが現状でございます。

○6番（渡邊千護君）

今の説明でよく理解できました。ここからちょっと町民の方から相談を受けた何件かありますので、それに沿って質問をしていきたいと思っております。

今回、水道料について質問をしたのが、1件の電話がありました。水道料金の請求額が2か月続けて同額で、過去にも何度か数か月同額の請求が続いたことがあったことから、不自然だと思い相談しましたとあって、うちに連絡がありました。私はこう答えました。「普段の生活の中で、一定のリズムがあって生活しているわけですから、もちろんその中では、何度かそのような同額の請求になることもあるかもしれません」と。ただ、ほかにも同じ事例があるようであれば、私も調べてその人にお伝えしようということで、今連絡取っております。

町長、住民から同じような相談は受けていませんか。

○町長（荒木耕治君）

担当課に、水道料の請求金額が毎日同じであるが、おかしくないかという相談は受けております。

○6番（渡邊千護君）

まず、実際多くの方に、私も今回話を聞きました。ただやっぱり急に水道料金が上がったとか同じ金額だという意見は多々いただいております。

実際聞いてみると、じゃあそのメーターがどこにあるかも分からない、見方が分からない、実際証拠がないんですよ、ただ上がったって、急に上がったんだよねって言われても、私も確認することできませんし、そのことに関しては、本当にその都度使っているかもしれませんねというしか答えようがありません。ただ、調べる価値あったんで、今回、質問しながら、またさらに進めていきたいと思っております。

今回、実際町に相談に行った方からの連絡がありまして、これも内容はほとんど一緒です。急に水道料が上がったので、担当課に出向いたとのこと。1回目、職員の説明としては、水を使っているのだから、使用した分の請求には間違いないと。もちろんそれで帰ったそうです。どうしても納得いかないんで、もう一度行っています。そのときには漏水の可能性があるんで、業者をお願いして調べてみてくださいと、業者リストを渡されたということです。

ここで確認なんですけどもメーターまで、もちろん水道管からおうちに引くメーターまでは、町が面倒みると思うんですけども、そのメーターからその敷地内の引き込みの部分の、もし漏水が業者をお願いして見てもらってくださいというのは、その家主が、賃貸の家があるかもしれませんが、その方の責任で、それは調べるといえることですか。

それをちょっと確認。

○生活環境課長（矢野和好君）

渡邊議員の最初の請求額が同じではないかというところにつきまは、議員おっしゃったとおり、やはりその方の毎月の生活自体が変わらないのであれば、水道の請求が同じになるということはあると。また逆に水道料が変動する場合には、異常ではないかということで、こちらもまた確認をするということにはしております。

やはり水道料金が10立方メートル刻みでありますので、そんなに差が出てこないのかなというふうのが、一つの原因ではないかなというふうに思っております。

それと漏水の件ですが、今おっしゃったように、メーターから宅地内につきましては、使用者、個人の責任において修理をお願いしますということでしております。

○6番（渡邊千護君）

ということは、敷地内であれば、もう個人の負担で、自分で業者をお願いをして調べるといことでよろしいですか。分かりました。

じゃあ次にいきますが、ここからちょっと、今回相談を受けて、すごい複雑だったんで、私も理解するのにすごく時間がかかったんですが、じゃ一個、一個進んでいきたいと思えます。

2階建ての住居、借家住宅に住んでいる、2階に住む住民側の相談でした。最初はずっと何か月間2人で住んでいたんですけども、その後1人になったと。1人になって、水道料下がるかなと思ったんですが、ここもまた水道料が上がったということで、12月に1回、もちろんそれは支払いしてあるんですけども、1月13日に検針の伝票を見てみると、さらに料金が高くなっていったということで、これ大体7トンぐらい増えていましたね、そういったときに見せてもらったんですけども。

2週間ほど家を留守にしていたと、なのにこんなに水道料が上るんでしょうかというので、町のほうに相談しています。すると担当者からもちろんメーターチェックをしてほしいということでございましたので、翌日、その担当の水道係、町の検針係の人に来ていただいたと、すごく対応よかったということでした。調べていたんですが、ここでちょっとびっくりしたのが、13日の伝票で13日検針したという伝票がありました。その同じメーター見ると、そのときにもう6トン回っていたそうです。ということは1日に6トン回っていたということは、ちょっとやっぱりおかしいと。

この人も検針の係がすごくいい人なので、余りこういうこと言わないでほしいと言ったんですけども、この6トン回っていたことで、検針係の人になぜですかって聞いたところ、これ実は説明はできないと、そのときに言ったことが、今回は漏水ということで報告しましょうかと、それでいかがですか、今月の水道代は安くなりますよと、その後は様子を見ていきましようかと、町のほうには連絡をしないでくださいというのがここに

あります。ただこれは、言った、言わんで会話のことですから、証拠ではないのかもしれません。実際言ったということでした。

町長、一人暮らしで1日に6トンメーターが回ること、あり得るでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

私も実際よくは分かりませんが、そういうことはないだろうというふうに思います。現実、私の家も3年ぐらい前に漏水をしたことがございます。それは、検針に来た人から指摘を受けました。何で上がるんだろうと思いつつも、ちょうど夏場だったんで、かなり水を使ったのかなという思いでしたことがあります。ですから、急に1日に、そんなに上がることは余りないだろうなというふうに思います。

○6番（渡邊千護君）

そうですね、漏水チェックも一緒に回った後のこれは数字でありますので、検針係の人も説明できなかったということなんですけれども、検針係の漏水の報告だけで水道料金が安くなるというのは、先程も言っていたんですけど、漏水のことについて減免もあるということなんですけども、それってこれ報告を受けた時点で、そうやって町と話し合いをして、減免できるということですか。だから、これだと検針係の人が、今回は報告しますからと安くなりますよといったのが、これは適切なのかどうなのかというの、ちょっと確認したいんですが、どうでしょうか。

○生活環境課長（矢野和好君）

1日に6トンというのは、ちょっと考えられないことかなというふうに思います。例えば、家の外に水道の蛇口があつて、それをその御本人様が知らないうちに使われていたという例もあります。そういう場合は、第三者行為ということで、水道料金とかメーターが上ったという事例は、これまでにあったようですので、その可能性はないのかということも、少し気になるところであります。

ただやはり、御本人の過失がないときには、漏水の認定をいたしますということに規定をしておりますので、事情を説明していただき、またこちらもそのような内容の説明をして、両方で納得する話し合いを協議といいますか、それをしていくということで説明しております。

○6番（渡邊千護君）

分かりました。

今度は、1日6トンという水の量ですが、風呂1回ためると200リットルです。1日に30回風呂入れたことになりますので、これは大体有り得ないのかというふうに思います。

再度、町の担当者に連絡を取りましたと。そして、この回答がすごいんですけども、我々にとっては調べようがないと、町としては調べようがないと、対応できないという

ことで電話を切られたそうです。この対応町長どうでしょう。

○町長（荒木耕治君）

それが事実とすれば、不親切ですから、嚴重に注意はしたいと思います。

○6番（渡邊千護君）

その後、やっぱりその6トンというのが、どうしても気になっていたようなものから、1階の人に相談したそうです。1階の人と何回も何回もチェックしている、こんなに増えるもんかねと、そして下の人にも聞いたら、私も増えていますよという話になったそうです。

そして実は、1階と2階のメーター及び水道料金の請求が逆だったそうです。これ判明しました。すぐに役場に報告しています。実は、水道料金のメーターが逆ですよ、これを訂正してもらえませんかということで。言った次の日です、担当者が自宅に来ています。そのときにてっきり謝罪の挨拶に来たと思ったそうです。しかし謝罪の言葉はなく、いきなり訂正後の水道料についての説明を始めたそうです。町長、8か月にわたり誤針の使用料を請求し続け、多大な迷惑を受けた住民に対して、ここは謝罪をするべきではなかったのでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

謝罪が先だと思います。

○6番（渡邊千護君）

まだ伺ってきていないということで、まだ謝罪をされていないと。別に謝罪だけを求めているわけじゃなくて、しっかりした丁寧な説明をしてほしかったということで、この方は言われています。やっぱり町のこれ検針の人が間違えたにしても、やっぱり業務を委託しているのは町ですから、責任は重いと思います。

町長これ謝罪は、町長が謝罪するんじゃないかと担当課の課長なり、その職員なり行って、謝罪すべきだと思いますが、もう一度お願いします。

○町長（荒木耕治君）

事実確認をして、そういうことがあれば、担当課を出向かせたいというふうに思います。

○6番（渡邊千護君）

そうなのですが、実際、これが誤針の伝票と訂正後の伝票になります。そしてこれから、訂正後の今度話なのですが、訂正後に記されたのが、その1人の住んでいる方は、いきなり水が上っているということで連絡したんです。ただ下は家族で住んでいるから、もちろん水量が多いと思っていました。ただし、ここに出てきているのが、その1人で住んでいる人の二月分です、ひと月分、27トン請求しています。そのうちの12日間は、里帰りして東京に行っていました。12日間で27トンという請求は、これ当たり前でしょ

うか。担当課長、この請求額は、請求の水量はおかしいと思うんですが、2か月続けて27トン、27トン来ているんです。

○生活環境課長（矢野和好君）

メーターに異状もないということで、今報告を受けておりますので、水量については、そのとおりかなというふうに思います。

ただ、どこか水を出しっ放しにしていたとかいう事実はないかどうかというのを、またお話をさせていただきたいというふうに思います。

○6番（渡邊千護君）

総務課長、突然すみません、消防車の積載水量は大体1台何リットルぐらい入っているか分かると思うんですけども、どれぐらいか分かりますか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

消防車といいますと、分遣署に配置しているという意味ですか。3トンから4トンじゃなかったですか。

○6番（渡邊千護君）

突然のあれだったので、というのもあるんですが、できれば総務課長、入札もやるので覚えておいてほしかったです。全国平均で大体1,500から2,000リットルが入っているそうです。仮に1日間、12日間住んでいて、1台分が2,000リットルとしましょう、1日1台分の水を12日間使ったとしても、2万4,000リットルなんです。ということは、あと1.5日分が、水がまだ使っていないんです、余っているんです。それでもまだ水が、それ以上使っているということです。

12日間しかいないのに27トンというのは、漏水確認もこれしてもらったときです。その後その次の日には、その数日後に持って来たのがこれです。漏水確認もしました。メーターも見てもらいました。ただ、誤針ですって訂正後に持って来たのが、1人の方ですね、27トン、27トン、またそれと同時に、結局農業集落排水になると、1人でその同額を払わないといけないので54トンになります。ですから、その分の金額を1万近く9,000円ぐらい払うことになっているわけですが、これが果たしてあり得るのかなと、私は思っていますが、担当課長、どうでしょう、もう一度。

○生活環境課長（矢野和好君）

数字が出ているのは事実でありますので、また確認をさせていただきます。

○6番（渡邊千護君）

この住民は、請求が来て、説明していただければ、全然もうこれは支払っております。ただ、説明ちゃんとしてほしいというのと、何が一番怒ったかって、担当者がおうちに来て、その訂正後の説明をするときです、ドアを開けました、説明しますと、終始入って来たときから説明が終わるまで、常にドアによりかかって説明したそうです。その態

度にかなり怒っているんです。ですから、ちゃんと対応して、実は調べますと、もしかしたら検針は伝えていなかったかもしれないとか、そういう不備があった場合でも、説明していただければ納得すると言っているんです。ただ、その対応が余りにもひどいということで、今回こういう相談を受けています。いつも自分で調べて自分で解決する人だったんですこの方は。ただ、今回どうしようもないと、どうしてもちょっと話を聞いていただきたいと私のところに来ています。

これが、この記録を見てもらうと、町長に渡していないんですけども、実はもしかしたら、入った月8か月の3か月分が検針しているところと、ちょっとずれてしていないところがあって、ここに住んだときに、基本料金は請求は来ている、もしかしたら、この検針の方に、ここに住んでいるという報告が行っていないんじゃないかなと、検針記録がないんです。だから、帳尻を合わせて、ここに来た可能性が、見ていると、よく分かってくるということが分かりました。

だから、もしかしたら、ここの連絡、相談、ちゃんと報告というのをしっかりやっていなかったのも、こういうふうになったんじゃないかなと、私の推測です。これも私が調べたわけじゃないので証拠はありませんが、そういう連携が取れていないんじゃないかなと、私は思っているんですが、この辺どうでしょう。検針記録がないのに請求が行っているちゅうのがまた、どうなのかなと。

○町長（荒木耕治君）

今、議員が言われること、よく分かりますんで。現地を先程課長が言ったように、きちんと再調査をして、厳正に対処をしたいというふうに思います。

○6番（渡邊千護君）

そうですね、これから見ると、もしかしたら本当に連携の問題なのかもしれません。誰が悪いとかじゃなくて、やっぱりもちろん悪いです。それで請求行っているわけですから。これでもらったときに、ずらっと見たら、あれって、検針していないんじゃないのっていうのは、これデータははっきり分かります。

ですから、早急に本当に住民と、言っているのは、しっかり説明していただいて、町の職員の姿勢だったりだとか、そこが余りにも衝撃で、最後には、怖くて怖くてという電話でした。上から物を言われたということで、怖かったと言われています。これ、本当、担当課長、早急に対応していただきたいと思います。

それで、ほかにも色んな意見を聞くことができました。結局多かったのは、先程言ったように、水道料金が上がったという例が多かったです。今回、この今説明した分でいきますと、検針ができていなくて請求しているケースも、これで見分けられることができたよと、もしかするとほかにもある可能性が考えられるんじゃないかということですが、町長、今後どのように対処していくのか、もちろん強化していかないといけな

いと思うんですが、その辺を具体的に、具体的にというか、町長の思いをお願いします。

○町長（荒木耕治君）

水道料金についての苦情といいますか、クレームが来ているのは、先程議員も言いましたけども、漏水があると減免をされるんじゃないかというような自分の敷地内であっても、減免をされるんじゃないかというそういうこともありますし、あるいは、水道使用量の請求が来ないというものとか、先程言われる水道使用量が多い、こんなに使っていないということ。それとあるいは、点検をしているんでしょうけど、量水器ボックスまたは量水器が壊れているというような、そういうことも担当課にはあるみたいですので。

態度も含めて、きちんともう一遍指導をし、住民により優しくというのが、私どもの基本だと思っておりますので、そういうことを再度徹底をして、水道課のメーター検針に限らず、ほかの部署も、そういう住民と接するときには、そういう礼儀を失しないようにということは、徹底をしていきたいというふうに思います。

○6番（渡邊千護君）

本当に全町調査になると、もっと件数が多くなる可能性が出てくる可能性がある。しかし、今の段階で、全部調査をしてとは言いませんけれども、今回本当に大勢の方に話を聞いてみて、ほとんどの方が、また水道料が上ったというの、やっぱり先程から言っていますが、そういう意見が上ってきておりますので、もしかしたら、その月だけ多く払っているかもしれない、漏水しているかもしれない、メーターが本当にちょっとさっき言ったように壊れているかもしれない、検針が帳尻を合わせたかもしれない、しかし、住民は、町の請求額が当然と信じています。ですから、だからこそ、水道料、もちろんそれで払っているわけですから、町と信頼関係を築くためには、町の管理体制の強化、指導徹底をしっかりとさせていただきたいと、そう思っています。

それでは、次の質問がもう1つあるんですけれども、料金が不適切であると、徴収の仕方について、問い合わせやクレームが、似たような感じにはなるんですが、クレームはまた来ていないかどうかですね。

○町長（荒木耕治君）

先程も言いましたけれども、今言われた議員と同じようなことが問合せ等がこれまで、たくさんといいますか、今言われたようなことは担当課に来ているということでございます。

○6番（渡邊千護君）

担当課長には、この間通告するときに話したんですが、ちょっと1件安房の、集落名言っちゃったんですけども、その方から、督促状が送られてきたと、この方は、11月分の水道料金を1月6日までに町のほうに納付してくださいというはがきが来ていました

ので、年をまたいでから振り込むよりも、もう年前に振り込もうということで、12月の29日の日に郵便局で、もうお支払いをしていると。

そしたら、その後、1月19日付の督促状が来ています。その間14日間、15日間というのは日付もあるんですが、督促状100円も払わなきゃいけないということで、翌日町のほうに話を聞きに、この督促状は何なんだというふうに持って行ってあります。そしたら、町の職員の答弁です。最初は、男性の若い子が座って対応してくれたと、そしたら途中で、代わって俺がするからということで、座っているにも関わらず、ずっと上から話をされて圧を感じたそうです。言ったことが、「郵便局自体の処理に時間がかかったので、町としては、コメントしようがない、理由はない、説明しようがない」というふうに答えてあります。

そして、翌日、またこの相談した方は、郵便局に行っています。まだ町のほうに届いていないということで督促状が来たと、そしたら全て調べてもらっています。29日安房郵便局、1月4日には、そのまま福岡の受付の処理をされています。屋久島町役場には1月5日の3時49分にもう振り込まれてあります。そして、督促状が来たのが、19日付です。そこから15日間、確認をしていないのは町のほうなんです。もう入っているにも関わらず。なのに郵便局自体の処理が遅いと、ほかの銀行は処理が速いけど、郵便局だけは遅いんです。だから、確認されていませんということで、またこれ帰っています、帰されています。

さらに、町のほうの会計課に問い合せして、ちゃんと問合わせしたところ、実際は入っていると。そのときに、なぜ担当職員は、隣に確認すればできたにも関わらず、確認しないで、その人を3日間、4日間行ったそうです。4日目にすいませんでしたと、それまでは突っぱねたそうです。町長、この対応どうでしょう。

○町長（荒木耕治君）

態度はどうですかというより、あるまじき行為じゃないというふうに思っています。

○6番（渡邊千護君）

そうですね。本当にこの方も、督促の下のほうに行き違いがある場合がありますというふうに書いていたから、そんなに最初は、何で来たとかよと行って行ったと思うんです。一番かちんときたのは、これ払ったんですね、じゃあ確認するまで、もう別に払わなくても大丈夫ですからと、目の前でシュレッターかけたそうです、じーっと。それからですね、怒ったのは。何か一つ原因があってみんな怒っています。最初の対応がよければ、こうやって怒っていくんじゃないって、まあ間違えたんだろって、じゃあ今度から間違えないようにしてねって、すいませんでしたって、一言でよかった話なんです。それを目の前でシュレッターに机の下の目の前でじーってされたらと、そこから火がついています。なんらかのきっかけ、接客の対応次第では、ちゃんと住民も理解してくれる

と思うんです。その対応の教育等をしっかりしていただきたい。

そして、今回、一般質問の中で、緒方議員も言っていました。職員の人材、教育とかだったり育成、そこら辺の話。私も本当そうだと思います。職員の接客マナー、1人の住民の信頼を失うと信頼を回復するまでに、本当かなりの時間がかかってしまいます。1人が挨拶を人にしなかったとしても、役場に行っても誰も挨拶しないと言われる。だから、町全体が信頼を確保するためにも、職員の研修をするべきではないかと、私も感じました。

そして、ちょっと色々ネット見ていたんですけど、国家公務員倫理法というのがありまして、これ地方公務員で調べたら、地方公務員倫理法ちゅうの出てきませんで、ただ同法と同規定で同じくらいの力を持つということで、13年前になったというふうに書いてありましたので、この国家公務員というところを地方に読み変えて読みたいと思います。題、国家公務員法、ここ地方公務員法といわせていただきますが、「第1条地方公務員が町民全体の奉仕者であって、その職務は町民から付託された公務であることに鑑み、地方公務員の職務に係る倫理の保持に資するために必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する町民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する町民の信頼を確保することを目的とする」この倫理に基づいて、公務に努めていただきたいと思います。

以上です。終わります。

○議長（高橋義友君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は3月の23日、午前10時から開きます。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

散 会 午後 2時08分

令和3年第1回屋久島町議会定例会

第 5 日

令和3年3月23日

令和3年第1回屋久島町議会定例会議事日程（第5号）

令和3年3月23日（火曜日）午前10時開議

- 日程第1 議案第16号 屋久島町道路線の変更について
- 日程第2 議案第17号 屋久島町道路線の認定について
- 日程第3 議案第18号 屋久島町道路線の認定について
- 日程第4 議案第19号 屋久島町道路線の認定について
- 日程第5 議案第20号 屋久島町道路線の認定について
- 日程第6 議案第21号 債権の放棄について
- 日程第7 議案第22号 債権の放棄について
- 日程第8 議案第23号 口永良部島辺地総合整備計画の変更について
- 日程第9 議案第24号 吉田コミュニティセンターふれあい館の指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第25号 屋久島町福祉センター及び屋久島町総合福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第26号 屋久島町安房地区共同墓地の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第27号 屋久島町屋久杉ランド休憩施設の指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第28号 屋久島町まごころ市ぽん・たん館の指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第29号 屋久島町志戸子ガジュマル公園の指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第30号 屋久島町安房荒茶加工施設の指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第31号 屋久島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第32号 屋久島町税条例の一部改正について
- 日程第18 議案第33号 屋久島町乳幼児等医療費助成条例の一部改正について
- 日程第19 議案第34号 屋久島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第35号 屋久島町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第21 議案第36号 屋久島町介護保険条例の一部改正について
- 日程第22 議案第37号 屋久島町営住宅管理条例の一部改正について
- 日程第23 議案第38号 屋久島町営単独住宅管理条例の一部改正について
- 日程第24 議案第39号 屋久島町立学校設置条例の一部改正について
- 日程第25 議案第40号 屋久島町学校給食センター等設置条例の一部改正について
- 日程第26 議案第41号 屋久島町組織機構改革に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について
- 日程第27 議案第42号 屋久島町議会議員及び屋久島町長の選挙における選挙運動の

公費負担に関する条例の制定について

- 日程第28 議案第54号 屋久島町旧支所周辺にぎわい創出事業基金条例について
- 日程第29 議案第43号 令和3年度屋久島町一般会計予算について
- 日程第30 議案第44号 令和3年度屋久島町上水道事業特別会計予算について
- 日程第31 議案第45号 令和3年度屋久島町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第32 議案第46号 令和3年度屋久島町国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程第33 議案第47号 令和3年度屋久島町介護保険事業特別会計予算について
- 日程第34 議案第48号 令和3年度屋久島町診療所事業特別会計予算について
- 日程第35 議案第49号 令和3年度屋久島町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第36 議案第50号 令和3年度屋久島町船舶事業特別会計予算について
- 日程第37 議案第51号 令和3年度屋久島町電気事業特別会計予算について
- 日程第38 議案第52号 令和3年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 日程第39 議案第55号 屋久島町口永良部島海底光ファイバケーブル等整備工事請負契約の締結について
- 日程第40 議案第56号 2 災1号湯泊港災害復旧工事（1工区）請負契約の締結について
- 日程第41 令和2年陳情第5号 グリホサートの公共エリアへの散布の禁止をする条例の制定を求める陳情書
- 日程第42 発委第1号 屋久島町議会会議規則の一部改正について
- 日程第43 発委第2号 専決事項の指定について
- 日程第44 議員派遣について
- 日程第45 閉会中の継続調査申し出の件について
- 日程第46 閉会中の継続調査申し出の件について

○閉会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	中馬慎一郎君	2番	眞邊真紀君
3番	相良健一郎君	4番	岩山鶴美君
5番	上村富士高君	6番	渡邊千護君
7番	石田尾茂樹君	8番	榎光徳君
9番	緒方健太君	10番	小脇清保君
11番	日高好作君	12番	下野次雄君
13番	岩川俊広君	14番	寺田猛君
15番	大角利成君	16番	高橋義友君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

議会事務局長	日高孝之君	議事調査係長	鬼塚晋也君
議事調査係	恵由葵乃君		

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町長	荒木耕治君	教育長	塩川文博君
副町長	日高豊君	会計課長兼会計管理者	上釜裕一君
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長 観光まちづくり課参事 （観光推進担当）	鎌田勝嘉君	政策推進課長	三角謙二君
福祉支援課長 兼福祉事務所長	川東眞稔君	町民課長	日高邦義君
生活環境課長	寺田和寿君	健康長寿課長	塚田賢次君
建設課長	矢野和好君	産業振興課長（併任） 農業委員会事務局長	鶴田洋治君
地域住民課長	日高一成君	電気課長	内田康法君
教育振興課長	佐々木昭子君	監査委員事務局長	日高孝之君
	計屋正人君		

△ 開 議 午前10時00分

○議長（高橋義友君）

おはようございます。開会の前に、総務課長から発言を求められておりますので、これを許可します。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

おはようございます。議案第38号、屋久島町営単独住宅管理条例の一部改正について、訂正をお認めいただきたいと思ひます。

机の上にお配りしてあります条例案の部分の別表中1、2、3、4、5、上から5番目、松峯団地の峯という字が間違っておりますので、ここを訂正をお認めいただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（高橋義友君）

ただいまから、本日の会議を開きます。本日の日程は、配付いたしてあります議事日程表のとおりです。

- △ 日程第1 議案第16号 屋久島町道路線の変更について
- △ 日程第2 議案第17号 屋久島町道路線の認定について
- △ 日程第3 議案第18号 屋久島町道路線の認定について
- △ 日程第4 議案第19号 屋久島町道路線の認定について
- △ 日程第5 議案第20号 屋久島町道路線の認定について
- △ 日程第6 議案第21号 債権の放棄について
- △ 日程第7 議案第22号 債権の放棄について
- △ 日程第8 議案第23号 口永良部島辺地総合整備計画の変更について
- △ 日程第9 議案第24号 吉田コミュニティセンターふれあい館の指定管理者の指定について
- △ 日程第10 議案第25号 屋久島町福祉センター及び屋久島町総合福祉センターの指定管理者の指定について
- △ 日程第11 議案第26号 屋久島町安房地区共同墓地の指定管理者の指定について
- △ 日程第12 議案第27号 屋久島町屋久杉ランド休憩施設の指定管理者の指定について
- △ 日程第13 議案第28号 屋久島町まごころ市ぼん・たん館の

指定管理者の指定について

- △ 日程第14 議案第29号 屋久島町志戸子ガジュマル公園の指定管理者の指定について
- △ 日程第15 議案第30号 屋久島町安房荒茶加工施設の指定管理者の指定について
- △ 日程第16 議案第31号 屋久島町特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- △ 日程第17 議案第32号 屋久島町税条例の一部改正について
- △ 日程第18 議案第33号 屋久島町乳幼児等医療費助成条例の一部改正について
- △ 日程第19 議案第34号 屋久島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- △ 日程第20 議案第35号 屋久島町国民健康保険条例の一部改正について
- △ 日程第21 議案第36号 屋久島町介護保険条例の一部改正について
- △ 日程第22 議案第37号 屋久島町営住宅管理条例の一部改正について
- △ 日程第23 議案第38号 屋久島町営単独住宅管理条例の一部改正について
- △ 日程第24 議案第39号 屋久島町立学校設置条例の一部改正について
- △ 日程第25 議案第40号 屋久島町学校給食センター等設置条例の一部改正について
- △ 日程第26 議案第41号 屋久島町組織機構改革に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について
- △ 日程第27 議案第42号 屋久島町議会議員及び屋久島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- △ 日程第28 議案第54号 屋久島町旧支所周辺にぎわい創出事業基金条例について
- △ 日程第29 議案第43号 令和3年度屋久島町一般会計予算に

ついて

- △ 日程第30 議案第44号 令和3年度屋久島町上水道事業特別会計予算について
- △ 日程第31 議案第45号 令和3年度屋久島町簡易水道事業特別会計予算について
- △ 日程第32 議案第46号 令和3年度屋久島町国民健康保険事業特別会計予算について
- △ 日程第33 議案第47号 令和3年度屋久島町介護保険事業特別会計予算について
- △ 日程第34 議案第48号 令和3年度屋久島町診療所事業特別会計予算について
- △ 日程第35 議案第49号 令和3年度屋久島町農業集落排水事業特別会計予算について
- △ 日程第36 議案第50号 令和3年度屋久島町船舶事業特別会計予算について
- △ 日程第37 議案第51号 令和3年度屋久島町電気事業特別会計予算について
- △ 日程第38 議案第52号 令和3年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計予算について

○議長（高橋義友君）

日程第1、議案第16号、屋久島町道路線の変更についてから、日程第38、議案第52号、令和3年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計予算についてまでの38件を一括議題とします。

本案については、各常任委員会の付託案件です。

これから各常任委員長の審査報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員長（岩山鶴美君）

皆様、おはようございます。令和3年第1回屋久島町議会定例会において、総務文教常任委員会に付託された議案に関する審査の経過と結果を御報告いたします。

本委員会に付託された案件は、議案第21号、23号、24号、31号、32号、39号、40号、41号、42号、43号、50号、54号の12件でありました。

委員会審査は、3月11日、12日、15日の午前10時より、役場本庁第1委員会室において、関係課長、事務局長の出席をいただき、詳細な説明を受け質疑を行い、議案審査を行いました。

それではまず、議案第21号、債権の放棄についてであります。

委員より、実際に破産手続きが開始されて、終了が認められたのがいつになるのかとの質疑に対し、手続きとしては、平成30年10月に、債務者の代理人弁護士さんから、債務整理開始通知が届き、債権に関する調査の回答をしたところである。令和2年8月25日、名古屋地裁の裁判所から、破産手続きを開始し、同時に終了させるという決定通知があったので、破産の手続きは、平成30年10月にはしていたとの回答がありました。

討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第23号、口永良部島辺地総合整備計画の変更についてであります。

委員より、具体的に増額の理由と内容はどの質疑に対し、当初設計は70メートルであった。66メートルになったことによって、通常であれば事業費が下がるという部分があるが、離島単価、工事単価、コンクリートの単価が増したことによって、事業費が増えているという形になっているとの回答がありました。

討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第24号、吉田コミュニティセンターふれあい館の指定管理者の指定についてであります。

特に質疑もなく、討論に入りましたが討論はなく採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第31号、屋久島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。

委員より、今、国または県の交付基準による額は幾らになっているのかとの質疑に対し、令和2年12月21日付で、総務省の統計企画管理室のほうから通達があり、令和3年度における統計調査委員等の手当の日額単価についての通知が来ている。その中で、統計の種類により7,200円から7,250円という形の中で、幅が持たされたことから、国から示されたその基準に基づき、統計の種類によって支払いをするために、今回このような改正を提案するものであるとの回答がありました。

討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第32号、屋久島町税条例の一部改正についてであります。

委員より、屋久島町内に地縁団体は何団体あるのかとの質疑に対し、現在10団体であるとの回答がありました。

また、委員より、10の地縁団体で均等割以上に課税している団体は、今いくらあるのかとの質疑に対し、10団体のうち2団体が均等割の申告及び課税をしているが、あとの

団体については収益が伴っていない。収益を伴っていない団体については、申告していただき、減免で対応するということであるとの回答がありました。

討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第39号、屋久島町立学校設置条例の一部改正についてであります。

討論を行いました但し討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第40号、屋久島町学校給食センター等設置条例の一部改正についてであります。

討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第41号、屋久島町組織機構改革に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定についてであります。

委員より、教育振興課を教育総務課というのは、いじめ問題対策連絡協議会の問題が、やはり重きになるということで、別途設置するものなのかとの質疑に対し、これまでいじめ問題対策連絡協議会の設置条例において、所管する課を教育委員会の教育振興課としていたが、教育総務課、社会教育課に教育委員会を2つに分けるということで、今後の対応については、教育委員会教育総務課が処理をしていくという意味の改正であるとの回答がありました。

また、委員より、いじめというのも非常に大事な対策であるが、一方で、子供たち以外の、例えば教職員の心のケアとか保護者、特に山海留学で来られた親のケアとか、その辺はどういう位置づけで対応されていくのかとの質疑に対し、教員の心のケア的などころについては、教職員は教職員の互助会があり、その中で、町のほうから互助会にストレスチェック等の依頼をして、年に一度、必ずそのストレスチェックに基づいた診断を受けて、必要な方については、県教委が準備をしている相談窓口や共済組合が設置している鹿児島県教員健康24という窓口、あるいは町教育委員会が現在徳洲会病院の院長に、その産業医としての業務委託をしている。指導主事を通して、その産業医につないでいくというような体制づくりをしている。

また、山海留学の保護者さんたちについては、今年度留学生の保護者さんが自ら命を断られたというような事例も発生している。その事例を受けて、山海留学の実行委員会というものを、連絡協議会にかえて、意見交換をしているところだが、相談しにくいところもあるかもしれないということで、何らかの手立てを講じなければいけないというような協議で一致はしているが、具体的にどのような対策を取るかといったところまでは、まだ進んでいないところである。

事務局の案としては、やはり保護者さんだけの会合、そこには町教育委員会も世話人として入る必要があるが、意見交換の場を作っていく、あるいは町内に関係のないカウンセラーの活用といったところも考えなくてはいけないだろうと考えているところであるとの回答がありました。

討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第42号、屋久島町議会議員及び屋久島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてであります。

委員より、個人の車を使う場合には、その使用についての対価はないということなのかとの質疑に対し、資産の多少にかかわらず、立候補や選挙運動の機会均等を図る個別契約方式で、自動車の借り上げ代を請求する場合、例えば軽自動車しか持たない方、あるいは免許を持たない方も立候補できる機会は与えられる。公費負担ができる規定であるが、必ず使用しないといけないということではない。個人の方から借りることも当然できるが、だめだという決まりもある。何がだめかという、同一生計内にある方の場合はだめだということになる。選挙公営という言葉の響きが、少し一般の方にも分かりにくいと思うが、条例の名前に書いてあるとおりに、予算で公費負担ができるよという意味に置きかえて考えていただいて結構だと思う。立候補される方を対象とした説明会がもちろんあるので、その中で詳細については説明しようと思っている。ちなみに、この条例案が可決された後に、内容については、ホームページ等で広報したいと考えているとの回答がありました。

討論を行いました。討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第54号、屋久島町旧支所周辺にぎわい創出事業基金条例についてであります。

委員より、できるだけ早く施設整備をしたいということで基金を創設したいということであるが、令和13年、10年間というのは、非常に地域でも長過ぎるのではないかという声がある。10年間ということに設定した理由はとの質疑に対し、期間の設定については、当初考えていなかったが、議論をしている中で、やはりスピード感を持ってしようと決意を持った中で、令和4年度に除却が終わったら、5年度からできる方向をまず取り込もうという形で、今回の予算が可決後、早急に民活を含めた提案型の募集もかけながら、集落との協議を重ねていく組織を作りたいと思っており、必ず10年以内には、このことが完結するんだと、意思表示のための10年間という表現にさせていただいているとの回答がありました。

また、委員より、5年度からやりたいという気持ちがあれば、財政調整基金を運用し

て、先に幾らか積んで、いつでも着手ができるような状況をつくるべきじゃないかなと思うが、出納状況で繰越金がなかったら、もうほんの少しずつしか積まない、ある程度積んでも、民間活力のほうにうまくいけば、何も使わなくても済むわけで、そのときには目的が達成すれば、その目的基金は必要ないわけだから、また普通の財調に積み立ててもいいと思う、そうすることで、地域の住民の方々、町民の皆様に安心感を与えることは必要ではないかと思うがとの質疑に対し、財政担当も含め、協議を今進めている。その中で、地方財政法の第7条の余剰金の中で、余剰金の2分の1以上は、翌年度に積み立てなさいという表現がある。そうすると、財源的に厳しいのかなと思っている部分がある。

今年については、コロナ交付金で、かなり一般財源を充当した分を活用されて、ある程度の不用額が見込まれる部分もあるので、その中で実際に2分の1がどの額なのかというのを見据えたいと思っていて、ただ恐らく思うほどのところまでいかない可能性があるがあるので、そこについては、財政調整基金から繰り出しをして、その分をプラスして7月の積立てに6月で予算を計上したいというふうに考えているところである。

この基金条例については、本来だと公共施設等については、ハード施設整備のみの充当であるが、今回は、そういう形で明言をしておらず、施設をつくるもの、それに付随するソフト事業にも弾力的に使えるような形で条例を制定している。

まず、尾之間支所跡については、集落からも民活を含め、ぜひ検討していただきたいということがあったので、3月議会終了後、4月以降については、すぐ民活の公募型のプロポーザル型の公募を、令和5年度をめどに使えないかという形で公募していきたいと思っている。その中でいいものが出てきたら、集落を交えた審査会を開いて採用していきたいと考えており、並行して集落とそういう形で公設の場合の議論も進めていきたいと思っている。

宮之浦については、この発言をする前に、宮之浦の区長さんとも話をした。宮之浦の区長に尾之間のほうが公募型も並行して行う予定であるが、宮之浦のほうはどうかという話をしたところ、令和3年度の総会に向けて、宮之浦は宮之浦の集落として、あそこをどのように使っていきたいかという議論を深めていくので、まず、その議論の在り方について見守ってほしいということであったので、今回4月以降については、尾之間の公募を、まず行いたいと思っている。宮之浦の方針等が見えてきた段階で、宮之浦もぜひ公募してほしいというのであれば、そういう考え方も組み入れながら、取り組んでいきたいと思っているとの回答がありました。

討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第43号、令和3年度屋久島町一般会計予算について（分割）であります。

多岐にわたりますので、主なものを御報告いたします。

まず、総務課所管では、委員より、光の契約件数はどうなっているのかとの質疑に対し、令和元年に完成した屋久島局、尾之間局、小瀬田局、安房局、この中で契約件数が2,130件である。この区間の世帯数、住民基本台帳から引っ張り出すと5,323件ということで、単純に割ると40%の加入があったということである。ただ、住民基本台帳の個数というのは、人が住んでいないところなので、事業系の事務所を含めて2,130件というところである。各家庭が契約している件数にすると、これより下がるという認識で御理解いただきたいとの回答がありました。

また、委員より、今年光回線を口永良部の施設が始まるが、口永良部からも不感遅滞のことができないかとの声があるがどう考えるかという質疑に対し、西部地域については、永田と大川の滝までは光の回線が行く。永田から大川の滝区間については、国の環境省の網もかかっているということもあって、なかなか鉄塔を建てるのが難しい懸案がある。消防もデジタル無線化されているが、その区間の電波の入りが悪いということがあって、色々検討してきているが、そこも厳しい状況は続いている。その他の地域については、こちらのほうから県を通じて事業者のほうに要請をかけていて、昨年白川地区に整備をしたいという要請があったが、住民との折り合いがつかずにできなかったこともあるので、今後また継続して要求をしていきたいとの回答がありました。

また、委員より、庁舎の総合窓口を設置するというので、この費用はどこにでてるのか、どういう方法とするのかとの質疑に対し、一般管理費の中で計上している。会計年度任用職員の給料で、昨年比較300万円程度の増となっている。3名で電話交換と総合窓口を交互にやっというところ、今進めている。正面玄関から入ってきて、町民の方が入口から入って来たときに、まず、「おはようございます」「こんにちは」と声をかけられるような場所に設定をしていきたいと考えているとの回答がありました。

また、委員より、ハザードマップが今年度500万円計上されているが、以前も作成し対応したが、今回また、さらに精密なものが出てくると思うが、地域によっては防災訓練をしてきているので、地域の意見、声を取り入れて反映させてほしいとの質疑に対し、津波浸水想定というのは、県がしている。併せて土砂災害警戒区域も県が調査をして明確にしているのので、それも併せて表示していく形になる。避難場所の表示を入れてほしいということについては、検討はできると思うので、集落と意見交換をしながら検討していきたいとの回答がありました。

また、委員より、消防費の中で、消防団員報酬、手当、年間の報酬は幾らかの質疑に対し、出動手当は1回につき4,700円、消防団員報酬については、団長が15万8,000円、副団長が10万4,800円、通常の間員は4万6,400円であるとの回答がありました。

また、委員より、屋久島町は1回の手当が4,700円ということだが、国の定めに対し

ては大変安い、鹿児島県の中で、出動手当が1回7,000円を越えている市町村もある。国の大体の基準というのが1回7,000円相当の手当を見込んで、地方交付税を交付している。その当たりを熊毛郡内でしていただきたい。手当の上乗せをすることで、団員を増やす努力をしてほしいとの質疑に対し、そういう状況が団員の充足にならない要因ということであれば、郡内で調整をしていかなければならないのかなと考えるとの回答がありました。

次に、教育振興課所管では、委員より、志戸子公民館の大規模補修工事の設計図面はできているのか、大きな改修場所はとの質疑に対し、設計は建設課でできている。屋根、外壁、トイレは1階のフロアに配置する。ガラス窓、雨戸、シャッターなど、台風対策等も含めた工事を実施する計画であるとの回答がありました。

次に、委員より岳南中学校の大規模改修の1億4,600万円については、どのような改修内容かとの質疑に対し、令和3年度については、屋根防水、外壁の改修、併せて屋内消火栓の設備工事であるとの回答がありました。

また、委員より、遠距離通学支援とはどのようなシステムか、何人分なのかとの質疑に対し、今まで安房小、安房中、岳南中、神山小の4キロ、6キロよりも長い子供たちについては、定期券を配布し利用していたが、今年度の通学バスの改正により、2キロ以上が基本的にスクールバスに乗れる形で運行をする。栗生に関しては、中間地区が2キロオーバーになり、児童が4人いるとの回答がありました。

次に、町民課所管では、今回、新築家屋、課税漏れ家屋の把握をやるということの理解でよろしいかとの質疑に対し、準備段階に入るということになる。全棟調査を実施するには、人的な配置や予算も伴うので、計画を立ててまいりたいと考えているとの回答がありました。

また、委員より、前回は何年に調査をしているのかとの質疑に対し、旧上屋久町が昭和63年から平成4年までの5年間、旧屋久町は昭和63年から平成2年の3年間で実施している。今回、準備検討している中においては、調査の仕方も工夫をして、航空写真を活用し、漏れのない作業を進めてまいりたいとの回答がありました。

次に、政策推進課所管では委員より、宮之浦支所の解体に伴う遠隔電子の鍵のシステム、総合センターの貸出し等の関係業務がどうなるのかとの質疑に対し、全町的な管理のシステム構築を検討している。その中で、警備機械等を設置し、それによって警備をするという考え方にしている。一つとしては、施設外部につながるドアの破損及び開閉もしくは空間における発熱材や赤外線遮断灯を感知して、侵入者を感知する機能を持つという部分と、異常を感知して異常発砲等の光の点滅灯により、施設外部の周辺が視認できる機能、警報機等によつての破壊、切断によつて異常を感知する機能、カード式による警備の開始と解除の操作を行う機能、監視センターにより異常値の信号を送信す

る機能というような5項目の機械を導入することによって、監視できるようなシステムの構築の検討を図っていくような形としている。導入については、各出張所、保健センター、公民館等を含めて検討しているところである。現在まず、宮之浦出張所が除却することから、8月くらいからその導入ができないかという形で、今事務的なことを進めているところである。それに含めて、体育館と会議室等も電子ロックを暗唱番号で解除する方法のシステムを令和3年度で実証的に入れてみて、運用上、可能であれば、そういうところも予約管理システムによって、その暗唱番号で鍵が解除されて活用できる予定で、事務を進めているところであるとの回答でありました。

これに関連し、地域住民課所管では、総合センターのほうもその鍵システムで行う予定にしている。もし鍵システムで運用が順調よくいけばよいが、もしもということがあった場合のために予算を組んでいるが、宮之浦出張所の場合は、守衛の業務を半年で終了ということになるので、それ以降に総合センターの貸出しの関係は、個人にお願いをするかどうかということで、この分の予算を計上しているとの回答がありました。

次に委員より、公債費の中で、船舶特別会計補助金で5,300万円ほどあるが、国庫補助金、県補助金で見れなかった分を、町が補助するということで解釈してよろしいかとの質疑に対し、財源として、補助金で足りない部分を補填するという形で計上しているとの回答がありました。

また、委員より、本来ならば、国、県の補助で100%見られるのが本筋だと思うが、その5,100万円はどういう内容のものが見られなかったのかとの質疑に対し、前回の監査で指摘された部分は、今綱取り等の業務委託をしている島間、宮之浦、口永良部と契約をしているが、その契約金が高いという部分の指摘をされている。その部分についても、改善しなさいという形で言われているが、今回特にコロナの関係で色々業務的にお願いする部分もあったことから、その部分についても変更契約で令和2年度も契約額を上げたが、そういう部分については、補助対象にならないというような指摘がきていて、全体的に、まず業務委託料が高いという部分で、見直すように言われている。ただこちらとしては、今現状1社ずつしかいないので、ここに競争の原理が働かないという部分があって、その部分について国のほうに申し上げるけれども、それはそちらの理由だということで、非常に厳しく追及されており、今後の在り方について、もう一度精査し、検討して競争の原理が働くようなことをしなさいという部分を指摘されているとの回答がありました。

これらの質疑を踏まえ、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第50号、令和3年度屋久島町船舶事業特別会計予算についてであります。

討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定

をいたしました。

なお、3月17日、現地調査において、ズーフイコス化石、岩川与助氏胸像、早崎タングステン鉱山跡、枕状溶岩を巡回いたしました。雨天のため、午前中の予定を午後からに変更し、実施いたしました。急な時間変更や年度末のお忙しい中、丁寧な対応をしていただきました教育振興課課長には、大変お世話になりました。まことにありがとうございました。

以上で、総務文教委員会の報告を終わります。

○議長（高橋義友君）

次に、産業厚生常任委員長の報告を求めます。

○産業厚生常任委員長（石田尾茂樹君）

おはようございます。令和3年第1回屋久島町議会定例会において、産業厚生常任委員会に付託された議案の審査の経過と結果を御報告いたします。

本委員会に付託された案件は、議案第16号、屋久島町道路線の変更についてから、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第22号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第33号、議案第34号、議案第35号、議案第36号、議案第37号、議案第38号、議案第43号、議案第44号、議案第45号、議案第46号、議案第47号、議案第48号、議案第49号、議案第51号、議案第52号、令和3年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計予算についてまでの条例案6件、予算案9件、その他の案件12件の計27件でありました。

本委員会は、3月11日の午前10時から、第2委員会室において、関係課長、事務局長の出席をいただき詳細な説明を受け、議案審査を行いました。

それでは、議案の審査と結果について報告いたします。

まず、議案第16号、屋久島町道路線の変更については、この定住住宅を販売するときに、この町道の部分も含めて販売している事実はないかとの質疑に対し、そのような事実はないと思うとの回答がありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第17号、18号、19号、20号、屋久島町道路線の認定については、一括しての内容説明でありました。

議案に対する質疑、討論もなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第22号、債権の放棄については、料金を3か月滞納したら本人を呼ぶとか、支払いについてどうするのか、それでなければ電気の供給停止をすると、必ず支払いに来る、それぐらいの仕事をするべきとの質疑に対し、現在は、条例の規定で供給停

止している。平成22年度からの10年間は、ほとんど未納はない状態となっている。実績としては、令和2年度は8件、令和元年度は11件、平成30年度は13件の供給停止を行っているとの回答がありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第25号、屋久島町福祉センター及び屋久島町総合福祉センターの指定管理者の指定については、屋久島町の中で、色々と指定管理者となっているところがあるが、この福祉センターに関しては、非常に手厚いような気がする。幾らか金額が減っているかとの質疑に対し、補助金については、両方合わせて、昨年度と同額1,500万となっているとの回答がありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第26号、屋久島町安房地区共同墓地の指定管理者の指定については、指定管理の中に、トイレが入っているかとの質疑に対し、共同墓地については、都市計画事業の一環で、都市公園の一角として整備されたものであり、トイレについては、リスク分担表には出てきていないため、管理外であるとの回答がありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第27号、屋久島町屋久杉ランド休憩施設の指定管理者の指定については、この施設はなかなか長続きせず管理者が変わってきた経緯があるが、現在の収支はどの指摘に対し、収支に関しては、レクリエーションの森管理協議会になっているとの回答がありました。

また、このレク森の店舗についての販売品等に何か制約があるかとの質疑に対し、制約は特にないが、施設にそぐわないものとかについては、当然町として意見、指導等を行うとの回答がありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第28号、屋久島町まごころ市ぼん・たん館の指定管理者の指定については、この施設については民間から応募があり、採点し民間が指定管理者に選ばれたが、議会が反対しJAに戻った経緯がある。今回は広く募集したかとの質疑に対し、今回は募集せず、特命で実施したとの回答がありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第29号、屋久島町志戸子ガジュマル公園の指定管理者の指定については、

議案に対しての質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第30号 屋久島町安房荒茶加工施設の指定管理者の指定については、この施設は長く建っているが、ほかに補助制度とかがあるかとの質疑に対し、この施設は屋久島東部茶生産組合が管理している。組合の経営、収支も良好な団体であるため、電気の幹線の雷、台風対策として、そこで遮断して、ほかが停電にならないような改修を先月行った。特に町が何か支援をしなければならない状況ではないとの回答がありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第33号、屋久島町乳幼児等医療費助成条例の一部改正については、この予算は全て県の補助金かとの質疑に対し、鹿児島県は、非課税世帯のみという条件をつけている。非課税世帯は全体の10%になる。実質的には10倍ぐらいを市町村が払うことになり、大体300万円ほどの持ち出しが増えるものと想定しているとの回答がありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第34号、屋久島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正については、内容的には何ら変わらないという理解でよいかとの質疑に対し、内容的には変わっていないが、附則の3項に新しく規定があり、地方税法の還付加算金と延滞金の割合を項目に追加しているとの回答がありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第35号、屋久島町国民健康保険条例の一部改正については、新旧対照表で改正後に、インフルエンザが消えているが、新型コロナウイルスに対する支障はないかとの質疑に対し、新型コロナウイルス感染症については、新型インフルエンザ等対策特別措置法の中で規定しているため、この規定が改正された場合は、条例改正を行っていくと回答がありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第36号、屋久島町介護保険条例の一部改正については、第8期になって、3年から5年までの間は、保険料の値上げはないかとの質疑に対し、今8期の高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定を行っている。基準額がこの計画の中で定められており、割合は何ら変わっていないが、今回8期の計画では、第5段階、一番標準的な基

準額が6,300円と規定されているとの回答がありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第37号、屋久島町営住宅管理条例の一部改正については、安房には単身住宅がないが、改正後は単身者が入れる戸数がどれくらい増えるかとの質疑に対し、春牧に1戸、中学校の近くに1戸、この永久保団地の3戸であるとの回答がありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第38号、屋久島町営単独住宅管理条例の一部改正については、質疑もなく、討論を行ったが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第43号、令和3年度屋久島町一般会計予算（分割）について、多岐にわたりますので、主なものを報告いたします。

それでは、産業振興課所管では、商工使用料の特産品展示使用料の杉の茶屋は指定管理者ではないのかとの質疑に対し、この施設についてはまだ指定管理していない。使用料を徴収するというので、現在その申し込みがあったところと協議中であり、4月から入居予定であるとの回答がありました。

また、農業後継者対策費、節の農業次世代人材投資資金には、900万円を計上しているが、1人に対して幾らなのか、応募人数は何人かとの質疑に対し、年間1人150万円であり、継続5年間交付金を交付し、継続が5名、新規1名を見込んで900万円を計上しているとの回答がありました。

また、貸付金の屋久杉加工組合の400万円は何社なのか、未来永劫続けるものなのか、組合との協議をし、3年後あるいは5年後に廃止する計画はないかとの質疑に対し、具体的には何年先ということは考えていない。組合員の皆様には、いつまでも続けられるものではないと話している。やはり、屋久杉加工というのは、地元の材を使った伝統工芸の部分であり、組合自体が継続していけるにはどうしたらいいのかを、この金額も含めて検討していく必要があると考えているとの回答がありました。

次に、観光まちづくり課所管では、地域活性化対策費の地域おこし協力隊の件で、今回の任期満了で新規に1人採用すると説明があったが、この任期満了の方の実績報告とか活動内容等は報告されているかとの質疑に対し、地域おこし協力隊は、今現在は屋久島に2人、口永良部島に1人となっている。そのうちの屋久島の2人のうち、1人は7月に任期満了となり、その補填を1人、さらにもう1人を採用予定で、口永良部島も1名採用予定となっており、新規で3人である。事業実績報告については、四半期ごとに関係課の職員と副町長に対し報告会を実施して、作業のアドバイスをを行っている。

今度任期満了で、退任する方が楠川でニンニク栽培を行っており、事業報告会を予定している。口永良部の方については、町報で活動報告を行っているとの回答がありました。

次に、地域振興イベントの中で、婚活イベントの内容はどの質疑に対し、婚活イベントは一昨年も実施している。今年の分の実施については、まだ決定してはいない。2年前は、11月に実施し、対象者は東京、大阪、福岡で、飛行機便の直行便がある地域を対象とした。前は、2組カップルとなり、1組は結婚し、女性は屋久島に在住する結果となったとの回答がありました。

また、山岳部トイレ清掃業務委託で196万9,000円のバイオトイレ維持管理委託の内容はどの質疑に対し、バイオトイレは三代杉手前にある旧小杉谷小屋跡地に設置されているもので、もともと観光協会が阪急交通社から寄贈を受けたものが、町の管理になっているものが2基、小林製薬より町に寄贈されたものが1基で、全部で3基ある。比較的に出ないこともあり、維持管理もメンテナンスも容易で好評である。バイオトイレと大株トイレの清潔保持をするための清掃業務であるとの回答がありました。

次に、福祉支援課所管では、口永良部島の船便欠航助成の11万6,000円について、これは島民からの要請だったのか、町が自主的に組んだ助成金なのか。それと私たちが鹿児島島に行ったときに船便が欠航した場合も、宿泊代を出していただきたい。フェリー太陽の都合で、欠航したり、出港したりしていますということと一緒であるため説明をどの質疑に対し、過去の歴史的ないきさつについては、詳しく存じ上げていません。ただ、額については11万5,000円を見積もり、11万6,000円を計上した。フェリー太陽については、欠航がある場合に、口永良部島民に対してのみ補助をしてきたという実情であり、屋久島、口永良部島間だけが対象であるとの回答がありました。

委員より、やっぱり私はおかしいと思う。我々が鹿児島島に行って嵐に遭っても、ホテル代は補助してもらえない。それと一緒に交通機関は嵐とか自然災害の場合は責任を負わない、これはおかしいと思う。あなた方はお金がいっぱいあるから、やるんだったらやればいいのかとの意見がありました。

また、児童デイサービス事業運営補助金530万円の対象者は何名かとの質疑に対し、これは原にある児童デイサービス縄文の施設の運営に関する補助金である。対象者は今現在15名であり、15名の方々の障害の程度により、施設の中で様々な教育、保育も含めて行っているとの回答がありました。

次に、健康長寿課所管では、この感染症対策費は、コロナとは関係のない対策費であるが、コロナ対策費については国の補助になっているが、令和3年度の予算に入ってくるかとの質疑に対し、この感染症対策費には、コロナの予算は入っていない。この予算は結核予防また各種予防接種に対する予算を計上している。コロナの予算については、

令和2年度の事業で実施し、令和3年度には計上されていないとの回答がありました。

また、感染症対策担当参事より、新型コロナの予算については、今回の補正でも計上しており、基本的には令和2年度の予算であり、事業完了が本年の見込みであるので、令和3年3月をもって、明許繰越しを予定しているとの補足説明がありました。

次に、生活環境課所管では、火葬場の修繕の詳しい内容はどの質疑に対し、火葬炉の台車の耐火物、炉内のセラミックの張替えを供用開始から10年たって初めて行うもので、耐火物については2年に1度程度の頻度で取り換えている。このセラミックの張替えにはほぼ300万円以上、あとは発電機の点検整備や突発的な修繕を考慮し、450万円程度計上したとの回答がありました。なお、セラミックの張替えについては、2炉とも実施するとの回答がありました。

また、町有施設管理委託1億3,741万8,000円、これは日本管財の委託料であるが、記憶では6,000万円から始まった。日本管財の委託料は、総括質疑では労務単価の値上がりという回答であったが、労務単価が上がったから上げてくださいと向こうから要求があったか、労務単価が国の施策で労務単価が上がり、町から提供したかとの質疑に対し、労務単価については、国土交通省が単価を設定しており、それを参考にし、これは私どもの予算の計上であるので、実際の入札とは違うと思うが、こちらが積算した数字であるとの回答がありました。なお、この委託料については、2名の委員より、納得できない旨の意見がありました。

次に、建設課所管では、社会資本整備総合交付金の中の舗装長寿命化計画策定と公営住宅長寿命化策の内容はどの質疑に対し、これは町道の主な道路の舗装を補修したり、全て改良するための長寿命化の計画を立てるものであり、この計画がなければ、補助事業で舗装のやり替えができないものである。この公営住宅長寿命化や橋梁の長寿命化も、5年ごとに計画を練り直していく策定業務であるとの回答がありました。

また、都市計画総務費の工事請負費の中の宮之浦街路灯整備事業の場所はどこかの質疑に対し、明源しのさんから徳洲会病院までの歩道整備を行う箇所であるとの回答がありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行い、原案に反対のものから、「衛生費の町有施設管理委託料1億3,741万3,000円という、これは私議員の信義として修正してもらわないと認めるわけにはいかない。なぜかという、委託されている業者が、労務管理費が高くなったので上げてくださいと言わないものを、委託しているほうが上げますという予算が今までどこにあるのか、こんなばかな予算を組むようじゃ成り立たない、修正いただくか何かでないと、私はこの予算には賛成できません」との反対討論がありました。

この採決は起立により行い、本案を可決することに賛成の起立多数により、議案第43号、令和3年度屋久島町一般会計予算（分割）については、原案のとおり可決すべきも

のと決定いたしました。

次に、議案第44号、令和3年度屋久島町上水道事業特別会計予算については、補助事業で長峰浄水場の緊急改善事業の7,100万円は、老朽化で全てを取り替えるのかとの質疑に対し、一昨年豪雨で水源地が被災し断水をした。がけが崩れた部分があり、長峰地区には役場もでき、大きなストアもでき、緊急性で入れた部分である。補助事業を令和2年度に申請したが、取水口のダムが補助不採択で導水管の改修のみ補助が認められ、令和3年度は導水管をやり替え、令和3年度中に厚労省と交渉し、ミニダムを補助事業にのせ、水源地の改修を検討したいとの回答がありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第45号、令和3年度屋久島町簡易水道事業特別会計予算については、特に質疑、討論もなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第46号、令和3年度屋久島町国民健康保険事業特別会計予算については、議案に対する質疑、討論もなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第47号、令和3年度屋久島町介護保険事業特別会計予算については、認定審査会の報酬は何人体制かとの質疑に対し、認定審査会の委員の報酬は13名体制である。南部の第2合議体が医療機関の委員が5名、福祉関係が2名、第1合議体は、医療機関関係者が4名、福祉保健関係が2名であるとの回答がありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第48号、令和3年度屋久島町診療所事業特別会計予算については、永田診療所の医師の日本医師会等の負担金は、医師の個人負担か永田診療所の負担かとの質疑に対し、永田診療所の医師については、県の職員であり、県、国の医師会にも加盟している。負担金については、町が負担し、着任した医師の名前をその都度報告しなければならないと回答がありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第49号、令和3年度屋久島町農業集落排水事業特別会計予算については、この事業は収支のバランスが非常に悪い。これは総事業費の支払いが終わるまで続くのかとの質疑に対し、管理費が当然発生し、その部分は収入のほうで賄っていけると思う。施設を整備したときの元利償還もあり、それが続く限りこの状態が続き、その部分を一般会計から繰り入れ、交付税措置も含め、なるべく費用がかからないようにしたいが、しばらくこの状態が続くと思うとの回答がありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第51号、令和3年度屋久島町電気事業特別会計予算については、屋久島電工からの購入金額は、どれぐらいの予備を見て購入しているかとの質疑に対し、2%から3%ぐらいの余裕を見ているとの回答がありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第52号、令和3年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計予算については、特に質疑、討論もなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、産業厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（高橋義友君）

以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより、各常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○10番（小脇清保君）

総務常任委員長にお伺いいたします。私、総括質疑でも申し上げましたけれども、町長の交際費の100万円について、情報開示に関する審議はされたかどうか。されたとすれば、その結果はどのようになったのでしょうか、お尋ねします。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○総務文教常任委員長（岩山鶴美君）

委員会で、その話はされました。総務課のほうから答弁があり、その回答がありまして、町長にもお話している。町長はほかの市町村はどのようになっているかということで、調べをしている、あとは町長が判断されるだろうという回答でありました。

以上です。

○10番（小脇清保君）

町長のシルバー割引不正問題から発した一連の不祥事に対する反省の色がないと思うんですね、私が総括質疑した時点では。協議事項ではないということですから、協議事項だということではない問題ですので、委員会としては、ほかにそういうものに対する、ほかの委員からの提案とか提言とか質疑はなかったんでしょうか。

○総務文教常任委員長（岩山鶴美君）

1人意見がございました。やはりそういう交際費については、開示している市町村もあるのでやったほうがいいんじゃないかということで終わりました。

以上です。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

しばらく休憩いたします。11時15分から始めます。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時22分

○議長（高橋義友君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務文教常任委員長より発言を求められておりますので、これを許可します。

○総務文教常任委員長（岩山鶴美君）

先程私の報告の中で、議案第41号、屋久島町組織機構改革に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定についての中で、「また、山海留学の保護者さん達については、今年度留学生の保護者さんが自ら命を絶たれたというような事例も発生している」という表現を報告いたしましたけれども、これについては自死がはっきりしていないということもありまして、この文書を削除させていただきたいと思えます。

もう1点、一般会計の中の教育振興課所管の中で、志戸子公民館の大規模補修工事のことを報告いたしましたけれども、「設計は建設課ができています」という表現を、「概算要求のための設計は建設課ができています、本設計については新年度の予算で計上をしている」というふうに訂正をさせていただきます。

以上です。

○議長（高橋義友君）

これより1件ずつ討論、採決を行います。

まず、議案第16号、屋久島町道路線の変更について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第16号、屋久島町道路線の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議

ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号、屋久島町道路線の認定について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第17号、屋久島町道路線の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号、屋久島町道路線の認定について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第18号、屋久島町道路線の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号、屋久島町道路線の認定について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第19号、屋久島町道路線の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号、屋久島町道路線の認定について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第20号、屋久島町道路線の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号、債権の放棄について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第21号、債権の放棄についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第22号、債権の放棄について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第22号、債権の放棄についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案23号、口永良部島辺地総合整備計画の変更について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第23号、口永良部島辺地総合整備計画の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号、吉田コミュニティセンターふれあい館の指定管理者の指定について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第24号、吉田コミュニティセンターふれあい館の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号、屋久島町福祉センター及び屋久島町総合福祉センターの指定管理者の指定について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第25号、屋久島町福祉センター及び屋久島町総合福祉センターの指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号、屋久島町安房地区共同墓地の指定管理者の指定について討論を行

います。

地方自治法第117条の規定によって、小脇清保君の退場を求めます。

[小脇清保君退場]

○議長（高橋義友君）

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第26号、屋久島町安房地区共同墓地の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

小脇清保君の入場を許します。

[小脇清保君入場]

○議長（高橋義友君）

次に、議案第27号、屋久島町屋久杉ランド休憩施設の指定管理者の指定について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第27号、屋久島町屋久杉ランド休憩施設の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号、屋久島町まごころ市ぽん・たん館の指定管理者の指定について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第28号、屋久島町まごころ市ぽん・たん館の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号、屋久島町志戸子ガジュマル公園の指定管理者の指定について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第29号、屋久島町志戸子ガジュマル公園の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号、屋久島町安房荒茶加工施設の指定管理者の指定について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第30号、屋久島町安房荒茶加工施設の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号、屋久島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第31号、屋久島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号、屋久島町税条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第32号、屋久島町税条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号、屋久島町乳幼児等医療費助成条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第33号、屋久島町乳幼児等医療費助成条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号、屋久島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第34号、屋久島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号、屋久島町国民健康保険条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第35号、屋久島町国民健康保険条例の一部改正についてを採決します。お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号、屋久島町介護保険条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第36号、屋久島町介護保険条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議

ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号、屋久島町営住宅管理条例の一部改正について討論を行います。
討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第37号、屋久島町営住宅管理条例の一部改正についてを採決します。
お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議
ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号、屋久島町営単独住宅管理条例の一部改正について討論を行います。
討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第38号、屋久島町営単独住宅管理条例の一部改正についてを採決しま
す。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議
ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号、屋久島町立学校設置条例の一部改正について討論を行います。
討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第39号、屋久島町立学校設置条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議
ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号、屋久島町学校給食センター等設置条例の一部改正について討論を
行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第40号、屋久島町学校給食センター等設置条例の一部改正についてを
採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議
ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号、屋久島町組織機構改革に伴う関係条例の整理等に関する条例の制
定について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第41号、屋久島町組織機構改革に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号、屋久島町議会議員及び屋久島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第42号、屋久島町議会議員及び屋久島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号、屋久島町旧支所周辺にぎわい創出事業基金条例について討論を行います。

討論はありませんか。

まず、反対者の発言を許します。

○9番（緒方健太君）

今の屋久島町の財政状況を考えたときに、財政調整基金より一般会計に今年度で約

4億円、そして令和3年度の予算で2億円の繰入れがあります。その中であえて新たな基金を積む必要はないと考えます。

公共整備基金のほうに約9億円の基金が積み上がっております。そして、財政調整基金の中で約19億円ほどの基金が積みまれています。こういう基金を活用して事業を実施すべきと考えますし、もっと言えば、PFI事業などを導入して民活の中で事業を進めていく必要性が大事かと思いますので、私は反対いたします。

○議長（高橋義友君）

次に、賛成者の発言を許します。

○15番（大角利成君）

本件については、特に尾之間区並びに南部14区の区長さん方からの町に対する要望等もあり、そのことをはっきりと明記させるために、通常の基金と違い目的基金であります。そのようなことから、町民の意思を確認して町長が提案をしたところであります。

今、反対の討論がありましたけれども、私はやはりそこのにぎわいを図るためにも、目的基金をしっかりと積み立てて、住民の意に沿うような事業を展開すべきという思いでありますので、賛成をいたします。

○議長（高橋義友君）

次に、反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

次に、賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

これで討論を終わります。

これから、議案第54号、屋久島町旧支所周辺にぎわい創出事業基金条例についてを採決します。

この採決は、電子採決によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[電子採決]

○議長（高橋義友君）

これで締め切ります。

賛成多数。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号、令和3年度屋久島町一般会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

まず、反対者の発言を許します。

○10番（小脇清保君）

2つの議案について反対をしたいと思います。

所管は生活環境課ですけれども、委員長報告にもありました町有地施設管理委託料、これは業者は随契の業者です。御存じのとおり随契というのは町に有利だから随契なんです。それを町のほうから予算を上げてあげますよという予算編成というのはどうしても私はおかしいと思いますし、また労務単価の値上がりというのは、私の知識では、工事は4月だろうというふうに思うんですね。それが3月議会で出てくること自体がまずおかしい。

それと、もう1つは、同じ所管ですが、ごみ処理施設整備事業設計委託料800万円。これは焼却方式に2つの形がある以上、総合評価をして、どっちがいいかということをもまず検証してから組むべき予算であって、これはもう恣意的に一つの形が決まったような予算編成です。

この2つの議案は、私は執行部の恣意的な編成だろうというふうに思いますので、反対をいたします。

○議長（高橋義友君）

次に、賛成者の発言を許します。

○11番（日高好作君）

今、反対討論ありました内容については、委員会の中でも質疑、議論ありました。その中で、担当課の説明はこういうことでした。

業務の責任者、運転監視員、作業員等に区分して、国交省が設定している労務単価を基にそれぞれの作業日数を掛け、炭化施設については夜勤もあることから、その日数に応じた人件費を積算して合算し、それに運営管理費と消費税を掛けた予算額を算定しているという説明でありました。

そういう中で、この説明を私は理解した上で、適切な額の算出だというふうに認識をしていますので、この議案に対しては賛成いたします。

○議長（高橋義友君）

次に、反対者の発言を許します。

○12番（下野次雄君）

反対の立場で討論をいたします。

これもう前から私が指摘をしていることなんですけれども、毎回毎回、委員会のたんびに課長との議論をさせていただきました。

まず、やっぱり私が不審に思うのは、当初、開業してからずっと今まで随契のままです。何で競争入札にしないのという意見も再三言ってきました。にもかかわらず現在に至るまで随契と。随契のたんびに、そしてそれを更新するたんびに。

町長御案内のとおり6,000万円からスタートしました。今は1億4,000万円弱。2倍以上になっています。更新するたんびにその単価が上がったもんじゃたまったもんじゃな

い。

やっぱりそれは何でかという、随契のままだからそういうふうになっているんだろうと私は理解しています。いち早く競争入札にするか、さもなければ町長に、これはお願いというよりも要望なんですけれども、一日も早くこの施設から脱却して新しい施設を造るべきだと私は認識しております。であればこれも解決するんであろうというふうに思っていますので、今のところはそういう段階から含めて、私は反対をさせていただきます。

○議長（高橋義友君）

次に、賛成者の発言を許します。

○9番（緒方健太君）

議案第43号の令和3年度の一般会計予算につきましては、令和3年度の屋久島町の骨格となる予算、事業に関わる部分だと思います。コロナ関係、そして教育、福祉と幅広い予算を網羅しておりますので、委員会といたしましては、議会のルールとして修正動議をかけるべきだったというふうに考えます。よって、私はこの議案に対しましては賛成いたします。

○議長（高橋義友君）

次に、反対者の発言を許します。

○2番（眞邊真紀君）

議案第43号、一般会計予算について、今出ていますように衛生費のところ、日本管財との随意契約による契約金額がやはり到底納得がいくものではありません。

去年からすると約400万円ほど増えておりますが、労務単価が上がるからだという御説明で、ほかの委員からも今、賛成討論の中でありましたけど、詳細説明があったようですが、やっぱりちょっとその算出根拠が全然示されていない。初日の本会議でも質問しましたがけれども、詳細な算出根拠が不明確なままだと私は思っております。やっぱり随意契約による弊害、大きな弊害であろうというふうに思っています。

労務単価を国土交通省がいうように遵守して、きちんと上げるというのは当然必要かと思うんですね。もっと大枠の中で労働基準法というのがあります。町は非正規雇用の

職員を昨年度から会計年度任用職員として雇用をしています。会計年度任用職員の方々から聞こえてくるのが、どうも時間外労働賃を請求しにくい、もしくは請求すると言われていたところがあるようです。

こういうのを町は一方ではしておいて、随意契約の企業には労務単価上げて、契約金額を上げるということは、私は釣合いが全く取れていないし、納得いける内容ではないので、この予算が入っている一般会計予算案には反対します。

以上です。

○議長（高橋義友君）

次に、賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

次に、反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

これで討論を終わります。

これから、議案第43号、令和3年度屋久島町一般会計予算についてを採決します。

この採決は、電子採決によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[電子採決]

○議長（高橋義友君）

これで締め切ります。

賛成多数。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号、令和3年度屋久島町上水道事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第44号、令和3年度屋久島町上水道事業特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号、令和3年度屋久島町簡易水道事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第45号、令和3年度屋久島町簡易水道事業特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第46号、令和3年度屋久島町国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第46号、令和3年度屋久島町国民健康保険事業特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号、令和3年度屋久島町介護保険事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第47号、令和3年度屋久島町介護保険事業特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号、令和3年度屋久島町診療所事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第48号、令和3年度屋久島町診療所事業特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議

ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号、令和3年度屋久島町農業集落排水事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第49号、令和3年度屋久島町農業集落排水事業特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号、令和3年度屋久島町船舶事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第50号、令和3年度屋久島町船舶事業特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号、令和3年度屋久島町電気事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第51号、令和3年度屋久島町電気事業特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号、令和3年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第52号、令和3年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

△ 日程第39 議案第55号 屋久島町口永良部島海底光ファイバ
ケーブル等整備工事請負契約の締結
について

○議長（高橋義友君）

日程第39、議案第55号、屋久島町口永良部島海底光ファイバケーブル等整備工事請負契約の締結についてを議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

令和3年第1回屋久島町議会定例会に追加提案いたしております案件につきまして、御説明申し上げます。

提案しております案件は、契約案2件であります。

まず、議案第55号、屋久島町口永良部島海底光ファイバケーブル等整備工事請負契約の締結につきまして、御説明申し上げます。

屋久島町口永良部島海底光ファイバケーブルを敷設するため、公募型プロポーザルを実施した結果、西日本電信電話株式会社鹿児島支店を契約の相手方とし、10億1,926万円で支店長榊原寿治と随意契約により、工事請負契約を締結しようとするものであります。

以上で、説明を終わります。

御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋義友君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○2番（眞邊真紀君）

公募型プロポーザルによる契約とのことですが、プロポーザルの実施日は実際にいつでしたでしょうか。あと何社が参加されましたか。そちらをお伺いします。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

御質問に対してお答えいたします。

令和3年1月21日に西日本電信電話株式会社鹿児島支店1社のみから提案書が提出をされております。1月29日に参加資格の確認を行い、2月26日に事業者を選定し、決定をしております。

以上です。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題になっております議案第55号、屋久島町口永良部島海底光ファイバケーブル等整備工事請負契約の締結については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

議案第55号は委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、議案第55号、屋久島町口永良部島海底光ファイバケーブル等整備工事請負契約の締結について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第55号、屋久島町口永良部島海底光ファイバケーブル等整備工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第40 議案第56号 2 災1号湯泊港災害復旧工事（1工区）請負契約の締結について

○議長（高橋義友君）

日程第40、議案第56号、2 災 1 号湯泊港災害復旧工事（1 工区）請負契約の締結についてを議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

次に、議案第56号、2 災 1 号湯泊港災害復旧工事（1 工区）請負契約の締結につきまして、御説明申し上げます。

防波堤東20メートルの復旧に係るケーソン製作 1 函の新設工事であります。

去る 3 月 10 日、指名競争入札を行った結果、小牧建設株式会社屋久島出張所が 1 億 8,325 万 4,984 円で落札いたしましたので、所長上山通と工事請負契約を締結しようとするものであります。

以上で、説明を終わります。

御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋義友君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○10番（小脇清保君）

すみません。質疑というよりは知識がないのでお伺いしますけれども。

入札価格が 1 円とも違わないんですよね。これは算出方法があるんでしょうけれども、簡単に結構です。これ、じゃんけんぽんですか、決めるのは。それだけ教えてください。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○建設課長（日高一成君）

入札の決定ということですかね。決定の方法ということですかね。

○10番（小脇清保君）

4 社の中から 1 社選ばれる、この根拠をちょっと。

○建設課長（日高一成君）

これは、鹿児島県下全域、システムの中でもう決まっておりますので、このシステムが変更がない限りはこの決定方法で行きます、抽選します、このシステムの中で。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題になっております議案第56号、2 災 1 号湯泊港災害復旧工事（1 工区）請負契約の締結については、会議規則第39条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

議案第56号は委員会の付託を省略することについて御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、議案第56号、2 災 1 号湯泊港災害復旧工事（1 工区）請負契約の締結について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第56号、2 災 1 号湯泊港災害復旧工事（1 工区）請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第41 令和 2 年陳情第 5 号 グリホサートの公共エリア
への散布の禁止をする条例
の制定を求める陳情書

○議長（高橋義友君）

日程第41、令和 2 年陳情第 5 号、グリホサートの公共エリアへの散布の禁止をする条例の制定を求める陳情書を議題とします。本案件については、産業厚生常任委員会への付託案件です。

これから、産業厚生常任委員長の審査報告を求めます。

○産業厚生常任委員長（石田尾茂樹君）

お疲れさまです。

令和3年第1回屋久島町議会定例会において、産業厚生常任委員会に付託された陳情は、継続の案件1件であります。

審査の経過と結果を報告いたします。

委員会審査は3月16日午後3時30分より、第2委員会室において行いました。

それでは、令和2年陳情第5号、グリホサートの公共エリアへの散布の禁止をする条例の制定を求める陳情については、委員より、委員会の議論の中で、最終的には委員会の全会一致で、各集落の使用の実態と意見を聞く必要があるとして、委員会の趣旨としては区長連絡協議会に一任したという形になっており、泊会長を中心に協議の結果、陳情は不採択としての要望が各地区の意見を集約して結果が出されているので、それを尊重していくべきとの意見がありました。

また、全国的にはこの除草剤を禁止という法令も出ていない。なるべく公共的な近辺では使わないこと。全面禁止ではなく使ってほしくないという委員長の報告でいいと思う。全面禁止は不可能であるとの意見がありました。

陳情についての討論を行い、採択に反対の者から、前回の不採択のときに公共エリア以外ということで不採択としたことで陳情が上がってきた。実際に審議する中で区連会、区長さん達の意見を聞いてという判断の下、全面禁止については否定的な意見が多かったということで、委員会としてもそこを尊重して不採択とすべきとの討論がありました。

採択に賛成、継続審査とすべき判断の討論はなく、この採決は起立によって行い、本陳情の採択に賛成の起立少数により、令和2年陳情第5号、グリホサートの公共エリアへの散布の禁止をする条例の制定を求める陳情は不採択とすべきものと決定いたしました。

なお、附帯意見として、グリホサートの公共エリアでの使用については、使用上のマニュアルに従い、近隣に配慮し、天候を見極め、必要最小限の使用にとどめていただきたい。

以上で、報告を終わります。

○議長（高橋義友君）

以上で、産業厚生常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

○2番（眞邊真紀君）

おおむね区連会の方にさじを投げた形になったみたいですが、その区連会が不採択としたほうがいいと大半の方が言った、その内容は何なんですかね。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○産業厚生常任委員長（石田尾茂樹君）

区連会から、このことについて意見が提出されております。

区連会として統一した調査、意見として提出することを、区連会で決定をしたということでもあります。

屋久島の気象条件の中で、雑草の成長が早く、除草剤なしでの管理は非常に困難である。日本においては、グリホサートの使用を禁止する法律はないことは御存じのとおりです。農地での利用を認めている除草剤は、安全性と環境への負荷を極力軽減することに留意して開発されていると聞きます。調査願ひ文に添付された陳情の趣旨でも、農業利用を除く公共エリアの利用に限定して禁止する条例の制定を求めています。道路といっても農道併用の町道も多く、公共エリアの禁止から全面禁止への波及もないとは言えません。

以上、区長連絡協議会の統一した意見として、条例での規制は好ましくなく、陳情は不採択としていただくことを要望いたしますという意見書が届いております。

以上です。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、令和2年陳情第5号、グリホサートの公共エリアへの散布の禁止をする条例の制定を求める陳情書について討論を行います。

討論はありませんか。

まず、反対者の発言を許します。

○2番（眞邊真紀君）

いや、私はこの陳情に採択の賛成のほうで討論をしたので。

○議長（高橋義友君）

賛成のほう。すみません。

まず、反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

次に、賛成者の発言を許します。

○2番（眞邊真紀君）

グリホサートの公共施設周囲の散布について、不採択という判断が委員会でされましたけれども。やっぱり世界自然遺産の島で先進的にやる必要があると思うんですね。やっぱり諸外国でかなり問題になっています。実際に有害ですし、発がん性もありますので。

このグリホサートに限局して、話を委員会の中で広げられなかったというのが非常に残念だなと思っていて。やっぱり除草剤イコールグリホサートとなっていますけど、グリホサート以外のものを使用するという代替案を、なぜ導き出して区連会のほうにも話をしなかったのかなというのが残念だなあと。町民の代表である方たちが、そういうものを出さなかったというのが非常に残念だなと思っておりますけれども。

実際にこのグリホサートの使用禁止は、全面ではなくても公共施設の周りではぜひ取り入れるべきことだと私自身も思っておりますので、この陳情には賛成いたします。

○議長（高橋義友君）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

これで討論を終わります。

これから、令和2年陳情第5号、グリホサートの公共エリアへの散布の禁止をする条例の制定を求める陳情書を採決します。

この採決は、電子採決によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

この陳情を採択することについて賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

[電子採決]

○議長（高橋義友君）

これで締め切ります。

賛成少数。

したがって、本案は不採択とすることに決定しました。

△ 日程第42 発委第1号 屋久島町議会会議規則の一部改正について

○議長（高橋義友君）

日程第42、議会運営委員長から提出の発委第1号、屋久島町議会会議規則の一部改正についてを議題とします。

お諮りします。

発委第1号については、会議規則第39条第3項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、発委第1号については、趣旨説明を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑ないですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、発委第1号、屋久島町議会会議規則の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発委第1号、屋久島町議会会議規則の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、発委第1号、屋久島町議会会議規則の一部改正については原案のとおり可決されました。

△ 日程第43 発委第2号 専決事項の指定について

○議長（高橋義友君）

日程第43、議会運営委員長から提出の発委第2号、専決事項の指定についてを議題とします。

お諮りします。

発委第2号については、会議規則第39条第3項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、発委第2号については、趣旨説明を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、発委第2号、専決事項の指定について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発委第2号、専決事項の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、発委第2号、専決事項の指定については原案のとおり可決されました。

△ 日程第44 議員派遣について

○議長（高橋義友君）

日程第44、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

会議規則第129条の規定により、お手元に配付しました会議等へ議員を派遣したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

△ 日程第45 閉会中の継続調査申し出の件について

△ 日程第46 閉会中の継続調査申し出の件について

○議長（高橋義友君）

日程第45及び日程第46、閉会中の継続調査申し出の件についてを議題とします。

産業厚生常任委員長及び議会運営委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会計規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

産業厚生常任委員長及び議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

[発言する者あり]

○議長（高橋義友君）

このことについて。休憩、それじゃ休憩で、はい、しばらく休憩します。

休憩 午後 零時26分

再開 午後 零時28分

○議長（高橋義友君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

異議なしと認めます。

したがって、産業厚生常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第1回屋久島町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉 会 午後 零時 29分

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

屋久島町議会議長

屋久島町議会議員

屋久島町議会議員